

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和元年12月27日
【計算期間】	第3期（自 平成30年7月1日 至 令和元年6月30日）
【ファンド名】	パッシム・トラスト－豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド 201609 (PassIM Trust - AUD Target Maturity Bond Fund 201609)
【発行者名】	J.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッド (J.P. Morgan Mansart Management Limited)
【代表者の役職氏名】	取締役 シャザード・サディーク (Shahzad Sadique, Director)
【本店の所在の場所】	英国、ロンドン E14 5JP、カナリー・ワーフ、バンク・ストリート25 (25 Bank Street, Canary Wharf, London E14 5JP, United Kingdom)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 三 浦 健 同 廣 本 文 晴
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 三 浦 健 同 廣 本 文 晴
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03 (6212) 8316
【縦覧に供する場所】	該当事項なし。

- （注1）本サブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されているが、受益証券は、豪ドル建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り、豪ドルをもって行う。以下、豪ドルを「表示通貨」または「基準通貨」ということがある。
- （注2）豪ドルの円貨換算は、特に記載がない限り、便宜上、2019年10月31日現在の株式会社三井住友銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル＝75.29円）による。以下、豪ドルの円金額表示はすべてこれによる。
- （注3）本書の中で金額および比率を表示する場合には、四捨五入して記載している。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。
- （注4）本書の中で、計算期間（以下「会計年度」ということがある。）とは7月1日に始まり翌年6月30日に終了する一年を指す。ただし、第1計算期間は、2016年9月30日から2017年6月30日までの期間を指す。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的および基本的性格】

① ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

パッシム・トラスト — 豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201609（PassIM Trust - AUD Target Maturity Bond Fund 201609）（以下「本サブ・ファンド」という。）は、パッシム・トラスト（PassIM Trust）（以下「本トラスト」という。）のサブ・ファンドである。本サブ・ファンドはケイマン諸島の法律に基づき、2016年8月12日付で、補遺信託宣言（以下「補遺信託宣言」という。）に従って設立された。本書の日付現在、本トラストは本サブ・ファンドを含む17のサブ・ファンドを有する。信託金の限度額は、定められていない。

本サブ・ファンドは、受益証券の1クラスであるBクラス（以下「Bクラス」という。）のみで構成されている。Bクラスは、オーストラリアの法定通貨であるオーストラリア・ドル（以下「豪ドル」という。）建てで表示される。

本サブ・ファンドの投資目的は、本サブ・ファンドの満期日（2022年9月30日をいう。以下同じ。）における受益証券1口当たりの純資産価格について、豪ドル建ての募集価格の100%を確保することを目指しつつ、中長期的な信託財産の成長を達成することである。詳しくは、後記「2 投資方針（1）投資方針」をご参照されたい。

② ファンドの形態

（a）トラスト

本トラストは、ケイマン諸島の法律に基づき、2014年12月2日に、同日付信託宣言（以下「原信託宣言」という。）の条項に従い、オープン・エンド型のアンブレラ・ファンドとして組成された。このため、本トラストの資産は、異なる複数のサブ・ファンドに分割される。原信託宣言は、2016年4月26日付修正および改訂済み信託宣言に従い、全面的に修正および改訂された（以下「信託証書」という。）。

本トラストは、本トラストの設定日から最長150年の期間で設定されている。

（b）サブ・ファンド

各サブ・ファンドは分離された別個のトラストとして組成され、英文目論見書または場合により関連する英文目論見書補遺に定める特定の投資目的、方針、表示通貨またはその他の個別の特徴によって区別される。サブ・ファンドごとに個別の資産プールが維持され、各サブ・ファンドのそれぞれの投資目的および方針に従って投資される。

各サブ・ファンドは明確に分別された投資ポートフォリオを有する。サブ・ファンドごとに別個の帳簿および記録が維持される。

管理会社と協議して行為する受託会社は、信託証書の補遺証書によって、信託証書の条件に基づき、信託証書の権能および規定に従い、随時、追加のサブ・ファンドを設定することができる。追加のサブ・ファンドの設定は受益者の承認を必要としない。

サブ・ファンド内の異なるクラスのローンチおよび上場（該当する場合）は、異なる時期に行うことができ、そのため、あるクラスのローンチ時に当該クラスに関連する資産プールについて取引が開始されている可能性がある。該当する場合、本件に関する追加の情報は、本サブ・ファンドの半期報告書および年次報告書において提供される。

信託証書の条件に基づき、受益者の同意を得ることなく、管理会社が適切とみなすサブ・ファンドを随時設定することができる。サブ・ファンドまたは今後設定されるサブ・ファンドの詳細は、関連する英文目論見書補遺に記載される。

管理会社は、その絶対的な裁量により、異なるサブ・ファンドおよびクラスに付随する権利を区別することができる。これには、議決権、各サブ・ファンドに関して支払われる分配金ならびに手数料および費用に関するものが含まれるが、これらに限定されない。

受託会社は、本トラストの受託者として行為し、受益者に代わりその利益のために本トラストおよび各サブ・ファンドの資産を保有する。管理会社は、本トラストおよびそのサブ・ファンドの投資運用者として行為し、信託証書の規定に従い、受託会社により解任されることがある。

本トラストおよびその各サブ・ファンドは、トラストとして構成され、別個の法人格を有さず、契約を締結し、または作為もしくは不作為を行うことはできない。したがって、英文目論見書、その付属書類または英文目論見書補遺における「本トラスト」もしくは「サブ・ファンド」による契約の締結、または作為もしくは不作為に対する言及はすべて、場合により、受託会社および／または管理会社および／または投資運用会社が、信託証書の条件に従い、本トラストまたは関連するサブ・ファンドの受託者および／または管理者および／または投資運用者としての立場において、当該行為を行うことを意味する。

本サブ・ファンドは、2016年8月12日付補遺信託宣言により設定された。本サブ・ファンドは、満期日以前に終了されない限り、2022年9月30日に終了する。

(c) クラス

各サブ・ファンドに関して、複数のクラスを発行することができ、管理会社は、その絶対的な裁量により、特定のサブ・ファンド内の異なるクラスに付随する権利を区別することができる。これには、議決権、買戻請求権、分配方針、クラスの表示通貨、各クラスに関して支払われる管理報酬の水準、申込手数料および／または買戻手数料を含むが、これらに限定されない。さらに、サブ・ファンドは、信託証書の規定に従い、特定のクラスのために、金融デリバティブ商品を利用することができる。上記を条件として、クラスごとに個別の資産プールは維持されない。

(i) サブ・ファンド内に異なる通貨建てのクラスが設定され、関連する通貨エクスポージャーのヘッジを目的として通貨ヘッジ取引が締結される場合、(ii) サブ・ファンド内の特定のクラスに関して金利ヘッジ取引が締結される場合、または(iii) サブ・ファンド内の特定のクラスのために金融デリバティブ商品が利用される場合、当該取引は、いずれの場合も、特定のクラスに明確に帰属するものとし、関連するヘッジ取引および／または金融デリバティブ商品の費用および結果として生じる損益は、関連するクラスに対してのみ発生する。

また管理会社は、報酬の計算の目的上、各クラス内で受益証券をシリーズに分類することができる。発行済みのシリーズの受益証券は、管理会社の裁量により、（該当するすべての報酬および費用の支払または発生後に）他のシリーズのその時点の1口当たり純資産価格で当該他のシリーズの受益証券に再指定し、転換することができる。

(d) ヘッジ

管理会社が、サブ・ファンド内に基準通貨以外の通貨建てのクラス（以下それぞれ「ヘッジ・クラス」という。）を発行することを決定する場合、投資運用会社は、基準通貨建てのクラスで得られるであろうものと類似したリターンをヘッジ・クラスにもたらすために、ヘッジ・クラスの通貨と基準通貨の間の為替レートの変動から保護するための手法および商品を採用することがある。ヘッジ・クラスの投資家は、ヘッジ・クラスの通貨が基準通貨に対して下落した場合、当該戦略により利益が大きく制限される可能性があることに留意する必要がある。かかる状況においては、ヘッジ・クラスの投資家は、関連する金融商品に係る利益または損失、および費用が反映される1口当たり純資産価格の変動にさらされることがある。

基準通貨とヘッジ・クラスの通貨の間の為替レートの変動により、当該通貨で表示されるヘッジ・クラスの受益証券の価額が変動する場合がある。投資運用会社は、店頭および取引所で取引される通貨オプションならびに為替先渡契約（リスク管理プロセス説明書に記載されている場合）を含む手法および商品を利用して当該リスクの軽減に努める。為替先渡契約は、将来のある日にある通貨を別の通貨に交換する（例えば、一定額の英ポンドを一定額のユーロに交換する）契約である。日付（合意された将来の固定日数の場合がある。）、交換される通貨額および交換が行われる価格は、契約締結時に交渉され、契約期間にわたり固定される。

為替ヘッジは、ヘッジ・クラスの利益のためにのみ用いられるため、その費用ならびに関連する負債および／または利益は、ヘッジ・クラスの所有者にのみ発生する。したがって、当該費用ならびに関連する負債および／または利益はヘッジ・クラスの1口当たり純資産価格に反映される。ヘッジ取引は、特定のヘッジ・クラスに明確に帰属するものであり、異なる通貨建てのヘッジ・クラスの通貨エクスポージャーを合算または相殺することはできない。サブ・ファンドの資産の通貨エクスポージャーを別々のヘッジ・クラスに配分することはできない。投資運用会社は、ヘッジ対象をヘッジ・クラスの通貨エクスポージャーの範囲に限定するため、一般にヘッジによりヘッジ・クラスにレバレッジが生じることはない。投資運用会社は、少なくとも月次ベースでヘッジを監視し、月末時点で関連するヘッジ・クラスに帰属する純資産価額の100%からヘッジ水準が著しく乖離しないように、ヘッジ水準の引上げまたは場合により引下げを行う。

投資家は、上述のクラスのヘッジに加え、各サブ・ファンドが基準通貨以外の通貨建て有価証券への投資が認められており、決済要件を満たすために通貨を購入する場合があることにも留意する必要がある。また、各サブ・ファンドは、当該サブ・ファンドのポートフォリオに基準通貨以外の通貨建てで組み入れられている裏付資産に関する為替リスクをヘッジする目的で、ヘッジ取引を行うことがある。サブ・ファンドが保有する譲渡可能な有価証券の通貨エクスポージャーの特性を変える通貨取引は、当該サブ・ファンドのリスク低減および／または費用削減のみを目的として行われる。

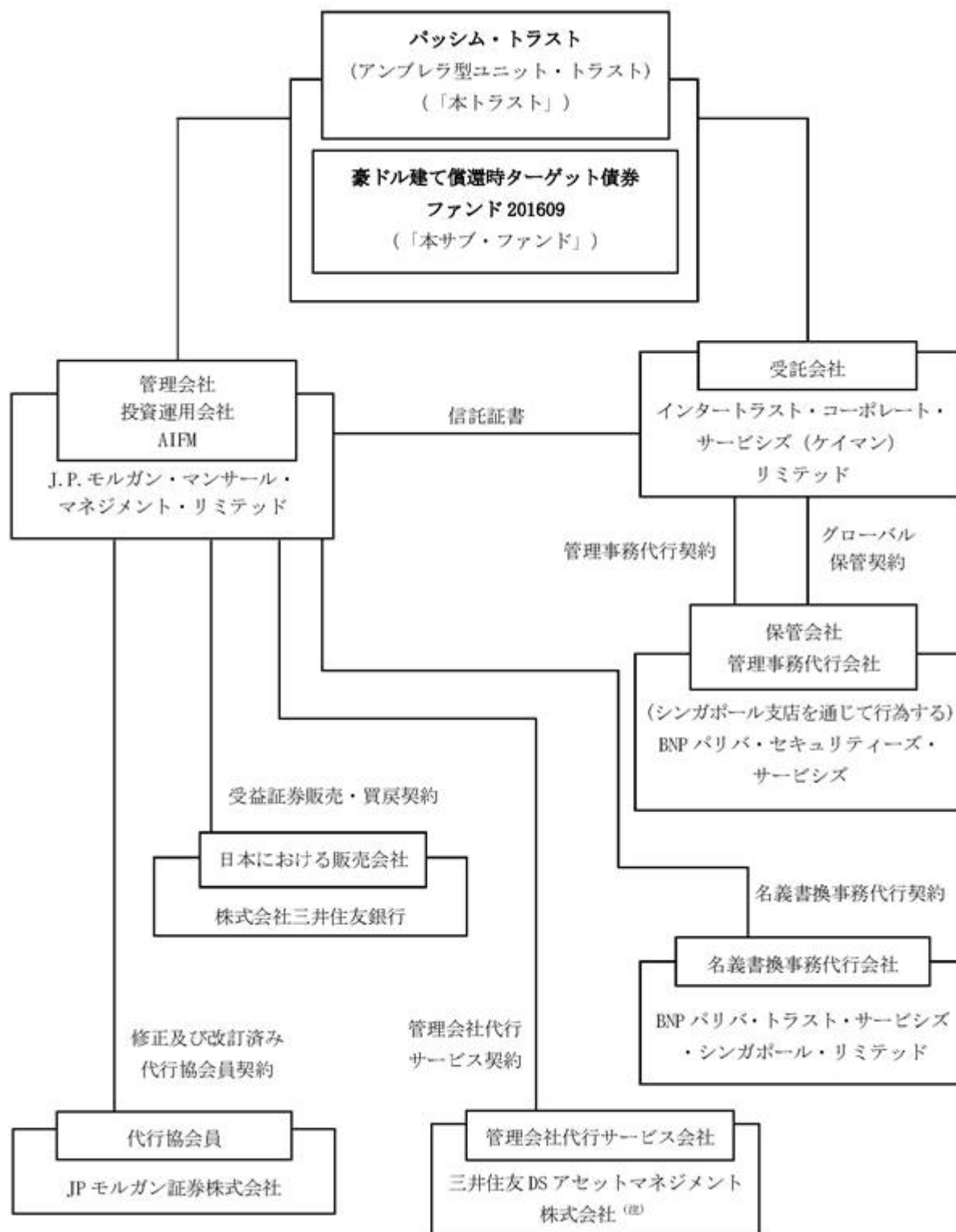
投資運用会社は、上述の為替リスクのヘッジに努めるものの、その成否は保証できない。

（２）【ファンドの沿革】

2007年11月 7 日	管理会社設立
2014年12月 2 日	原信託宣言締結
2016年 4 月26日	原信託宣言を修正する修正および改訂済み信託宣言締結
2016年 8 月12日	本サブ・ファンド設立に係る補遺信託宣言締結
2016年 9 月12日	日本における受益証券の募集開始
2016年 9 月30日	運用開始（以下「設定日」という。）

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



(注) 大和住銀投信投資顧問株式会社は、2019年4月1日に三井住友アセットマネジメント株式会社と合併し、商号を三井住友DSアセットマネジメント株式会社に変更した。当該合併および商号変更により、ファンドの管理会社代行サービス会社としての業務は大和住銀投信投資顧問株式会社から三井住友DSアセットマネジメント株式会社に継承した。継承後の業務内容について変更はない。以下同じ。

② 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
J.P. モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッド (J.P. Morgan Mansart Management Limited)	管理会社 投資運用会社 AIFM	信託証券および補遺信託宣言を受託会社と締結。 信託証券および補遺信託宣言は、本サブ・ファンド資産の運用および管理、受益証券の発行および買戻しならびに本サブ・ファンドの終了等について規定している。
インタートラスト・コーポレート・サービスズ（ケイマン）リミテッド (Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited)	受託会社	信託証券および補遺信託宣言を管理会社と締結。 信託証券および補遺信託宣言は、本サブ・ファンド資産の運用および管理、受益証券の発行および買戻しならびに本サブ・ファンドの終了等について規定している。
（シンガポール支店を通じて行為する）BNPパリバ・セキュリティーズ・サービスズ (BNP Paribas Securities Services (acting through its Singapore branch))	保管会社 管理事務代行会社	2014年12月10日付でグローバル保管契約（改訂済） ^{（注1）} および2016年8月25日付で管理事務代行契約（改訂済） ^{（注2）} を受託会社と締結。 保管契約は、保管会社が保有している本サブ・ファンドの資産保管業務について規定している。 管理事務代行契約は、本サブ・ファンドの管理事務代行業務について規定している。
BNPパリバ・トラスト・サービスズ・シンガポール・リミテッド (BNP Paribas Trust Services Singapore Limited)	名義書換事務代行会社	2014年12月10日付で名義書換事務代行契約（改訂済） ^{（注3）} を管理会社と締結。 名義書換事務代行契約は、本サブ・ファンドの登録事務および名義書換事務代行業務について規定している。
三井住友DSアセットマネジメント株式会社 (Sumitomo Mitsui DS Asset Management Company, Limited)	管理会社代行サービス会社	2016年8月23日付で管理会社代行サービス契約 ^{（注4）} を管理会社と締結。 管理会社代行サービス契約は、補助業務について規定している。
JPモルガン証券株式会社 (JPMorgan Securities Japan Co., Ltd.)	代行協会員	2016年11月22日付で修正及び改訂済み代行協会員契約 ^{（注5）} （以下「代行協会員契約」という。）を管理会社と締結。 代行協会員契約は、代行協会員業務について規定している。
株式会社三井住友銀行 (Sumitomo Mitsui Banking Corporation)	販売会社	2016年9月9日付で受益証券販売・買戻契約 ^{（注6）} を管理会社と締結。 受益証券販売・買戻契約は、受益証券の募集、買戻しの取扱い業務および売出しについて規定している。

（注1）グローバル保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、本サブ・ファンドに対し、本サブ・ファンドの資産の保管業務を提供することを約する契約である。

（注2）管理事務代行契約とは、受託会社によって任命された管理事務代行会社が計算および評価ならびにその他の管理事務代行業務を本サブ・ファンドに提供することを約する契約である。

- (注3) 名義書換事務代行契約とは、管理会社によって任命された名義書換事務代行会社が登録・名義書換事務代行業務を本サブ・ファンドに提供することを約する契約である。
- (注4) 管理会社代行サービス契約とは、管理会社によって任命された管理会社代行サービス会社が、補助業務を管理会社に提供することを約する契約である。
- (注5) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、受益証券に関する目論見書の配布、受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本の法令および／または日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。
- (注6) 受益証券販売・買戻契約とは管理会社によって任命された販売会社が、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することおよび日本の受益者からの買戻注文を管理会社に取次ぐことを約する契約である。

③ 管理会社の概況

(i) 設立準拠法

管理会社は、イングランドおよびウェールズ法に基づき、2007年11月7日に有限責任会社として設立された。

(ii) 事業の目的

事業の目的は、集団投資スキームおよび特別目的ヴィークルの管理を行うことであり、とりわけ、世界（米国を除く。）の法人顧客および仲介業者に対して、個々に合わせてカスタマイズされた革新的な資産運用商品を提供することに重点を置いている。

(iii) 資本金の額（2019年10月末日現在）

払込済資本金の額 2,500万米ドルおよび1英ポンド（約27億2,175万円）

発行済株式総数 25,000,001株（1株1米ドルの普通株式25,000,000株および1株1英ポンドの普通株式1株）

授權株式数 管理会社は授權株式資本を有さず、そのため管理会社によって発行され得る株式数または株式資本に上限はない。

(注) 米ドルおよび英ポンドの円貨換算は、便宜上、2019年10月31日現在の株式会社三井住友銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝108.87円、1英ポンド＝140.56円）による。以下、特に記載がない限り、米ドルおよび英ポンドの円金額表示はすべてこれによる。以下同じ。

(iv) 会社の沿革

2007年11月7日	管理会社設立（登録社番6420957、社名「WG&M シェルフ158カンパニー」として設立）
2009年1月30日	管理会社社名変更（「J.P.モルガン・マーケット・リミテッド」に社名変更）
2009年3月27日	管理会社社名変更（「J.P.モルガン・マネジメント・リミテッド」に社名変更）
2012年5月23日	管理会社社名変更（現社名に変更）

(v) 大株主の状況

(2019年10月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
ザ・ベアー・スターン ズ・カンパニーズ・エ ル・エル・シー	アメリカ合衆国 ニュー ヨーク州 10179 ニュー ヨーク マディソン・アベ ニュー383	1 株 1 米ドルの普通株式 25,000,000株および 1 株 1 英 ポンドの普通株式 1 株	100%

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

① 準拠法の名称

本サブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づき設定され、ケイマン諸島の信託法（改訂済）（以下「信託法」という。）に基づき登録されている。本サブ・ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）により規制されている。

② 準拠法の内容

(i) 信託法

ケイマン諸島の信託法（改正を含む。）は、実質的に、英国の信託法（ケイマン諸島の特定の法律により補足される）に基づく。投資家は、一般に受託会社が保管会社として保有し、いわゆる受益者である投資家の利益のために投資運用会社によって運用されるファンドに資金を拠出する。信託証書の特定の条項に従い、各受益者は、信託財産の持分比率に応じて権利を有する。

受託会社は、一般的な忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明義務を負う。その機能、義務および責任の詳細は、信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、免税信託として登録申請される。その場合には、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とししない旨宣言した、受託会社の法定の宣誓書が登録料と共にケイマン諸島の信託登記官に届け出られる。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。

一旦設定された信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。本サブ・ファンドは、2016年8月12日付補遺信託宣言により設定された。

本サブ・ファンドは、後記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (5) その他 ① ファンドの解散」の項に従い終了するまで存続する。

免税信託は、信託証書の変更を信託登記官に提出しなければならない。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

(ii) ミューチュアル・ファンド法（改訂済）

後記「(6) 監督官庁の概要」の項をご参照されたい。

（５）【開示制度の概要】

① ケイマン諸島における開示

（i）ケイマン諸島金融庁に対する開示

受託会社は、本トラストおよび本サブ・ファンドに関して英文目論見書を発行しなければならない。英文目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資家となろうとする者が本サブ・ファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすうるために必要なその他の情報に基づいて要求される情報を記載しなければならない。英文目論見書は、本トラストおよび本サブ・ファンドについての詳細を記載した申請書とともにケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）に提出しなければならない。

加えて、既存の法令による虚偽表示に関する義務および一般的慣習法上の重要な事項に関する適切な開示に関する義務の適用がある。継続的な募集のある場合、取締役、受託者、ミューチュアル・ファンド・アドミニストレーター、監査人の変更等の重要な変更がある場合には、変更した英文目論見書を提出する義務がある。

ファンドは、認可を受けたミューチュアル・ファンド・アドミニストレーター（本トラストの場合、受託会社）の事務所に、ケイマン諸島における主要な事務所を指定しなければならないが、本トラスト自身において、ライセンスを取得する必要はない。

本サブ・ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程において、本サブ・ファンドに以下の事由があると知ったとき、または以下の事由があると信ずべき理由があるときはCIMAに報告する法的義務を負っている。

- （a）弁済期に債務を履行できないこと、またはその可能性があること。
- （b）投資家または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- （c）会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- （d）詐欺的または犯罪的手法で事業を遂行していること、またはそのように遂行しようとして意図していること。
- （e）関係する法令に違反する方法で事業を遂行していること、またはそのように遂行しようとして意図していること。

本サブ・ファンドの監査人は、グラントソントン ケイマン諸島である。本サブ・ファンドの会計監査は、国際会計基準に基づいて行われる。

本サブ・ファンドは、毎年12月31日までに、6月30日に終了する本サブ・ファンドの会計年度の監査済会計書類をCIMAに提出する。

受託会社は、ケイマン諸島のリテール・ミューチュアル・ファンド（日本）規則（改訂済）の第9規則によって要求される事項を記載した営業報告書をCIMAに提出する。

（ii）受益者に対する開示

本サブ・ファンドの会計年度末は、毎年6月30日である。第一期監査済会計書類は、2017年6月30日に終了する期間について作成された。会計書類は、国際会計基準に従って作成される。会計年度末から6か月以内に、監査済会計書類の写しが受益者に送付される。また、管理会社によって、未監査の半期報告書の写しが受益者に送付される。

② 日本における開示

（i）監督官庁に対する開示

（a）金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集または売出しをする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資家およびその他希望する者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができる。

受益証券の販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資家に交付する。また、投資家から請求があった場合には、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資家から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。

管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、本サブ・ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはその都度臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資家およびその他希望する者は、これらの書類を、EDINET等において閲覧することができる。

（b）投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の修正を含む。）（以下「投信法」という。）に従い、本サブ・ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、本サブ・ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、本サブ・ファンドの資産について、本サブ・ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

（ii）日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であって、その内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容およびその理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実の販売会社を通じて日本の受益者に通知される。

本サブ・ファンドの交付運用報告書および運用報告書（全体版）は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は電磁的方法により本サブ・ファンドの代行協会員であるJPモルガン証券株式会社のホームページにおいて提供される。

（６）【監督官庁の概要】

本サブ・ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づき規制されている。したがって、本サブ・ファンド（および受託会社）は、特に、ミューチュアル・ファンド法上、ケイマン諸島当局に申請書ならびに監査済年次財務諸表および年次報告書を提出しなければならない。本サブ・ファンドは、規制された投資信託として、ミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAの免許および監督に服し、CIMAは、いつでも本サブ・ファンドに、財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができる。さらに、CIMAは、受託会社にCIMAがミューチュアル・ファンド法上の義務を遂行するために合理的に必要とする本サブ・ファンドに関する情報または説明を提出するよう求めることができる。受託会社は、本サブ・ファンドに関するすべての記録を、合理的な時間に、CIMAに提出または開示しなければならない。CIMAは、開示された記録の写しを作成し、抄本を備置することができる。CIMAの要求を遵守しない場合には、受託会社は、高額の罰金に服し、CIMAは、本サブ・ファンドの投資家の資産の保護のため適切と考えるかかる命令、または受託会社が本サブ・ファンドを解散させるための指示を上級裁判所に要求し、上級裁判所はかかる命令を発する権限を有する。CIMAは、必要であると考えられる場合はいつでも、ミューチュアル・ファンド法および適用されるマネーロンダリング防止規則が遵守されていることを確認するため、立入検査またはその他CIMAが決定する方法により、本サブ・ファンドの業務または事業の検査を行う。

規制された投資信託が、その義務を履行できなくなる可能性がある場合には、また投資家や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合には、CIMAは、一定の措置を取ることができる。CIMAの権限には、本サブ・ファンドの免許の取消し、受託会社の交替を要求すること、本サブ・ファンドの適切な業務遂行について本サブ・ファンドに助言を与える者を任命すること、または本サブ・ファンドの業務監督者を任命すること等が含まれる。CIMAは、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。）を行使することができる。

本サブ・ファンドの受託会社は、ケイマン諸島の会社として登録されており、かつ信託会社としてケイマン諸島政府の許可を受けている。受託会社は、CIMAの監督下にある。受託会社はまた、ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託管理会社として許可されている。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

投資目的

本サブ・ファンドの投資目的は、本サブ・ファンドの満期日における受益証券1口当たりの純資産価格について、豪ドル建ての募集価格の100%を確保することを目指しつつ、中長期的な信託財産の成長を達成することである。

投資方針

本サブ・ファンドは、特別目的会社（以下に定義される。）の発行する豪ドル建てパフォーマンス・リンク債券（以下「**本債券**」という。）へ投資することにより、その投資目的の達成を目指す。

本サブ・ファンドは、満期日における受益証券1口当たりの純資産価格について、豪ドル建ての募集価格の100%の確保を目指しつつ、複数の上場投資信託（以下「**ETF**」という。）から構成されるJPモルガンETFエフィシエンテ5指数（米ドル建て、エクセス・リターン）（以下「**ETFエフィシエンテ指数**」という。）を豪ドルヘッジしたもの（以下「**本債券参照指数**」という。）のパフォーマンスに対する投資機会を提供する。

償還代金の支払いは、満期日の3営業日後または管理会社はその絶対的な裁量に基づき決定し申込者に通知するその他の日に行われる。

本債券

A. 本債券

本債券は、ジャージー籍の有限責任会社であり特別目的会社であるアリエス・ファイナンス・リミテッド（Aries Finance Limited）（以下「**本債券発行体**」という。）により発行された満期約6年の豪ドル建て社債である。

本債券は、元本額（以下「**本債券元本額**」という。）に対して割引発行され（割引発行額は約98%と想定され、2016年9月30日付で98%に確定した。）、2022年9月26日（以下「**本債券満期日**」という。）において本債券元本額の少なくとも100%の価格にて償還されるように設計されている。本債券は、本債券発行体の責任財産限定特約付き社債であり、本債券に係る本債券発行体の債務は、主として本債券発行体の以下の参照資産により担保される。

（i）日本国債（以下「**日本国債**」という。）

（ii）J.P.モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシー（以下「**本債券スワップ相手方当事者**」という。）との豪ドル／日本円通貨スワップ

（iii）本債券参照指数に対するレバレッジ後の想定エクスポージャー。かかるエクスポージャーは、本債券スワップ相手方当事者との店頭デリバティブ取引を通じて提供される。本債券参照指数に対するエクスポージャーは、元本確保を超えた信託財産の成長の提供を目的とする。

上記店頭デリバティブ取引および豪ドル／日本円通貨スワップを、以下「**本債券スワップ取引**」と総称する。

本債券満期日における本債券の償還に係る支払額は、上記参照資産のパフォーマンスに連動する。本債券参照指数に対する想定エクスポージャーは、本債券元本額の約50%から70%で開始することが想定された（ただし、設定日前後の市場環境により決定されることになっており、設定当初は60%で開始した。）。本サブ・ファンドの存続中、本債券参照指数に対するエクスポージャーは本債券の純資産価額の0%から100%の間を変動する。

本債券は、本債券満期日（ただし、本債券が早期償還されることはあり得る。）における本債券元本額の100%を確保しつつ、設定日から2022年9月15日までの期間における本債券参照指数のパフォーマンス

スに連動したリターンを提供することを目指している。かかる元本確保の水準は、日本国債への投資と豪ドル／日本円通貨スワップの組み合わせを通じて図られる。

本債券参照指数のパフォーマンスが芳しくない場合、本債券の本債券参照指数に対するエクスポージャーは減少し、本サブ・ファンドの信託財産の成長を提供する能力は大きく損なわれることになる。

受益者は、（本サブ・ファンドにおける）元本確保は、保証を意味するものではなく、成功しないおそれがあることを認識する必要がある。

本債券は後記「3 投資リスク（1）リスク要因 ①リスク要因 本債券に関するリスク」に記載のとおり一定の状況において早期償還されることがあることを、受益者は認識する必要がある。かかる状況においては、本債券は（本債券の発行者の代理人である決定事務代行会社であるJ.P.モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシー（以下「決定事務代行会社」という。）により決定される）公正な市場価格において償還される。本債券の公正市場価格は、如何なる時点においても本債券元本額の100%を下回ることがあり得、また、本債券のために担保設定された本債券発行体の資産（日本国債および本債券スワップ取引における本債券発行体の権利を含む。）の価値は、本債券の公正市場価格の全額について支払いをするには不足し、本債券の投資家としての本サブ・ファンドは、重大な損失を被るおそれがある。

一定の限られた場合（本債券スワップ取引が解約された場合や本債券スワップ相手方当事者がデフォルトもしくは債務超過となる場合を含む。）を除き、本債券満期日または早期償還における本債券の償還額は、本債券スワップ取引における本債券スワップ相手方当事者から支払われる資金によって賄われる。

本債券は、本サブ・ファンドに対して、四半期ごとに年率0.76%の利払いを行うことが見込まれている。本債券スワップ相手方当事者は、かかる利払い額について、店頭デリバティブ取引により、本債券発行体に対して資金を供給する。

豪ドル／日本円通貨スワップは、本債券発行体に対して、本債券発行体が日本国債について受領する日本円と、本債券の支払通貨である豪ドルとの間の外国為替ヘッジを提供する。一定の場合（本債券スワップ相手方当事者がデフォルトしまたは債務超過となる場合を含む。）、本債券スワップ取引は、かかる外国為替ヘッジを提供することを停止し、その場合、本債券の投資者である本サブ・ファンドは、本債券への投資が行われた日から日本円と豪ドルとの間の為替レートの変動にさらされることとなる。

更に、本債券および／または本債券スワップ取引について支払障害事由（後記「3 投資リスク（1）リスク要因 ① リスク要因 本債券に関するリスク 支払障害事由に関する事項」を参照されたい。）が発生している一定の限られた場合においては、本債券における支払日（利払い日、早期償還日および／または本債券満期日を含む。）が延期され、さらにかかる事由が一定期間継続する場合、本債券における支払通貨が豪ドルから米ドルに変更されることがあり得る。その場合、本サブ・ファンドは、米ドルと豪ドルの為替レートの変動に曝されることになり得る。

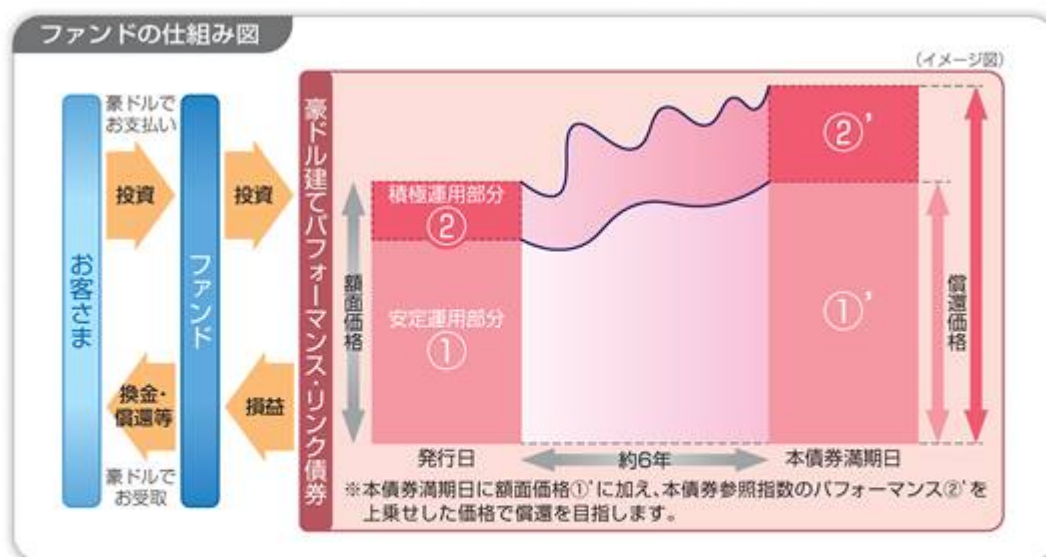
本債券の受託会社であるU.S.バンクN.A.（以下「**本債券受託会社**」という。）は、裏付けとなる日本国債および本債券スワップ相手方当事者に対する本債券発行体の権利について担保権を有し、かかる担保権をとりわけ本債券のために保有する。本債券受託会社によるかかる担保権の実行による手取り金の充当順序において、本債券受託会社および本債券発行体の代理人は本サブ・ファンドに優先しており、従って、かかる担保権の実行による手取り金が優先債権および本債券の保有者に対する支払いをすべて行うのに不足する場合、本サブ・ファンドはその投資に関して損害を被ることとなることを、受益者は認識すべきである。本債券発行体および本債券に関するストラクチャー上の制約により、本債券受託会社は（および間接的には本サブ・ファンドも）、本債券に関する支払額に不足が生じた場合であっても、（本債券のために担保設定された資産を除く）本債券発行体のあらゆる資産に対して申立てを行わない。

本債券に関するより詳細な情報については、後記「3 投資リスク（1）リスク要因 ①リスク要因 本債券に関するリスク」をご参照されたい。

B. 特別目的会社

本債券発行体は、特別目的会社として設立されている。本債券発行体の唯一の事業は、資産購入および関連するデリバティブならびにその他の契約締結のため、担保付き限定償還請求債券発行プログラムによりシリーズで本債券を発行することにより資金を調達することである。本債券スワップ取引を含む、かかる購入された資産および締結された契約は、本債券発行体が関連する本債券および関連ある契約に基づく義務の履行に十分な資産を有することとするため、担保付きとされる。本債券発行体の資産および契約（本債券スワップ取引を含む。）が不十分な場合、本債券の投資者の請求権を充足するために利用可能な他の資産は存在しない。本債券に関連して保有される資産は、本債券の他のシリーズの保有者の請求権を充足するために利用できない。

本サブ・ファンドの仕組み

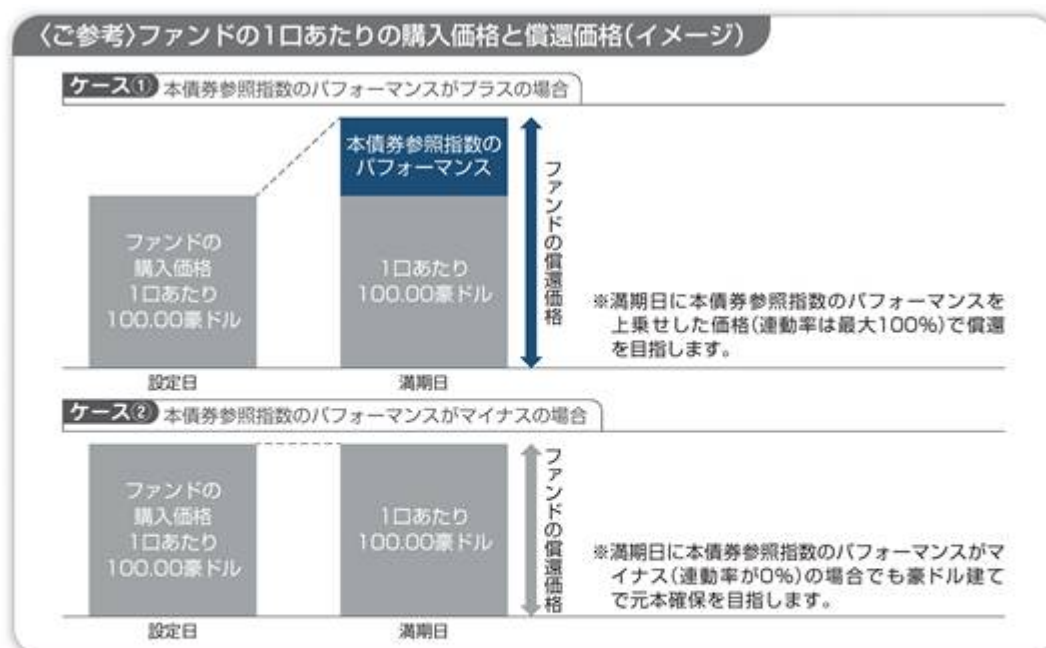


※本債券参照指数のパフォーマンス②'がマイナスの場合でも、満期日に豪ドル建て元本の確保を目指します。ただし元本が保証されているわけではありません。

※途中換金の場合、その時点での時価で換金されるため、換金価額は豪ドル建てで元本を下回る場合があります。

※当ファンドは豪ドル建てのため、円から投資する場合は為替変動リスクが生じます。したがって、円高局面のご換金時は、その資産価値が大きく減少する可能性があります。

満期日における償還額



※当ファンドは、満期日において豪ドル建て元本(1口=100.00豪ドル)を確保することを目指しますが、これは元本を保証するものではなく、そのような運用が達成されない場合があります。

※本債券参照指数のパフォーマンスがマイナスの場合でも、満期日に豪ドル建て元本の確保を目指します。ただし元本が保証されているわけではありません。

※途中換金の場合、その時点での時価で換金されるため、換金価額は豪ドル建てで元本を下回る場合があります。

※当ファンドは豪ドル建てのため、円から投資する場合は為替変動リスクが生じます。したがって、円高局面のご換金時は、その資産価値が大きく減少する可能性があります。

C. レバレッジ

本サブ・ファンドの本債券への投資はレバレッジされないが、日本国債への100%の投資および本債券スワップ取引を通じた本債券参照指数への追加的なエクスポージャー（本債券元本額の60%で開始された。）により、本債券にはレバレッジが内包されている。

D. ETFエフィシエンテ指数

ETFエフィシエンテ指数は、非常に流動性の高いETFのみを投資対象としたルールベースの指数である。

ETFエフィシエンテ指数は、ポートフォリオの最適化を図ることでリスクを最低限に抑え、リターンの最大化を目指す。

ETFエフィシエンテ指数は、月次のリバランスによって、株式、米国債、投資適格社債、ハイ・イールド債、エマージングマーケット、コモディティ等を参照するETFを対象に、過去の実現ボラティリティが5%以下で、かつリターンが最も高い資産配分を決定する。ETFエフィシエンテ指数は原資産のリターンから無リスク投資によるリターンを引いたエクセス・リターン指数である。

ETFエフィシエンテ指数（年率0.5%の指数計算報酬が控除されている。）は、2010年10月29日に初めて設定されて公表された。

ETFエフィシエンテ指数は、配当金を再投資する上場ファンド12銘柄（以下個々に「ETF構成要素」という。）とJPモルガン・キャッシュ・インデックス3か月物（以下「キャッシュ構成要素」という。）からなるバスケットのキャッシュ構成要素のリターンに対するエクセス・リターンを追跡する想定ダイナミック・バスケットである。ETF構成要素およびキャッシュ構成要素は、ともにバスケット構成要素と称されるが、バスケット構成要素は、後記「ETFエフィシエンテ指数の詳細」に記載されている特別事由に服する。ETF構成要素の資産の種類および地域性は多様である。市場混乱事由（後記「ETFエフィシエンテ指数の詳細」をご参照されたい。以下同じ。）が発生し、それが継続している場合を除き、ETFエフィシエンテ指数内での各バスケット構成要素の比重は毎月、各月の最初の指数営業日（（i）ニュー

ヨーク証券取引所が通常の取引会での取引を行う予定の日で、かつ（ii）すべてのバスケット構成要素にとって取引日である日をいう。以下同じ。）（以下かかる日を個々に「再調整日」という。）に調整される。市場混乱事由が発生し、それが継続している場合を除き、ETFエフィシエンテ指数は、各暦月の最初の指数営業日にリバランスされる。

再調整日に各バスケット構成要素に配分される比重は、ETFエフィシエンテ指数規則（以下「本規則」という。）に従って、再調整日の2指数営業日前の日（以下「再調整選定日」という。）に、直前のパフォーマンス観測期間に測定されたバスケット構成要素で構成される複数の仮想ポートフォリオのリターンおよびボラティリティを基準として決定される。

比重の再調整の方法（以下により詳細に記載される。）は、対象となるパフォーマンス観察期間において、同期間のボラティリティを年率で見たときに特定のボラティリティ（以下「ターゲットボラティリティ」という。）と同じもしくは以下となることを条件として、最もリターンが高い仮想ポートフォリオとなるように、バスケット構成要素のそれぞれについて比重を決定しようとするものである。ETFエフィシエンテ指数のターゲットボラティリティは5%である。

ETFエフィシエンテ指数を構築する際に用いられる投資戦略が良好な成果を収める、またはETFエフィシエンテ指数がバスケット構成要素で構築されうる別のバスケットもしくは戦略より優れた成績をあげる、という保証はない。さらに、ETFエフィシエンテ指数がターゲットボラティリティを達成するという保証もない。各ETFエフィシエンテ指数について実際に実現するボラティリティは、ターゲットボラティリティを上回る場合も下回る場合もありうる。

市場混乱事由が発生している場合を除き、ETFエフィシエンテ指数のレベル（以下「指数レベル」という。）は、決定事務代行会社が指数営業日ごとに、小数点以下第二位まで計算する。

ETFエフィシエンテ指数は、誰かが権利を有しまたは誰かが所有者利益を有している資産のポートフォリオが実際には存在していないことから、想定資産バスケットといえることができる。ETFエフィシエンテ指数は、一定の資産を基準とし、そのパフォーマンスを指数レベルの計算の基準点として使用しているにすぎない。

E. ETF構成要素

募集期間の開始時点におけるETFエフィシエンテ指数の想定資産バスケット（以下「バスケット構成要素」という。）は、下記の表1に記載されている。表1ではまた、各バスケット構成要素については特定上の便宜のためにブルームバーグのティッカーが記載されている。

表1

セクター/ セクターキャップ	サブセクター	名称	ティッカー	配分上限
先進国株式 50%	USラージキャップ	SPDR S&P 500 ETF Trust	SPY	20%
	USスモールキャップ	iShares Russell 2000 Index Fund	IWM	10%
	先進国株式(米国除く)	iShares MSCI EAFE Index Fund	EFA	20%
債券 50%	長期米国債	iShares Barclays 20+ Year Treasury Bond Fund	TLT	20%
	投資適格社債	iShares IBOXX Investment Grade Corporate Bond Fund	LQD	20%
	ハイ・イールド社債	iShares IBOXX High Yield Corporate Bond Fund	HYG	20%
エマージング 25%	エマージング株式	iShares MSCI Emerging Markets Index Fund	EEM	20%
	エマージング債券	iShares Emerging Market Bond Fund	EMB	20%
オルタナティブ投資 25%	不動産	iShares Dow Jones Real Estate Index Fund	IYR	20%
	コモディティ	iShares S&P GSCI Commodity-Indexed Trust	GSG	10%
	ゴールド	SPDR GOLD Trust	GLD	10%
インフレ/金利 50%	インフレ連動債	iShares Barclays TIPS Bond Fund	TIP	50%
	キャッシュ	JPMorgan 3M Cash Index	JPCAUS3M	50%

(出所) J.P.モルガン。投資対象のETFは将来変更になる場合があります。2016年7月末現在

ETFエフィシエンテ指数の詳細

以下は、本規則からの市場混乱および特別事由の要約である。本項における用語の定義は本規則で規定された意味を有する。Q&Aを含むETFエフィシエンテ指数に関連する詳細情報は、管理会社から入手することができる。

(a) 市場混乱

① 再調整選定日における場合

再調整選定日がいずれかのバスケット構成要素（かかる各バスケット構成要素を当該目的上「影響されるバスケット構成要素」という。）に関する混乱日である場合、関連する再調整選定日は、当初予定されていた再調整選定日であり、影響される各バスケット構成要素の最終TR価格（下記「③ 指数営業日における場合」をご参照されたい。）または終値（場合により）は、影響されるバスケット構成要素の混乱日でない直前の取引日現在の影響されるバスケット構成要素の最終TR価格または終値（場合による。）とみなされる。

② 再調整日における場合

再調整日がいずれかのバスケット構成要素（かかる各バスケット構成要素を当該目的上「影響されるバスケット構成要素」という。）に関する混乱日である場合、関連する再調整日は、すべてのバスケット構成要素の取引日であらゆるバスケット構成要素の混乱日でない直後の日をいうが、当初再調整日に予定されていた日の直後の5指数営業日がそれぞれいずれかのバスケット構成要素の混乱日である場合を除く。このような場合、かかる当初再調整日に予定されていた日の直後の5指数営業日目が関連する再調整日とみなされ（少なくとも1バスケット構成要素に関して混乱日であるかどうかに関わらない。）、決定事務代行会社は、誠実に行為し、自身がその合理的な裁量により適切であると判断した情報および／または方法を用いて関連するETFエフィシエンテ指数を再調整する。

③ 指数営業日における場合

指数営業日が一または複数のバスケット構成要素（かかる各バスケット構成要素を当該目的上「影響されるバスケット構成要素」という。）の混乱日である場合、決定事務代行会社は、以下のいずれかを行うことができる。

- (a) 影響されるバスケット構成要素の最終価格および／または最終TR価格の誠実な見積りを用いて、当該指数営業日の指数値の誠実な見積りを算出すること。当該見積価格は、かかる影響されるバスケット構成要素について混乱日でない直後の指数営業日、およびあらゆるバスケット構成要素について混乱日でない直後の指数営業日において、修正の対象となる。または
- (b) あらゆるバスケット構成要素について混乱日でない直後の指数営業日まで指数値の計算および公表を停止すること。

取引日においてあらゆる対象ETF構成要素の最終TR価格を決定する目的上、かかる対象ETF構成要素の前取引日が混乱日であった場合、当該取引日の最終TR価格を決定する算出式において（i）かかる前取引日の最終TR価格は、当該対象ETF構成要素の混乱日でない前取引日の最終TR価格に置き換えられ、（ii）かかる前取引日の最終価格は、当該対象ETF構成要素の混乱日でない前取引日の最終価格に置き換えられ、さらに（iii）当該対象ETF構成要素の当該取引日における分配金総額は、混乱日でない前取引日（同日を除く。）から当該取引日（同日を含む。）までのすべての日につき、対象ETF構成要素の分配金総額合計に置き換えられる。

④ 市場混乱に関する定義

- (a) 「混乱日」とは、あるバスケット構成要素に関して、当該バスケット構成要素について市場混乱事由が発生しているか、または継続している取引日をいう。
 - (b) 「市場混乱事由」は、決定事務代行会社はその単独の裁量でいずれかの取引日において以下が存在していると判断した場合に生じる。
 - (i) 指数であるか、または対象ETF構成要素の参照指数であるいずれかのバスケット構成要素について、関連するスポンサーが当該取引日の当該指数の最終価格を算出および公表できないか、通常、市場参加者がかかる関連する指数を構成する有価証券または銘柄、当該有価証券または銘柄についての商品に対するオプション、または当該有価証券または銘柄についての関連する先物の取引を行うか、またはその市場価格を取得することを妨害するか、または困難にさせると決定事務代行会社が判断する事象が生じているが、かかる妨害または困難が、有価証券または銘柄、および同一もしくは追加の有価証券または銘柄（かかる有価証券および銘柄の合計がかかる関連する指数値の20%以上を構成する。）に対する関連オプションもしくは先物に関連している場合、または
 - (ii) 株式指数であるか、株式指数である対象ETF構成要素の参照指数であるバスケット構成要素につき、株式指数混乱事由が発生している場合、または
 - (iii) 商品指数であるか、商品指数である対象ETF構成要素の参照指数であるか、またはいずれかの対象ETF構成要素の参照商品であるバスケット構成要素につき、商品混乱事由が発生している場合、または
 - (iv) 対象ETF構成要素につき、ETF混乱事由が発生している場合で、かつ、決定事務代行会社が、その単独の裁量で上記の適用ある事象が、関連するETFエフィシエンテ指数、あらゆるバスケット構成要素、または対象ETF構成要素の参照指数について、ポジションを取引する市場参加者の能力を著しく侵害する可能性があるかと判断した場合。
- ある指数および取引日について、随時市場混乱事由が存在しているかどうか判断するた

めに、適用ある指数に含まれる有価証券または銘柄の取引が実質的に停止または当該時点で大幅に制限されている場合、適用ある指数値に対する当該有価証券の割合は、いずれも、かかる停止または制限直前の（x）当該有価証券に割当てられる指数値の割合の（y）適用される指数全体の値に対する比率に基づく。

（c）「株式指数混乱事由」とは、下記（g）の規定に従い、それぞれの場合に、決定事務代行会社はその単独の裁量で判断した、以下の場合をいう。

（i）当該時点でかかる有価証券の関連する主要な取引所における株式指数の値の20%以上を構成する有価証券の取引について、かかる関連する主要な取引所の相対取引時間のうち2時間を超えて、または取引時間終了直前の30分間に、停止、欠損、または大幅な制限が生じているか、存在している場合、または

（ii）該当する場合、株式指数に関連する先物またはオプション契約の主要な取引所または市場における取引が、適用ある取引所または市場の相対取引時間のうち2時間を超えて、または取引時間終了直前の30分間に、停止、欠損、または大幅な制限が生じているか、存在している場合。

（d）「商品混乱事由」とは、それぞれの場合に、決定事務代行会社はその単独の裁量で判断した、以下の場合をいう。

（i）1または複数の関連する参照商品の取引の大幅な制限、停止、中断、または混乱、

（ii）（x）関連する商品指数に関わる関連する商品、または（y）関連する参照商品に対する1もしくは複数のオプションまたは先物契約の取引の大幅な制限、停止、中断、または混乱で、これによりかかるオプションおよび／または先物契約が取引される関連する取引所が、当該事由が発生した日、または継続している連続した日のいずれかの日において、かかるオプションおよび／または先物契約の公式な決済価格の報告ができない場合、

（iii）当該取引所が認める「ストップ高」または「ストップ安」価格を超える変動を理由として、決定事務代行会社が当該取引日において、かかるオプションまたは先物契約の取引高および市況に重大な影響があると判断した（x）関連する商品指数に関わる関連する商品、または（y）関連する参照商品に対する1もしくは複数のオプションまたは先物契約の取引の大幅な制限、停止、中断、または混乱、

（iv）（x）関連する商品指数に関わる関連する商品、または（y）関連する参照商品に対するあらゆる先物契約の公式な決済価格として（関連する取引所が認める「ストップ高」または「ストップ安」価格を超える変動を理由として）関連する取引所が「制限価格」を公表する場合、

（v）非公開事由が発生している場合、

（vi）（x）関連する商品指数に関わる関連する商品、または（y）関連する参照商品に対するあらゆる先物契約の関連する取引所が、当該日に予定される通常の取引時間内に取引を行っていない場合、または

（vii）参照商品の関連する市場が当該日に予定されている通常の取引時間内に取引を行っていない場合。

（e）「非公開事由」とは、関連する取引所、関連する商品指数の指数スポンサーまたはその他の価格情報源が、（a）（x）関連する商品指数に関連する商品、または（y）関連する参照商品に対する関連する先物契約に対する公式決済価格、または（b）関連する商品指数の終値（またはこれらを決定するのに必要な情報）をいずれの場合も、直後の取引日の正午（ロンドン時間）までに一般に公表または公開できない場合をいう。ただし、当該事由の発生は、本（b）項の場合、決定事務代行会社はその単独の裁量でかかる直後の取引日の正午（ロンドン時間）までに関連する商品指数の最終価格を決定するのに必要な情報が関連する

取引所、関連する商品指数の指数スポンサーまたはその他の価格情報源により一般に公表または公開されていると判断した場合、「非公開事由」とはならず、この場合、決定事務代行会社はかかる商品指数の終値（「代理人算出水準」とされる終値）を誠実かつ商業的に合理的な方法で決定する。

(f) 「ETF混乱事由」とは、下記「(g) 株式指数混乱事由またはETF混乱事由が発生しているかどうかの判断を目的とした場合」の規定に従い、それぞれの場合に、決定事務代行会社がその単独の裁量で判断した、以下の場合をいう。

- (i) かかる対象ETF構成要素の持分の取引が、かかる関連する主要な取引所の相対取引時間のうち2時間を超えて、または取引時間終了直前の30分間に、停止、欠損、または大幅な制限が生じているか、存在している場合、
- (ii) かかる対象ETF構成要素の持分の関連する主要な取引所の価格および取引報告システムの障害または機能不全により、かかる関連する主要な取引所の相対取引時間のうち2時間を超えて、または取引時間終了直前の30分間に、当該持分に対して報告された取引価格が著しく不正確である場合、
- (iii) 該当する場合、かかる対象ETF構成要素の持分に関連する先物またはオプション契約の主要な取引所もしくは市場、またはかかる対象ETF構成要素の関連取引所における取引が、適用ある取引所または市場の相対取引時間のうち2時間を超えて、または取引時間終了直前の30分間に、停止、欠損、または大幅な制限が生じているか、存在している場合、
- (iv) かかる対象ETF構成要素の純資産価額がバスケット構成要素スポンサーにより算出されないか、公表されない場合、または
- (v) いずれかの対象ETF構成要素の関連するスポンサーがかかる対象ETF構成要素の持分の設定または買戻しを停止している場合。

(g) 株式指数混乱事由またはETF混乱事由が発生しているかどうかの判断を目的とした場合、

- (1) 関連する持分に関わる先物またはオプション契約の関連する主要取引所または売買のための主要な取引所もしくは市場の通常の営業時間内に公表された変更により生じた、取引時間または日数の制限は、株式指数混乱事由またはETF混乱事由には当たらず、
- (2) ニューヨーク証券取引所規則80B（または決定事務代行会社がニューヨーク証券取引所規則80Bに類似していると判断するその他の自主規制組織または政府機関が制定または公布したあらゆる適用規則もしくは規定）に類似する関連する主要な取引所の規則に従い、市場が大幅に変動した際の取引制限は、取引の停止、欠損または大幅な制限に当たり、
- (3) 適用ある株式指数または対象ETF構成要素の持分に対する先物またはオプション契約について当該契約または持分の主要な取引所または取引市場による取引の停止で、(a) 当該取引所または市場が定める値幅制限を超える価格変動、(b) 当該契約または持分に関連した注文の不均衡または、(c) 当該契約または持分に関連した買い気配値および売り気配値の価格差を理由としている場合、適用ある株式指数またはかかる対象ETF構成要素の持分に関連する先物またはオプション取引の取引の停止、停止、欠損または大幅な制限に当たり、また
- (4) 関連する主要な取引所または適用ある株式指数またはかかる対象ETF構成要素の持分に関わる先物もしくはオプション契約が取引される主要な取引所または市場（該当する場合）における取引の停止、欠損または大幅な制限には、通常の場合で、かかる取引所または市場自身が取引を終了した場合を含まない。

(b) 特別事由

① 各バスケット構成要素の特別事由

- (i) あらゆるバスケット構成要素につき、(a) その価格または純資産価額が、関連するバスケット構成要素のバスケット構成要素スポンサーにより算出および公表されず、決定事務代

行会社が認める継承スポンサーにより算出および公表される場合、または（b）指数の場合、決定事務代行会社の判断で当該バスケット構成要素の算出に用いるのと同じまたはほぼ同様の算出式および算出方法を用いる継承指数により置き換えられる場合、または（c）対象ETF構成要素の場合、その参照商品が入替えられた対象ETF構成要素のものと同一である継承ETFにより置換されるか、またはその参照指数が、入替えられた対象ETF構成要素のものと同一であるか、または決定事務代行会社の判断で、入替えられた対象ETF構成要素の参照指数の算出に同一もしくはほぼ同様の算出式および算出方法を用い、ならびにいずれの場合もそのスポンサーが決定事務代行会社により認められる指数であるかのいずれかである場合、上記（a）、（b）または（c）項の場合、かかるバスケット構成要素は、その後、上記（a）項に記載の継承スポンサーにより算出および公表される継承指数もしくはETF、または上記（b）または（c）項（場合により）に記載の継承指数もしくはETFとみなされ、誠実に当該変更を説明するのに適切とみなす関連するETFエフィシエンテ指数の本規則に対する調整を行うことができる決定事務代行会社が定める日から有効となる。

疑義を避けるため付言すると、決定事務代行会社がその裁量でかかる行動が直ちに特別事由をもたらすと判断する場合、決定事務代行会社は特定の継承ETFまたは継承指数を承認してはならない。継承ETFまたは継承指数の承認時に、当該継承ETFまたは継承指数は、関連するバスケット構成要素の地位を継承する。疑義を避けるため付言すると、当該継承ETFまたは継承指数の従前のパフォーマンスは今後のパフォーマンス観察期間の特定ポートフォリオの見極めに用いられる。

- (ii) バスケット構成要素に関して特別事由が発生した場合、誠実かつ商業的に合理的な方法で行う決定事務代行会社は、かかるバスケット構成要素の代替として、決定事務代行会社がその裁量で、交換されるバスケット構成要素（かかる代替ETFまたは指数は、本項においてそれぞれ「代替ETF」または「代替指数」という。）と比べて、ほぼ同様の性格を有し、ほぼ同様のエクスポージャーを有すると判断する（かかる特別事由の発生前に、ある上場投資信託がある指数とほぼ同様のものである（逆も同じ。）と理解しているとみなして）上場投資信託または指数を選定する。かかる場合、決定事務代行会社は、かかる代替を説明するために、変数、算出方法、評価条件または関連するETFエフィシエンテ指数に関連するその他の規則に、適切とみなす調整を誠実に行う。ただし、決定事務代行会社が、対象現金銘柄の代替ETFを選定しない場合に限るが、対象現金銘柄に代替指数を選定することはできる。ただし、対象現金銘柄以外のいずれかのバスケット構成要素につき、決定事務代行会社が、その裁量で、かかる代替ETFおよび代替指数が入手できないと判断した場合に限り、決定事務代行会社は、その裁量で、（x）誠実に、当該特別事由が発生した日またはそれ以前の日現在、当該最終価格の誠実な見積りを決定し、当該バスケット構成要素に関するかかる最終価格の誠実な見積りを（経時的な変更なく）関連するETFエフィシエンテ指数の指数値のその後の算出に際して、直後の再調整日まで使用し、（y）かかるバスケット構成要素をその代替として対象現金銘柄と置換し、ならびに（z）かかる代替を説明するために、変数、算出方法、評価条件または関連するETFエフィシエンテ指数に関連するその他の規則に、適切とみなす調整を誠実に行う。（疑義を避けるため付言すると、かかる合計割合の一部は、交換されたバスケット構成要素に対する割合制限の対象であって、対象現金銘柄に対する割合制限の対象ではないため、かかるバスケット構成要素と対象現金銘柄の交換の結果、対象現金銘柄の合計割合は、対象現金銘柄に対する割合制限を上回ることができる。）ただし、対象現金銘柄につき、決定事務代行会社は、その裁量で、かかる代替ETFおよびかかる代替指数が入手できないと判断した場合、決定事務代行会社は、その裁量で、対象現金銘柄の公表価格に代わり、決定事務代行会社がかかる特別事由が発生する以前に最後に有効だった対象現金銘柄のための算出式および算出方法に従い決定したその後の指数営業日現在の対象現金銘柄の価格を用

いて対象現金銘柄の価格を算出するが、かかる特別事由の直前に対象現金銘柄を構成している銘柄の種類（さらに期限または満期のある銘柄の場合、対象現金銘柄に認められる算出式および算出方法に従い期日の到来するポジションをロールさせる銘柄）を使用している場合に限る。疑義を避けるため付言すると、決定事務代行会社が、その裁量で、かかる行為が直ちに特別事由をもたらすと判断する場合、決定事務代行会社は、特定の代替ETFまたは代替指数を選択してはならない。疑義を避けるため付言すると、代替の従前のパフォーマンスは今後のパフォーマンス観察期間の特定ポートフォリオの見極めに用いられる。

バスケット構成要素に関する「特別事由」とは、以下を意味する。

- (1) 指数であるあらゆるバスケット構成要素（疑義を避けるため付言すると、対象現金銘柄を含む。）に関して、バスケット構成要素スポンサーが当該指数の算出式もしくは算出方法の重大な変更、またはその他の方法による当該指数の重大な変更（かかる算出式または所定の状況における当該指数保持の方法に規定される変更を除く。）を行う場合、
- (2) 対象ETF構成要素であるあらゆるバスケット構成要素に関して、ETFの関連する参照指数のスポンサーが、ETFの関連する参照指数の算出式もしくは算出方法の重大な変更、またはその他の方法による当該ETFの関連する参照指数の重大な変更（かかる算出式または所定の状況における当該ETFの関連する参照指数保持の方法に規定される変更を除く。）を行う場合、
- (3) 対象ETF構成要素であるあらゆるバスケット構成要素に関して、バスケット構成要素スポンサーが、参照商品を、またはETFの参照指数を、決定事務代行会社がETFの交換された参照指数の算出に使用されていたのと同じまたはほぼ同様の算出式および算出方法を用いていないと判断する継承指数と交換する場合、
- (4) バスケット構成要素に関して、バスケット構成要素スポンサーが恒久的にバスケット構成要素を取消し、継承構成要素が存在せず、関連するバスケット構成要素に関して、バスケット構成要素の価格または純資産価額がバスケット構成要素スポンサーにより算出および公表されず、決定事務代行会社が認める継承スポンサーによっても算出および公表されない場合、
- (5) 指数であるあらゆるバスケット構成要素に関して、関連するスポンサーが連続する5取引日の間、当該指数の最終価格を算出および公表できない場合、
- (6) 対象ETF構成要素が当該対象ETF構成要素の関連する取引所で上場廃止、解散または他の方法で終了する場合、
- (7) ある対象ETF構成要素につきロックイン事由が発生した場合、
- (8) バスケット構成要素に関し、随時、決定事務代行会社の非関連会社により決定事務代行会社（またはその関連会社）に対して付与された関連するETFエフィシエンテ指数を目的とした当該バスケット構成要素の使用権が終了するか、または決定事務代行会社による関連するETFエフィシエンテ指数を目的としたバスケット構成要素使用権が決定事務代行会社の非関連会社によりその他の方法で異議を唱えられるか、侵害または（いかなる理由であれ）停止される場合、または
- (9) 法律の変更が発生（および／または継続）した場合。

「ロックイン事由」は、1または複数の以下の事由が発生し、決定事務代行会社はその単独の裁量により、当該事由またはその組合せが重大であると判断した場合に生じる。（ただし、疑義を避けるため付言すると、決定事務代行会社は以下のいずれの事由も発生しているかどうかを積極的に監視する義務はない。）

- (a) 対象ETF構成要素の募集書類に対し、決定事務代行会社が市場参加者が対象ETF構成要素の持分を取引する能力に重大な悪影響があると合理的に判断するような変更、修正、または改訂がある場合、

- (b) 本ロックイン事由の定義の(c)項に規定の場合を除き、対象ETF構成要素の日々の平均取引額が5,000万ドルを下回った場合、
- (c) 前記表1の対象ETF構成要素の8番目(EMB)もしくは10番目(GSG)またはかかる対象ETF構成要素の継承もしくは代替銘柄の日々の平均取引額が750万ドルを下回った場合、
- (d) 対象ETF構成要素の時価総額が5億ドルを下回った場合、
- (e) 対象ETF構成要素の純資産価額が関連するバスケット構成要素スポンサーによりかかる対象ETF構成要素について連続する5取引日の間、算出されないか、公表されない場合、
- (f) いずれかの対象ETF構成要素の参照指数の関連するスポンサーが連続する5取引日の間、当該指数の終値を算出および公表できない場合、または
- (g) いずれかの対象ETF構成要素の関連するスポンサーが、連続する5取引日の間、かかる対象ETF構成要素の持分の設定もしくは買戻しを停止するか、またはかかる設定もしくは買戻しを無期限で停止することを公表する場合。

「法律の変更」は以下のいずれかを理由として生じる。

- (a) 適用法、規則または規定（あらゆる税法を含むがこれらに限られない。）の採択または変更、
- (b) 管轄法域である裁判所、法廷または当局による適用法、規則、規制または命令（米国商品先物取引委員会または取引所もしくは取引機関が実施するものを含むが、これに限られない。）の解釈の制定または変更、決定事務代行会社が誠実に(x)ブローカーまたは金融機関であるあらゆる市場参加者が（個別にまたは連帯で）バスケット構成要素またはバスケット構成要素もしくは対象ETF構成要素の参照指数の一部を参照する取引を保有、取得または処分（すべてまたは一部）するための法律、規則、規制または命令に反しているか、または(y)バスケット構成要素、バスケット構成要素を参照する取引、またはバスケット構成要素もしくは対象ETF構成要素のいずれかの参照指数の一部のポジションの保有が、当該バスケット構成要素、バスケット構成要素を参照する取引またはバスケット構成要素もしくは対象ETF構成要素の参照指数の一部に関連する法律、規則または規制に基づき、ブローカーまたは金融機関であるあらゆる市場参加者に（個別にまたは連帯して）適用されるポジション（いずれの場合も、取引所またはその他の取引機関（関連する取引所を含むがこれらに限られない。）で取引されるものを含む。）の許容額を上回る（または最終的にその処分または終了がなければ上回ったであろう）と判断した場合。

② 希薄化防止調整

各対象ETF構成要素（または関連する継承もしくは代替ETF）に関して決定事務代行会社は、(a) 株式分割または株式併合が実施済である対象ETF構成要素の持分がその対象となっている場合、および(b) ある対象ETF構成要素が(i) すべてまたはほぼすべての当該対象ETF構成要素持分の保有者に対して比例して付与されるかかる対象ETF構成要素の追加持分の発行、または(ii) かかる対象ETF構成要素の会社定款の規定が発動されて、かかる対象ETF構成要素の持分の分配対象となる場合（ただし、かかる配当または分配が実施済で、かかる対象ETF構成要素の持分が配当落ちで取引されている場合）に限り、かかる対象ETF構成要素の終値の希薄化防止調整を行う。

決定事務代行会社は、かかる希薄化防止調整および関連する判断および計算につき、単独で責任を有するものとし、これに関する判断および計算は、明らかな過誤がない限り、最終的なものである。

F. 限定償還請求権および申し立て制限：

本債券の唯一の債務者は本債券発行体である。このため本債券の投資者は、本債券発行体のみから本債券の支払いを要求することができる。本債券発行体は、本債券に関連して本債券発行体が購入および

締結した日本国債および本債券スワップ取引以外の資産または関連するデリバティブおよびその他の契約から、本債券に関連する支払い義務を履行することができない。これらから生じる純手取金が、本債券の条項および条件における限定償還請求権の規定の運用がなければ支払い義務が生じる、本債券により本債券発行体が負う担保付き債務の全支払いを履行するために不十分な場合、当該担保付き債務（本債券の投資者に対する債務を含む。）に関する本債券発行体の義務は、当該純手取金に限定される。不足分は、本債券の条項および条件に規定される優先順位（逆の順序で適用される。）に従い、本債券の投資者、本債券スワップ相手方当事者および本債券に関する他の担保権者によって負担される。本債券の投資者は、すべての場合ではないにせよ多くの場合において、他の担保権者の請求権が本債券の投資者の請求権より上位にあることを認識すべきである。さらに、本債券の投資者またはそのために行為する者は、さらなる金額を回収するために、本債券発行体、またはその役員、株主、メンバー、コーポレート・サービス・プロバイダーもしくは取締役に対し一段の措置を講ずる権利を有さず、かかるさらなる金額に関する債務または負債について、本債券発行体に支払い義務または負担義務はないものとする。特に、本債券の投資者またはそのために行為する者は、本債券発行体またはその資産に関連するいずれかの裁判管轄において、債務超過、債務管理、破産、清算、審査制度、またはその他の類似する手続き（裁判所による手続きか否かを問わない。）を随時、開始するか、これらの開始または導入に他の者と協働することはできず、また、本債券発行体が発行または締結する他のシリーズ債券もしくはその他の債務に帰属する資産および／または財産に関して生じる請求権を有しないものとする。本債券の投資者は、本債券発行体が限定償還請求権および申し立て制限の対象とならない請求権またはその他の債務（本債券に関するものか否かを問わない。）に服することがある点を認識すべきである。

本債券は、他の主体によって保証されまたは他の主体によって責任を負われることはない。特に本債券は、（いずれかの資格において行為する）J.P.モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシー、本債券受託会社または本債券発行体の代理人もしくはこれらの関係会社への持分を表象するものではなく、またそれらの債務とはならず、またはそれらによって担保もしくは保証されない。

G. 決定事務代行会社

J.P.モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーが決定事務代行会社を務め、本債券に係るETFエフィシエンテ指数、本債券および本債券スワップ取引に関し、一定の計算および決定を行う責任を負う。

投資方針を実施するための金融商品および戦略

サブ・ファンドは、以下に掲げるものを含むが、これらに限定されない金融商品および戦略を用いることによって、投資目的の達成を追求することができる。

1. あらゆる種類の証券および投資。これには、政府、州もしくは地域（もしくは、その代理人、機関、団体もしくは部門）、会社、信託、パートナーシップもしくは個人を含む者または事業体が発行する株式、ストック、債券、受益証券、持分、債務証券、ディベンチャー・ストック、ワラント、証書、手形、ノート、転換社債、ローン・ストック、または譲渡性預金証券を含むが、これらに限定されない。
2. マネーマーケット商品
3. 投資証券、受益証券およびパートナーシップ持分を含むあらゆる種類の集団投資事業および投資ヴィークルに対する投資。これには、不動産に投資することのある集団投資事業および投資ヴィークルを含むがこれらに限定されない。
4. 取引所もしくは店頭での取引および／または清算の如何を問わず、投資またはヘッジ目的で現物または現金決済される金融デリバティブ商品（オプション、先物、スワップ、金利先渡契約を含むがこれらに限定されない。）。

サブ・ファンドは、主に店頭金融デリバティブ商品、すなわち本件スワップ取引に対する投資を通じて投資目的の達成を目指すことができる。

（i）本件スワップ取引

本件スワップ取引は、サブ・ファンドまたはクラスに代わり投資運用会社とスワップ相手方当事者が締結する店頭スワップ取引である。スワップ相手方当事者は、各本件スワップ取引の条件に従い、関連するサブ・ファンドまたはクラスの勘定で、関連する本件スワップ取引の期間中、関連する参照資産のパフォーマンスに連動した金額を本トラストに対して支払う。したがって、本件スワップ取引を締結することにより、サブ・ファンドが関連する参照資産に直接投資することは予定されていない。

本件スワップ取引は、投資運用会社の裁量により、フル・ファンデッド・スワップまたはアンファンデッド・スワップとして締結することができる。

- ・ フル・ファンデッド・スワップは、サブ・ファンドが取引開始時に1回限りの支払を行い、関連するスワップ相手方当事者から裏付資産のファンデッド・パフォーマンスに連動した1回限りまたは複数回の支払を受領する店頭金融デリバティブ商品（スワップとして記録される。）である。
- ・ アンファンデッド・スワップは、サブ・ファンドが定期的に支払を行い、関連するスワップ相手方当事者から裏付資産のパフォーマンスに連動した1回限りまたは複数回の支払を受領する店頭金融デリバティブ商品（スワップとして記録される。）である。

本件スワップ取引に基づき、スワップ相手方当事者がサブ・ファンドに支払を行うが、当該支払は、サブ・ファンドの投資家に関連する参照資産のパフォーマンスに対するエクスポージャー（マイナスの場合もある。）を提供するために計算が行われる。

各本件スワップ取引の条件に基づき、サブ・ファンドは、当該本件スワップ取引の期間中に受領したサブ・ファンドに関する買戻請求に応じるために必要な場合、当該本件スワップ取引の一部を清算することができる。当該買戻請求に応じるための関連する本件スワップ取引の一部清算の結果として、または当該本件スワップ取引のロール・フォワードの結果として、サブ・ファンドに追加費用が発生する可能性がある。当該追加費用は、サブ・ファンドが負担するが、サブ・ファンドに関して定められている場合は、買戻しを行う受益者に対して、賦課金および手数料、または希薄化防止賦課金が徴求される場合がある。

通常、各本件スワップ取引には期限があり、そのため随時ロール・オーバーが行われる。各本件スワップ取引は、関連するサブ・ファンドの存続期間中に複数の期間に関して締結されることが予想されており、当該期間が経過した時点で、取引費用の水準が異なる可能性を除いて同等の条件の新たな本件スワップ取引に置き換えられる可能性がある。

サブ・ファンドがアンファンデッド・ベースで本件スワップ取引を締結するべきであると投資運用会社が判断した場合、サブ・ファンドが本件スワップ取引に基づく債務を履行するために、スワップ相手方当事者に対して支払われる収入の流れを確保するために資金調達投資を取得する。

サブ・ファンドが投資する本件スワップ取引がフル・ファンデッド・ベースであるかアンファンデッドベースであるかにかかわらず、サブ・ファンドは、資金調達投資を通じて投資家のリターン向上を目指すことは期待されておらず、むしろ資金調達投資を通じて達成したリターンを参照資産のパフォーマンスのリターンと引き替えにスワップ相手方当事者と交換する。投資運用会社は、各サブ・ファンドの投資方針が参照資産に対するエクスポージャーのみを提供することを目指すか、当該資金調達投資によって追加リターンが生じる場合がある。

（ii）資金調達投資

本トラストがサブ・ファンドに代わり、アンファンデッド・ベースの本件スワップ取引を締結する場合、当該サブ・ファンドは資金調達投資のポートフォリオに投資することができ、当該資金調達投資により生じたリターンを用いて、スワップ相手方当事者に対して定期的な支払を行う。それと引き

替えに、当該サブ・ファンドは、スワップ相手方当事者から、本件スワップ取引のパフォーマンスに連動した支払を受ける。

サブ・ファンドの投資の構成により、当該サブ・ファンドの存続期間中に受領した買戻請求に応じるために必要な場合、当該サブ・ファンドは、当該投資の一部を売却することができる。当該買戻請求に応じるために当該投資の一部を清算した結果、当該サブ・ファンドに追加費用が発生する可能性がある。さらに、当該サブ・ファンドは、当該サブ・ファンドの存続期間中に受領した申込みに応じるために当該投資の一部を増加させた結果、または当該投資のロール・フォワードを行った結果、追加費用が発生する可能性もある。当該追加費用は、当該サブ・ファンドが負担する。

5. レポ／リバース・レポ取引および証券の貸付け

サブ・ファンドは、効率的なポートフォリオ管理を目的としてレポ取引またはリバース・レポ取引を締結することができる（以下「レポ契約」という。）。当該取引に基づき、サブ・ファンドは、売却時に相互に合意した日付および価格で証券の買戻しに合意する関連機関から証券を購入する。売却価格は、購入価格に合意済みの市場金利を加算した金額を反映する。またサブ・ファンドは、リバース・レポ取引も締結することができる。当該取引に基づき、サブ・ファンドは証券を売却し、売却時に相互に合意した日付および価格で当該証券を買い戻すことに合意する。レポ契約の相手方当事者は、最低でもA-2またはこれと同等の信用格付けを有するか、または本トラストによりA-2またはこれと同等のインプライド・レーティングを有するとみなされなければならない。関連するサブ・ファンドが、A-2またはこれと同等の格付けを有し、維持している事業体により、相手方当事者の不履行の結果として被る損失について補償または保証される場合には、無格付けの相手方当事者も許容される。サブ・ファンドは、効率的なポートフォリオ管理のみを目的として、通常の市場慣行に従い、保有する証券をブローカー、ディーラーおよびその他の金融機関に貸し付けることができる。

管理会社は、いつでも株券貸借取引を終了し、貸し付けた証券の一部または全部の返還を要求する権利を有する。当該契約には、当該通知が行われた場合、借り手が5営業日以内または通常の市場慣行によるその他の期間内に当該証券の再引渡しを行う義務を負うことを定めなければならない。

サブ・ファンドがリバース・レポ取引を締結する場合、サブ・ファンドは、発生主義または時価評価主義のいずれかに基づき、いつでも現金全額の回収を行い、またはリバース・レポ取引を終了する権利を有する。当該現金が時価評価主義でいつでも回収可能な場合、当該リバース・レポ取引の時価評価額を関連するサブ・ファンドの純資産価額の計算に使用する。

サブ・ファンドがレポ取引を締結する場合、サブ・ファンドは、いつでも取引対象の証券を回収し、または当該レポ取引を終了する権利を有する。

7日間を超えない期間の定めのあるレポ契約は、関連するサブ・ファンドによりいつでも当該資産の回収が可能な条件に基づく取引とみなされる。

レポ契約、株券借入れまたは株券貸付けは、借入れまたは貸付けを構成しない。

当該株券貸借取引の対象証券に対して支払われる利息または配当は、関連するサブ・ファンドの利益となる。

投資家は、スワップ取引のような店頭金融デリバティブ商品の利用に関連するリスクについての情報を得るため、後記「3 投資リスク（1）リスク要因 ①リスク要因」を参照すべきである。

投資戦略

各サブ・ファンドの資産は、以下に概要を記載する投資制限に従って投資される。

管理会社は、特定の法域において一般大衆に対する受益証券の販売を容易にするために、無制限に追加の投資制限を採用することができる。さらに、上記の投資制限は、現在受益証券の募集が行われている法域における適用法および規則の変更に従い、受託会社により随時変更されることがある。ただし、サブ・ファンドの資産は常に英文目論見書に従い投資される。サブ・ファンドに適用される投資制限の追加または変更が行われる場合、当該変更前に受益者が保有する受益証券を買い戻すことができるよう

に合理的な通知期間が与えられる。管理会社は、受益証券が上場されている、または上場が予定されている証券取引所の要件に従う場合を除き、当該投資制限の変更を行わない。

① ポートフォリオ投資手法

サブ・ファンドは、以下に記載する条件および制限に従い、サブ・ファンドの資産の効率的なポートフォリオ管理のための投資手法および投資商品（以下「ポートフォリオ投資手法」という。）を採用することがある。

ポートフォリオ投資手法に関する一般規定

譲渡可能な有価証券または金融市場商品に関連し、かつ効率的なポートフォリオ管理のために利用する手法および商品（直接投資目的で使用しない金融デリバティブ商品を含む。）は、以下のすべての基準を満たす手法および商品をいうものと理解される。

- （a）費用対効果の高い方法で換金できるという点で経済的に適切であること。
- （b）以下の具体的な1つ以上の目的のために締結されていること。
 - （i）リスクの軽減
 - （ii）費用の削減
 - （iii）サブ・ファンドのリスク・プロファイルおよび英文目論見書に定めるリスク分散規則に合致した適切なリスク・レベルで、サブ・ファンドに追加の資本または利益をもたらすこと。
- （c）当該リスクが、管理会社のリスク管理手続により十分に把握されていること。
- （d）サブ・ファンドの宣言された投資目的を変更し、またはサブ・ファンドの販売書類に記載された一般的リスク方針と比べて大幅なリスクの追加を招く可能性がないこと。

ポートフォリオ投資手法の利用は、本トラストの最善の利益に適うものであるが、個々の手法により、カウンターパーティ・リスクおよび潜在的な利益相反が増加する可能性もある。予定されているポートフォリオ投資手法およびサブ・ファンドによるその利用に関して管理会社が採用した方針の詳細は以下に記載されている。関連するリスクの詳細は、後記「3 投資リスク （1）リスク要因 ① リスク要因」に記載されている。

ポートフォリオ投資手法により生じる収益はすべて、直接的および間接的なオペレーション・コストを差し引いた後で、関連するサブ・ファンドに返還される。

管理会社は常に、ポートフォリオ投資手法の条件（現金担保の投資を含む。）が本トラストの買戻債務の履行能力に影響を与えないよう努める。

② 金融デリバティブ商品の利用

サブ・ファンドが、投資方針の一環として、または効率的なポートフォリオ管理を目的として金融デリバティブ商品への投資を予定する場合、英文目論見書または場合により関連する英文目論見書補遺に、当該サブ・ファンドに関して、（a）当該方針への注意を促す記述、（b）投資目的または効率的なポートフォリオ管理目的のどちらで金融デリバティブ商品を利用するかの確認、（c）投資が予定されている金融デリバティブ商品の種類、および（d）当該取引が関連するサブ・ファンドのリスク・プロファイルに及ぼすことが予想される影響に関する説明が記載される。主に金融デリバティブ商品への投資を予定するサブ・ファンドに関しては、英文目論見書または場合により関連する英文目論見書補遺において、当該影響が目立つように記載される。

金融デリバティブ商品への投資によりサブ・ファンドにレバレッジが生じる場合があるが、当該レバレッジは、後記「（5）投資制限」に定める制限を超えることはない。当該制限が確実に遵守されるよう、金融デリバティブ商品に関する相手方当事者に対するサブ・ファンドのエクスポーチャーに担保が設定されることがある。

店頭金融デリバティブ商品の相手方当事者（関連機関を除く。）は、公認の格付け機関から最低でもA2またはこれと同等の信用格付けを取得しているか、または投資運用会社によりA2のインプライド・レーティングを有するとみなされる。あるいは、サブ・ファンドが、A2の格付けを有し、維持し

ている事業体により、スワップ相手方当事者の不履行の結果として被る損失について補償される場合には、無格付けの相手方当事者も許容される。

サブ・ファンドが金融デリバティブ商品を利用する限度において、当該サブ・ファンドの純資産価額のボラティリティが上昇するリスクが生じる可能性がある。

③ 店頭金融デリバティブ商品の担保差入れ

サブ・ファンドがカウンターパーティ・リスクのエクスポージャーに関する要件に違反しないように、管理会社は、受託会社がサブ・ファンドに代わり保有する本件担保によってカウンターパーティ・リスクが軽減されるよう、サブ・ファンドの店頭金融デリバティブ商品の相手方当事者に対して、サブ・ファンドのエクスポージャーに担保を付すよう要求する。

相手方当事者は、担保をサブ・ファンドに移転する必要がある、本件担保は受託会社またはその委託先により分別口座に保管される。担保は日々値洗いされ、相手方当事者に債務不履行が生じた場合、サブ・ファンドは、当該相手方当事者に遡及することなく、関連する担保を利用することができる。

当該担保は相手方当事者のリスクで保有される。管理会社は、当該担保が許容される分類に常に該当し、レポ契約および証券貸付けに関して上述された要件に従い分散されるよう、当該担保を監視する。

投資家は、相手方当事者のサブ・ファンドに対するエクスポージャーに関する担保の差入れに伴い費用（市場の状況により変化する場合がある。）が発生する可能性があり、当該費用をサブ・ファンドが負担することに留意すべきである。

④ 許容される担保の種類

サブ・ファンドは、レポ契約および株券貸借取引に関して以下の種類の担保を受領する。

(a) 現金

(b) 政府証券またはその他の公的機関の証券

(c) 関連機関が発行した譲渡性預金証書

(d) 発行または発行体にA1または同等の格付けが付与されている場合における関連機関または非銀行発行体が発行する債券／コマーシャル・ペーパー

(e) 関連機関が発行する残存期間が3か月以下の無条件かつ取消不能な信用状

(f) EEA（欧州経済領域）、スイス、カナダ、日本、米国、ジャージー島、ガーンジー島、マン島、オーストラリアまたはニュージーランドの証券取引所で取引されるエクイティ証券、および

(g) 投資運用会社が随時適切とみなすその他の種類の担保

⑤ 担保の再投資

担保として受領した現金は、以下に定める方法以外で投資または使用してはならない。

(a) 預金、または関連機関が発行した譲渡性預金証書への投資

(b) 格付けの高い国債への投資

(c) リバース・レポ契約のために使用。ただし、健全性監督に服する信用機関との取引に限り、関連するサブ・ファンドがいつでも、発生主義で現金全額を回収することができる場合に限る。

(d) 欧州マネー・マーケット・ファンドの共通定義に関する欧州証券監督局のガイドライン（レファレンス：CESR/10-049）に定義する短期マネー・マーケット・ファンドへの投資

再投資される現金担保は、非現金担保に適用される分散化要件に従い分散される。投資された現金担保は、相手方当事者もしくは関連する事業体に預け入れ、または相手方当事者もしくは関連する事業体が発行する証券へ投資してはならない。

受領した非現金担保の売却、質権設定または再投資はできない。

⑥ ヘアカット方針

管理会社は、担保として受領した各種の資産に関し、ヘアカット方針を導入している。当該方針は、該当する資産クラスの特性を考慮しており、これには、担保の発行体の信用度、担保の価格変動

性、およびストレス・テストの方針に従い行われるストレス・テストの結果が含まれる。ヘアカット方針に照らして調整される担保の価値は、常に関連するカウンターパーティ・エクスポージャーの価値と同等、またはそれを上回らなければならない。

（２）【投資対象】

前記「（１）投資方針」をご参照されたい。

（３）【運用体制】

管理会社は、本トラストのオルタナティブ投資ファンド運用者（以下「AIFM」という。）および投資運用者として行為し、本トラストの資産の日々の投資運用を行い、本トラストに関するリスク管理機能を担い、本トラストに関連するサポート業務を提供する責任を負う。また管理会社は、英国におけるオルタナティブ投資ファンド運用者指令（指令2011/61/EU）（その後の改正を含む。）（以下「AIFMD」という。）の遵守について責任を負う。

（４）【分配方針】

管理会社は、現時点では、受益証券について配当金その他の分配を行う意向はなく、その代わりに、収益および利益の全額を再投資する。したがって、受益証券への投資は、財務または税務計画上の目的から短期のリターンを追求する投資家には適していない可能性がある。

（５）【投資制限】

本サブ・ファンドの資産は、前記「（２）投資方針」および日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則第16条の要件を充足するため、以下に概要を記載する投資制限に従って投資される。

本サブ・ファンドのために空売りされる有価証券の時価総額は、いかなる場合においても、本サブ・ファンドの純資産総額を超えないものとする。

本サブ・ファンドは、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引等（新株予約権証券、外国新株予約権証券、新投資口予約権証券、外国新投資口予約権証券または同法第2条第1項第19号に規定するオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するものをいう。）を含み、日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則に定められた選別基準（以下「選別基準」という。）（随時改訂または修正されることがある。）に規定するものをいう。以下同じ。）の残高に係るリスクに相当する額として、あらかじめ管理会社が日本証券業協会および投資信託協会の定める規則に従い定めた合理的な方法により算出した額が、本サブ・ファンドの純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等を行わないものとする。

本サブ・ファンドは、信用リスク（本サブ・ファンドが保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得るリスクをいう。）を適正に管理する方法としてあらかじめ管理会社が日本証券業協会および投資信託協会の定める規則に従い定めた合理的な方法に反することとなる取引を行わないものとする。換言すれば、本サブ・ファンドは下記要件を満たさない場合は本債券に投資しない。

- （i）本債券発行体の資産がその固有資産または本債券発行体が他の目的のために保有するその他の資産から分別されていること
- （ii）本債券発行体は倒産隔離されたビークルであり、すなわち、本債券の裏付け資産は本債券の支払いのみに充当され、本債券発行体が倒産した場合でも他の支払いに充当されることはないことが確保されていること
- （iii）本債券発行体下記を行わないこと

- (a) 単一の発行体の株式または受益証券の価額（以下「株式等エクスポージャー」という。）が、純資産価額の10%を超える場合（かかる株式等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイドラインに従って計算される。）、当該会社の株式または当該投資信託の受益証券を保有すること
- (b) デリバティブのポジションからある単一のカウンターパーティーに対して生じるネット・エクスポージャー（以下「デリバティブ等エクスポージャー」という。）が、純資産価額の10%を超える場合（かかるデリバティブ等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイドラインに従って計算される。）、単一のカウンターパーティーに対してデリバティブのポジションを保有すること（注：当該取引に担保または証拠金が差し入れられている場合には当該担保または証拠金の評価額を差し引くことができる。）
- (c) 単一の法主体によって発行され、組成され、または、引き受けられる有価証券、金銭債権および匿名組合出資持分（以下これらを「債券等エクスポージャー」という。）の価額が純資産価額の10%を超える場合（かかる債券等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイドラインに従って計算される。）、（a）有価証券（上記（i）に記載される株式または受益証券を除く。）（b）金銭債権（上記（ii）に記載されるデリバティブを除く。）および（c）匿名組合出資持分を保有すること（注：担保付の取引の場合には当該担保の評価額、当該発行者等に対する債務がある場合には当該債務額を差し引くことができる。）
- (d) 単一の発行体またはカウンターパーティーに対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーが合計で純資産価額の20%を超える場合、単一の発行体もしくはカウンターパーティーにおいて、または、単一の発行体もしくはカウンターパーティーに対してポジションを保有すること

本サブ・ファンドは、いかなる種類の株式への投資または出資も行わないものとする。

本サブ・ファンドは、いかなる場合においても、私募株式、非上場株式または不動産等、流動性に欠ける資産に対して本サブ・ファンドの純資産総額の15%を超えて投資を行わないものとする。ただし、選別基準に要求されるとおり、価格の透明性を確保する方法が取られている場合はこの限りでない。上記の比率の計算は、当該資産の買付時点基準または時価基準のいずれかで行うものとする。

管理会社が、管理会社または当該投資信託証券の受益者以外の第三者の利益をはかる目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、または投資信託財産の運用の適正を害する取引は禁止するものとする。

借入れおよびレバレッジ

本サブ・ファンドは、本サブ・ファンドの純資産総額の10%を超える金銭の借入れを行わないものとする。ただし、合併等の特別緊急事態により一時的にこの10%を超える場合はこの限りではない。

英文目論見書において、レバレッジは、関連するサブ・ファンドのエクスポージャーを増加させる方法として定義されており、現金もしくは有価証券（信用枠を含む。）の借入れによるか、金融デリバティブ商品に組み込まれたレバレッジによるか、レポ取引の利用によるか、または証券貸借その他の方法によるかを問わない。レバレッジは管理会社が頻繁に監視するものとし、管理会社および／またはその代理人が本トラストに代わり採用する上限水準を超えないものとする。本トラストのレバレッジ水準の上限の決定に使用する方法は、総額方式（AIFMD委任規則第7条に定義する。）およびコミットメント方式（AIFMD委任規則第8条に定義する。）である。受益者は、英国の金融行為監督機構（以下「FCA」という。）が、管理会社が採用することができるレバレッジ水準に制限を課し、または本トラストに関する管理会社の管理に対してその他の制限を課すことがある点に留意すべきである。これにかかわらず、受益者は、総額方式に基づき算出されるレバレッジ水準は、必ずしも本トラストのリスク・プロファイル全体を合理的に示しているわけではないことに留意すべきである。

3【投資リスク】

（１）リスク要因

① リスク要因

受益証券の購入には、平均的なものを超えるリスクが伴うことがある。管理会社は、以下の要因によって、本トラストが本サブ・ファンドに関する義務を充足するための能力に影響が及ぶ可能性があり、および／または受益証券に付随する市場リスクの評価目的において重大であると考えている。これらの要因はすべて、実際に起きる可能性および起こらない可能性の両方を内包する偶発的なものであり、管理会社は、当該偶発性の発生の可能性について何らの見解も明示していない。以下に議論される、受益証券の取得または保有に係るリスクに関する要因は網羅的ではなく、かつ、管理会社の現在認知するところでないまたは現時点において管理会社が重要でないと考えている追加リスクおよび不確実性が本トラストもしくは受益証券の業務運営または財務状況に重大な影響を及ぼし得る可能性もある。

英文目論見書補遺の関連部分には、本サブ・ファンドに関する追加のリスク要因が記載されることがあり、また、本サブ・ファンドに関して義務づけられる修正（該当する場合）が施された、以下に議論される一定のリスク要因が記載されることもある。投資予定者は、英文目論見書に記載される本トラストおよび受益証券に関する詳細な情報も閲読し、投資決定を行う前に自身の見解に至るべきである。

何人も、受益証券への投資の性質と自己の潜在的損失に対するエクスポージャーの範囲を理解している場合を除き、受益証券の取引を行うべきではない。各投資予定者は、自己の状況および財務状態に照らして、受益証券が自己に適したものであるかどうかを慎重に検討すべきである。投資予定者は、受益証券が投資対象として当該投資予定者に適しているかどうかの判断を補助する自己の法務、税務、会計、財務およびその他の専門アドバイザーに相談すべきである。投資予定者は、本サブ・ファンドへの投資が随時その他の例外的なリスクにさらされる可能性があることを認識すべきである。

投資家は、本サブ・ファンドが主に本債券への投資によりその投資目的の達成を目指していることに留意する必要がある。

本サブ・ファンド固有のリスク

リターンに対するリスク

すべての投資家は、本書に記載される自己の受益証券の価値が本債券のパフォーマンスに依拠することを認識しておく必要がある。

したがって、受益証券は、投資家が本債券がどのように機能するかを読了し理解し、本債券のパフォーマンスによって投資家の受益証券がどのようなパフォーマンスとなるかを十分に理解している場合にのみ、当該投資家に適しているとみなされるべきである。本債券がその投資目的を達成しない場合は、受益者がその受益権の償還時に受け取る金額が同人の初期投資額を下回る可能性がある。

運用歴の欠如

本サブ・ファンドは、2016年に設立された。本サブ・ファンドがその投資目的を達成するという保証はない。管理会社の過去の実績は、本サブ・ファンドへの投資の将来の成果を示唆するものと解釈してはならない。

市場リスク

本サブ・ファンドは、豪ドル建ての本債券に投資を行う。

本債券の価格は、日本国債および豪ドル／日本円の為替スワップや本債券参照指数のパフォーマンスから、為替リスクを被ることがある。

ETFエフィシエンテ指数は、株式、米国債、投資適格債券、ハイイールド債、エマージング・マーケットおよびコモディティを参照するETFから構成されるため、株式、債券およびコモディティの各市場の変動の影響を受ける。

ETFエフィシエンテ指数

ETFエフィシエンテ指数は、事前に設定された方法に則って実施され、またリバランスが行われる。管理会社はETFエフィシエンテ指数の実施について何らの裁量も有していない。ただし、決定事務代行会社であるJ.P.モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーは、一定の混乱事由が発生したかどうか、またいかなる行動を起こすべきかについて、判断することができる。これにより指数のレベルへの影響が生じる場合があり、したがって、本サブ・ファンドの潜在的なリターンにも影響する可能性がある。混乱事由に関するさらなる情報については、前記「2 投資方針（1）投資方針 本債券 E. ETF構成要素 ETFエフィシエンテ指数の詳細」を参照のこと。

事前に決定された方法を適用することでETFエフィシエンテ指数と連動した投資に関連するリスクに対応できる保証はない。そのため、バスケット構成要素の市場での動きの予想を試みない定型的な投資判断となる場合がある

本債券参照指数が成果を収めるという保証はなく、市場環境によっては、本債券参照指数のリターンはマイナスになる。

早期終了／取引停止リスク

取引所または市場が閉鎖し、もしくは特定の証券の取引を停止し、または特定の証券もしくは金融商品を売買する能力が制限される場合があり、それによって、本サブ・ファンドが特定の証券または金融商品を売買することができなくなることがある。そのような状況では、本債券の取引またはリバランスが行えない可能性があり、また、本サブ・ファンドは、その投資の価格を正確に設定することができず、かつ／または多額の取引損失を被る可能性がある。

想定エクスポージャー

本債券は、誰かが権利を有しまたは誰かが所有者利益を有している資産のポートフォリオが実際には存在していないため、「想定」ベースで構築されている。本債券参照指数および豪ドル／日本円為替スワップのパフォーマンスに対する投資機会を提供しており、本債券は、日本国債の価値とともに本債券の計算を行う際の基準点として用いられる。ただし、本債券受託会社は、裏付け資産である日本国債および本債券スワップ取引により生じる本債券スワップ相手方当事者に対する本債券発行体の権利について担保権を有し、とりわけ本サブ・ファンドのためにかかる担保権を保有する。

信用リスク／カウンターパーティー・リスク

本債券参照指数および豪ドル／日本円為替スワップへのエクスポージャーを有するため、本債券への投資は、本債券発行体、日本国債の発行体および本債券スワップ相手方当事者に関する信用リスクが関わる場合がある。本債券スワップ取引の要項に基づき、本債券スワップ相手方当事者と本債券発行体との間で担保の交換が行われることがあり、カウンターパーティー・リスクをある程度軽減している。ただし、本債券スワップ相手方当事者が債務不履行または支払不能に陥った場合、本サブ・ファンドに悪影響をもたらし、その結果、本サブ・ファンドが投資目的を達成できない可能性がある。

本債券発行体および日本国債の発行体が債務不履行に陥った場合、本サブ・ファンドは悪影響を被り、投資目的を達成できない可能性がある。

本債券に格付けは付与されておらず、将来格付けが付与される予定もない。

決定事務代行会社の決定

本債券の条項では、一定の計算および決定を決定事務代行会社が行うことが必要とされている。本債券に関するこれらの計算および決定は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーが決定事務代行会社として誠実に、かつ、商業的に合理的な方法で行う。

金利リスク

本債券は、日本国債および豪ドル／日本円為替スワップへの投資を通じて、金利リスクにさらされる。金利の変動により、純資産価額が大きく変動し、場合によっては純資産価額の減少を引き起こす可能性がある。

為替リスク

本サブ・ファンドおよび本債券は豪ドル建てである。ただし、本債券が投資する資産、すなわち日本円建ての日本国債およびエクスポージャーを有する資産、すなわち米ドル建てのETFエフィシエンテ指数は、豪ドル以外の通貨建てである。本債券は、本債券スワップ取引により為替変動リスクのヘッジを目指す、リスクは残る。投資者は、豪ドルと日本円および豪ドルと米ドルの為替レートの変動から生じる損失を被るリスクを念頭に置く必要がある。純資産価額は、不利に働く為替変動により悪影響を受ける可能性がある。

さらに、受益者が日本円から転換して豪ドル投資を行う場合、本サブ・ファンドが豪ドル建てで元本を確保したとしても、満期日において日本円建ての投資元本を取り戻すことができない可能性がある。投資通貨と豪ドルとの為替リスクは、すべて受益者に帰属する。

レバレッジ・リスク

本サブ・ファンドは、本債券スワップ取引および日本国債への投資の組み合わせを通してレバレッジされた本債券に投資する。

本債券の構成要素の価値がわずかでも変化すれば、本債券の価値や本サブ・ファンドの純資産価額にその変化とは釣り合いの大きな損害が生じる可能性があり、本サブ・ファンドのボラティリティが高まる。

投資者は、本債券参照指数の想定エクスポージャーが本債券の元本金額の60%（設定日の市場状況により50%から70%となる）と予想されている一方で、60%より大幅に低くなることもあることに留意する必要がある。※なお、本債券参照指数の設定当初のエクスポージャーは60%で開始した。

本サブ・ファンドの存続期間中、本債券参照指数のエクスポージャーは、本債券の純資産価額の0%から100%の間で変動する。投資者は、本債券参照指数のパフォーマンスが不調の場合、本債券参照指数のエクスポージャーが0%になる可能性があることに留意する必要がある。

分配

管理会社は、現時点では、受益証券について配当金その他の分配を行う意向はなく、その代わりに、収益および利益の全額を再投資する。したがって、受益証券への投資は、財務または税務計画上の目的から短期のリターンを追求する投資家には適していない可能性がある。

流動性

受益者は、満期日を除く評価日に受益証券の買戻しを行うことができる。本サブ・ファンドの買戻時には、決定事務代行会社としての資格においてJ.P.モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーが決定する公正価格により、本債券の一部が償還される。

本債券は、額面金額以下で償還される場合があり、償還金額は市場動向により大きく変動し、（本債券スワップ相手方当事者の債務不履行などの）状況によっては額面金額より大幅に減額した金額となることがある。本債券は無対価で償還される可能性もある。その結果、本サブ・ファンドは損失を被り、投資目的が達成できなくなることがある。

さらに、本サブ・ファンドは、本債券（またはその一部）の参照資産の流動性の欠如をはじめとした様々な理由から本債券のキャパシティ制限に服する可能性がある。本サブ・ファンドが本債券を売却することができない場合、本サブ・ファンドが損失を被る可能性がある。

他の集団投資スキームへのエクスポージャー

ETFエフィシエンテ指数の構成要素には、集団投資スキームであるETFが含まれる。よって、本サブ・ファンドおよびその投資家は、本債券の投資を通じ、その裏付けとなるETFに関しても、指数レベルに包摂される報酬、費用および経費の一部を間接的に負担することになる。これには、管理、投資運用および事務管理に関する報酬ならびにその他の経費が含まれる。

本債券に関するリスク

一般的リスク

- （i）本債券の主な信用リスクは、日本国債の発行体および本債券スワップ相手方当事者の信用リスクである。
- （ii）本債券は額面割れで償還される可能性があり、また償還金額は市場環境により大きく変動することがあり、一定の状況下で（例えば、本債券スワップ相手方当事者の債務不履行による場合）額面を大きく下回る価格となる可能性が高い。本債券は無対価で償還される場合がある。
- （iii）本債券スワップ取引および日本国債に関して本債券発行体が受領する金額が、（i）利息金額、（ii）償還金額ならびに／または早期償還金額、および（iii）本債券に関連して発生するその他の金額の全額の支払いに不足する場合、本債券受託会社および本債券に関する本債券発行体の代理人の請求権は、本債券の投資者の、本債券に関する元利金の支払い請求権に優先する。
- （iv）本債券は限定的市場についてのみ存在する場合があり、その結果、本債券の取引量が少ないか無くなることにより、本債券の流動性や価格変動性を欠くことになる場合がある。
- （v）本債券の条項に基づき予定される金額は、本債券発行体の信用リスクを伴う。
- （vi）本債券は、本債券発行体により発行または締結されるその他の債務証書に付与される格付けと同様の格付けから恩恵を受けないことがある。
- （vii）いかなる者も、本書にその内容が記載された英文目論見書補遺または、本債券の発行または販売に関連して提供されるその他の情報に記載がないか、またはこれらと一致しない内容の情報を提供することまたはその表明を行う権限はない。かかる情報提供または表明が行われた場合、本債券発行体、（ディーラーとしての資格における）J.P.モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシー、または決定事務代行会社もしくはそれらの関連会社によって認められたものとして当該情報または表明に依拠してはならない。
- （viii）豪ドル／日本円通貨スワップは、本債券発行体が日本国債により受領する日本円および（本債券の支払い通貨である）豪ドルに関する外国為替ヘッジを本債券発行体に提供する。一定の状況（本債券スワップ相手方当事者が債務不履行、または債務超過状態にある場合を含む。）において、豪ドル／日本円通貨スワップは、かかる外国為替ヘッジの提供を停止し、本サブ・ファンドは本債券の投資者として、かかる状況下で、本債券への投資日以降、日本円／豪ドル間の為替相場の変動にさらされることになる。

本債券の早期償還：

- (i) 本債券が本債券満期日まで残存する予定である一方、本債券は、以下を含む一定の事由により、本債券満期日前に償還される場合がある。
- a. 本債券発行体の債務不履行または債務超過
 - b. 本債券、日本国債および／または本債券スワップ取引に関する課税事由の発生
 - c. 日本国債および／または日本政府の他の債務に関する債務不履行もしくはその他の事由の発生
 - d. 法律の変更
 - e. ETFエフィシエンテ指数の重大な変更および／またはETFエフィシエンテ指数の取消
 - f. 本債券スワップ相手方当事者の債務不履行または債務超過および／または
 - g. 本債券スワップ取引の終了
- これに伴い、本サブ・ファンドによる本債券への投資は、予定される本債券満期日前に償還することがある。
- (ii) 本債券が早期償還される場合、本債券は、公正な市場価格（本債券における本債券発行体の代理人である決定事務代行会社により決定される。）で償還される予定である。本債券の公正な市場価格が、いずれかの時点で、本債券への投資額の100%を下回り、および／または本債券（日本国債および本債券スワップ取引における本債券発行体の権利を含む。）の担保に供された本債券発行体の資産の価額が、本債券の公正な市場価格全額の支払いに不十分となることがあり、このため本債券の投資者である本サブ・ファンドが多大な損失を被る可能性がある。
- (iii) 本債券満期日または本債券の早期償還が行われるいずれかの日（本債券スワップ取引が終了および／または本債券スワップ相手方当事者の債務不履行または債務超過の場合を含む限定的状況を除く。）に本債券の償還により支払われるべき金額は、本債券スワップ相手方当事者により拋出されるものとする。しかしながら、本債券スワップ取引が終了し、および／または本債券スワップ相手方当事者が債務不履行または債務超過の場合に本債券が早期償還する場合に、本債券の償還により支払われる金額は、日本国債の換金額に本債券スワップ取引により決定される解約金額を加算または差し引いた額から主に拋出されるものとする。このような場合、本債券の投資者は、日本国債の評価、日本円・豪ドルの為替相場および本債券スワップ相手方当事者の信用度に影響され、従って、かかる投資者は、本債券の投資について、重大、潜在的、または完全に損失を被ることがある。

支払障害事由に関する事項：

豪ドルまたは日本円の転換または受け渡しおよび／または豪ドルまたは日本円に関連する裁判管轄における支払い義務をヘッジする能力に影響する資本統制の賦課（または予定される賦課）または規制上の変更に関連して、一定の混乱事由が発生する場合、本債券に基づく利息、償還金または早期償還金（該当する場合。）の支払いは、延期されることがあり、かかる混乱事由が一定の期間継続する場合、かかる金額は対応する額の米ドルでの支払いで代替される場合があり、かかる延期に関して追加利息金は支払われないものとする。

本債券に関する元本確保に関する事項：

本債券の目的は、本債券が本債券満期日に償還する場合における本債券への投資の元本確保の提供であるが、本債券の投資者は、払戻金の出所となる予定の本債券発行体の資産（日本国債および本債券スワップ取引）が債務不履行となるか、他の理由により本債券発行体に本債券の元本の返済に十分な資金を提供できないことのリスクを負う。さらに、本債券の元本確保の特性は、本債券の償還時における元本の払戻しの提供のみを予定していることである。本債券の早期償還時に、投資者は、投資金額を大幅に下回る金額を受領することがある。本債券の投資者は、期間中、本債券の当初投資額を

超える返還を受けない。本債券について随時取得し得る売却価格は、投資者が当該債券を当初取得した際の価額を大幅に下回ることがある。

決定事務代行会社に関する事項：

- (i) 本債券に関して決定事務代行会社により行われるすべての計算および決定は、（関連する決定が行われる時点における明白な誤りの場合を除き）最終的であり、かつ、本債券発行体、本債券受託会社、代理人契約に基づき任命される代理人および本債券の投資者を拘束する。
- (ii) 決定事務代行会社は、本債券の早期償還を生じさせる事由が発生した場合、誠実かつ商業的に合理的な方法で決定するものとする。かかる事由の発生に伴い支払われる金額は、本債券の元本額を下回ることがあり、ゼロとなる場合さえある。
- (iii) 決定事務代行会社は、受託者として行為するものではなく、本債券における義務および／または責任について、何者に対しても受託義務を負わないものとする。さらに、本債券発行体、決定事務代行会社および（決定事務代行会社、本債券スワップ相手方当事者およびブローカーとしての資格を含むがこれらに限定されることなく、本債券に関するすべての資格において行為する。）その関係会社の各々は、本債券に関し、投資者に対して、受託者義務、最善の執行に関連する義務またはその他の契約外義務を負わない。

ETFエフィシエンテ指数に関するリスク：

- (i) 本債券のパフォーマンスは、ETFエフィシエンテ指数のパフォーマンスと緊密に関連する。従って、ETFエフィシエンテ指数のパフォーマンスは、ETFエフィシエンテ指数が参照する様々な資産クラスに関連するシステム上のリスクを伴う。これらの資産クラスは以下を含む。
 - (a) 株式
 - (b) 新興市場
 - (c) 社債およびソブリン債
 - (d) コモディティーおよび貴金属ならびに
 - (e) 不動産投資ETFエフィシエンテ指数の正確な公正要素の詳細な情報については、前記表1を参照のこと。ETFエフィシエンテ指数の仕組みに関する詳細な情報については、前記「2 投資方針（1）投資方針 本債券 E. ETF構成要素 ETFエフィシエンテ指数の詳細」をご参照されたい。
- (ii) 株式への投資は、特に、一般的な市場、産業および経済リスクを含むリスクに対するエクスポージャーを伴う。これらのリスク要因は株式投資の価値の減少をもたらすことがある。
- (iii) 債券への投資は、金利リスクおよび信用リスクに対するエクスポージャーを伴う。さらにハイイールド債券は、高格付証券と比較してより大きなボラティリティ、債務不履行リスク、または元利金の損失リスクにさらされることがある。
- (iv) 新興市場への投資は、新興市場への投資に伴うリスクの重大性を十分に認識し、かつ熟知している投資判断能力のある投資家にのみ適合する。新興市場資産に連動する投資のリターンは、システム上ならびにその他のリスク、および、とりわけ下記を含む特記事項を伴う。
 - (a) 主要なコモディティー輸出価格の下落
 - (b) インフレ、高金利、為替管理、賃金および物価抑制
 - (c) 現地通貨の切り下げ、下落または変動
 - (d) 関連ある新興市場における主要取引相手の経済活動の低下
 - (e) 外国所有に関する法制度および規制の変更およびその他の制限的政府措置
 - (f) 資産の収用、国有化または押収
 - (g) 新興市場資産に関して新興市場諸国においてまたは新興市場諸国および債務者に関して公表された情報が、時として、著しく不正確であることが明らかになったこと

(h) 新興市場における預金またはその他の資産を構成する担保の現金化に、現地法に基づき生じる制限または遅延が伴うことがあること。

(v) コモディティーおよび貴金属に関連する投資のリターンは、流動性リスク、高度な市場変動を含むリスクおよび特記事項により影響を受け、景気の変化（リセッションなど）は、コモディティーまたは貴金属の需要に悪影響を与える可能性があり、物価の下落を招く可能性がある。

非銀行預金性：

本債券への投資は、ジャージーまたはその他の裁判管轄において銀行預金の性質を有するものではなく、預金保護制度の範囲外である。

保管会社および副保管会社／預託機関および決済システム・リスク：

日本国債は、日本の副保管会社を通じて、保管会社であるザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・エスエイ・エヌヴィー、ロンドン支店）の口座に、同社の名義で保有される。

本債券発行体が本債券に関する義務を履行する能力は、本債券発行体の、本債券の保管契約に基づく保管会社からの支払いの受領に依拠する。このため、投資者は日本国債の信用度のみならず、かかる債券の保管契約に基づく義務履行に関する保管会社の信用度にも左右される。

決済システムのある保管会社の口座に保有される日本国債に関し過払いがあり、その後関連する決済システムを通してかかる過払いが払い戻される場合、保管会社は、本債券に関する支払いの相応額の回収を求めるか、かかる払戻金を回収するため本債券に関して支払われるべき金額を保持することがある。

本債券に関連して、本債券発行体が保管会社に預託する現金および保管会社が本債券発行体口座のために受領する現金は、受託者としてではなく、バンカーとしての保管会社によって保有され、銀行預金となる。従って、かかる現金は、顧客の現金として保有せず、保管会社の資産に対する無担保請求権のみを表象する。

保管契約に基づき本債券発行体は、保管会社に対し、保管会社の口座または副保管会社および関連する証券預託機関の口座に日本国債を保有する権限を付与する。

このため、保管会社は本債券の保管契約に基づく本債券発行体に対する義務を履行するため、かかる副保管会社、証券預託機関、口座維持会社または決済システムからの支払いの受領に（全面的に、または一部において）依拠する。その結果、本債券の投資者は、日本国債の信用度および本債券の保管契約に基づく保管会社の義務履行に関する保管会社の信用度のみならず、日本国債を保有する、正当に任命された副保管会社、証券預託機関またはその他の口座維持会社または決済システムの信用度にも左右される。

契約条項に従い、かかる副保管会社、証券預託機関、口座維持会社または決済システムは、これらの報酬および／または費用に関連して、これらが保有する日本国債について先取特権または相殺権を有することがある。いかなる理由にせよ、保管会社がかかる報酬および／または費用を支払わない場合、関連する副保管会社、証券預託機関、口座維持会社または決済システムは、かかる先取特権または相殺権を行使することがあり、その結果、本債券発行体は日本国債に関して本債券発行体に対して発生する支払い額を受領できなくなり、本債券発行体が本債券に関する義務を履行する能力に悪影響を及ぼすことがある。

このため、本債券発行体が本債券に関する義務を履行する能力は、本債券の保管契約に基づく本債券発行体による保管会社からの支払いの受領に依拠するのみならず、副保管会社、証券預託機関、口座維持会社または決済システムが保有する日本国債に関して先取特権または相殺権を行使しないことにも依拠している。その結果、本債券の投資者は、日本国債の信用度のみならず、支払い時期が到来した時点における、かかる副保管会社、証券預託機関、口座維持会社または決済システムの報酬または費用の支払いにおける保管会社の信用度にも依拠している。

上記に関連して、本債券発行体は日本国債に関して日本法上の担保契約を締結し、これに基づき、本債券発行体は本債券に関して本債券受託会社のために日本国債に対し担保を設定する。この目的の一部は、保管会社および副保管会社、証券預託機関、口座維持会社または決済システムに対する本債券発行体のクレジット・エクスポージャーを制限することである。しかしながら、かかる日本法上の担保契約が執行されること、および／またはかかるクレジット・エクスポージャーのリスクを排除されることの保証はない。かかる日本法上の担保契約が執行され、本債券受託会社が本債券のために日本国債を換金できない場合であっても、かかる執行過程には相当期間かかることがあり、このため、本債券の投資者は、保管会社、副保管会社、証券預託機関、口座維持会社または決済システムの債務不履行または債務超過により本債券に基づく支払いの受領において多大な遅延を被ることがある。

主支払事務代行会社に関するリスク：

本債券の条項および条件に従う本債券における投資者に対する支払いは、本債券発行体の代理人であるザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・エスエイ・エヌヴィー、ロンドン支店（以下「主支払事務代行会社」という。）によって行われる。本債券に関する代理人契約に基づき、本債券発行体は、本債券に関するかかる支払いの期限が到来する各日またはその前に、本債券に基づき発生するかかる金額を主支払事務代行会社へ送金する。

主支払事務代行会社が本債券に関する投資者への支払いのための資金を保有している間に破産宣告される場合、かかる投資者は、主支払事務代行会社から本債券に関する投資者に対し支払われる金額の全部（または一部）を受領できないことがある。本債券発行体は、かかる未払い金について、なおかかる投資者に対し責任を有するが、本債券発行体がかかる支払い（またはその一部）を行うには十分な資産を保有せず、かかる投資者は、かかる投資者に支払われるべき金額の全部または一部を受領しないことがある。その結果、本債券の投資者は、日本国債の信用度のみならず、本債券保有者への支払いを行う本債券の代理人契約に基づく主支払事務代行会社の義務の履行に関する主支払事務代行会社の信用度にも左右される。

ジャージー課税リスク要因

ジャージーおよび米国間の政府間協定

本債券発行体が、本債券発行体によって発行される本債券の直接的および間接的米国保有者の身元およびその他の情報を、米国内国歳入庁（以下「IRS」という。）またはIRSへの中継送信のため関連するジャージー当局に対し年次ベースで報告する要件に従わない限り、FATCAに基づき、30%の源泉徴収税が米国からの収入の支払いおよび米国からの収入を生じさせる可能性がある財産の売却による手取金の支払いに課されることがある。必要な情報を本債券発行体に対し提供しない本債券発行体によって発行される債券の保有者は、直接的または間接的に米国からの支払について30%の源泉徴収税が課せられることがあり、本債券発行体は、当該保有者が保有する債券を償還しなければならない場合がある。

2013年12月13日に、ジャージーおよび米国は、国際的税法遵守の改善およびFATCAの実施のため、政府間協定に調印した。政府間協定遵守に関する詳細な要件は、現段階では十分に知られていない。さらに、同協定の遵守に関する公的指針が公表される予定であり、かかる要件に影響する可能性がある。同要件が最終決定された際、追加的賦課および費用を本債券発行体または本債券発行体が発行する債券の保有者に課すことがある。

本債券発行体はこの源泉徴収税の賦課を避けるため本債券発行体に課された義務を履行するよう試みるが、本債券発行体がかかる義務を履行できる保証はできない。本債券発行体がFATCAの結果、源泉徴収税を課せられることとなる場合、本債券発行体が発行する債券の一部または全部のリターンは、重大かつ不利益な影響を受けることがある。一定の場合には、本債券発行体は、一または複数の保有

者が保有する本債券の一部または全部を強制的に償還し、および／または本債券の保有者に支払われるべき償還金を減額することがある。

ジャージーおよび英国間の政府間協定

2013年10月22日に、ジャージーおよび英国は、税務における自動的情報交換に関する政府間協定に調印した。当該政府間協定は、FATCAのための米国との政府間協定同様に、英国居住者に関する税務情報の交換に関する既存の取り決めに強化することを意図する一連の施策の一部である。当該政府間協定の条項に従い、本債券発行体は、英国内のHMRCへの中継送信のため関連するジャージー当局に対し、本債券発行体が発行する本債券の英国居住保有者および同保有者による本債券の保有に関する情報を年次ベースで提供しなければならない。当該政府間協定は、本債券発行体が発行する債券の英国に居住する非居住保有者についての代替報告制度を含んでいる。当該政府間協定は、2014年（暦年）から本債券発行体が発行する債券の保有者および本債券のかかる保有者による保有に関して効力を有するが、本債券発行体は2016年9月30日以前に、2014年に関する情報を関連するジャージー当局に提出する義務はない。

政府間協定遵守に関する詳細な要件は、現段階では十分に知られていない。さらに、同協定の遵守に関する公的指針が公表される予定であり、かかる要件に影響する可能性がある。同要件が最終決定された際、追加的賦課および費用を本債券発行体または本債券発行体が発行する債券の保有者に課すことがある。

規制上の変更による混乱

本債券は規制事由の発生により混乱または終了することがあり、この場合J.P.モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーは、かかる事由の発生後、かかる事実を本債券発行体に速やかに書面により通知することに合意する。

この目的のため、「規制事由」とは、関連法に従いJ.P.モルガンの単独の裁量により決定される以下のものをいう。

A) 未決済取引が、

- I. 中央決済機関（以下「CCP」という。）により決済されなければならない、かかる要件が取引日現在に適用されなかったこと、または
- II. J.P.モルガンおよび／または本債券発行体がCCPを通して決済されない結果、未決済取引によりリスク緩和規定に従うこととなり、かかるリスク緩和規定は取引日時点で適用されておらず、（x）J.P.モルガンまたは本債券発行体に、（関連する場合、J.P.モルガンまたは本債券発行体により妥当と証明される）取引日現在一般的であった資本費用（もしあれば）を上回る増額資本費用を課すこと、および／または（y）取引日の取引について検討された資本費用（もしあれば）に加えて、取引について、J.P.モルガンおよび／または本債券発行体が担保またはいずれかの形式の当初マージンもしくは変額マージンを他方に提供することを含むがこれに限られないこと、または、
- III. その結果、J.P.モルガンまたは本債券発行体が、取引日現在適用されなかった決済義務またはリスク緩和規定に従わなかったことにより、いずれかの管理もしくは規制上の罰則または制裁を受けるか、これを受けるであろうこと、または
- IV. その結果、取引が本債券発行体以外の法主体を通じて維持することを要するか、または要するであろうこと、または
- V. その結果、J.P.モルガンまたは本債券発行体が、金融取引税または他の類似する税を課税されること。または

- B) J.P.モルガンまたは本債券発行体が、未決済取引に基づく義務の履行能力が重大かつ不利益に制限されているか、制限されるであろうこと（かかる決定は、J.P.モルガンの単独の裁量により行われる。）、または

- C) J.P.モルガンもしくは本債券発行体またはそれらの関連会社、取締役、役員または従業員が、本債券および／または本債券スワップ取引への関与（全部または一部における）により、当会社に関連してAIFMD（以下に定義される。）の目的上AIFMまたはオルタナティブ投資ファンド（“AIF”）となること。

「関連法」とは、

- (A) ドッド・フランク・ウォールストリート改革及び消費者保護法（以下「ドッド・フランク法」という。）（または他の法域における類似する規制）およびこれらに関連する法律、規則または規制、ならびにこれらに関連するテクニカル・ガイドラインおよび規制上のテクニカル基準、追加的な規則、手続きについての公的指針または公的規制の実施もしくは採用、
- (B) 欧州評議会ならびにOTCデリバティブ、中央決済機関および取引情報蓄積機関委員会の規則（以下「EMIR」という。）、およびこれに関連する法律、規則または規制、およびこれに関連するテクニカル・ガイドラインおよび規制上のテクニカル基準、追加的な規則、手続きについての公的指針または公的規制の実施もしくは採用、
- (C) オルタナティブ・インベストメント・ファンド管理会社に関する2011年6月8日付け欧州評議会および議会の通達2011/61/EU、およびEU加盟国における施行規則ならびに、これに関連するテクニカル・ガイドラインおよび規制上のテクニカル基準、追加的な規則、手続きについての公的指針または公的規制（総称して「AIFMD」という。）、
- (D) 取引日後の適用ある法令（本目的上、適用ある法令とは、当規定の（A）、（B）または（C）項の法律に類似、関連するか、もしくは同種の法律をいう。）または金融取引税もしくは他の類似する税金を課す法令の実施もしくは採用、またはこれらの変更、および／または
- (E) 上記（A）乃至（D）に記載される法律、指針、規則、基準、規制またはガイドラインの変更または、管轄権を有する裁判所、法廷または規制当局による取引日後における適用ある法令の発布または解釈の変更の結果、または裁判管轄を有する裁判所、法廷もしくは規制当局または、これらに関連する公的資格において行為するかかる裁判所、法廷または規制当局の当局者または代表者による、公的もしくは私的声明、またはこれらによる措置もしくは対応の結果による同法律、指針、規則、基準、規制またはガイドラインの変更。

かかる追加終了事由が発生する場合、J.P.モルガンはすべての未決済取引に関して早期償還日を指定する権限を有するものとする。

ETFエフィシエンテ指数に関するリスク

以下に記載するリスク要素の一覧は、ETFエフィシエンテ指数に関係するすべてのリスクを完全に列挙または説明することを意図したものではない。

(a) 独自のかつルールベースの取引指数

ETFエフィシエンテ指数は、事前に定められたルールに基づき、想定的かつルールベースの独自の取引戦略に従う。したがって、ETFエフィシエンテ指数のパフォーマンスに連動した金融商品の投資予定者は、ETFエフィシエンテ指数の本規則に記載されたこれらのルールが自己の状況および投資目的に照らして適切であるかどうかを判断する必要がある。

ETFエフィシエンテ指数が依拠する投資戦略が良好な成果を収める、またはかかるETFエフィシエンテ指数がバスケット構成要素に関して採用されうる代替的戦略より優れた成績をあげる、という保証はない。

(b) 想定エクスポージャー

ETFエフィシエンテ指数は、想定資産および債務で構成されている。バスケット構成要素へのエクスポージャーは、純粋に想定的なものであり、決定事務代行会社により、またはその代理人により

維持される記録の上でのみ存在する。そのため、ETFエフィシエンテ指数のパフォーマンスに連動した金融商品の投資家は、ETFエフィシエンテ指数を構成する参照資産に対しては、何らの請求権も有しない。投資戦略として、資産の想定ダイナミック・バスケットが現金投資を上回るエクセス・リターンを追跡するものであり、よって、ポートフォリオのうちJPモルガン・キャッシュ・インデックスに配分される分は、再投資されない。

(c) 市場リスク

ETFエフィシエンテ指数のパフォーマンスは、13のバスケット構成要素（ETF構成要素12銘柄およびキャッシュ構成要素）のパフォーマンスに依拠している。そのため、そのリターンがETFエフィシエンテ指数に連動する金融商品の投資家は、自身の投資がバスケット構成要素のパフォーマンスに左右される可能性があることを認識しておく必要がある。

(d) モーメンタム投資戦略

ETFエフィシエンテ指数は、一般的にモーメンタム投資戦略と呼ばれる戦略を用いて構築されている。モーメンタム投資戦略は、通常、資産価格の上昇を利用するものである。バスケット構成要素の清算値が下降傾向にあるときでも、ETFエフィシエンテ指数は、継続して、13のバスケット構成要素（ETF構成要素12銘柄およびキャッシュ構成要素）で構成される。ETFエフィシエンテ指数がすべてのバスケット構成要素について「ロングのみ」で構成されることから、当該バスケット構成要素が関連するパフォーマンス観測期間中、本規則に従って決定されたパフォーマンスが負の値を示したとしても、各バスケット構成要素の比重は、いずれの再調整日においても負の値とならない。

さらに、ETFエフィシエンテ指数と連動する証券またはその他の投資商品もしくは取引への投資によって得る結果は、バスケット構成要素へ投資することによって理論上得ることができる結果とは大きく異なる場合がある。このような差は、指数レベルから報酬が控除されることをはじめとした複数の理由から生じるものである。

(e) 特別事由

あるバスケット構成要素について、一定の特別事由が発生した場合、当該バスケット構成要素は、代替的なバスケット構成要素と置き換えられる場合がある。

(f) 決定事務代行会社の裁量

ETFエフィシエンテ指数の本規則において、決定事務代行会社に対して随時一定の決定および計算を行うための裁量が与られている。計算および決定を行う際にかかる裁量を行行使することによって、ETFエフィシエンテ指数のパフォーマンスに悪影響が生じる場合もある。

前述の一般性を損なうことなく、決定事務代行会社は、市場混乱事由が発生した際、指数レベルの計算に関する裁量を有する。

(g) 潜在的利益相反

ETFエフィシエンテ指数の構造および仕組みに関して、また、J.P.モルガンまたはその関係会社もしくは子会社またはそれぞれの取締役、役員、従業員、代表者、代理人もしくは代理業者の通常の業務活動において、潜在的利益相反が存在する可能性がある。さらなる情報は下記の免責条項の項に記載されている。

受益証券の購入に関する潜在的な投資損失および適性の潜在的欠如に関する「本質的なリスク」

受益証券の購入者は、当初投資金額を下回る返金を受けることがある。

受益証券の購入者は、以下の1つ以上の事由の発生により、自らの受益証券への全投資額について損失を出すことがある。

- (a) 本トラストもしくは本サブ・ファンドが、破産手続またはその他自らの義務の充足能力を損なう事由の対象となる場合。
- (b) 受益証券と連動する参照資産のパフォーマンスによる受益証券の価額の減少。
- (c) 購入者による、予定満期（もしあれば）前に行われる、関連する受益証券の売却の要求。

（d）スワップ相手方当事者の債務不履行および本件担保の提供または本件担保自体に関する取決めの不履行。

関連する受益証券が1つ以上の参照資産のパフォーマンスと連動するにもかかわらず、当該受益証券の投資家は、参照資産に関する何らの権利も有さず、かつ、受けないものとし、また、自身に参照資産を引き渡すよう要求する権利も有しないものとする。本トラストは、参照資産の保有を義務づけられない。

受益証券が、すべての投資家の投資に適したものではないことがある。

受益証券の各購入予定者は、投資家自らが置かれている状況に鑑み、当該投資の適性を判断しなければならない。特に、各購入予定者は、

- （a）本書にその内容が記載された英文目論見書もしくは該当する英文目論見書補遺の参照をもって記載または組み込まれる情報を利用して、（必要に応じて、投資家自らの法律顧問、税務顧問、ファイナンシャル・アドバイザーまたはその他の専門的な顧問に相談の上）受益証券への投資および本サブ・ファンドへの投資に係る利点とリスクを評価する十分な知識および経験を有しているべきであり、
- （b）投資家の特定の財務状況に関連して、受益証券への投資および受益証券が投資家の全般的な投資ポートフォリオに及ぼす影響を評価するための適切な分析ツールへのアクセスおよび知識を有しているべきであり、
- （c）受益証券への投資に係るすべてのリスク（決済通貨が当該投資家の主な金融活動の主要通貨と異なる場合を含む。）を負うための十分な財源および流動性を有しているべきであり、
- （d）受益証券の条件を（必要に応じて、投資家自らの法律顧問、税務顧問、ファイナンシャル・アドバイザーまたはその他の専門的な顧問に相談の上）十分に理解しており、かつ、関連する金融市場に精通しているべきであり、
- （e）1つ以上の参照資産のパフォーマンスと連動する受益証券およびその他の該当する金融デリバティブ商品に関して、当該参照資産ならびにその他の該当する金融デリバティブ商品の性質ならびにそのパフォーマンスが受益証券のペイアウトおよび価値に与える影響を、（必要に応じて、投資家自らの法律顧問、税務顧問、ファイナンシャル・アドバイザーまたはその他の専門的な顧問に相談の上）十分に理解しているべきであり、また、
- （f）（単独で、または法律顧問、税務顧問、ファイナンシャル・アドバイザーおよび／もしくはその他の専門的な顧問の助力を仰いで、）経済、利率ならびに投資およびその他投資家が該当リスクに耐え得る能力に影響を与える可能性のあるその他の要因に関する予想シナリオを評価することが可能であるべきである。

購入予定者が、（単独で、または法律顧問、税務顧問、ファイナンシャル・アドバイザーもしくはその他の専門的な顧問をもって、）変動する状況の下での受益証券のパフォーマンス、その結果生じる受益証券の価値への影響および購入予定者の全般的な投資ポートフォリオに及ぶ影響を評価する専門性を有しない限り、購入予定者は受益証券への投資を行うべきではない。

本トラスト、管理会社、受託会社または投資運用会社のいずれも、受益証券購入予定者に対し、当該受益証券に関する利点、パフォーマンスもしくは適切性に関する（直接または間接的な）保証を現在に至るまで行っておらず、または将来的にも行わない。

投資予定者は、受益証券への投資には明確かつ多大なリスクが内在するにもかかわらず、独自の調査および自らが適当とみなす専門家の助言に基づき、受益証券への投資が、（i）自己の（または受託者の資格において受益証券に投資する場合は受益者の）財務ニーズ、目的および状況に完全に一致するものであること、（ii）（本人としてまたは受託者の資格において受益証券に投資するかにかかわらず）自己に適用されるすべての投資方針、投資ガイドラインおよび投資制限を遵守しており、完

全に一致するものであること、および、(iii) 自己（または受託者の資格において受益証券に投資する場合は受益者）にとって適当、適切かつ妥当な投資であることを判断しなければならない。

本トラスト、管理会社、受託会社または投資運用会社のいずれも、投資予定者による受益証券への投資の合法性および投資予定者に適用される法律、規制または政策・方針の遵守について責任を負わない。投資予定者は、当該事項に関する判断を下す際に、本トラスト、管理会社、受託会社または投資運用会社に依拠することができない。投資運用会社は、本トラスト、本サブ・ファンドもしくは受益証券に関する助言、情報または信用分析の提供元ではない。特に、英文目論見書および英文目論見書補遺のいずれも、投資助言を構成するものではない。

全受益証券に共通するリスク要因

受益証券の買戻時に支払われるおよび／または提供可能な市場価値ならびに金額は、様々な要因による悪影響を受けることがあり、受益者が満期（もしあれば）前に受益証券を売却することのできる価格が当該受益証券の発行日時時点の市場価値から大幅に値引きされることがある。受益者は、買戻時に、受益証券の全投資額の一部または全部について損失を被ることがある。

- （a）受益証券の市場価値ならびに／または受益証券の買戻時に支払われるおよび／もしくは提供可能な金額は、裏付参照資産のパフォーマンスに依拠する。

受益証券は、関連する参照資産の景気に連動する投資であり、購入予定者は、自らが行う当該受益証券への投資のリターンがかかる参照資産のパフォーマンスに依拠する旨留意すべきである。購入予定者は、関連する参照資産のパフォーマンスがペイアウトおよび受益証券の価額に及ぼす影響（（i）自らの全投資対象につき損失を出す可能性、（ii）潜在的利益の制限および（iii）参照資産へのエクスポージャーに組み込まれるまたはその他内在するレバレッジの影響を含む。）を完全に理解することができない場合は、受益証券の購入を控えるべきである。

受益証券に関して支払われるおよび／または提供可能な金額は関連する参照資産のパフォーマンスと連動することから、受益証券の購入者は、通常、関連する参照資産の価額の予想変動の方向、時期および規模に関する正確な予測を立てなければならない。ただし、一定の正確性をもって当該予測を立てることは不可能であり、受益証券の購入予定者は、関連する参照資産の過去のパフォーマンスを同参照資産の将来のパフォーマンスに関する信頼性ある指標として捉えてはならない旨留意しなければならない。

関連する参照資産への直接投資とは対照的に、受益証券は、関連する参照資産のパフォーマンスを参照して決定される支払いおよび／または金額の交付を受領する権利を表章するものである。購入予定者は、かかる参照資産と連動する受益証券の市場価値が、当該参照資産による影響を（正の方向または負の方向に）受ける一方で、変動が当該参照資産の価額の変動と同等ではないまたは直接的には比例しない旨にも留意すべきである。

- （b）受益証券の市場価値は極めて変動的である。

参照資産の価格、パフォーマンスおよび／または投資リターンは、時間の経過と共に突然のおよび大幅な予測不能の変動の対象となることがあり、かかる変動の程度は「ボラティリティ」として知られる。参照資産のボラティリティは、政府による措置を含む国内外の金融、政治、軍事もしくは経済上の事由（ただし、これらに限られない。）または関連する市場の参加者の活動による影響を受けることがある。当該事由または活動は、受益証券の価額に悪影響を及ぼす可能性がある。

- （c）受益証券の市場価値および受益証券に関して支払われるまたは提供可能な金額は、本サブ・ファンドのレバレッジ適用による影響を受けることがある。

受益証券に関して支払われるおよび／または提供可能な金額を決定する際に使用される公式が乗数またはレバレッジ要素を含むものである場合、受益証券の価額の変動割合が、参照資産の正および／または負のパフォーマンスよりも大きくなる。本サブ・ファンドのレバレッジは、前記「2 投資方針（5）投資制限」に定められる借入制限内に当該レバレッジを抑えるよう確保することを目的として測定されるが、当該乗数またはレバレッジ要素にさらされる受益証券は、参照資産の価額の損失に対応して大幅な損失リスクを伴うことから、より投機的およびリスクの高い形の投資となることがある。

- （d）受益証券の買戻時に支払われるおよび／または提供可能な金額は、購入価格を下回ることがある。

元本確保型ではない受益証券の投資家は、参照資産の価額が予想される方向に反する動きをした場合に自らの全投資額について損失を出すリスクを負うことがある。

投資運用会社は、本サブ・ファンドの投資運用に関し、様々な潜在的利益相反の対象となり、これにより受益証券に悪影響が及ぶ可能性がある。

後記「②利益相反」の項をご参照されたい。

参照資産への投資に付随する市場リスクの完全なるヘッジとして受益証券を利用することは不可能であることがある。

参照資産への投資に付随する市場リスクのヘッジ目的で受益証券を購入する意向を有する購入予定者は、ヘッジを用いた受益証券の利用の複雑性を認識すべきである。例えば、受益証券の価額は、参照資産の価額と完全に合致しないことがある。受益証券の需給の変動があることから、受益証券の価額が参照資産の価額の変動と合致するという保証はない。これらの理由により、とりわけ、参照資産の価額の計算に用いられる価格で受益証券を購入または換金することができないことがある。

参照資産に連動する受益証券の保有者に対する規制上およびその他の影響が存在することがある。

参照資産に連動する一定の受益証券に係る一定の投資家による所有に付随する規制上およびその他の影響が存在することがある。受益証券の各購入者は（必要に応じて、購入者自らの法律顧問、税務顧問、ファイナンシャル・アドバイザーまたはその他の専門的な顧問に相談の上）、受益証券の購入予定者に関してその規制上の立場に係る調査を行わなければならない、また、本トラストおよび投資運用会社のいずれも、この点に関して当該購入者に対して何らの義務または責任その他を負わない。

保証の不存在

本トラストが、本サブ・ファンドに関してその投資目的を達成するとの保証をすることはできない。投資運用会社または本トラストの過去の投資実績が本トラストの将来の投資成果を示すと解釈することはできない。受益者の受益証券への投資へのリターンが、当該受益者が自らの投資対象の元本額を預金することで得られるリターンと同額またはそれを上回る金額になるという保証をすることはできない。

リターンに対するリスク

管理会社の意見において、投資目的は、前記「2 投資方針（1）投資方針」に記載される投資対象の購入を通じて達成されるべきである。ただし、本トラストおよび本サブ・ファンドの投資目的が達成されるという保証はない。

本サブ・ファンドのパフォーマンスは、関連する参照資産（該当する場合）のパフォーマンスに依拠する。結果として、投資家は、自らの投資が当該参照資産の構成要素の価格実績、市場の変動および信用実績にさらされることを認識すべきである。

信用リスク

投資家は、本件スワップ取引が満期に近づくにつれ本トラストに支払われる金額を反映した増価となることがあり、結果として本サブ・ファンドの純資産価額の増加分を示すことになり得る旨留意すべきである。受益者が自らの受益証券への投資額を取り戻すことができるという保証は明示的にも黙示的にもなされていない。

相手方当事者信用リスク

本トラストのために証券を保有する相手方当事者または発行体による支払いの不履行により、本トラストが支払義務を充足する能力に影響が及ぶことがある。投資家は、本サブ・ファンドには複数の相手方当事者（本件スワップ取引に関するJPモルガン・チェース・バンク・ナショナル・アソシエー

ションおよび後記「資金調達投資の評価」と題する項に定められるところに従い本サブ・ファンドが行う資金調達投資のその他の相手方当事者）がいる可能性がある旨留意すべきである。各相手方当事者は当該相手方当事者に対する本サブ・ファンドのエクスポージャーを軽減するために本件担保を提供するが、相手方当事者の支払不能により、当該相手方当事者が本サブ・ファンドに対して負う自らの支払義務を充足する能力に悪影響が及ぶことがある。特に、投資家は、相手方当事者の支払不能があった場合に本サブ・ファンドが当該時点で保有する本件担保が投資目的を満たすに足るものでない可能性がある旨留意すべきである。

決済リスク

本トラストは、自らの取引相手の信用リスクにさらされることがある。いくつかの市場（特に、新興市場）における取引の決済、清算および登録の運営または実績に関する保証をすることはできない。公認の証券市場ならびに銀行業務および電気通信システムが未発達である場合、証券が直接投資以外の状態で取得される取引において、決済、清算および登録に関する懸念が生じるのは必然的である。さらに、同様に未発達の現地郵便および銀行業務システムを理由として、本トラストのために取得される上場証券および店頭取引証券（配当に関するものを含む。）に付帯されるすべての資格が実現されるという保証はない。

流動性リスク

本トラストの投資対象は、オープン・エンド型の集団投資スキームへの投資に関連するリスクを認識する投資家のみに適したものである。管理会社の裁量により本サブ・ファンドの全部または一部の受益証券が証券取引所で上場される可能性があるにもかかわらず、管理会社は、当該受益証券の流通市場が発達するとの予想は立てておらず、また、投資予定者は、受益証券に関する公開取引市場がない旨留意すべきである。受益証券の流動性確保の唯一の手段は買戻しとなることが予想される。

ローンチ・リスク

受益者は、本サブ・ファンドのローンチを進めるための判断が管理会社次第である旨留意すべきである。英文目論見書または場合により関連する英文目論見書補遺の発行日時点において、管理会社は、英文目論見書または場合により関連する英文目論見書補遺に定める受益証券の諸条件を達成することが可能であると考えているが、当該諸条件がその後のいずれかの日に達成可能であるという保証をすることはできない。本トラストが行う意向を有する投資は、通常の市場変動ならびに証券および金融デリバティブ商品への投資に内在するその他のリスクの対象となる。

通貨リスク

受益証券は、基準通貨以外の通貨建てであることがある。この場合、1口当たり純資産価格は、該当する評価日時点における関連する実勢為替レートをを用いて算出される。したがって、当該受益証券の純資産価額は、為替レートの変動により有利または不利に影響を受けることがあり、外国為替リスクの対象になることを余儀なくされる。

税務リスク

本トラストの課税上の地位または課税に関する法律の変更により、本トラストが保有する投資対象の価額および本トラストが投資家に対してリターンを提供する能力に影響が及ぶ可能性がある。投資予定者および受益者は、後記「4 手数料等および税金（5）課税上の取扱い」にある課税に関する記載が、本書の日付時点においてケイマン諸島にて有効な法律および慣行に関する本トラストの了解事項を示すものである旨留意すべきである。あらゆる投資と同様、本トラストによる投資時点で有効な

課税上の地位または予定される課税上の地位が永続するという保証をすることはできない（また、税法が遡及効果をもって変更されることがある。）。

投資予定者は、本トラストへの投資に付随する課税リスクに注意されたい。さらなる詳細については、後記「4 手数料等および税金（5）課税上の取扱い」をご参照されたい。

本トラストは、その投資対象に関する発生収益およびキャピタル・ゲインに関するケイマン諸島以外の国における税金（源泉徴収税を含む。）について責任を負うことがある。本トラストは、ケイマン諸島とその他の諸国との間における二重課税防止条約のために海外の税率での減額による恩恵を受けることができないことがある。したがって、本トラストは、特定の諸国において負う外国での源泉徴収税の返金要求を行うことができない可能性がある。立場の変更があった場合および本トラストに外国税の払戻しが行われた場合、本トラストの純資産価額は修正再表示され、当該時点での既存受益者に対し、払戻し時点での一定の比率に応じて利益が割り当てられる。

本件スワップ取引に関連する支払いに関する源泉徴収税の課税は、本件スワップ取引の投資対象の価額を必然的に下落させ、本件スワップ取引を終了させることがある。かかる状況における本トラストへの損失の度合いは、当該課税上の事由発生のタイミングおよび当該事由発生時の本件スワップ取引の価額次第である。

投資対象の換金による手取金に関して支払うべき源泉徴収税の課税は、本サブ・ファンドの純資産価額、ひいては投資家に支払われるリターンを減らすことがある。本トラストの分配に関して支払われる源泉徴収税の課税により、特定の受益者向けの分配の価額に悪影響が及ぶことがある。

さらに、受益者または受益証券への利益を保有する者は、自らの法域において、自らの投資に起因するもしくはそうみなされる収益またはキャピタル・ゲインに関する課税の対象となることがある。したがって、かかる者は、受益証券への投資を検討する前に税務に関する助言を求めるべきである。

FATCA

本トラストは、受益者に、FATCAの目的上における当該受益者の立場に関する情報の証明および当該受益者のFATCA上の立場に関連するその他の様式、文書および情報の提供を要求する。本トラストは、義務づけられる証明書または情報の提供を受益者が行わない場合、自らのFATCA上の義務を遵守することができないことがある。かかる状況においてIRSが本トラストをFATCA目的における「非参加金融機関」とであると明確に特定した場合、本トラストは米国で得られた収益に関する米国FATCA上の源泉徴収税の対象となり得る。かかる米国FATCA上の源泉徴収税により、本トラストの財務パフォーマンスに悪影響がおよび、当該状況においてすべての受益者が悪影響を受けることがある。

投資運用会社への依拠

本サブ・ファンドは、その投資戦略の実施に当たり、投資運用会社の裁量に依拠する。投資運用会社は、かかる本サブ・ファンドのローンチに先立ち、管理会社の承認を得て、英文目論見書または場合により関連する英文目論見書補遺に記載される本サブ・ファンドの投資方針を決定し、投資運用会社は、継続的に当該投資のパフォーマンスを監視する。本サブ・ファンドは、自らの投資方針の決定および実施にあたり、投資運用会社の判断に依拠しなければならない。

資金調達投資の評価

投資家は、前記「2 投資方針（1）投資方針」に定める条件および制限に従い、本サブ・ファンドが金融市場商品（マネー・マーケット・ファンド（MMF）またはコマーシャル・ペーパー等）および／もしくは譲渡可能な有価証券（通常は高い格付を有する国債もしくは商業債またはその他のコマーシャル・ペーパー）またはレポ取引、逆レポ取引、売戻条件付購入取引、スワップ取引もしくはその他の類似する相手方当事者との取引に投資することがある旨、ならびに当該商品の評価が市場の流動性の状況による影響を受ける可能性がある旨留意すべきである。当該市場が不安状態にある場合、当

該商品の評価に影響が及ぶことがあり、その結果本サブ・ファンドの日々の評価に影響が及ぶことがある。

担保再投資リスク

相手方当事者から受け取る現金担保が再投資される場合、担保金の価値の減少（投資対象の価値の減少の場合）となり得る。本サブ・ファンドには、受領する担保の価値と等しい担保の返却が義務づけられることから、結果的に、本サブ・ファンドへの損失を招くことがある。このリスクを管理するために、管理会社は、前記「2 投資方針（1）投資方針」に定められる方針に従い現金担保の再投資を行う。

スイング・プライシング

後記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要（1）資産の評価 ④ スイング・プライシング」の項に記載されるとおり、管理会社は、その判断により、本サブ・ファンドの正味申込みまたは買戻しがあった申込日または買戻日時点での純資産価額の取引の希薄化の可能性ある影響を軽減するために、本サブ・ファンドの純資産価額を「スイング」させることができる。かかる場合、必ずしもスイング・プライシングによって取引経費による純資産価額の希薄化が防げるとは限らない旨および本サブ・ファンドの受益者全体に対して特定の投資家が利することがある旨投資家は留意すべきである。例えば、本サブ・ファンドからの正味買戻しの結果純資産価額が下方にスイングされた日時点における本サブ・ファンドの申込者は、自らの申込みに関して、本来請求される金額よりも低額の1口当たり純資産価格を支払うことにより恩恵を受けることがある。反対に、本サブ・ファンドからの正味申込みの結果純資産価額が上方にスイングされた日時点において、本サブ・ファンドから買戻しを行う受益者は、自らの買戻しに関して、本来受領する金額よりも高額の1口当たり純資産価格を受領することにより恩恵を受けることがある。さらに、その評価方法の結果、本サブ・ファンドの純資産価額および短期パフォーマンスのボラティリティが大きくなる可能性がある。

本件スワップ取引に関するリスク要因

デリバティブの使用

本サブ・ファンドは、様々な投資手法（元本保護または投資リターンの向上をもたらすことを目的とする、為替先渡取引、為替先物、スワップ、オプションおよびオプションに関するスワップション、証券に関するプットおよびコール・オプション、株式指数および金利先物ならびにこれに関するオプション、ストック・レンディング、レポ取引、逆レポ取引、ワラントならびに差額決済契約等（以下併せて、「デリバティブ」という。）をいうが、これらに限定されない。）を用いることがある。当該デリバティブのポジションは、取引所取引または店頭取引のいずれかで実施される。当該デリバティブの利用に付随する主要リスクは、（i）市場動向の方向性を正確に予測できないことおよび（ii）市場リスク（例：流動性の欠如または原資産の価値と本サブ・ファンドのデリバティブの価額の変動との間の相関性の欠如）がある。これらの手法は、リターンの向上もしくはリスク軽減を行うに当たり必ずしも可能なまたは効果的な手法であるとは限らない。

ある目的による本サブ・ファンドによるデリバティブの利用は、法令の想定外の適用により、または契約が法律上執行可能でないもしくは正確に文書化されていないことを理由として、損失リスクにさらされることがある。

本件スワップ取引はデリバティブ取引である。当該デリバティブの慎重な利用は有益である一方で、デリバティブは、従来型の投資によるリスクとは異なるリスクを伴い、一定の場合においてはより大きなリスクを有するものである可能性がある。

本件スワップ取引の側面に関しては、本トラスト、受託会社、管理会社、投資運用会社、管理事務代行会社、名義書換事務代行会社、保管会社または相手方当事者もしくは販売会社による何らの表明

または保証（明示的または黙示的かを問わない。）も行われていない。投資家は、投資家自らの法律顧問、税務顧問、ファイナンシャル・アドバイザーまたはその他の専門的な顧問から、本件スワップ取引から得られるリターンの適性に関する助言を請うべきである。受益者は、本件スワップ取引から得られるリターンが本件スワップ取引の原資産から得られるものよりも変動的である可能性がある旨留意すべきである。

リターンに対するリスク

すべての投資家は、自らの受益証券の価額が、該当する本件スワップ取引期間にわたる関連する参照資産のパフォーマンスに依拠する旨留意すべきである。

したがって、受益証券は、以下の場合にのみ、投資家に適しているとみなされるべきである。

- (a) 参照資産のパフォーマンス結果により受益証券がどのように利益を上げるかを完全に理解するため、本件スワップ取引の機能方法を読了および理解していること。
- (b) （該当する場合は自らの顧問の助力を仰いで）自身の所見を通じて、本書に記載される方法により、投資期間にわたり参照資産が収益を上げると考えていること。これは、当該方法で収益を上げられない場合には自身の受益証券の買戻時に当初投資よりも少ない金額を受領することになるからである。

店頭金融デリバティブ商品に関するリスク

(a) 規制の欠如、相手方当事者の債務不履行

通常、店頭取引市場に向けられる政府による規制および監督は取引所で行われる取引よりも少ない。さらに、一定の取引所の参加者に与えられる保護（取引所の決済機関の履行保証等。）には、店頭金融デリバティブ商品に関する取引に関連して受けられないものがある。

本トラストは、本サブ・ファンドの投資目的を実施する目的で、本サブ・ファンドのために1つ以上のデリバティブ取引を締結することができる。したがって、本サブ・ファンドは、当該デリバティブの相手方当事者の信用リスクおよび当該相手方当事者の取引に基づく義務の不履行リスクにさらされる。投資運用会社もしくは本サブ・ファンドの相手方当事者の破産もしくは清算があった場合または当該相手方当事者が契約上の義務を充足することができないもしくはこれを望まない場合に、本サブ・ファンドの純資産価額もしくは店頭金融デリバティブ商品または本サブ・ファンドの投資目的の実現能力に悪影響が及ぶことがある。相手方当事者が本サブ・ファンドとのデリバティブに基づく自らの義務の履行を怠った場合、関連するデリバティブの価額、ひいては本サブ・ファンドの純資産価額に悪影響が及ぶことがある。

エクスポージャーが本サブ・ファンドの純資産価額の10%を超過する場合、本トラストは、相手方当事者への本サブ・ファンドのエクスポージャーを監視すること、相手方当事者に従来よりも多くの本件担保の差入れまたは関連する取引の手仕舞いを要求すること、または、本サブ・ファンドの相手方当事者リスクを低下させることとなるその他の措置をとることにより、当該リスクを最小限に抑えることを追求する。ただし、これらの措置が本サブ・ファンドの相手方当事者のエクスポージャーを軽減することに成功するという保証はない。

(b) 本サブ・ファンドの課税

本サブ・ファンドが投資する店頭金融デリバティブ商品に関し、関連する税務に関する制定法または慣行に変更があった状況において、本サブ・ファンドに悪影響が及ぶこともあり、これにより、本サブ・ファンドが予期せぬ納税義務を負うことがある。税務関連の法令の想定外の適用により、損失リスクも存在する。

（c）法務

原商品、満期日、契約規模およびストライク・プライスに関して標準化されている取引所取引のデリバティブ商品とは異なり、店頭金融デリバティブ商品の条項は、原則として、商品の相手方当事者との交渉を通じて確立される。こういった種類の取決めは、本トラストが本サブ・ファンドのニーズにあった商品に仕立て上げる大きな柔軟性を有することを可能にする一方で、店頭金融デリバティブ商品が法律上実行可能であるとみなされていないまたは正確に文書化されていないものである場合に損失リスクを有することから、店頭金融デリバティブ商品は取引所取引商品よりも多大な法務リスクを伴うことがある。

店頭金融デリバティブ商品の当事者においてその条項に関する適切な解釈に関する意見の不一致があるという法務リスクまたは文書化リスクもある。かかる紛争が生じた場合、本トラストが本サブ・ファンドの契約上の権利を実施するために必要とされる法律上の手続に係る経費および予測不可能性によって、本サブ・ファンドが店頭金融デリバティブ商品に基づく請求を行わないよう決定することがある。よって、本サブ・ファンドは、店頭取引契約に基づく支払いを得ることができないリスクを負い、また、当該支払いは、遅滞するまたは本サブ・ファンドに訴訟費用が発生した後にのみ行われることがある。

（d）評価リスク

投資予定者は、店頭金融デリバティブ商品等の商品が単一の市場価値を有するものではないことがあることに留意すべきである。店頭金融デリバティブ商品の呼値のスプレッドまたはその他の市場相場の間の差額は、その価格形成パラメーターに係る様々な見積もりをもって部分的に説明できる。

（e）利益相反

相手方当事者が投資運用会社のグループ会社の構成会社でもある場合、店頭金融デリバティブ商品は、独立当事者間取引として交渉される通常の商業上の条件で、かつ、受益者の最善の利益に適う場合にのみ締結することができる。

相手方当事者（投資運用会社のグループ会社の構成会社を含む。）は、店頭金融デリバティブ商品の実施の結果として自らまたはその関係者が所有することとなった情報について、当該情報の通知による影響を受けるもの、または当該情報をサブ・ファンドに開示する義務を負うものとはみなされない。相手方当事者およびそれらの関係者はいずれも、かかる取引によりまたはこれに関連して生じたまたは派生した収益または利益について、サブ・ファンドに説明する義務を負うものではない。

相手方当事者の価格を確認する当事者もまた、相手方当事者から独立し、かつ、投資運用会社による任命を受けたJ.P.モルガン・グループ会社の構成会社であることがある。各相手方当事者は、銀行業務、証券取引業務および仲介業務に従事し、ならびに投資銀行サービスおよび投資顧問サービスを提供する証券金融会社である。通常の業務過程において、各相手方当事者および／もしくはその関連会社ならびに／またはそれらの各従業員、取締役、役員、代理人もしくは代表者は、サブ・ファンドの投資先資産の持分もしくはポジションを有しているもしくは有していたことがある場合があり、またはかかる資産に関連するポジションもしくは契約の売買その他取引を行うことがある。かかる業務は、当該サブ・ファンドの投資先資産の価値に影響を及ぼす場合もあれば、及ぼさない場合もあるが、投資予定者は、潜在的な利益相反が生じ得ることに留意すべきである。

（f）本件担保投資対象の債務不履行により生じるリスク

店頭金融デリバティブ商品に関する本件担保は、1つ以上の発行体の債務不履行により起こる元本割れリスクを最小限に抑えるために、店頭金融デリバティブ商品に関する本件担保は、G7諸国の国債で受領されるか、現金で受領された場合にはG7諸国の国債を対象範囲として投資が行われる。ただし、例えば発行体または本件担保として保有される債券の債務不履行によ

り元本割れがあった場合、本件担保の価値が下がることがある。この結果、本サブ・ファンドは、債務不履行時と本件担保の翌評価日時点との時間差の間に完全な担保を受けることができないことがある。本サブ・ファンドの純資産価額は、関連する相手方当事者が同時債務不履行に陥らない限り、影響を受けない。

（g）休業日リスク

本件スワップ取引は、1つ以上の参照資産の評価の休業日に調整がなされる可能性が高い。本サブ・ファンドは自らの営業日ではない日における申込みまたは買戻しを受け付けることはできないが、本件スワップ取引は、その条項に従い、自動的に再調整することが可能であり、当該再調整により本サブ・ファンドの純資産価額に悪影響が及ぶことがある。

参照資産に連動する受益証券の一般的なリスク要因

参照資産の所有権の不存在

受益証券の購入者は、関連する参照資産が、当該受益証券の購入者の利益のため、本サブ・ファンドのためまたはその勘定で受託会社により保有されず、それゆえ購入者には所有権（議決権、配当もしくはその他の分配を受領する権利または受益証券が参照する参照資産に関するその他の権利を含むが、これらに限られない。）がない旨留意すべきである。疑義を避けるために付言すると、J.P.モルガンの関係会社のいずれも、参照資産を取得および保有する義務を何ら有しない。

参照資産のパフォーマンスに連動する受益証券のパフォーマンス

受益証券が1つ以上の参照資産を参照する場合、当該受益証券の購入者は、同参照資産のパフォーマンスにさらされる。

参照資産の過去のパフォーマンスは、将来的なパフォーマンスを示すものではない。

受益証券の購入時点における参照資産の過去のパフォーマンスに関する情報は、将来的に生じる参照資産の変動幅または動向を示すものと考えられるべきではない。

参照資産の評価の延期または代替的な提供は、受益証券の価値に悪影響を及ぼす可能性がある。

計算代理人は、評価を行う日が、（i）取引予定日もしくは関連する参照資産の条項および条件に従った調整対象となる他の日ではない日に該当する場合ならびに／または（ii）参照資産の評価に影響を及ぼす、関連する参照資産に関する市場混乱事由が発生した場合に、計算代理人が、受益証券の条項および条件に定められるかかる参照資産の評価の当然の停止または代替的な提供を行う広い裁量（計算代理人による、その裁量によるかかる参照資産の評価の決定を含み、これにより受益証券の価額に悪影響が及ぶことがある。）を有すると決定することがある。

通常、参照資産の通貨とは異なる通貨で支払われる受益証券に関する外国為替通貨エクスポージャーが存在する。

受益証券の条項および条件が、受益証券の支払いを参照資産の通貨とは異なる通貨で行う旨規定し、かつ、当該受益証券には通貨リスクをヘッジする特性がない場合、当該受益証券の投資家は、参照資産のパフォーマンスにさらされるだけでなく、予想することのできない外国通貨の実勢為替レートにもさらされることがある。購入者は、外国為替レートが極めて変動的であり、かつ、海外為替市場における通貨の需給（経済要因（関連諸国のインフレ率、各国間の利率の差、経済予測、国際政治要因、通貨兌換性および関連通貨での財政投資の安全性および投機性ならびに政府および中央銀行により取られる措置（例えば、規制管理または税金の賦課、既存の通貨に取って代わる新しい通貨の発行、通貨の平価切下げもしくは平価切上げによる為替レートもしくは為替特性の変更または特定の通貨の為替レートおよび利用可能性に影響を及ぼす特定通貨の為替もしくは送金に関する為替管理の強

制）を含む。）による。）により決定されるまたは決定されている旨留意すべきである。受益者の自国通貨と受益証券の償還額の支払いの関連通貨間における外国為替変動は、受益証券の行使または売却により得られる利益または損失を自国通貨に換算する予定の受益者に影響を及ぼすことがある。

1つ以上の特定の種類の参照資産に連動する受益証券に付随するリスク要因

参照資産としての譲渡可能な有価証券に付随するリスク

- (a) 受益証券のパフォーマンスに影響を与える要因は、受益証券の価値に悪影響を及ぼすことがある。

譲渡可能な有価証券のパフォーマンスは、資本市場における金利および価格の水準、為替の動向、政治的要因ならびに会社独自の要因（収益ポジション、市場ポジション、リスク環境、受益者の構成および配分方針等）等のマクロ経済的要因に依拠する。

- (b) 譲渡可能な有価証券の発行者に対する請求権または譲渡可能な有価証券に対する遡及権の不存在

参照資産としての譲渡可能な有価証券は、譲渡可能な有価証券に対する請求権または譲渡可能な有価証券への投資を示すものではなく、受益者は、譲渡可能な有価証券の発行者または当該譲渡可能な有価証券に対して、当該譲渡可能な有価証券に基づく遡及権を有しない。受益証券は、いかなる形であれ、譲渡可能な有価証券の発行者によって後援、保証、または販売促進もされておらず、かつ、かかる発行者は、受益者に関して自己の行為がもたらす結果を考慮する義務を負わない。したがって、譲渡可能な有価証券の発行者は、受益証券の購入者の利益を考慮することなく、当該譲渡可能な有価証券に関して措置を講じることができ、かかる措置は受益証券の価値に悪影響を及ぼすおそれがある。

- (c) 計算代理人が本件スワップ取引に関して行う決定は、受益証券の価値に悪影響を及ぼすことがある。

市場混乱事由が参照資産に関して発生したと判断した場合、本件スワップ取引に基づく計算代理人は、（i）当該参照資産の条件に関して調整を行うこと、および／または（ii）（参照資産の場合は）本件スワップ取引を早期終了させることを含む、当該事由に対応するための一定の決定を行う広範な裁量権を有する。かかる決定はいずれも、受益証券の価値に悪影響を及ぼすことがある。

参照資産としての指数に付随するリスク

- (a) 指数のパフォーマンスに影響を与える要因は、受益証券の価値に悪影響を及ぼすことがある。

指数は譲渡可能な有価証券またはその他の資産の合成ポートフォリオにより構成されるため、指数のパフォーマンスは、資本市場における金利および価格の水準、為替の動向、政治的要因および（受益証券の場合は）会社独自の要因（収益ポジション、市場ポジション、リスク環境、受益者の構成および配分方針等）を含む、受益証券または当該指数を構成するその他の構成要素に関連するマクロ経済的要因に依拠する。

- (b) 受益証券に関するリターンをもたすリスクに対するエクスポージャーは、指数の構成銘柄である裏付投資証券またはその他の資産への直接的な投資を反映していない。

指数を参照する受益証券に関して支払われるリターンは、購入者が当該指数の構成銘柄から構成される関連する資産を実際に所有する場合に当該購入者が実現するであろうリターンを反映していないことがある。例えば、指数の構成銘柄が譲渡可能な有価証券である場合、受益者は、当該譲渡可能な有価証券に関して支払われる配当を受領せず、またかかる配当に関するリターンに参加しない（当該指数が関連する水準を計算するためにかかる配当を考慮する場合を除く。）。同様に、受益者は、関連する指数の構成銘柄から構成される譲渡可能な裏付有価証券またはその他の資産に対して議決権を有しない。したがって、参照資産としての指数を参照する受益証券の購入者が当該受益証券の買戻時に受領する支払額は、当該購入者が当該指数の構成銘柄に直接投資していた場合に受領したであろう金額よりも少なくなることがある。

- (c) 指数の構成銘柄の変更または指数の廃止は、受益証券の価値に悪影響を及ぼすおそれがある。

指数のスポンサーは、1つ以上の構成銘柄の水準を変更する可能性のある、当該指数の構成銘柄の追加、削除、もしくは置換えまたはその他の方法による変更を行うことができる。新たに追加される構成銘柄のパフォーマンスが元の構成銘柄よりも著しく悪く、または良好となることがあるため、指数の構成銘柄の変更は当該指数の水準に影響を与える可能性があり、これによって当該指数を参照する受益証券の価値に影響が及ぶ可能性がある。かかる指数のスポンサーはまた、当該指数の計算または提供の変更、中止または停止も行うことができる。指数のスポンサーは、受益証券の募集および販売には関与せず、当該受益証券の購入者に対していかなる義務も負わない。指数のスポンサーは、受益証券の購入者の利益を考慮することなく、当該指数に関して措置を講じることができ、かかる措置は受益証券の価値に悪影響を及ぼすおそれがある。

- (d) 指数変更、指数取消し、指数障害および指数水準の訂正に対するエクスポージャー

指数の計算代理人は、特定の指数の規則に従って当該指数に関する一定の決定および調整を行う広範な裁量権を有する。指数の計算代理人による決定、計算および解釈ならびに当該指数の規則は、関連する参照資産の価値および関連するサブ・ファンドの純資産価額に影響を与えることがある。かかる決定、計算および解釈は、指数の変更、取消しまたは障害に関連して、受益者に悪影響を与えることがある。

- (e) 後記「参照資産に関する計算代理人」を参照のこと。「自社指数」または「戦略」に関連する追加のリスクが存在する。

後記「② 利益相反」を参照のこと—J.P.モルガンの関連会社が、参照資産に該当する指数または戦略のスポンサーである場合がある。

- (f) 商品指数に関する追加のリスクが存在する。

後記「「ローリング」の潜在的効果を含む商品指数に関連する追加のリスク」を参照のこと。

後記「② 利益相反」を参照のこと—J.P.モルガンの関連会社が、参照資産に該当する指数または戦略のスポンサーである場合がある。

参照資産としてのコモディティに付随するリスク

投資家は、本トラストおよび本サブ・ファンドのいずれも、コモディティに直接投資することができないことに留意すべきである。

- (a) コモディティのパフォーマンスに影響を与える要因は受益証券の価値に悪影響を及ぼすことがあり、コモディティの価格はその他の資産クラスよりも変動性が高くなることがある。

コモディティの取引は、投機的であり、非常に変動性が高くなることがある。コモディティの価格は、予想不可能な様々な要因（例えば、需給関係の変化、天候の傾向および異常気象、政府のプログラムおよび政策、国内のおよび国際的な政治的、軍事的、テロおよび経済的事由、会計、財政および為替管理のプログラム、金利および為替レートの変動ならびにコモディティおよび関連契約における市場取引行為の変更および停止または途絶を含む。）による影響を受ける。コモディティの価格は、その他の資産クラスよりも変動性が高くなることがあるため、コモディティへの投資はその他の投資よりもリスクが高くなる。

- (b) 商品契約および一定の商品契約は、規制されていない取引所または「規制を受けている」取引所において取引されることがある。

本サブ・ファンドがエクスポージャーを取得するコモディティは、(a) 予め定められた価格および受渡期間（限月といわれる場合もある。）において一定の金額の裏付現物商品を売買する契約、または(b) 裏付現物商品の価格の変動に基づく現金の支払および受領を行う契約のいずれかである商品契約により構成される。

商品契約は、規制を受ける専門の先物取引所において取引されることがある（先物契約等）。商品契約はまた、規制度合いがより低いか、あるいは実質的な規制が全くない取引施設において市場参加者間で「店頭で」直接取引される可能性もある。したがって、かかる「店頭」契約の取引は、規制を受ける専門の先物取引所で取引される契約と同一の規定には服さず、またかかる契約に与えられる保護を受けない場合があるため、当該「店頭」契約の流動性および価格履歴に関する追加のリスクが存在することがある。

- (c) 商品先物契約に連動する投資は、関連する現物商品に連動する投資とは異なるリターンをもたらすことがあり、一定のその他のリスクを伴う。

コモディティに関する先物契約の価格は、一般に、裏付コモディティの現物価格の割増価格または割引価格となる。この不一致は、(i) 関連費用（保管費用、輸送費用および保険費用等）を原因とする現物価格を調整する必要性、および(ii) スポット市場および先物市場に影響を与える全般的な要因を評価するために異なる手法が用いられること等の要因によるものである。また、コモディティの種類に応じて、スポット市場および先物市場の流動性が大幅に異なる可能性がある。したがって、商品先物契約に連動する投資は、関連する現物商品に連動する投資とは異なるリターンをもたらすことがある。

先物契約への投資は、一定のその他のリスク（流動性が不足する可能性を含む。）を伴う。先物ポジションの保有者は、かかるポジションの流動性が不足した原因が、一定の商品取引所が「1日の値幅制限」に基づきかかる先物契約の価格の変動に制限を課したことであると判断されることがある。特定の先物契約の価格が1日の値幅制限に相当する金額の幅で上昇または下落した場合、当該契約におけるポジションは、保有者が当該制限額でまたは当該制限額の範囲内で取引を実行することを望む場合を除き、取得または清算することができない。その結果、保有者は、好ましくないポジションを迅速に清算することを妨げられ、重大な損失を被る可能性がある。様々なコモディティにおける先物契約価格が、時に、ほとんどまたは全く取引がないまま数日間連続して1日の値幅制限を超えたことがあった。かかる状況における損失は、影響を受ける先物契約連動型商品指数を参照資産とする本サブ・ファンドのリターンに悪影響を及ぼすおそれがある。

- (d) 「ローリング」の潜在的効果を含む商品指数に関連する追加のリスク

商品指数は、特定の指数に依拠して、一定のコモディティに関する商品契約のバスケットのパフォーマンスを追跡する指数である。商品指数に含まれる各コモディティの組入比率は、特定の指数に依拠し、一般に当該指数の関連する指数規則に記載される。商品指数は、かかるコモディティに対する継続的なエクスポージャーを維持するため、構成銘柄である商品契約のうち満了するものに「ローリング」を適用する。具体的には、満了する商品契約は関連する指数規則に基づきロールされるよう要求されるため、当該商品指数は、清算される当該満了商品契約に対するエクスポージャー、および同等のエクスポージャーを取得するための別の（通常は期先の）商品契約に対する新たなエクスポージャーを反映するために計算される。商品契約は、予め定められた満了日、すなわち当該商品契約に係る取引が停止する日を有する。商品契約を満了時まで保有することにより、裏付現物商品の受渡しが行われ、または現金精算の実行もしくは受領を行う要件が生じる。また、商品契約のローリングとは、満了が迫っている商品契約（以下「期近商品契約」という。）が満了前に売却され、満了日がより遠い商品契約（以下「期先商品契約」という。）が買い付けられることをいう。

「ローリング」は、以下を含む方法によりコモディティへの投資の価値に影響を与える可能性がある。

- (i) 商品契約への投資は、「ローリング」により増加または減少することがある：期近商品契約の価格が期先商品契約の価格を上回る場合（当該コモディティは「逆鞘」であるといわれる。）、前者から後者へのローリングにより、期先商品契約に対するより大きいエクスポージャーが取得される。したがって、当該商品契約の価格の変動に関する新たなポジションに係る損失または利益は、「ロール」前と同じ金額のエクスポージャーを合成的に有していた場合よりも大きくなる。反対に、期近商品契約の価格が期先商品契約の価格を下回る場合（当該商品は「順鞘」であるといわれる。）、ローリングにより、期先商品契約に対するより小さいエクスポージャーが取得される。したがって、当該商品契約の価格の変動に関する新たなポジションに係る利益または損失は、ロール前と同じ金額のエクスポージャーを合成的に有していた場合よりも小さくなる。
- (ii) 商品契約が順鞘（または、逆鞘）である場合、当該契約は、時間の経過とともにマイナス（または、プラス）の影響をもたらすと予想される（が、かかる影響をもたらさないこともある）。商品契約が順鞘である場合、期先商品契約の価格は、一般に満了が近づくにつれ下落すると予想される（が、下落しないこともある）。かかる場合において、ローリングは、一般に、当該商品契約への投資にマイナスの影響を及ぼすと予想される。商品契約が逆鞘である場合、期先商品契約の価格は、一般に満了が近づくにつれ上昇すると予想される（が、上昇しないこともある）。かかる場合において、ローリングは、一般に、当該商品契約に対するエクスポージャーにプラスの影響をもたらすと予想される。

商品契約のバスケットを参照する指数に連動する本サブ・ファンドの場合、満了する商品契約は、清算または新たな期先商品契約のポジションの締結を行うことなく、単に変更される。したがって、上記のローリングの影響は、直接的には参照資産に適用されない。そのため、投資家は、ローリングに直接的に参加せず、またその結果直接的な影響を受けることもない。ただし、その他の市場参加者は、「ローリング」のメカニズムに従って行動する可能性があり、かかる行為が、参照資産の価値に間接的な悪影響を及ぼすことがある。

- (e) コモディティに関する法律上および規制上の変更は、早期償還を招くことがある。

コモディティは、本サブ・ファンドに対するスワップ相手方当事者の義務に関して裏付取引またはヘッジ取引に従事するスワップ相手方当事者の能力に影響を与えるおそれのある方法で変

更される可能性のある法規制制度に服する。かかる制度の変更は、関連するスワップ取引の早期終了、およびその結果として本サブ・ファンドの早期終了を招くおそれがある。

コモディティは、本サブ・ファンドの受益証券の価値に悪影響を及ぼすおそれのある方法で変更される可能性のある米国の法規制制度に服し、またかかるその他の国の法規制制度にも服する場合がある。例えば、米国の下院および上院は、コモディティ市場の投機性を低下させ、透明性を向上させることを意図した法律を検討している。かかる法律が成立すれば、特に、米国商品先物取引委員会または各取引所は、商品先物契約のポジションに対してポジション制限を設ける規則を採用することを求められる可能性がある。

参照資産としての様々な構成銘柄により構成されるバスケットに付随するリスク

（a）バスケットおよびその裏付構成銘柄のパフォーマンスに対するエクスポージャー

受益証券が参照資産のバスケットを参照する場合、当該受益証券の購入者は、当該バスケットのパフォーマンスにさらされる。当該購入者は、バスケットの各構成銘柄のパフォーマンスに係るリスクを負う。個別のバスケット構成銘柄に付帯する特定のリスクに関する詳細については、上記をご参照されたい。

（b）バスケット構成銘柄に高い相関関係がある場合、支払金額に重大な影響を与えることがある。

バスケット構成銘柄の相関関係は、個別のバスケット構成銘柄のパフォーマンスが同時に変動する傾向がある範囲を示す。例えば、すべてのバスケット構成銘柄が同一のセクターおよび同一の国に由来している場合、一般に高いポジティブな相関関係が想定されることがある。過去の相関率は将来の相関率を決定する要因とはならない。投資家は、バスケット構成銘柄が過去のパフォーマンスに基づき相関していないように見受けられても、全般的な不況またはその他の政治経済的事由により同一の不利なパフォーマンスを被ることがあることを認識すべきである。バスケット構成銘柄が高い相関関係にある場合、バスケット構成銘柄のパフォーマンスの変動により、受益証券のパフォーマンスが過大評価される。

（c）単一のバスケット構成銘柄のマイナスのパフォーマンスが、1つ以上のその他のバスケット構成銘柄のプラスのパフォーマンスを上回ることがある。

受益証券の購入者は、1つ以上のバスケット構成銘柄のパフォーマンスがプラスとなった場合でも、後記「第2 管理及び運営 1 申込（販売）手続等（1）海外における販売 ②申込手続」に記載の条件および条項に基づき、その他のバスケット構成銘柄のパフォーマンスが大幅にマイナスとなれば、バスケットのパフォーマンス全体がマイナスとなることを認識すべきである。

（d）小規模バスケットまたは不平等加重バスケットは、一般に、特定のバスケット構成銘柄の価値の変動による影響をより受けやすい。

構成銘柄がより少ないバスケットのパフォーマンスは、一般に、後記「第2 管理及び運営 1 申込（販売）手続等（1）海外における販売 ②申込手続」に記載の条件および条項に基づき、より多くのバスケット構成銘柄を含むバスケットと比較して、特定のバスケット構成銘柄の価値の変動による影響を受けやすい。

一部のバスケット構成銘柄により重きを置くバスケットのパフォーマンスは、一般に、後記「第2 管理及び運営 1 申込（販売）手続等（1）海外における販売 ②申込手続」に記載の条件および条項に基づき、各バスケット構成銘柄に比較的平等に重きを置くバスケットと比較して、当該特定のバスケット構成銘柄の価値の変動による影響を受けやすい。

（e）バスケットの構成銘柄の変更は、バスケットのパフォーマンスに悪影響を及ぼすことがある。

参照資産の条件により、一定の状況下においてバスケットの構成銘柄を調整する権利が計算代理人に付与される場合、投資家は、変更後のバスケット構成銘柄のパフォーマンスが当初のパ

スケット構成銘柄と異なる場合があります、これによりバスケットのパフォーマンスが悪影響を受ける可能性があるということを認識すべきである。

計算代理人の使用に関するリスク

本件スワップ取引に基づく計算代理人

本件スワップ取引に基づき計算代理人が行うすべての決定および計算は、誠実に、かつ、商業上合理的な方法により行われる。本件スワップ取引の規定に基づく計算代理人の計算および決定における誠実な間違いまたは不作為に関して、計算代理人は関連するサブ・ファンドに対して一切責任を負わず、当該サブ・ファンドは計算代理人に対して請求を行う権利を有しない。計算代理人の決定および計算は、明白な誤りがない限り、最終的かつ確定的なものであり、本件スワップ取引の当事者を拘束するものである。

参照資産に関する計算代理人

参照資産の計算代理人による決定および計算は、当該参照資産の価値および関連するサブ・ファンドの純資産価額に影響を与えることがある。

指数または戦略（以下「指数等」という。）に該当する参照資産の計算代理人は、指数等の規則（以下「指数等規則」という。）に基づき自己が行う決定または計算に関して、誠実に、かつ、商業上合理的な方法により行為する。かかるすべての決定、計算および計算代理人による指数等規則の解釈は、最終的かつ確定的なものであり、拘束力を有する。いかなる者も、かかる決定、計算および解釈に関して計算代理人に対して請求を行う権利を有しない。

関連する指数等の計算代理人は、通常、

- (a) 理由の如何を問わず、指数等または指数等規則に関連して行った決定もしくは計算または講じた措置を修正する義務を負わず、また
- (b) 指数等もしくは指数等の水準の公表（もしくはかかる水準の公表の不履行）に関して、またはいずれかの者による指数等もしくはその水準の利用に関して行われる決定または事項（または行われなかった決定または事項）につき、いかなる者に対しても責任を負わない（過失の結果としてかその他によるかを問わない。）。

指数等に関して、

- (a) 関連する指数等の営業日における当該指数等の水準に関する計算に用いられる裏付構成銘柄、変動要素、インプットまたはその他の事項の水準または価格が、後日訂正され、当該訂正が当該裏付構成銘柄または関連する公表源の関連するスポンサーにより公表された場合、または
- (b) 関連する指数等の計算代理人が当該指数等の営業日における当該指数等の水準に関して、自己の計算または決定における間違いまたは不作為を特定した場合は、
当該指数の計算代理人は、実務上可能かつ自己が重要と考える限りにおいて、当該指数等の当該営業日および／またはその後の各営業日における公表済みの当該指数等の水準を調整または訂正し、実務上合理的に可能な限り速やかに当該指数等の訂正後の水準を（当該指数等の計算代理人が決定する方法により）公表することができる。

指数等に関して、当該指数等の計算代理人（またはその関連会社）に（必要に応じて）付与された裏付構成銘柄を当該指数等のために利用するライセンスが終了した場合、または裏付構成銘柄を当該指数等のために利用する計算代理人の権利がその他争われ、損なわれ、または停止された場合（理由の如何を問わない。）には、当該指数等の計算代理人は、当該裏付構成銘柄を当該指数等から除外し、または当該裏付構成銘柄を置き換えることができ、また指数等規則に関して、当該指数等の計算代理人が選定する日においてかかる事由に対応するために適切であると判断する調整を行うことができる。

計算代理人は、指数等に関して、適用法令の変更の発生（および／または継続）後必要に応じて裏付構成銘柄を除外し、または置き換えることができる。計算代理人が適用法令の変更の結果、裏付構成銘柄を除外し、または置き換えた場合、関連する指数等の計算代理人は、関連する指数等規則に関して、当該指数等の計算代理人が選定する日においてかかる除外または置換えに対応するために適切であると判断する調整を行うことができる。

指数等の計算代理人による決定、計算および解釈ならびに当該指数等の指数等規則は、関連する参照資産の価値および本サブ・ファンドの純資産価額に影響を与えることがある。

上掲のリスク要素の一覧は網羅的に記載されたものではない。何人も、決定事務代行会社またはその関係会社もしくは子会社またはそれぞれの取締役、役員、従業員、代表者、代理人もしくは代理業者に依拠するのではなく、自身の法務、税務その他の専門アドバイザーに必要な助言を求めるべきである。

② 利益相反

一般開示事項

管理会社、受託会社、管理事務代行会社、名義書換事務代行会社、保管会社および各スワップ相手方当事者ならびにそれらの各持株会社、子会社および関連会社（以下それぞれを「利害関係者」という。）が行うまたは行うことのできる業務において、利益相反が生じることがある。

本トラストは、利害関係者との間で、または利害関係者を通じて取引を行うことがある。

利益相反が生じた場合、管理会社は、当該相反が公正かつ受益者の最善の利益に適うように解決されることを確保すべく努力する。

非独占的サービス

利害関係者は、自らが本トラストに提供するサービスが損なわれないことを条件として、類似するサービスを第三者に提供することができる。利害関係者は、同一または類似する投資対象が本トラストにより、もしくは本トラストの勘定で、またはその他本トラストに関連して保有される可能性があるか否かにかかわらず、投資対象を取得または処分することができる。さらに、利害関係者は、本トラストのために実行された自らが関与した取引により投資対象が本トラストのために取得または処分された場合であっても、当該投資対象を取得、保有または処分することができる。ただし、利害関係者による当該投資対象の取得または処分が独立当事者間取引として通常の商業的条件で実行され、また、本トラストが保有する当該投資対象が受益者の最善の利益に適うよう取得されることを条件とする。取引は、（a）独立した適格者であると受託会社が認めた（または受託会社が関与する取引の場合は、受託会社が満足する条件の）者から当該取引についての証明付評価が得られた場合、（b）組織化された投資取引所において、当該取引所の規則に従い、最良の条件で当該取引が執行された場合、または（c）（a）および（b）が実務上不可能な場合には、独立当事者間取引として受益者の最善の利益に適うよう交渉された通常の商業的条件による執行原則に従っていると受託会社（または受託会社が関与する取引の場合は、管理会社）が満足する条件で当該取引が執行された場合には、独立当事者間取引として交渉された通常の商業的条件で実行されたものとみなされる。非上場証券を評価する適格者が利害関係者の場合、純資産価額に基づき本トラストが支払う報酬は、本トラストの投資対象の価値の上昇に応じて増額されることがある。

投資運用会社および／またはその関連会社は、本トラストも売買する可能性のある資産に直接もしくは間接的に投資し、またはかかる資産に投資する他の投資ファンドもしくは勘定の運用もしくはそれらに対する助言を行うことができる。投資運用会社およびその関連会社はいずれも、かかる者が認識した投資機会を本トラストに提供し、または当該取引もしくはかかる者が当該取引から得た利益に関して本トラストに説明する（またはかかる取引もしくは利益について本トラストと共有し、もしくは本トラストに通知する）義務を何ら負うものではない。

投資運用会社は、FCAから認可を取得した結果として、本トラストの勘定以外で自らが現在または将来保有し得る勘定にサービスを提供する際には、投資対象を各勘定に公平に配分する義務を負う。

J.P.モルガンー利益相反の管理

関連するJ.P.モルガン事業体は、利益相反を管理するためにそれぞれの規制上の義務を遵守し、また、かかる利益相反の取扱いに関する方針を策定する。このような体制の整備が、顧客の利益が損な

われるリスクの予防を合理的な確実性をもって確保するのに十分でない場合には、該当する企業は、当該顧客のために業務を行う前に、かかる相反について当該顧客に開示するものとする。投資者は、以下の事項に留意すべきである。

- (a) JPモルガン・チェース・バンク・ナショナル・アソシエーション、J.P.モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーおよび投資運用会社は、同一グループ会社の一員である。
- (b) JPモルガン・チェース・バンク・ナショナル・アソシエーションは、スワップ相手方当事者として行為する。また、JPモルガン・チェース・バンク・ナショナル・アソシエーションまたはその関連会社は、金融デリバティブ商品または資金調達投資に関する相手方当事者として行為することもある。
- (c) J.P.モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーは、様々な役割を担うことがあり、そのため、本件スワップ取引に関して潜在的な利益相反が生じることがある。J.P.モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーは、本件スワップ取引に関する計算代理人として行為するほか、J.P.モルガン自社の指数または戦略に関する決定事務代行会社または戦略計算代理人としても行為する。

JPモルガン・チェース・バンク・ナショナル・アソシエーションおよびJ.P.モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーまたは場合によりそれらの関連会社は、これらの者が明示的に同意した自らの関連する資格における義務および責任のみを負い、これらの者が行為するにあたっての各資格に関して明示的に定められる以外の他の義務もしくは責任または注意義務を負うものとはみなされない。

J.P.モルガン自社の指数または戦略

自社の指数または戦略は、裏付けとなる構成銘柄およびその保有割合を決定する一定の規則に従い運用される。よって、以下の記載に従うものとする。

- (a) 通常の業務過程において、J.P.モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーまたはその関連会社もしくは子会社は、自己勘定または顧客の勘定で、自社の指数もしくは戦略の構成銘柄または関連するデリバティブの取引を、当該自社の指数または戦略の組入比率の再調整が実施される日またはその同日頃を含むがこれらに限られない日に行うことができる。かかる業務を行う際、J.P.モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーならびにその関連会社および子会社はいずれも、本サブ・ファンドの投資者の状況を考慮し、またはかかる投資者に有利な方法で行為する義務を負うものではない。かかる業務は、本件スワップ取引および本サブ・ファンドの価値に影響を及ぼす場合もあれば、及ぼさない場合もあるが、投資予定者は、利益相反が生じ得ることに留意すべきである。
- (b) 潜在的な利益相反は、自社の指数もしくは戦略または関連するデリバティブについて、当該自社の指数または戦略の組入比率の再調整が実施される日またはその同日頃を含むがこれらに限られない日におけるそれらの仕組みおよび運用、ならびにJ.P.モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシー、その関連会社もしくは子会社またはそれらの各受託者、役員、従業員、代表者、受任者もしくは代理人の通常の業務過程における本件スワップ取引に存在することがある。

開示制限

J.P.モルガン・グループ会社の構成会社は、自己勘定または顧客の勘定で自社の指数もしくは戦略の構成銘柄のデリバティブまたは関連するデリバティブの取引を実行した結果として自らまたはその関係者が所有することとなった情報について、当該情報の通知による影響を受けるもの、または当該情報をサブ・ファンドに開示する義務を負うものとはみなされない。投資運用会社、相手方当事者およびそれらの関係者はいずれも、かかる取引によりまたはこれに関連して生じたまたは派生した収益または利益について、本トラストまたはサブ・ファンドに説明する義務を負うものではない。

スワップ相手方当事者

スワップ相手方当事者は、銀行業務、証券取引業務および仲介業務に従事し、ならびに投資銀行サービスおよび投資顧問サービスを提供する証券金融会社である。通常の業務過程において、スワップ相手方当事者および／もしくはその関連会社ならびに／またはそれらの各従業員、受託者、役員、代理人もしくは代表者は、サブ・ファンドの投資先資産の持分もしくはポジションを有しているもしくは有していたことがある場合があり、またはかかる資産に関連するポジションもしくは契約の売買その他取引を行うことがある。かかる業務は、本サブ・ファンドの投資先資産の価値に影響を及ぼす場合もあれば、及ぼさない場合もあるが、投資予定者は、潜在的な利益相反が生じ得ることに留意すべきである。

最良執行、ソフト・コミッションおよび仲介手数料の払戻し

本トラストのためにサブ・ファンドの勘定で売買を行うブローカーを選定する際、投資運用会社は、本トラストについて最良執行の確保に同意したブローカーを選択する。この点について、最良執行とは、注文の執行および決済の価格、コスト、スピード等、注文の規模および性質、ならびに注文の執行に関連するその他の勘案事項を考慮した上で、本トラストにとって実現し得る最良の結果を得るためのあらゆる合理的な措置を講じることをいう。各サブ・ファンドの資産を運用するにあたり、投資運用会社は、ブローカーから一定のリサーチならびに統計その他に関する情報および支援を受けることがある。投資運用会社は、本トラストおよび／または投資運用会社が投資裁量権を行使するその他の勘定にかかるリサーチおよび支援を提供したことがあるブローカーに対し、仲介業務を割り当てることがある。手数料の取決めにに基づき提供される利益は、本トラストに対する投資サービスの提供を支援するものでなければならない。投資運用会社は、かかる手数料の取決めについて本トラストに通知するものとし、当該取決めは、本トラストの定期報告書で開示されるものとする。

投資運用会社または副投資運用会社がサブ・ファンドのために行う証券の購入および／または売却に関してブローカーから仲介手数料の一部の払戻しを受けた場合、かかる払戻金は、（当該払戻しの取決めにおいて、投資運用会社または副投資運用会社が直接負担し、その支払いが適切に証明され、本トラストとの間で合意された合理的な手数料および費用を控除した上で、）当該サブ・ファンドに払い込まなければならない。投資運用会社は、この点について、当該サブ・ファンドの資産から、投資運用会社が請求した手数料ならびに投資運用会社が直接負担し、その支払いが適切に証明された合理的なコストおよび費用の支払い／払戻しを受けることができる。これまでに、本トラストに関してかかる取決めが行われたことはない。

（２）リスクに対する管理体制

管理会社のシステムおよび統制は以下のとおり構成される。

- （a）管理会社取締役会：取締役会は、四半期に一度（また、必要に応じて臨時に）会議を開催し、管理会社のリスク管理に責任を負う。
- （b）管理会社ビジネス・コントロール・フォーラム（以下「BCF」という。）。BCFの構成員は以下のとおりである。

委員長	最高経営責任者
秘書役	内部コントロール部門

常時委員	マンサール・リスク管理部門 ミドル・オフィス／オペレーション部門 コンプライアンス部門 ポートフォリオ運用およびストラクチャリング監督および取引部門 マネジメント・オフィス
------	--

BCFは、月に一度会議を開催し、3名の定足数を必要とし、統制システムの実施の監視およびこれに対する問題について責任を負う。この統制システムは、

- ・ すべての適用ある規制上その他の投資制限に従って管理会社により運用されるファンドおよびサブ・ファンド内のリスクを特定および管理し、
- ・ 管理会社がグループおよび管理会社特有の方針および規則に従って統制および管理されることを確保する。

管理されるリスクの範囲には、取引相手方リスク、信用リスク、市場リスク、評価リスク、業務リスクが含まれ（ただし、これらに限られない。）、監視される統制には、金融上および第三者の監視が含まれる。

BCFは、管理会社の取締役会に情報および決定を上申し、適切な場合には、軽減および是正を勧告する。

- (c) BCFは、特定のリスクまたは問題の上申および管理点として行為するための活動範囲が定められた小委員会を招集する。

最初のかかる小委員会は、価格設定および評価委員会であり、未解決の許容範囲外の金融デリバティブ商品の（第三者の評価代理人または金融デリバティブ商品の取引相手方との）評価差額を検討する責任を負う。許容範囲外の差額は、解決のために管理会社のBCFにより価格設定および評価委員会に上申される。

- (d) 取締役会、小委員会およびBCFをサポートするJ.P.モルガンの共有の管理およびサポート部門には、法務部門、内部監査部門、コンプライアンス部門、リスク部門、ミドル・オフィスおよび運用部門、組織統制部門、技術部門、財務および事業管理部門ならびに人事部門が含まれる。

管理会社は、以下を有する。

- ・ BCFに報告を行う専門のリスク・マネージャー
- ・ J.P.モルガンEMEAのコンプライアンス・オフィサーであるスティーブン・サンダースに報告を行うコンプライアンス部門の人材。この専門の人材は、諮問コンプライアンス・チームに在籍し、管理会社に関連するコンプライアンス活動を主導する。さらに、個人勘定取引、AML、制裁、コンプライアンス調査、教育および登録、利害関係の開示、監督、内部ガバナンスならびに規制上の進展を含むさまざまな中央コンプライアンス部門チームのサポートを受ける。

BCFは、管理会社のシステムおよび統制目的の実施について責任を負い、最高経営責任者および取締役会の両者に対して報告を行う。これらの責任には、評価リスク、取引相手方リスク、市場リスク、流動性リスクおよび業務リスクを含むファンド内のリスクの管理が含まれる。

- (a) 反対評価：内部コントロール部門は、最低でも週に一度、UCITSのファンドについて管理事務代行会社または第三者から独自の評価を得ることを確保する。かかる評価と取引相手方の評価との差額がファンドの設立時に合意された許容範囲を超える場合、内部コントロール部門は、かかる差額の原因を調査し、評価の締切日までに解決されない場合、かかる差額を評価小委員会に上申し、当該小委員会は、純資産価額の計算のために独自の評価を用いるか、純資産価額の公表を遅らせるか、取引相手方の価格を基準として純資産価額を公表するか、または最高経営責任者および／もしくは取締役会にさらに上申するかを決定する。内部コントロール部門は、反対評価の管理情報を維持し、あらゆる差額を最高経営責

任者および取締役会に報告し、評価小委員会によりなされる決定が適切に文書化および記録されることを確保する責任を負う。

- (b) 取引相手方の信用リスク：管理会社はリスク管理委員会の承認過程を通過し、ISDAおよびCSA契約を締結した者とのみ店頭取引を行う。内部コントロール部門は、担保の適格性および格付による限度額を決定するために取引相手方をカテゴリー別に分類する責任を負う。ミドル・オフィス部門は、担保を要求、計上および決済し、担保に関する紛争を内部コントロール部門に上申する日々の責任を負う。内部コントロール部門は、UCITSまたはファンド特有の制限内で取引相手方の信用リスクを監視し、制限違反を最高経営責任者および取締役会に上申する。内部コントロール部門は、承認された取引相手方および信用リスクに関して最高経営責任者および取締役会に対して管理情報を提供する。店頭取引の相手方として承認された者のリストは定期的に見直され、必要に応じて更新される。
- (c) グローバル・リスク／レバレッジ：レバレッジは、コミットメント・アプローチまたはバリュエーション・アプローチを用いて測定することができる。
- (d) 市場リスク：大半のファンドは、パッシブ運用であるため、募集文書に明記される市場リスクにファンドをさらすことを意図している。
- (e) 流動性リスク：内部コントロール部門は、専門の流動性の枠組みを監視し、流動性の限度額違反を最高経営責任者および取締役会に上申する責任を負う。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

① 海外における申込手数料

申込手数料は課されない。

② 日本国内における申込手数料

申込手数料は課されない。

（注）ただし、後記のとおり、販売会社には、前払販売報酬として（i）発行価格に（ii）設定日現在の発行済未償還の受益証券の口数を乗じた金額に対し２％に相当する金額が、本サブ・ファンドから支払われ、本サブ・ファンドの存続期間中にわたり償却される。

（２）【買戻し手数料】

① 海外における買戻し手数料

受益証券の買戻しに際しては、条件付繰延販売手数料（以下「CDSC」という。）が、本サブ・ファンドに対して支払われ、その一部は管理会社に対して支払われる。自己の受益証券の買戻しを受ける受益者は、自らの受益証券の買戻日現在の受益証券１口当たりの純資産価格からCDSCを控除した金額を買戻価格として受け取る。

CDSCは、買戻しを行った投資家が本サブ・ファンドの全期間を通じて投資を継続していれば、通常、本サブ・ファンドの全期間を通じて全投資家によって負担されたであろう販売費用を、公平負担の観点から、当該買戻しを行った投資家に対して課されるものである。

CDSCは、スライド制で適用され、以下の割合に従って控除される。

買戻日	適用されるCDSC率
設定日から2017年９月30日まで （両日を含む。）	受益証券１口当たり発行価格の2.00%
2017年10月１日から2018年９月30日まで （両日を含む。）	受益証券１口当たり発行価格の1.67%
2018年10月１日から2019年９月30日まで （両日を含む。）	受益証券１口当たり発行価格の1.33%
2019年10月１日から2020年９月30日まで （両日を含む。）	受益証券１口当たり発行価格の1.00%
2020年10月１日から2021年９月30日まで （両日を含む。）	受益証券１口当たり発行価格の0.67%
2021年10月１日から2022年９月30日まで （2021年10月１日を含み2022年９月30日 を含まない。）	受益証券１口当たり発行価格の0.33%

上記のとおり、適用されるCDSCの率は、受益証券の買戻しを受ける受益者が受益証券を保有していた期間の長さを基準として決定される。

受益証券１口当たりのCDSCの金額は、上記の該当するパーセント率に受益証券１口当たりの発行価格を乗じて算定する。

② 日本国内における買戻し手数料

2022年9月30日以前に買い戻す受益証券（任意の買戻し、または後記「強制買戻し」記載の規定に従い行われる強制的な買戻しかを問わない。）については、以下の買戻し手数料（CDSC）が課せられる。

CDSCは、買戻しを行った投資家が本サブ・ファンドの全期間を通じて投資を継続していれば、通常、本サブ・ファンドの全期間を通じて全投資家によって負担されたであろう販売費用を、公平負担の観点から、当該買戻しを行った投資家に対して課されるものである。

CDSCは、スライド制で適用され、以下の割合に従って控除される。

買戻日	適用されるCDSC率
設定日から2017年9月30日まで （両日を含む。）	受益証券1口当たり発行価格の2.00%
2017年10月1日から2018年9月30日まで （両日を含む。）	受益証券1口当たり発行価格の1.67%
2018年10月1日から2019年9月30日まで （両日を含む。）	受益証券1口当たり発行価格の1.33%
2019年10月1日から2020年9月30日まで （両日を含む。）	受益証券1口当たり発行価格の1.00%
2020年10月1日から2021年9月30日まで （両日を含む。）	受益証券1口当たり発行価格の0.67%
2021年10月1日から2022年9月30日まで （2021年10月1日を含み2022年9月30日 を含まない。）	受益証券1口当たり発行価格の0.33%

上記のとおり、適用されるCDSCの率は、受益証券の買戻しを受ける受益者が受益証券を保有していた期間の長さを基準として決定される。

受益証券1口当たりのCDSCの金額は、上記の該当するパーセント率に受益証券1口当たりの発行価格を乗じて算定する。

（３）【管理報酬等】

① 管理会社報酬

本サブ・ファンドの資産から管理会社に対し、（i）発行価格に（ii）関連する評価日現在の発行済未償還の受益証券の口数を乗じた金額に対し年率0.51%を上限とする金額が設定日から債券満期日までの期間（設定日および債券満期日を含む。）（以下「報酬計算期間」という。）中に支払われる。

管理会社は、自己の管理報酬から、受託会社、保管会社、管理事務代行会社、名義書換事務代行会社、監査会社、管理会社代行サービス会社および代行協会の報酬を、以下（a）ないし（f）の通り配分して支払う。

（a）受託会社報酬

受託会社には、各サブ・ファンドにつき年額2,500ドルの固定報酬が支払われる。受託会社には、さらに、本サブ・ファンドの資産から、合理的な範囲の立替費用が支払われる。

受託会社報酬は、本サブ・ファンドに対する受託業務の対価として受託会社に支払われる。

（b）保管会社報酬

保管会社には、年率0.0185%に相当する保管報酬および取引報酬が報酬計算期間中に支払われる。取引報酬はすべて、本サブ・ファンドが保有する資産の内容によって変動する。ただし、最低年額は3,000ドルとする。保管会社には、さらに、本サブ・ファンドの資産から、合理的な範囲の立

替費用および保管会社があらゆる副保管会社に対して支払う慣例的な代理手数料（通常の商業的料率で支払われるものとする。）が支払われる。

保管会社報酬は、本サブ・ファンドに対する保管業務および取引業務の対価として保管会社に支払われる。

（c）管理事務代行会社報酬

管理事務代行会社には、（i）本サブ・ファンドの純資産総額の100百万ドル以下の部分については年率0.05%、および（ii）それを上回る部分については年率0.035%を上限とする金額の報酬が、報酬計算期間中に支払われる。ただし、各サブ・ファンドにつき、最低年額報酬（20,000ドルを上限として設定される。）を下回らないものとする。管理事務代行会社には、さらに、財務報告の報酬が支払われる。

管理事務代行会社報酬は、本サブ・ファンドに対する管理事務代行業務の対価として管理事務代行会社に支払われる。

（d）名義書換事務代行会社報酬

名義書換事務代行会社には、取引事務処理報酬、または報告事務処理報酬として最低年額1,200ドルが支払われる。名義書換事務代行会社には、さらに、本サブ・ファンドの資産から、合理的な範囲の立替費用が支払われる。

名義書換事務代行会社報酬は、本サブ・ファンドに対する名義書換事務代行業務の対価として名義書換事務代行会社に支払われる。

（e）管理会社代行サービス会社報酬

管理会社代行サービス会社には、（i）発行価格に（ii）関連する評価日現在の発行済み未償還の受益証券の口数を乗じた金額に対し年率0.25%に相当する金額が報酬計算期間中に支払われる。

管理会社代行サービス会社報酬は、本サブ・ファンドに対する管理会社代行サービス業務の対価として管理会社代行サービス会社に支払われる。

（f）代行協会員報酬

代行協会員には、（i）発行価格に（ii）関連する評価日現在の発行済み未償還の受益証券の口数を乗じた金額に対し年率0.01%に相当する金額が報酬計算期間中に支払われる。

代行協会員報酬は、本サブ・ファンドに対する代行協会員業務の対価として代行協会員に支払われる。

本サブ・ファンドの管理報酬等がいずれの財務年度においてであれ上記の割合を上回る場合には、管理会社は、不足分を本サブ・ファンドに払い戻すことを約束している。

管理報酬等は、各評価日に日割りベースで計算され、四半期ごとの後払いで報酬計算期間中に支払われる。

管理会社報酬は、本サブ・ファンドに対する管理業務の対価として管理会社に支払われる。

② 販売報酬

販売会社には、前払販売報酬として（i）発行価格に（ii）設定日現在の発行済未償還の受益証券の口数を乗じた金額に対し2%に相当する金額が、本サブ・ファンドから支払われ、本サブ・ファンドの存続期間中にわたり償却される。

販売会社には、継続的販売報酬として（i）発行価格に（ii）関連する評価日現在の発行済未償還の受益証券の口数を乗じた金額の年率0.25%に相当する金額が、報酬計算期間中に本サブ・ファンドの資産から支払われる。

販売報酬は、管理会社から受益証券を購入することおよび日本法に従って日本における投資家によってなされた申込注文を履行すること等の対価として販売会社に支払われる。

③ 本債券に係る報酬

本債券元本額の年率0.07%に相当する金額の固定報酬が本債券の価額から控除され、本債券の準備費用および特別目的会社に対しサービスを提供する会社への継続支出に充当される。

リスク管理報酬として、本債券参照指数に対する想定エクスポージャーに対し年率0.30%から0.50%（設定日または同日頃の市場の状況に基づいて決定される。）に相当する金額が本債券の価額から控除される。

本債券参照指数には年率0.5%の指数計算報酬がかかっている。

（４）【その他の手数料等】

上記の他、本トラストは、以下を各サブ・ファンドの資産から支払うことができる。

- ・ 純資産価額の計算および公表に関する報酬
- ・ すべての税金および付加価値税
- ・ 受益者集会に関して発生する会社秘書役事務の報酬および費用
- ・ マーケティングおよび販売の費用
- ・ 監査人、税務顧問および法務顧問の報酬および費用
- ・ 独立評価機関の報酬
- ・ 各サブ・ファンドの（当初）承認およびその維持に係る手数料および費用、ならびにケイマン諸島金融庁に支払う毎年の賦課金
- ・ 他の法域における受益証券の証券取引所への上場および販売のための受益証券の登録に関連する手数料

前記「（３）管理報酬等」記載の報酬を含む当該報酬、賦課金および手数料は、それらの発生に係るサブ・ファンドに請求される。監査報酬等の定期的または反復的な性質の報酬または費用については、受託会社が、あらかじめ１年またはその他の期間の見積額で当該報酬および費用を計算し、任意の期間にわたり同じ割合でこれらを計上することができる。

設立費用および法務報酬は、本サブ・ファンドの資産から、管理会社はその絶対的な裁量により配分して支払う。

本トラストおよびサブ・ファンドの継続的な管理および運営に関連して管理会社または受託会社が負担する報酬および費用が、特定のサブ・ファンドから払い戻されない限りにおいて、管理会社は、サブ・ファンド間で費用を割り当てる際の基準を決定する絶対的な裁量権を有するものとする。ただし、管理会社は、その絶対的な裁量により、本トラストおよびサブ・ファンドに関連して、管理会社自身の年間報酬から当該報酬または費用を支払うことを選択できるものとする。

（５）【課税上の取扱い】

以下の記載は、本サブ・ファンドが日本およびケイマン諸島における現行法および慣習に関して受領した助言に基づいている。申込者は、受益者への課税が下記とは異なることがある旨認識しておくべきである。受益者は、各人の市民権、居住地、通常の居住地または住所地の国の法律に基づく受益証券の申込み、購入、保有、売却または償還への課税の可能性について、専門家の助言を受けるべきである。

（Ａ）日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

Ⅰ ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- （１）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- （２）国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- （３）国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税５%）（2038年１月１日以後は20%（所得税15%、住民税５%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるため原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。）
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。
- 譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。
- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

II ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。
- 日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。
- 申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。
- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。）
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

（6）日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（5）と同様の取扱いとなる。

（7）日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

III 本書の日付現在では、ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

IV 税制等の変更により上記IないしIIIに記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

※ 少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、2014年1月1日以降の非課税制度である。NISAを利用する場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となる。利用できるのは、満20歳以上のもので、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当するものが対象となる。なお、未成年者向けの少額投資非課税制度（ジュニアNISA：新規投資額で年間80万円を上限）が2016年4月1日に開始している。ただし、NISAで取り扱っている商品は販売会社によって異なる。詳しくは、販売会社にご照会されたい。

（B）ケイマン諸島

ケイマン諸島には、現在のところ、直接課税は存在せず、本トラストについて受託会社に支払われる利子、配当および利益は、ケイマン諸島のあらゆる課税を受けずに受領される。各サブ・ファンドは信託法（その後の改正を含む。）に従い「免税信託」として登録される。受託会社は、ケイマン諸島政府に対し、本サブ・ファンドの設定後50年の間に制定される、所得もしくはキャピタル資産もしくはキャピタル・ゲインもしくは利益に課せられる税金もしくは課徴金、または資産税もしくは相続税の性質を有する何らかの税金を課す法律が、本サブ・ファンドに保有される資産もしくは本サブ・ファンドに発生した利益に対し、または当該資産または利益に関して受託会社もしくは受益者に対し、適用されないものとする旨の誓約を取得している。

（C）自動情報交換（以下「AEOL」という。）：米国外国口座税務コンプライアンス法および米国以外の類似の制度

追加雇用対策法の米国外国口座税務コンプライアンス法は、外国に口座を有する租税米国人による米国の脱税に対する対策を強化することを目的として施行された。FATCAに従い、米国外の金融機関（以下「外国金融機関」という。）、例えば銀行、運用会社、投資ファンド等は、租税米国人の特定の収入について特定の報告義務を負うか、または（i）特定の米国を源泉とする収入（とりわけ配当および利子を含む。）、（ii）配当および利子を生じさせる米国資産の売却または処分による利益の総額、（iii）FATCAを遵守していない特定の外国金融機関および参加外国金融機関により保持される利子に関して特定情報を提供しない投資家（FATCAの適用を免除されている場合を除く。）への外国パススルー支払いについて30%の源泉徴収を行わなければならない。上記の場合を除き、FATCAを遵守しない外国金融機関は、米国を源泉とする支払いに30%の源泉徴収税を課される。

2013年11月29日、ケイマン諸島政府は、FATCAの適用に関し、米国との間で、非互惠的政府間協定ひな型1B（以下「IGA」といい、米国との間のIGAを「米国IGA」という。）を締結した。米国IGAは、

FATCAの下での税務情報の自動交換を目的とする。ケイマン諸島政府および米国政府は、税務情報が自動的に交換される法的な仕組みの概要を定める税務情報交換協定も締結した。

2014年7月4日、ケイマン諸島政府は、税務情報局法（改訂済）（以下「TIA法」という。）に伴うものとして、税務情報局（国際税務コンプライアンス）（米国）規則（改訂済）（以下「米国FATCA規則」という。）を公布した。米国FATCA規則は、米国IGAの規定を導入するものである。米国FATCA規則は、特定の直接および間接の米国投資家であり米国市民である者について身元の特定および報告について規定し、本トラストおよびその投資家に影響がある。

本トラストまたはサブ・ファンドに係る投資家は、本トラストがFATCAの目的において投資家を適正に区分するために、本トラストに対し、身元を特定する情報を提供しなければならず、投資家がかかる情報を請求に応じて提供しない場合、当該投資家の口座は「米国報告口座」として分類され、当該投資家（および本トラストおよび／またはサブ・ファンドにおけるその保有）に係る情報がケイマン諸島税務情報局またはその下部組織（以下「TIA」という。）へと伝達され、さらにTIAによりIRSへと提供される可能性があることに留意すべきである。さらに、各投資家は、本トラストに提供された本トラストおよび／またはサブ・ファンドにかかる権利の直接または間接の所有権を特定する情報は、TIAおよび／またはIRSに報告される可能性があることにも留意すべきである。

本トラストは、FATCA上、報告ひな型1外国金融機関の資格で登録されている。本トラストに投資すること（または投資を継続すること）により、投資家は、以下に同意したものとみなされる。

- (i) 本トラストは、FATCAを遵守する目的で、IRSに登録されており、報告ひな型1外国金融機関にあたる。
- (ii) 適用ある税務規定を遵守するため、本トラストのFATCA上の資格により、投資家は、FATCAの下での現在の資格に係る追加の身元特定情報を提供する必要がある。

2014年10月29日、ケイマン諸島政府は、経済協力開発機構が発行した共通報告基準（以下「CRS」という。）の導入に取り組むことを明らかにするため、他の50の法域と共に、所轄官庁多国間合意を締結した。現地規制は、新設および既存の口座について広範囲にわたるデュー・ディリジェンスを要求するものであり、かかる口座の報告を2017年中に開始することを見込んで2015年10月16日および2016年12月19日に制定された。CRSは、他の調印法域の税務居住者である投資家について米国IGAと類似の報告その他義務を課すものであり、100超の国がCRSを採用することに合意している。本トラストは、TIAが世界中の税務当局に広めている口座情報とともに、毎年TIAに報告を行うことを要求される。ケイマン諸島政府は、将来、他の国との追加の協定を締結する可能性があり、また、他の国がCRSを採用する可能性があることにより、本トラストの報告義務をさらに増大させる可能性がある。

投資家は、本トラスト、委任を受けた機関、管理会社、名義書換事務代行会社または販売会社に対し、AEOI資格を自ら証明すべきであり、その際には米国FATCA規則またはその他TIA法に従って随時制定される規則に規定され、定期的に更新される形式（例えばIRS W8、W9または同等の記入フォーム）に従い、かつ／または、投資家が外国金融機関である場合には、本トラスト、委任を受けた機関、管理会社、名義書換事務代行会社または販売会社に対し、GIIN番号を提供すべきである。投資家は、自らのAEOI資格に係る状況に変更があった場合には、直ちに本トラスト、委任を受けた機関、管理会社、名義書換事務代行会社または販売会社に対し、書面で通知する。

- (iii) 管理会社および／または本トラスト（または本トラストもしくは管理会社によりAEOI義務の履行の代行を委託された機関）は、その報告義務の一環として、投資家から（または投資家に関して）取得した特定の秘密情報（投資家の名称、住所、納税者番号（ある場合）および本トラストへの投資家の投資、自己証明、GIIN番号または他の記録に係る特定の情報を含むが、これに限られない）を開示しなければならないことがあり、FATCA、関連するIGAまたは他の適用ある法令に従うため必要がある場合には上記の情報をTIAまたは他の権限ある当局との間で自動的

に交換しなければならないことがある。投資家は、本トラストは適用あるIGAに規定された集合体規則を尊重することを周知されている。

- (iv) AEOI資格を請求に従って適正に文書化しなかった、または、法定の期間内にかかるAEOI資格を開示することを拒否した投資家は、米国との関連がある場合には「米国報告口座」として、または金融受益者に該当する投資家については非参加外国金融機関として分類される可能性があり、管理会社および／または本トラスト（または本トラストもしくは管理会社によりAEOI義務の履行の代行を委託された機関）による上記の税務または政府機関への報告の対象となる可能性がある。
- (v) 2017年1月1日より適用することのできる「外国パススルー支払い」メカニズムにより将来生じうる問題およびかかる支払いに対する源泉課税を避けるため、本トラスト、管理会社またはその委任を受けた機関は、特に本トラストの投資家の一般的な利益を保護するために適法かつ正当であると考えられる場合はいつでも、英文目論見書の日付以降非参加外国金融機関へ受益証券を売却すること、または非参加外国金融機関が第三者のために受益証券を保有することを禁止する権利を留保する。

英国およびケイマン諸島に加えて多くの政府が、自動情報交換協定の締結を検討し、または締結した可能性がある。当該協定により、関連政府間で税務情報交換協定が締結されている場合に、適用ある現地法に基づき投資家の情報を収集する関連税務当局は、他国に居住する投資家に関する情報を当該居住国の税務当局と共有することができる。かかる協定に基づく情報報告の範囲および適用は、政府の監督対象であり、規則は変更される可能性がある。投資家は、各人の固有の状況における政府間の情報交換の適用につき、自らの税務アドバイザーに相談すべきである。

上記は関連する税務上の規則および考慮事項の完全な分析を意図するものではなく、受益証券の購入または保有に伴う潜在的な税務上のリスクのすべての列挙または税務上の助言も意図しない。各投資家は、適用ある管轄権における法の下での受益証券の購入、所有、売却および償還に係り課税される可能性のある税およびその他の影響について、本トラストおよびサブ・ファンドへの投資に関するFATCAならびにその他報告および源泉徴収制度の適用性を含めて、専門のアドバイザーに相談すべきである。

申込みにより、各受益者は、当該受益者が請求された情報を本トラストまたはサブ・ファンドに対し提供しなかったことによって生じた、本トラストまたはサブ・ファンドが支払う源泉徴収税ならびに本トラストまたはサブ・ファンド、受託者、管理会社、管理事務代行会社、名義書換事務代行会社もしくは他の投資家、または前記の者の代理人、受任者、従業員、取締役、役員もしくは関連会社が負担する関連費用、利子、罰金その他損失および債務が、当該受益者（以下「債務不履行受益者」という。）に経済的に負担とされることを確保するため、当該受益者の所有に関連して管理会社が必要と判断する行為を適用ある法律に従い行うことに同意する。管理会社が決定できる行為は、以下を含むがこれに限られない。

- (a) 「減額」の結果他の受益者がその受益証券の価値の減少を受けないことを確保するため、債務不履行受益者の受益証券を償還または買い戻すこと
- (b) 「減額」による経済的負担を債務不履行受益者に有効に移転するため、強制的な買戻しおよび受益証券の発行により、債務不履行受益者の受益証券を他のクラスまたはシリーズに転換し、かかる債務不履行受益者の受益証券の純資産価額を調整すること
- (c) 管理会社が（直接または間接に）債務不履行受益者に関連すると判断する「減額」による経済的負担を当該受益者に移転するため、管理会社が必要または適切とみなす方法により、債務不履行受益者の保有する受益証券の純資産価額を調整すること

（d）管理会社が（直接または間接に）債務不履行受益者に関連すると判断する「減額」について受託会社および管理会社ならびにその代理人を免責するために必要な金額を、債務不履行受益者に支払われる償還金または買戻代金から差し引くこと。

上記において、「減額」とは、管理会社が、その絶対的な裁量に基づき、関連する受益者が、受託会社、管理会社、管理事務代行会社もしくは名義書換事務代行会社またはその代理人が報告義務その他義務を遵守するためおよび／または関連する法律の下源泉徴収税を避けるために必要と判断して請求した書類、証明その他情報を関連する受益者が正確かつ適時に提供しなかったことにより、本トラストまたはサブ・ファンドが直接または間接に負担したと判断する源泉徴収税、利子および罰金の額をいう。

5【運用状況】

本サブ・ファンドの運用状況は以下のとおりである。

（１）【投資状況】

（資産別および地域別の投資状況）

（2019年10月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計 (豪ドル)	投資比率 (%)
債券	ジャージー	124,440,361.50	99.07
現金・その他の資産（負債控除後）		1,163,990.39	0.93
合計（純資産総額）		125,604,351.89 (約9,457百万円)	100.00

（注）投資比率とは、本サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

（２）【投資資産】**①【投資有価証券の主要銘柄】**

（2019年10月末日現在）

銘柄名	国・地域名	種類	満期日	利率 (%)	数量／額面	取得原価 (豪ドル)	時価 (豪ドル)	投資 比率 (%)
ARIES FINANCE LTD 2016 - 26/09/2022	ジャージー	債券	2022年9月26日	0.76	118,911,000	116,532,780.00	124,440,361.50	99.07

②【投資不動産物件】

該当事項なし。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし。

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

下記会計年度末および2019年10月末日までの１年間の純資産価額および１口当たり純資産価格の推移は、以下のとおりである。

	純資産価額		１口当たり純資産価格	
	(豪ドル)	(円)	(豪ドル)	(円)
第一会計年度末 (2017年６月末日)	173,587,120.65	13,069,374,314	96.44	7,261
第二会計年度末 (2018年６月末日)	127,221,341.43	9,578,494,796	100.12	7,538
第三会計年度末 (2019年６月末日)	123,596,370.71	9,305,570,751	103.50	7,793
2018年11月末日	121,074,953.07	9,115,733,217	98.55	7,420
12月末日	119,927,671.00	9,029,354,350	98.72	7,433
2019年１月末日	119,096,316.41	8,966,761,663	98.60	7,424
２月末日	119,079,080.32	8,965,463,957	98.79	7,438
３月末日	121,224,265.97	9,126,974,985	100.73	7,584
４月末日	121,288,121.06	9,131,782,635	101.20	7,619
５月末日	122,082,878.30	9,191,619,907	102.16	7,692
６月末日	123,596,370.71	9,305,570,751	103.50	7,793
７月末日	123,950,212.32	9,332,211,486	103.86	7,820
８月末日	127,049,103.91	9,565,527,033	106.54	8,021
９月末日	126,167,652.38	9,499,162,548	105.88	7,972
10月末日	125,604,351.89	9,456,751,654	105.63	7,953

(注) 本表における純資産価額および１口当たり純資産価格は財務書類とは異なる方法で算出されるため、財務書類と比較した場合、数値が異なる場合がある。財務書類は取引日当日の取引を含むが、本表中に記載される数値は１営業日の遅れがあり計算期間の最終日当日に発生した取引を含んでいない。

②【分配の推移】

該当事項なし。

③【収益率の推移】

会計年度	収益率（％）
第一会計年度	－3.56
第二会計年度	3.82
第三会計年度	3.38

(注) 収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝当該会計年度末の１口当たり純資産価格（当該会計年度の分配金の合計額を加えた額）

b＝当該会計年度の直前の会計年度末の１口当たり純資産価格（分配落の額）（ただし、第一会計年度については、１口当たり当初発行価格（100豪ドル）を使用している。）

（４）【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第一会計年度	1,875,430 (1,875,430)	75,450 (75,450)	1,799,980 (1,799,980)
第二会計年度	0 (0)	529,250 (529,250)	1,270,730 (1,270,730)
第三会計年度	0 (0)	76,600 (76,600)	1,194,130 (1,194,130)

（注１）（ ）内の数字は日本国内における販売、買戻しおよび発行済みの口数を示す。

（注２）第一会計年度の販売口数は、当初申込期間中の販売口数を含む。

（注３）取引日当日の取引は取引日の翌営業日に反映されるため、各口数には取引日当日の取引は含まれていない。財務書類上の口数は取引日現在のすべての取引を含む。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）海外における販売

① 申込手続

募集期間中は、受益証券は発行価格で投資家に対して募集が行われる。発行価格は、各受益証券の募集期間における申込みのための募集価格であり、100豪ドルである。管理会社は、その絶対的な裁量により、関連するサブ・ファンドのクロージング日までいつでも、受益証券の募集の停止を決定することができる。かかる場合、受益証券の配分の基準は、管理会社の単独の裁量によるものとし、管理会社はいかなる申込みについてもその全部または一部を拒否する権利を留保する。管理会社は、申込みの全部または一部を拒否する場合、申込者のリスク負担により、かつマネーロンダリング防止要件の十分な遵守を条件に、申込金（利息なしで）またはその残額を当該拒否から7営業日以内に電信送金により申込者の費用負担で返金する。募集期間中は、申込金は、2016年9月30日午前11時30分（東京時間）までに引出可能な資金またはその他の方法で受領されるよう、申込書に記載された口座にまたはその他の口座に支払われなければならない。

募集期間後は受益証券の募集は行わない。

記入・署名済みの申込書は、マネーロンダリング防止確認に関する補完書類とともに、原本を郵送または交付しなければならない。ファックスまたは電子的に送信した場合は、その後可能な限り速やかに、クロージング日の午後7時（東京時間）までに原本が受領されるように、後記「第4 外国投資信託受益証券事務の概要（1）受益証券の名義書換」および申込書に記載する名義書換事務代行会社の住所宛に原本が送付されなければならない。上記にかかわらず、受益証券の当初申込みは、口座開設前に記入・署名済みの申込書および関連するマネーロンダリング防止に関する補完書類の原本を交付し、またはファックスで送信することによってのみ行うことができ、ファックスで当該申込みを行った場合は、その後可能な限り速やかに原本を送付しなければならない。下記に記載する関連する取引期限前に名義書換事務代行会社が受領しなかった申込書は、翌申込日まで持ち越される。関連する取引期限までに名義書換事務代行会社が申込書を受領した場合でも、未記入または誤記入がある場合には、適切に記入した申込書を名義書換事務代行会社が受領するまで持ち越される。

受益者の登録情報または支払指図の変更に関する通知も、原本が受領されなければならない。いかなる状況においても、申込書の複写は受理されない。

投資家は、いったん申込書に記入し、提出すると、追加買戻しの注文を行うために利用可能なファックスまたは電子取引（例えばSWIFT）の設備（その詳細は申込書に記載される。）を利用することができる。追加買戻し注文は、投資家の当初の申込み申請に従い投資家が提供した支払口座情報と同一のものまたはその他を使用する場合、関連する取引期限までにファックスまたは電子的方法のいずれかにより、名義書換事務代行会社が受理することができる。ただし、関連する受益者が当該設備を選択した場合に限る。ファックスおよび電子的方法による注文は、投資家が当初申込みのために署名した申込書に記載されているファックスおよび電子的方法による補償に基づいてのみ行われる。受益証券の申込みの決済およびその他の申込事項に関する詳細は、受益証券の申込みに適用される条件および申込手続の全詳細とともに申込書に記載されている。

販売会社は、当該販売会社から名義書換事務代行会社への申込書の送付を滞りなく行うために、上記の期限よりも早い申込みの受領期限を設定することがある。ただし、関連する申込みが上記および申込書に記載する規定に従って受領されない限り、名義書換事務代行会社は申込日に一切の申込みを

処理しない。申込者はまた、販売会社が営業を行わない日には、当該販売会社を通じて受益証券を購入できない場合があることに留意する必要がある。

受益証券の発行に関する申込金の支払

受益証券の発行に関する申込金の送金は、取引期限までに、現金支払に関しては関連するクラスの表示通貨による決済資金で、電信送金により行われなければならない。名義書換事務代行会社は、その裁量により、その他の通貨による支払を受けることができるが、当該支払は、名義書換事務代行会社が取引可能なその時点の実勢為替相場に関連するクラスの表示通貨に交換され、当該換算の正味受取金（換算費用差引き後）のみが受益証券の申込みに使用される。当該換算により、申込みの処理に遅延が生じることがある。申込金の受領期限は、2016年9月30日午前11時30分（東京時間）である。

申込みの制限

関連するサブ・ファンドの純資産価額の計算が停止されている期間における受益証券の発行および販売は、後記「3 資産管理等の概要（1）資産の評価 ⑥一時的な停止」に記載される方法で制限されることがある。かかる場合、本トラストの同意を得て取り消されない限り、当該停止終了後の翌申込日に申込みが行われたものとみなされる。

申込金の未払に関する補償

行われた申込みに関連して（関連するサブ・ファンドのために、関連するサブ・ファンドに代わり）本トラストに支払われる申込金が、関連する取引期限までに全額受領されない場合、または申込金の未決済が発生した場合は、当該申込みに関して行われる受益証券の割当ては、管理会社の裁量により取り消されることがある。かかる場合、管理会社は、関連するサブ・ファンドの受益証券の申込者に対し、受益証券の申込者から受領するはずであった申込金に関して投資方針を実行したことにより、関連するサブ・ファンドに結果として生じた銀行手数料または損失を請求することができる。管理会社の当該損失を請求する決定は最終的なものとなる。受益証券の申込者は、関連する取引期限内に全額にて行われた申込みに関連して（関連するサブ・ファンドのために、関連するサブ・ファンドに代わり）本トラストに対して申込金が支払われなかったことにより、または当該申込金の未決済が発生した場合に生じるいかなる損失または損害に関しても、本トラスト、受託会社、管理会社、管理事務代行会社、名義書換事務代行会社および投資運用会社に対して補償する。

本トラストが、申込金の決済の不履行または遅延により損失を被った場合において、関連する申込者が受益者である場合は、管理会社は、関連する取引期限までに引出可能な資金が受領されなかった結果として本トラストが被った一切の損失、費用、経費または手数料を支払い、これを補填するために、当該受益者が保有する受益証券の全部または一部を買戻しまたは売却し、その手取金を使用することができる。

② 適格投資家

AIFMDの目的のため、本トラストは、欧州経済領域のAIFMを伴う欧州経済領域外のAIFに該当する。欧州経済領域の各加盟国は、AIFMDを履行する法を自国の法に取り入れる過程にあるかまたは取り入れ済みである。AIFMDの下では、受益証券の欧州経済領域内における、または欧州経済領域内に居所のあるもしくは登録上の事務所がある投資家に対する勧誘はかかる法律によって制限され、かかる法律によって許可される場合以外は勧誘は行われてはならない。

AIFMDの規制に加えて、英国法の下では、本トラストは集団投資スキームであり、その英国内での販売促進は、2000年金融サービス・市場法（以下「FSMA」という。）第238条および240条によって規制される。そのため、英文目論見書は、FSMAの下で認可された者によってのみ、英国外の者へ伝達されることができる。

英文目論見書および関連する英文目論見書補遺の配布ならびに受益証券の募集または売出しは、特定の裁判管轄では規制され得る。英文目論見書は、かかる募集または勧誘をその中で行うことが不適法である裁判管轄内、またはかかる募集もしくは勧誘をすることが認められていない地域の者によってもしくはかかる者に対してなされる、またはかかる募集もしくは勧誘をすることが認められていない者に対して行う募集もしくは勧誘を構成せず、そのように扱われてはならない。英文目論見書および関連する英文目論見書補遺を保有する者、および英文目論見書および関連する英文目論見書補遺に従って受益証券の申込みを行うことを希望している者は、当該裁判管轄において適用あるすべての法令を自ら情報収集し、注視する必要がある。

受益証券は、1933年米国証券法（その後の改正を含み、以下「1933年法」という。）または米国のいかなる州の証券法の下でも登録されておらず、登録される予定もない。また、登録を検討していない。受益証券は、直接または間接に、米国内で、または「米国人」の勘定もしくは利益に対してまたはそのために、募集され、売り出され、引き渡されることはできない。

受益証券は、1933年法に基づくレギュレーションSによる登録の免除により、米国外で募集することができる。

受益証券のための公的な市場はなく、今後展開される見込みもない。英文目論見書によって募集される受益証券は、譲渡および転売が規制され、1933年法の下で許可される場合を除き、譲渡または転売をすることができない。

本トラストは、米国の1940年投資法人法（その後の改正を含み、以下「1940年法」という。）の下で、1940年法第3（c）（7）条の規定に従って登録されておらず、登録される予定もない。1940年法は、第2（a）（51）条に定義されるように、「投資法人」の定義から、米国外で組成され、米国人の有価証券保有者のみが「適格購入者」を構成する私募ファンドを除外する。

本トラストは、米国の1974年従業員退職所得保障法（その後の改正を含み、以下「ERISA法」という。）第1章に基づく従業員給付年金、米国の1986年内国歳入法（その後の改正を含む。）第4975条に基づく一定の課税適格年金、かかる年金に関する資産を保有するその他の主体である投資家（総称して「給付年金」という。）からの申込みを、かかる申込みの後、給付年金により保有されるクラスの受益証券がそのクラスの総未償還受益証券の25%以上になる場合、受け付けない。給付年金により保有されるクラスの受益証券が25%の限度を超える場合、本トラストの資産はERISA法の下で「年金資産」とみなされる可能性があり、本トラスト、投資運用会社および給付年金の受託者に対して不利な結果をもたらし得る。

③ マネーロンダリング防止手続

本トラストのマネーロンダリング防止に係る責任の一環として、受託会社、管理会社、管理事務代行会社および／または名義書換事務代行会社（それらの関連会社、子会社、受任者または関係者を含む。）は、各申込者の身元および申込支払金の資金源について詳細な証明を要求する。各申込みの状況に応じて、以下のいずれかに該当する場合は、詳細な証明が要求されないことがある。

- （a）申込者が、ケイマン諸島のマネーロンダリング防止規則（改訂済）（以下「マネーロンダリング防止規則」という。）を遵守することが求められる関係金融事業者である、もしくは当該事業者の過半数所有子会社である場合、または、
- （b）申込者が、規制当局の規制機能に関連する業務を行い、かつ、ケイマン諸島マネーロンダリング防止運営委員会のリストに記載された国（以下「同等国」という。）に所在する、もしくは当該申込者の過半数所有子会社である場合、または、
- （c）申込者が、ケイマン諸島もしくは同等国の中央もしくは地方の政府組織、法定組織もしくは政府系機関である場合、または、
- （d）申込者が、認可された証券取引所に上場しており、かつ、実質的支配者の十分な透明性を確保することが要求される開示要件が適用される企業である、もしくは当該企業の過半数所有子会社である場合、または、
- （e）申込者が、（職能団体のための）年金基金もしくは労働組合である、もしくは上記（a）から（d）に記載される事業体の従業員を代理して行為している場合、または、
- （f）申込みが、上記（a）から（e）に該当する仲介機関を通じて行われる場合（この場合、本トラストは、（i）事業およびその実質的支配者に関する申込者についての必要な身元確認・証明手続が実施された旨、（ii）取引関係の性質および意図された目的、（iii）事業に関する資金の源泉を当該仲介機関が確認している旨、ならびに（iv）当該仲介機関は、あらゆる身分証明書および確認資料または情報および関連書類の利用可能なコピーを作成しなければならない旨、を確認する当該仲介機関からの保証書に依拠することができる。）。

また、申込支払金がケイマン諸島の銀行または同等国の規制を受ける銀行において申込者の名義で保有されている口座（または共同口座）から送金される場合、申込時に詳細な確認が必要とされないことがある。この場合、本トラストは、当該金銭の送金元の銀行の支店または営業所を特定する証拠の提出を求め、当該口座が申込者の名義であることを確認し、およびかかる詳細についての書面による記録を保持することができる。ただし、買戻しの前に、詳細な確認が実施される必要がある。

ケイマン諸島の居住者（名義書換事務代行会社を含む。）が、（申込みその他による）本トラストまたはサブ・ファンドに対する支払いに犯罪行為による収益が含まれているとの疑惑を抱いている場合、当該者は、犯罪収益に関する法律（改訂済）に従い、当該疑惑について報告することが義務付けられている。

申込みによって、申込者は、受託会社、管理会社、管理事務代行会社および名義書換事務代行会社（またはそれらの関連会社、子会社、受任者もしくは関係者）が、ケイマン諸島およびその他の法域におけるマネーロンダリングおよび類似の事項に関連する要請に応じて、申込者に関する情報を規制当局その他に開示することに同意する。

各申込者の身元、住所および資金源を証明するために必要となる情報は、申込書に詳細が記載される。一例を挙げると、個人の場合、パスポートまたは身分証明書の認証謄本に、公共料金の請求書や銀行取引明細書等住所を証明するものおよび生年月日を証明するもの各一通を添えて提出する必要がある。申込者が法人の場合は、会社設立証明書（および名称変更証明書）の認証謄本、基本定款および通常定款（またはこれらに相当するもの）、会社の取締役の氏名、役職、生年月日、居住地および勤務先住所、法人申込者の実質的所有権を有する者の詳細ならびに申込者の署名権者の一覧を提出する必要がある。

受託会社、管理会社、管理事務代行会社および名義書換事務代行会社（それらの関連会社、子会社、受任者または関係者を含む。）は、それぞれ、申込者の身元確認に必要な情報を請求する権利を留保する。申込者が確認目的で要求された情報の提出を遅延し、またはこれを行わなかった場合、名義書換事務代行会社は、当該申込みの受理を拒否し、申込金を全額返還するか、または当該受益者の受益証券を強制買戻しし、および／もしくは買戻代金の支払いを延期する（ただし、受益者が当該情報を提出しなかった場合は、買戻代金は支払われない。）ことができ、本トラスト、受託会社、管理会社、管理事務代行会社および名義書換事務代行会社（それらの関連会社、子会社、受任者または関係者を含む。）はいずれも、上記の状況において受益証券の申込書が処理されなかったか、または受益証券が強制買戻しされた場合には、申込者または受益者に対し責任を負うものではない。申込みが拒否された場合、名義書換事務代行会社は、申込金またはその残額を現金または現物で返還し、現金による返還の場合は、適用法に従い、申込者の費用およびリスク負担で申込金の支払元である口座に電信送金される。名義書換事務代行会社は、確認目的により必要な情報が受益者により提出されていない場合には、買戻代金の支払いを拒否することができる。

名義書換事務代行会社（またはその代理人）が申込者の身元について追加の証拠を要求する場合には、名義書換事務代行会社は、申込書の受領時に当該申込者に連絡を行う。

マネーロンダリング防止規則に従って、本トラストおよび各サブ・ファンドは、マネーロンダリング・コンプライアンス・オフィサー、マネーロンダリング・レポーティング・オフィサーおよびデュプティ・マネーロンダリング・レポーティング・オフィサー（以下「AMLオフィサーの役割」という。）として行為する自然人を指名しなければならない。受託会社はケイマン諸島の法律に従って当該AMLオフィサーの役割を担う自然人が指名されていることを確認している。受益者は当該AMLオフィサーの役割についての更なる情報を受託会社より入手することができる。

（２）日本における販売

本サブ・ファンドは現在申込みを受け付けていないため、該当事項なし。

2【買戻し手続等】

（１）海外における買戻し

① 受益証券の買戻し

受益者は、買戻手続に従い、買戻日に、当該買戻日現在の１口当たり純資産価格からCDSCを控除した額に相当する金額で買い戻すことを本トラストに請求することができる。ただし、適切に記入された買戻請求書を、名義書換事務代行会社が要求することのある所有権の証拠と共に、関連する取引期限よりも前に名義書換事務代行会社が受領することを条件とする。

買戻日とは、満期日を除く各評価日および／または管理会社が受益者に事前に通知の上随時決定するその他の日をいい、取引期限とは関連する買戻日の午後７時（東京時間）をいう。

本サブ・ファンドに適用される最低買戻金額は10口である。管理会社は、その絶対的な裁量により、各クラス全体に関して、または特定の買戻請求の全部もしくは一部に関して最低買戻金額を放棄することができる。

受益者が、買戻日に関連するサブ・ファンドの純資産価額の５％以上に相当する受益証券の買戻しを請求した場合、管理会社は、その絶対的な裁量により、当該請求の全部もしくは一部を受理し、または拒否することができる。

② 買戻手続

記入済みの買戻請求は、登録受益者により、または登録受益者のために署名され（該当する場合）、関連する買戻日の取引期限までに名義書換事務代行会社によって受領されるよう、郵送、配送、ファックス、または電子的方法（例えば、SWIFT）により送付されなければならない。関連する取引期限前に名義書換事務代行会社が受領しなかった買戻請求は、翌買戻日まで持ち越される。関連する取引期限までに名義書換事務代行会社が買戻請求を受領した場合でも、未記入または誤記入がある場合は、適切に記入済みの買戻請求を名義書換事務代行会社が受領する時点まで持ち越される。記入済みの申請書（マネーロンダリング防止手続に関連する書類を含む。）が受益者から受領され、かつ、マネーロンダリング防止手続が完了するまで、受益者に対して買戻代金は一切支払われない。

ファックスまたは電子的方法により受領された買戻請求は、受益者の名前および口座番号ならびに該当する約定書の送付先が、名義書換事務代行会社に登録されている受益者の登録情報と一致する場合にのみ処理される。受益者からファックスまたは電子的方法により与えられた指示は、当該受益者のリスク負担により実行され、当該受益者は、管理会社またはその代理人（投資運用会社、管理事務代行会社および名義書換事務代行会社を含む。）のいずれも、ファックスまたは電子的方法により送信された指示の真正性を確認する義務を一切負わないことを理解する。

受益者が、買戻約定書の送付先の名前および／もしくは住所を指定する場合、または名義書換事務代行会社に登録されている口座とは異なる口座に買戻代金を送金するよう要求する場合には、当該注文が処理される前に、当該指示／要求に関する書面による確認書の原本が受益者により提出され、かつ名義書換事務代行会社により受領されなければならない。

受益者は、本トラスト、受託会社、管理会社、投資運用会社、管理事務代行会社および名義書換事務代行会社に対して、かかる者または事業体が正当な指示であると合理的に信じたファックスまたは電子的方法による指示に基づいて行為した結果、これらの者が負担することになったすべての損失、費用、要求、経費、訴訟、申立ておよび請求について補償する。

③ 買戻規模

申請者は、あらゆるクラスの保有する受益証券の全部または一部の買戻しを請求することができる。本サブ・ファンドの最低買戻単位は、10口である。

名義書換事務代行会社は、受益者が保有し続ける受益証券の価額を英文目論見書または場合によっては関連する英文目論見書補遺に定める最低保有額未満に減少させる効果を有する買戻請求の実行を拒否することができる。また当該効果を有する買戻請求は、本トラストまたは名義書換事務代行会社により、当該受益者が保有するすべての受益証券を買い戻させる請求として取り扱われることがある。

名義書換事務代行会社は、要求した必要な情報すべてを取得するまで、買戻請求を受理しない。

④ 買戻価格

買戻日における買戻価格は、関連する評価日の評価時点で計算される関連するクラスの1口当たり純資産価格である。サブ・ファンドの純資産価額およびクラスの1口当たり純資産価格の算出方法は、信託証書に定められており、後記「3 資産管理等の概要（1）資産の評価」の項に記載されている。

受益証券の買戻しに際しては、CDSCが、本サブ・ファンドに対して支払われ、その一部は管理会社に対して支払われる。自己の受益証券の買戻しを受ける受益者は、自らの受益証券の買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格からCDSCを控除した金額を買戻価格として受け取る。

CDSCは、スライド制で適用され、以下の割合に従って控除される。

買戻日	適用されるCDSC率
設定日から2017年9月30日まで （両日を含む。）	受益証券1口当たり発行価格の2.00%
2017年10月1日から2018年9月30日まで （両日を含む。）	受益証券1口当たり発行価格の1.67%
2018年10月1日から2019年9月30日まで （両日を含む。）	受益証券1口当たり発行価格の1.33%
2019年10月1日から2020年9月30日まで （両日を含む。）	受益証券1口当たり発行価格の1.00%
2020年10月1日から2021年9月30日まで （両日を含む。）	受益証券1口当たり発行価格の0.67%
2021年10月1日から2022年9月30日まで （2021年10月1日を含み2022年9月30日 を含まない。）	受益証券1口当たり発行価格の0.33%

上記のとおり、適用されるCDSCの率は、受益証券の買戻しを受ける受益者が受益証券を保有していた期間の長さを基準として決定される。

受益証券1口当たりのCDSCの金額は、上記の該当するパーセント率に受益証券1口当たりの発行価格を乗じて算定する。

⑤ 買戻代金の支払

本サブ・ファンドから販売会社への買戻代金の支払いは、（i）関連する買戻日の3営業日後、または（ii）管理会社が随時決定するその他の日、あるいは（i）または（ii）よりも後の場合は、英文目論見書に概容が記載されている手続に従って必要事項が記入されている買戻書類の受領時に、関連する受益者の登録口座に電信送金で支払われる。ただし、管理事務代行会社が受益者の買戻請求、買戻しに関する申込書、関連するすべてのマネーロンダリング防止関係書類（もしあれば）を受領済みであることを条件とする。買戻代金の支払は、登録受益者、または共同で登録されている受益者については、最初に名前が掲載されている受益者に対して行われる。受益証券の買戻代金は、名義書換事務代行会社がファックスで買戻請求を受領次第支払われる。ただし、名義書換事務代行会社が受益者の当初の申込みに関する申込書原本、関連するすべてのマネーロンダリング防止関係書類および名義書換事務代行会社が要求することのあるその他の書類を受領済みであることを条件とする。

本サブ・ファンドの英文目論見書補遺の記載に従い、買戻代金は、関係する受益者の同意を得て、本トラストの資産を当該受益者に現物で譲渡することにより支払うこともできる。現物で譲渡される資産は、管理会社が公平かつ残りの受益者の利益に著しい不利益を及ぼさないと考える基準に基づき、管理会社の裁量により選択される。2名以上の受益者がこのような形での現物譲渡により充足される買戻請求を提出した場合、受託会社は、当該受益者に分配予定の資産を選択する際に、分配用に選択した資産を按分して分配し、各受益者が保有する受益証券に比例した資産を受領し、端数処理によるわずかな差のみが発生するようにする。当該資産配分は受託会社の承認を必要とし、当該資産は、本トラストが買い戻す受益証券の買戻価格決定の際に用いられる価額で引き取られる。受益者から請求があった場合、本トラストは受益者の費用負担で受益者に代わって資産を売却し、売却による手取金を当該受益者に交付する。

買戻代金の支払いは、関連する純資産額公表日後の5東京営業日に行われる。

⑥ 買戻しの制限

後記「3 資産管理等の概要（1）資産の評価 ⑥一時的な停止」に記載する方法で、関連するサブ・ファンドの純資産価額の計算が停止されている期間中は、受益証券の買戻しが制限されることがある。当該期間中に買戻しを請求した受益者は、当該延期がある場合は通知され、管理会社の同意を得て撤回されない限り、当該受益者の買戻請求は、当該停止期間終了後の翌買戻日に行われたものとみなされる。

管理会社は、買戻日に1サブ・ファンドにおいて買い戻される受益証券の口数を、当該買戻日における当該サブ・ファンドの純資産価額の合計の10%に制限する権利を有する。かかる場合、当該制限は按分で適用され、その結果、当該買戻日に当該サブ・ファンドの受益証券の買戻しを請求した受益者全員が、買戻しを請求した受益証券に関して同一比率で実現することになる。当該買戻日に買い戻されない残りの受益証券は、翌買戻日に繰り越され、その後に受領した買戻請求に優先して（按分して）処理される。買戻しの請求がこうして繰り越される場合、名義書換事務代行会社は影響を受ける受益者に対して通知を行う。

⑦ 強制的な買戻しおよび譲渡

管理会社は、理由の有無にかかわらず、保有されている受益証券を強制的に買い戻し、または譲渡させることができる。これには、（a）当該受益証券が、本トラストが米国証券法に違反することとなる者、または給付年金（前記「1 申込（販売）手続等 （1）海外における販売 ② 適格投資家」に定義される。）により直接的または実質的に保有されていることに管理会社が気付いた場合、（b）当該投資家による受益証券の継続的な保有が違法であり、もしくは本トラスト、関連するサブ・ファンドもしくは受益者全体に規制上、法律上、金銭上もしくは税務上の悪影響もしくは管理上

の重大な不利益をもたらし、もしくはその可能性があると考えた場合、（c）受益者がサブ・ファンドにおいて保有する受益証券の純資産価額が、最低保有条件を下回っている場合、または（d）受益者もしくはその代理人が申込みの際に行った宣言、提供した情報、もしくは行った表明が有効もしくは正確でなくなった場合が含まれるが、これらに限定されない。受益証券の強制的な買戻しまたは譲渡前に、管理会社は該当する受益者に書面により通知し、当該受益者に対して、最低保有条件を満たすために受益証券の追加購入を行うための30日間の猶予を認める。

管理会社は、以下のいずれかの場合に、発行済みのシリーズまたはクラスの受益証券のすべてを買い戻すことができる（ただし、義務ではない。）。

- （i）議決権を有する受益者または関連するサブ・ファンドの議決権を有する受益者による普通決議が可決され、当該決議に関して、受益証券の買戻しを承認する2週間から6週間前までの通知が行われている場合
- （ii）関連する受益証券の保有者に対して、2週間から6週間前までに通知が行われている場合はいずれでも
- （iii）関連するサブ・ファンドがミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドとしての規制対象でなくなった場合、または関連するサブ・ファンドがミューチュアル・ファンド法に基づく規制対象ミューチュアル・ファンドとしての義務を遵守することができなくなる可能性が高いと、この点に関して法的助言を受けたうえで管理会社が合理的に考える場合
- （iv）本トラストもしくはそのいずれかのサブ・ファンドの存続を違法とし、またはこれを存続させることが現実的でないもしくは望ましくないと管理会社が合理的に考える事態が発生した場合
- （v）管理会社が書面により退任の意向を表明した日から3か月以内に、受託会社が後任の管理会社を選任することができなかった場合
- （vi）投資運用会社が書面により退任の意向を表明した日から3か月以内に、管理会社が新たな投資運用会社を選任することができなかった場合
- （vii）受託会社が書面により退任の意向を表明した日から6か月以内に、管理会社が新たな受託会社を選任することができなかった場合
- （viii）サブ・ファンドの純資産総額が1,500万ユーロ相当の基準通貨額を超えることができなかったか、またはこれを下回った場合
- （ix）本トラストまたはサブ・ファンドに悪影響を及ぼす政治、経済、財政または規制上の不利な変更を理由として、管理会社が適切と考える場合

いずれの場合も、関連するサブ・ファンドまたはクラスの受益証券の買戻しは、当該受益証券の保有者全員に対して2週間から6か月前までに通知を行ったうえで行われる。受益証券は、関連する買戻日における1口当たり純資産価格から、関連するサブ・ファンドの資産の見積換金費用ならびに買い戻される受益証券の買戻しおよび償却に関する賦課金および手数料または希薄化防止賦課金に対する適切な引当と管理会社がその裁量により随時判断する額を控除した額で買い戻される。

信託証書に基づき、英文目論見書、関連する英文目論見書補遺、申込書または信託証書に違反して受益証券を保有していることを認識し、かつ上記の規定に従い保有受益証券の譲渡もしくは買戻しのための受渡しを怠り、または本トラストに対して適切な通知を怠った者は、かかる者が上記のいずれかの規定に従った義務の遵守を怠ったことに起因し、またはこれに関連して、受託会社、本トラスト、管理会社、投資運用会社、管理事務代行会社、名義書換事務代行会社および受益者（以下それぞれを「被補償当事者」という。）が直接もしくは間接的に被り、または当該被補償当事者に生じた請求、要求、申立て、賠償責任、損害、損失、費用および経費について、被補償当事者それぞれに対して補償し、被補償当事者に何らの損害も与えないものとする。

⑧ 流動性管理

管理会社は、本トラストの流動性リスクの監視を可能にすることを目的とした流動性管理方針を導入している。これに関して管理会社が採用するシステムおよび手順により、管理会社は、買戻しの請求に適宜対応するために必要な様々な手段を用い、取決めを行うことができる。

通常の状態においては、買戻しの請求は本「（１）海外における買戻し」に定めるとおりに処理される。管理会社は、前記「⑥ 買戻しの制限」に定める一定の状態において一時的に買戻しを停止することができる。管理会社は、本トラストの投資戦略、方針、流動性プロファイルおよび買戻方針を考慮の上、流動性リスクを管理する。当該目的のため、管理会社は、流動性の低い市場環境により引き起こされる可能性のあるキャッシュ・アウトフローを抑制し、流動性の低い市場環境において買戻しの支払を行うために即座に換金可能な資産が十分に利用可能となるよう努める。

⑨ 受益証券の譲渡

受益証券は、譲渡人が署名した（または、法人による譲渡の場合は、譲渡人を代表して署名し、もしくは譲渡人が押印した）証書により譲渡することができる。管理会社またはその代理人は、譲渡人が譲渡を行う権利を有していることを示すため、および譲受人の身元を確定するために管理会社が合理的に要求するその他の証拠を添付した譲渡申請書が、名義書換事務代行会社の事務所、または管理会社が合理的に要求するその他の場所に届けられない限り、受益証券の譲渡の登録を拒否することができる。譲渡人は、受益者登録簿に譲受人の名前が記録されるまでは、受益証券の保有者であるものとみなされる。譲受人が既存の受益者でない場合は、管理会社の満足する形で関連する受益証券に関する申込書の記入が完了するまでは、受益証券の譲渡の登録は行われない。また管理会社は、譲受人が保有する受益証券の純資産価額が関連するクラスの最低当初投資額を下回る結果になる場合、または譲渡人が保有する受益証券の純資産価額が関連するクラスの最低保有条件を下回る結果になる場合には、その絶対的な裁量により、譲渡の登録を拒否することができる。

共同受益者の１名が死亡した場合は、生存する受益者が、当該共同受益者の名義で登録されている受益証券の権原または権利を有すると認められる唯一の者となる。

受益証券は自由に譲渡可能である。ただし、（a）譲渡が米国の証券法に抵触する場合、（b）予定されている譲受人が、給付年金（前記「１ 申込（販売）手続等 （１）海外における販売 ② 適格投資家」に定義される。）でないことを証明する十分な証拠がない場合、（c）管理会社の意見において、譲渡が違法であるか、または本トラスト、関連するサブ・ファンドもしくは受益者全体にとって、規制上、法律上、金銭上、もしくは税務上不利な結果もしくは重大な管理上の不利益を引き起こすか、もしくは引き起こす可能性が高い場合、（d）譲受人の身元の十分な証拠がない場合、または（e）譲渡に関して、本トラストが、受益者の適切な納税義務を果たすために必要となる適切な口数の受益証券を買戻しもしくは償却するよう要求される場合には、管理会社は、受益証券の譲渡の登録を拒否することができる。予定されている譲受人は、受益証券の譲渡および当該譲渡に関連するあらゆる事柄に関して管理会社が要求する表明、保証または文書の提供を要求されることがある。

名義書換事務代行会社は、譲渡を行う際に発生する費用を譲渡人に請求する。

⑩ 受益証券の交換

後記「３ 資産管理等の概要（１）資産の評価 ⑥一時的な停止」に記載する状況において、受益証券の売買が一時的に停止されている場合を除き、受益者は、営業日に、あるクラス（以下「原クラス」という。）の受益証券をその他のサブ・ファンド（本項において、以下「新クラス」という。）の受益証券と交換する請求を行うことができる。ただし、適切に記入した交換請求書を取引期限前に名義書換事務代行会社が受領していることを条件とする。取引期限後に受領した交換請求書は、保管され、管理会社が別段の決定を行わない限り、該当する翌評価日に処理される。受益証券の交換が行われる価格は、関連する評価日における関連する受益証券の１口当たり純資産価格を参照して決定さ

れる。投資家は、受益証券の交換の一環としてサブ・ファンドの受益証券を買い戻させる際に、賦課金および手数料を負担する可能性があることに留意すべきである。

受益証券の交換請求は、管理会社が承認する様式により、本トラストに対して書面により通知することにより行われる。原クラスの受益証券の買戻しおよび新クラスの受益証券の申込みに関する一般規定および手続が、受益証券の交換に適用される。したがって、上記の目的上、交換請求は、原クラスに関する買戻請求および新クラスの受益証券に関する申込請求として取り扱われる。

交換請求書は、交換請求書に記載されている名義書換事務代行会社の連絡先に、郵送、ファックス、または電子的方法により送付する必要がある。

受益者は、新クラスへの当初投資として受益証券の交換請求を行う場合、交換される受益証券の純資産価額が新クラスの最低当初申込額以上となるようにしなければならない。ただし、一般的にまたは特定の場合において、管理会社がその絶対的な裁量により最低当初申込額の要件を変更し、または放棄する場合はこの限りでない。交換時に発行される新クラスの受益証券の口数が整数でない場合、本トラストは端数の受益証券を新たに発行し、または発生した余剰金を受益者に返却することができる。管理会社は、当該交換が受益者全体の最良の利益にならないとみなした場合には、その絶対的な裁量により、受益証券の交換請求の一部または全部を拒否することができる。

名義書換事務代行会社は、交換を行う際に発生する事務管理費用を受益者に請求する。

（２）日本における買戻し

日本における投資家は、翌国内営業日（東京において銀行休業日ではない日をいう。以下同じ。）も営業日である営業日に限り、販売会社を通じ、名義書換事務代行会社に対して買戻しを請求することができる。買戻申込は、販売会社が所定の手続きに従い営業日の午後３時（東京時間）までに受領され処理された場合に受理されたものとする。

買戻価格は、海外約定日、すなわち管理会社により買戻請求が受け入れられた営業日における受益証券の１口当たり純資産価格である。

買戻請求の最低金額または最低単位は、10口以上10口単位である。

大量の買戻請求があった場合には、前記「（１）海外における買戻し ⑥買戻しの制限」が適用されることがある。

買戻代金の支払いは、原則として、国内約定日、すなわち日本における販売会社が買戻請求の成立を確認した日（通常、海外約定日の翌国内営業日）から起算して6国内営業日目（買戻請求の申込日から起算して7国内営業日目）から行われる。

買戻代金は、口座約款の定めるところに従って豪ドルまたは日本円によって支払われる。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

① 純資産価額の計算

各サブ・ファンド、または場合により各クラスもしくは各シリーズの純資産価額および1口当たり純資産価格は、後記「③ 評価原則」の項に詳細を記載する原則に従い、管理事務代行会社が各評価日の評価時点に計算する。本サブ・ファンドに係る評価日とは各営業日をいい、評価時点とは各評価日における午後11時59分（グリニッジ標準時）をいう。

評価日における各サブ・ファンドの純資産価額は、当該サブ・ファンドに帰属する資産の合計価額（未償却費用を含むが、これに限定されない。）から当該サブ・ファンドに帰属する負債総額（発生した費用、および受託会社が公正かつ合理的と考える偶発的または予想される費用についての金額を含むが、これらに限定されない。）を控除したものである。クラスまたはシリーズの1口当たり純資産価格は、関連するクラスまたはシリーズに帰属する当該サブ・ファンドの純資産価額を、当該クラスまたはシリーズの発行済受益証券口数で除すことにより、小数第2位（四捨五入）または受託会社がサブ・ファンドについて随時決定し受益者に通知する桁数まで計算する。

サブ・ファンドが複数のクラスで構成されている場合、各クラスまたは各シリーズの純資産価額は、各サブ・ファンドの純資産価額のうち当該各クラスまたは各シリーズに帰属する部分を決定し、その価額を当該クラスまたはシリーズの発行済受益証券口数で除すことにより計算する。各サブ・ファンドの純資産価額の増加または減少は、その日の関連する申込みおよび買戻しを考慮して調整を行った上で、クラスおよびシリーズ間で、それらの前日の純資産価額の終値に基づき按分して割り当てる。サブ・ファンドの基準通貨ではない通貨で表示されるクラスまたはシリーズの純資産価額は、関連する評価日に一般的な関連する為替相場を用いて計算する。

管理会社がサブ・ファンド内で異なるクラスの受益証券を設定し、英文目論見書または場合により関連する英文目論見書補遺に従い、（i）各クラスが異なる水準の報酬を負担すること（詳細は当該サブ・ファンドの該当する英文目論見書補遺に定める。）、（ii）基準通貨以外の通貨建てのサブ・ファンド内のクラスの関連する通貨リスクをヘッジするために通貨ヘッジ取引が行うことができること、（iii）サブ・ファンド内の特定のクラスについて金利ヘッジ取引を行うことができること、または（iv）サブ・ファンド内の特定のクラスのために金融デリバティブ商品を利用することができることを決定し、関連する英文目論見書補遺に開示している場合、管理事務代行会社は、それぞれの場合において、各クラスについて支払う異なる水準の報酬および／または当該ヘッジ取引および／もしくは金融デリバティブ商品の費用およびその結果として生じる利益／損失を反映させるため、クラスごとの純資産価額を調整するものとする。

関連するサブ・ファンドの1口当たり純資産価格は、当該サブ・ファンドの純資産の評価額の増減に従って増加または減少する。

② 資産および負債の配分

信託証書は、サブ・ファンドを以下の方法で設定することを義務付けている。

- (a) 信託証書の規定に従い、各受益証券の発行による手取金は当該受益証券に関して設定されたサブ・ファンドの帳簿および記録に組み入れられ、当該受益証券に帰属する資産から負債を控除して収益（支出を控除後）を加えたものが、当該サブ・ファンドに組み入れられる。
- (b) 資産が別の資産（現金であるか否かを問わない。）から派生した場合においては、派生した資産は派生元の資産と同じサブ・ファンドに組み入れられ、資産の再評価に際してはその都度、価額の増加または減少が当該サブ・ファンドに組み入れられる。
- (c) 受託会社または管理会社が特定のサブ・ファンドに帰属しないとみなす資産については、管理会社は当該資産をサブ・ファンド間で割り当てるための基準を決定する裁量を有し、管理会社

は受託会社の同意を条件としていつでも当該基準を変更する権限を有する。ただし、資産がすべてのサブ・ファンド間に割当て時点の純資産価額に比例して割り当てられない場合、受託会社の同意は求められない。

- (d) 管理会社は負債（投資の取得および売却における印紙税、税金、仲買手数料、もしくはその他の費用、監査人ならびに税務および法律顧問の報酬および費用、報告書、計算書類および目論見書またはその他の募集もしくはマーケティング書類の印刷および配布費用、出版費用、ならびに関連する登録手数料等、本トラストのあらゆる運営費用を含むことがあるが、これらに限定されない。）をサブ・ファンド間に割り当てる基準（状況が許す場合には、その後の再割当てについての条件が含まれる。）を決定する絶対的な裁量権を有する。サブ・ファンドは、本トラストおよびサブ・ファンドの設定に関連する全般的な報酬および費用（以下「当初費用」という。）を管理会社がその絶対的な裁量により決定する方法で負担する。受託会社および関連するサブ・ファンドの受益者の書面による同意を受領次第、管理会社は、（a）本トラストおよび2以上のサブ・ファンドの設定に関連した、または（b）本トラストおよび2以上のサブ・ファンドの設定後に負担した当初費用の合計額を当該サブ・ファンド間で割り当てる際の基準を決定する絶対的な裁量権を有するものとする。かかる場合、当初費用の合計額は、通常、（i）償却期間中の関連するサブ・ファンドそれぞれの純資産価額に比例してサブ・ファンドに割り当てられ、または（ii）管理会社がその絶対的な裁量により（全部または一部を）引き受ける。

③ 評価原則

以下の規定が純資産価額の各決定に適用されるものとする。

- (i) 各サブ・ファンドの純資産価額は、関連する評価日の評価時点で決定されるものとし、その時点の当該サブ・ファンドのすべての資産からすべての負債を控除したものに等しい。
- (ii) 各サブ・ファンドの資産は、以下のすべてを含むものとみなされるものとする。
- (a) 割り当てられた受益証券の未取申込金、経過利息を含むすべての手許現金、貸付金もしくは預金または請求可能な現金
- (b) すべての手形、要求払い約束手形、譲渡性預金証書、約束手形および売掛金
- (c) 各サブ・ファンドが保有し、または契約するすべての債券、為替先渡取引、約束手形、株式、ストック、転換証券、集団投資スキームの受益証券または集団投資スキームへの参加、証書、債務証書、ディベンチャー・ストック、新株引受権、ワラント、先物契約、オプション契約、スワップ契約、固定利付証券、変動利付証券（当該変動利付証券のリターンおよび／または買戻額は指数、価格またはレートを参照して計算される。）、金融商品ならびにその他の投資および証券（各サブ・ファンドが発行する権利および証券を除く。）
- (d) 本トラストがサブ・ファンドについて受領すると受託会社が考えており、純資産価額が決定される日より前の日に登録株主に支払われることが宣言されているものの、本トラストがまだ受領していない株式ならびに現金配当および現金分配のすべて
- (e) サブ・ファンドの一部を構成する利付証券に生じた利息のすべて（当該証券の元本に含まれているか、反映されている範囲とする。）
- (f) サブ・ファンドのその他のすべての投資
- (g) サブ・ファンドの設定の際に発生する設定費用、およびサブ・ファンドの受益証券発行および販売の費用（未償却の範囲とする。）
- (h) 当該サブ・ファンドに関連する前払い費用のすべて、および一般に本トラストに関連する前払い費用の一部（当該前払い費用は、受託会社が随時評価し、定めるものとする。）
- (i) あらゆる種類および性質のサブ・ファンドのその他の全資産

- (iii) 本トラストの費用または負債は、管理会社の決定する期間にわたり償却することができ（また管理会社は、当該期間をいつでも延長し、または短縮することを決定できる。）、その未償却額も常に本トラストの資産とみなされる。
- (iv) 資産は以下のとおり評価するものとする。
- (a) 公認の市場で、またはその規則に従い相場表示、上場または取引が行われている各資産は、管理会社がサブ・ファンドについて決定する各申込日もしくは各買戻日（該当する方）の当該市場における取引終了時の市場の直近取引価格もしくは前日終値、最終買呼値、直近買呼値、最終仲値または最新仲値で評価しなければならない。かかる目的上、管理会社は、関連市場を専門とする公認の価格情報サービスまたはブローカー等の独立した情報源であって、客観的で正確な情報源であると管理会社が判断するところから価格を取得する。投資の相場表示、上場もしくは取引が通常複数の公認の市場で、またはその規則に従い行われている場合、関連する市場が投資の価額の最も公正な基準を提供すると管理会社が判断する市場である。当該公認の市場で相場表示、上場または取引が行われている投資の価格が関連する時点で入手できないか、典型でないと管理会社が判断した場合、当該投資は、管理会社が当該目的のために選任し、受託会社が当該目的のために承認した適任者が、慎重かつ誠実に見積もった推定実現価額で評価する。投資の相場表示、上場または取引が公認の市場で行われているが、その取得または取引が、当該公認の市場外でプレミアムまたはディスカウントにより行われた場合、当該投資の評価は、当該商品の評価日時点におけるプレミアムまたはディスカウントのレベルを考慮に入れて行う。ただし、受託会社は、証券の推定実現価額を設定する際に、こうした手順を採用することが正当と認められることを確認していなければならない。管理会社もしくはその代理人または受託会社のいずれも、入手可能な最新の取引価格、または場合により当面の仲値であると合理的に信じた価格が、そうではないと判明した場合、いかなる責任も負わない。
- (b) 公認の市場で、またはその規則に従い、通常、相場表示、上場もしくは取引が行われていない投資の価額は、管理会社（当該目的のために受託会社から承認されていなければならない。）が受託会社と協議の上、または当該目的のために受託会社が選任し、承認した適任者が、慎重かつ誠実に見積もった推定実現価額で評価する。
- (c) 債券は、信頼できる市場相場が入手できない場合は、格付け、利回り、満期日およびその他の特性が同等とみなされる証券の評価を参照して、管理会社がまとめた方法を用いて評価することができる。
- (d) 預金および類似の投資は、額面金額に経過利息を加えた額で評価する。ただし、管理会社が（受託会社と協議の上）公正な価額を反映させるために調整を行うべきであると判断した場合は、この限りでない。
- (e) 集団投資スキームの受益証券または投資証券（サブ・ファンドが他のサブ・ファンドに保有する受益証券を含む。）は、当該集団投資スキームが公表する入手可能な最新の1口当たり純資産価格に基づき評価する。当該価格が入手不可能な場合、当該受益証券は、管理会社（当該目的のために受託会社から承認されていなければならない。）が、または管理会社が当該目的のために選任し、受託会社が当該目的のために承認した適任者が、慎重かつ誠実に見積もった推定実現価額で評価する。
- (f) サブ・ファンドの1口当たり純資産価格を決定する際には、外国通貨で当初表示されていた資産および負債はすべて、評価時点の実勢市場レートを用いて当該サブ・ファンドの基準通貨に換算する。当該相場が入手不可能な場合は、管理会社が誠実に定めた方針に従い為替レートを決定する。
- (g) 公認の市場で取引されているスワップ、金利先物契約ならびにその他の金融先物およびオプション契約を含むデリバティブ商品は、当該公認の市場がその取引終了時に決定する決

済価格で評価する。ただし、決済価格を提示することが当該公認の市場の慣行ではない場合、または決済価格が何らかの理由で入手できない場合、当該商品は、管理会社（当該目的のために受託会社から承認されていなければならない。）が、または管理会社が当該目的のために選任し、受託会社が当該目的のために承認した適任者が、慎重かつ誠実に見積もった推定実現価額で評価する。

- (h) 店頭デリバティブは、相手方当事者の評価、または管理会社もしくは独立の価格情報提供者による評価を含む代替的评价を用いて評価する。店頭デリバティブは、1日に1回以上評価するものとする。相手方当事者の評価を用いる場合、当該評価は、当該相手方当事者から独立した、受託会社が承認した当事者（管理会社または店頭相手方当事者に関する当事者を含めることができる。ただし、当該当事者が、同じグループ内の独立した主体であり、相手方当事者が採用する価格設定モデルと同じものに依拠しないことを条件とする。）が、週に1回承認し、または検証しなければならない。管理会社は、代替的评价の採用を選択する場合、国際的に最良の慣行を遵守の上、証券監督者国際機構（IOSCO）およびオルタナティブ投資運用協会（AIMA）等の機関が定める店頭商品の評価についての原則を遵守し、当該目的のために受託会社が承認した適任者を選任し、または他の評価方法を使用する。ただし、受託会社が当該代替的评价額を承認することを条件とする。代替的评价は、1か月に1回、相手方当事者の評価と調整される。相手方当事者による評価との間に著しい差異がある場合は、速やかに調査および説明が行われる。
- (i) 為替先渡契約および金利スワップ契約は、店頭デリバティブに関する上記（h）項の規定に従い、または自由に入手できる市場相場を参照して評価することができる。
- (j) サブ・ファンドの投資方針が、主に現金および残存満期が397日以下の（または、少なくとも397日ごとに定期的な利回り調整が行われ、もしくは満期が最長397日の金融商品に相当するリスク・プロファイルを有する）質の高い金融市場証券に投資することである場合、当該サブ・ファンドは、償却原価評価法により評価することが可能であり（ただし、受託会社の承認が必要である。）、当該評価法により、関連する証券は、そのプレミアムの償却またはディスカウントの増加を調整した取得原価で評価される。さらに、他のサブ・ファンドにおいても、残存満期が3か月以下の証券に投資している場合には、当該証券も償却原価評価法により評価することができる（ただし、受託会社の承認が必要である。）。管理会社またはその代理人としての管理事務代行会社は、管理会社が適切と考える間隔で（週1回以上）当該証券の評価を検討し、償却原価評価法に従い計算した証券の価額が時価で評価した場合の価額から乖離するか否かを判断し、大きな乖離があれば、投資運用会社に通知するものとする。当該検討において、償却原価評価法により計算した証券の価額が時価で評価した場合から0.1%乖離する場合、管理会社、受託会社および投資運用会社に通知されるものとする。ポートフォリオの時価と償却原価価額の間に0.3%を超える差異が生じる場合は、毎日の検討が必要である。かかる状況においては、管理会社は、当該希薄化を軽減するための措置（もしあれば）を講じる。
- (k) 上記の規定にかかわらず、管理会社は、受託会社の事前の同意を得た上で、（a）上場されている投資の評価を調整し、または（b）特定の資産について、受託会社が承認するその他の評価方法の使用を許可することができるが、これは、状況（関連するサブ・ファンドの受益証券の大量の申込みもしくは買戻し、または投資もしくは他の財産の市場性、通貨、適用金利、満期、市場性および／または管理会社が関連するとみなすその他の考慮事項を含むが、これらに限定されない。）を考慮した上で、当該調整または代替的评价方法がより公正にその価額を反映させるために必要であると考えられる場合に限られる。
- (l) 上記にかかわらず、管理会社は、サブ・ファンドに関して、当該営業日の買戻しが申込みを超える場合には、評価時点における当該投資買呼値を参照して、または当該営業日の申

込みが買戻しを超える場合には、評価時点における当該投資の売却値を参照して、投資の価額を計算することを決定することができる。さらに、管理会社は、サブ・ファンドの正味申込みまたは正味買戻しがある営業日においてサブ・ファンドに関して計算する純資産価額を、投資の取得または売却の費用（取引手数料、税金、および投資の取得価格と売却価格の差額が含まれるが、これらに限定されない。）に起因する取引の希薄化効果を回避または軽減するために調整することを決定することができる。管理会社はまた、サブ・ファンドの投資を最終買戻値、最新買戻値、最終仲値または最新仲値に基づき評価することを決定することもできる。こうした方針は、サブ・ファンドについて、また当該サブ・ファンドのすべての投資について一貫して適用しなければならない。

- (m) 純資産価額および1口当たり純資産価格の計算に際し、管理事務代行会社は、自らが決定する自動価格情報サービスに依拠することができ、または、本トラストまたは投資運用会社が指示する場合には、特定の価格情報サービス、ブローカー、マーケット・メーカー、またはその他の仲介業者から提供される情報を利用することができる。かかる状況において、管理事務代行会社は、管理事務代行会社に過失または故意の不履行がない場合、当該価格情報サービス、ブローカー、マーケット・メーカー、またはその他の仲介業者から提供された情報の不正確さに起因する純資産価額および1口当たり純資産価格の計算の誤りにより本トラストまたは受益者が被る損失に対して責任を負わないものとする。さらに、純資産価額および1口当たり純資産価格の計算に際し、管理事務代行会社は、投資運用会社、相手方当事者、投資顧問会社または関係者から提供された価格情報を検証するために合理的な努力を行うが、投資家は、一定の状況においては、管理事務代行会社が当該情報を検証することが可能でない、または実務上可能でない場合があることに留意すべきである。かかる状況において、管理事務代行会社は、かかる者により提供された情報の不正確さに起因する純資産価額および1口当たり純資産価格の計算の誤りにより、本トラストまたは受益者が被る損失に対して責任を負わないものとする。

④ スイング・プライシング

サブ・ファンドに関する正味申込みまたは正味買戻しが発生した申込日または買戻日には、当該サブ・ファンドのための資産の取得または売却にかかる実際の費用は、取引手数料、税金および資産の取得価格と売却価格の差額により、サブ・ファンドの受益者全体に損失をもたらすほどにサブ・ファンドの純資産価額に影響を及ぼすものになる可能性がある。当該費用が純資産価額に及ぼし得る悪影響は「希薄化」と呼ばれている。

希薄化効果の緩和を図るため、管理会社は、その裁量により、希薄化により発生し得る悪影響に対応するために純資産価額の調整（以下「スイング」という。）を決定することができる。管理会社が当該決定を行った場合、管理事務代行会社は、上記のとおり関連するサブ・ファンドの純資産価額を計算した上で、希薄化効果の補填を目的とした額だけ純資産価額をスイングする。

スイングの方向は、関連する申込日または買戻日に関連するサブ・ファンドに正味申込みまたは買戻しがあるか否かに左右される一方、スイングの大きさは当該サブ・ファンドの取引費用に基づく。

例えば、関連するサブ・ファンドに正味の流入／申込みがある場合は、その純資産価額が上方にスイングするため、入ってくる投資家が本来の申込みよりも高い1口当たり純資産価格を支払うことにより、申込みによって生じる取引費用を事実上負担している。逆に、サブ・ファンドから正味流出／買戻しがある場合は、純資産価額が下方にスイングするため、出て行く受益者が本来を下回る1口当たり純資産価格を受領することにより、買戻しによって生じる取引費用を事実上負担している。これらの純資産価額のスイングは、取引を行う投資家がもたらす取引費用の影響から、取引を行わない受益者を保護することを目的としている。

サブ・ファンドについて純資産価額をスイングする決定は、管理会社または投資運用会社が、管理会社の代理人として行為する管理事務代行会社と共に、管理会社が随時定める基準に従い、申込日または買戻日における関連するサブ・ファンドにおける取引活動（すなわち、申込みおよび買戻しの水準）を考慮の上、行われる。当該基準は、申込日または買戻日におけるサブ・ファンドへの正味流入またはサブ・ファンドからの正味流出による投資または売却の費用が、重大な希薄化効果を生じさせるか否かに関する管理会社の判断を含む。スイング・プライシングは、サブ・ファンドの受益者全体の利益のために希薄化を抑えることをもつぱらの目的として行われ、サブ・ファンド、当該サブ・ファンドの全クラス、および当該サブ・ファンドの全資産について一貫して適用される。

疑義を避けるために付言すると、管理会社が、特定の申込日または買戻日において、サブ・ファンドについて純資産価額のスイングと希薄化防止賦課金の賦課の両方を決定することはない。

⑤ 純資産価額の公表

任意の評価日における本サブ・ファンドの受益証券1口当たりまたはクラスごとの純資産価額は、翌営業日の東京時間午前11時にBloombergで公表される。

管理会社は、1口当たり純資産価格の公表を新聞または他の媒体（例えばウェブサイト）を通じて行うことを随時決定することができる。かかる場合、すべての受益者および投資予定者に対して、1口当たり純資産価格の公表が行われる他の媒体が通知される。

1口当たり純資産価格は名義書換事務代行会社からも入手することができる。名義書換事務代行会社は、受益証券が上場されている証券取引所に対して、上場受益証券の各クラスについて1口当たり純資産価格を計算後直ちに連絡するものと予想される。

1口当たり純資産価格は、情報提供のみを目的として公表され、当該純資産価額での受益証券の申込みまたは買戻しを勧誘するものではない。1口当たり純資産価格の公表方法が変更される場合は、英文目論見書または場合により関連する英文目論見書補遺の改訂分に記載される。

⑥ 一時的な停止

管理会社は、受託会社に通知した上で、各サブ・ファンドまたはいずれかのサブ・ファンドについて、（a）純資産価額の決定、および／または（b）受益証券の申込み、および／または（c）受益者の選択による受益証券の買戻し（全部もしくは一部）、および／または（d）受益証券の買戻しに関連した買戻しを行う受益者に対する金額の支払の一時的な停止を宣言でき、いずれの場合も期間の全体または一部を対象とし、管理会社が決定する状況において宣言される。当該状況は以下の期間を含むが、これらに限定されない。

- （a）公認の市場、証券取引所またはサブ・ファンドの資産の大部分が上場、相場表示、取引もしくは取扱いされている市場が（祝日／銀行休業日の場合を除いて）閉鎖されている間、または当該公認の市場、証券取引所または市場が臨時に制限されているか、または停止されている間
- （b）管理会社の意見において、サブ・ファンドによる保有資産の処分が合理的に実行できない、または当該処分が受益者に重大な悪影響を及ぼす事態を引き起こす状況が存在する時
- （c）関連する通信網の混乱その他の理由により、関連するサブ・ファンドの資産の大部分の価値を決定することが不可能もしくは実行不能な期間
- （d）買戻しが適用法もしくは規則に違反する可能性があると考え管理会社が考える期間
- （e）関連するサブ・ファンドが投資の換金もしくは取得に関連して資金を移動できない期間、または受益証券の買戻しの際に受益者への支払を通常の為替相場で行うことができないと管理会社が考える時
- （f）サブ・ファンドの1つが投資するファンドが、その純資産価額の計算を停止し、またはその受益証券の買戻しを停止している時

- (g) 管理会社の支配、責任および影響の及ばない政治、経済、軍事、金融その他の緊急事態により、通常の条件で関連するサブ・ファンドの資産の大部分を処分することが不可能もしくは実行不能であり、または当該処分が受益者の利益に有害と考えられる時
- (h) 受益証券の販売または買戻しによる手取金を本トラストまたは関連するサブ・ファンドの口座に対して、または当該口座から送金することができない時
- (i) その他の理由により、本トラストの資産の大部分の価値を決定することが不可能または実行できない時
- (j) 管理会社が、その単独の裁量により、そうすることが関連するサブ・ファンドの受益者の最善の利益であると判断する場合
- (k) 市場環境の悪化により、管理会社の意見において、買戻代金の支払が関連するサブ・ファンドまたは当該サブ・ファンドの残りの受益者に対して悪影響を与える可能性がある期間
- (l) 関連するサブ・ファンドの清算、解散または併合を要求する決議が提案されている場合
- (m) 関連するサブ・ファンドに関して市場混乱事由が発生している場合

当該停止の通知は、適用法に従い要求される場合にはケイマン諸島金融庁、および適用される上場規則に従い要求される場合には受益証券が上場されている証券取引所に対して行われ、可能な場合は、停止期間をできる限り迅速に終了させるためのあらゆる合理的な措置を講じる。

(2) 【保管】

日本の投資家に販売される受益証券の確認書は、販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、販売会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合には、この限りではない。

(3) 【信託期間】

本サブ・ファンドは、2016年8月12日付補遺信託宣言により設定され、2016年9月30日から運用を開始した。本サブ・ファンドは、後記「(5) その他 ①ファンドの解散」の項に従い2022年9月30日に終了するまで存続する。

(4) 【計算期間】

本サブ・ファンドの計算期間は毎年6月30日に終了する。

(5) 【その他】

① ファンドの解散

管理会社は、関連する受益証券の保有者に適宜2週間から6週間前までに通知を行うことを条件に、いつでも本トラストまたはサブ・ファンドを終了することができる。特定の日に、または特定の事由の発生時に自動的に終了することが条件に明示されているサブ・ファンドについては、管理会社は、当該サブ・ファンドの終了について受益者に事前に通知する義務を負わない。管理会社または受託会社は、次のいずれかの事由が発生した場合、本トラストまたはサブ・ファンドを終了することができる。

- (i) 関連するサブ・ファンドが、ミューチュアル・ファンド法に従ったミューチュアル・ファンドとして規制を受けなくなる場合。
- (ii) 本トラストもしくはサブ・ファンドの存続を違法とする法律が可決される場合、または費用、本トラストもしくは関連するサブ・ファンドの合計規模、および管理会社が関係すると考える他の要素を勘案して、本トラストもしくはサブ・ファンドを存続させることが現実的でない、望ましくない、または受益者の最善の利益とならないと管理会社が考える場合。

サブ・ファンドの受益者は、信託証書に従い適法に可決された決議により、当該サブ・ファンドを適宜終了することができる。

本トラストまたはサブ・ファンドの清算に関する書面による通知は、すべての受益者に交付されなければならない。本トラストまたはサブ・ファンドの終了後、合理的な期間内に、（債権者の債権を充足した上で）分配可能な資産が受益者に分配される。

本サブ・ファンドは、以下のいずれかの事由が最初に発生した時点で自動的に終了する。

- (i) 信託期間の満了の30日前の日
- (ii) 2022年9月30日
- (iii) 本サブ・ファンドのすべての受益証券が買い戻された日
- (iv) 本サブ・ファンドを終了する特別決議が可決され、または有効となる日

本サブ・ファンドが上記（ii）の事由により終了する場合、最終償還代金の支払いは、満期日の3営業日後または管理会社はその絶対的な裁量に基づき決定する日に行われる。

本トラストは、以下のいずれかの事由が最初に発生した時点で自動的に終了する。

- (i) 信託期間の満了の30日前の日
- (ii) すべてのサブ・ファンドの終了

管理会社は、本サブ・ファンドがその投資目的を達成する見込みがないかまたは達成できないと考える場合、受益者に対して、受益者特別決議によって本サブ・ファンドを終了するよう推奨することができる。

管理会社はまた、経済環境もしくは市場環境または自己の支配を超えるその他の理由（規制または税制の変更等）により、投資目的を達成する自己の能力または投資方針を追求する自己の能力が著しく損なわれた、および／または当該目的または方針がもはや適当でなくなった、および／または本サブ・ファンドの運営がもはや実行可能ではなくなった、または本サブ・ファンドの運営の継続が受益者に不利益なものとなると合理的に考える場合にも、受益者に対して本サブ・ファンドの終了を推奨することができる。かかる状況が発生した場合、管理会社は、代替の選択肢を検討し、ケイマン諸島金融庁の必要な承認を得た上で、かつ、受益者の最善の利益を考える自己の義務に常に従って、本サブ・ファンドを終了する。

なお本サブ・ファンドの受益証券は議決権付受益証券である。議決権付受益証券については、後記「4 受益者の権利等（1）受益者の権利等（iv）議決権」をご参照されたい。

② 信託証書の変更

信託証書の定めに従い、管理会社および受託会社は、一切の目的のために必要または適切であると思料する方法および範囲で、補遺証書により信託証書の規定を変更、修正または追加することができる。ただし、当該変更、修正または追加は、すべてのサブ・ファンドの受益者または（当該変更が特定のサブ・ファンドの受益者のみに影響を与えると受託会社および管理会社が判断する場合は）関連するサブ・ファンドの受益者の普通決議により承認されているものとする。

受託会社はその意見として以下の事項を書面により証明した場合、管理会社および受託会社は、信託証書第39.1条の定めを遵守せずに信託証書を修正することができる。

- (a) (i) 受益者もしくは関連するサブ・ファンドの受益者またはかかるいずれかの受益者の利益を著しく害するものではなく、
- (ii) 受益者または関連するサブ・ファンドの受益者に対する責任につき管理会社または受託会社を免責するものではなく、かつ、
- (iii) 受益者に対し、その受益証券に関する追加の支払いを行う義務または当該受益証券に関する責任を引き受ける義務を課すものではないこと。

（b）かかる変更、改定または追加が、関連するケイマン諸島の法律の遵守を目的として、ケイマン諸島の規制当局の規制により要求されること。

（c）かかる変更、改定または追加が、明白な誤りの訂正のために必要であること。

受託会社は、修正が行われたすべてのサブ・ファンドの受益者に、当該修正の効力発生日から30日以内に通知を行うものとする。ただし、クラスもしくはシリーズの追加もしくは削除またはサブ・ファンドの追加設定に関する修正の通知は不要である。

③ 関係法人との契約の更改等に関する手続

保管契約

受託会社または保管会社は、保管契約の条件に従って、保管会社から受託会社に対する90日前の書面による通知または受託会社から保管会社に対する30日前の書面による通知をもって、または直ちに、保管契約を終了することができる。

本契約は、両当事者が署名した書面による合意がある場合にのみ変更することができる。

本契約は、シンガポールの法に準拠し、同法に従って解釈される。

管理事務代行契約

管理会社または管理事務代行会社は、管理事務代行契約の条件に従って、他方の当事者に対する90日前の書面による通知をもって、または直ちに、管理事務代行契約を終了することができる。

本契約は、シンガポール法に準拠し、同法に従って解釈される。

受益証券販売・買戻契約

一方の当事者は、受益証券販売・買戻契約の継続期間中いつでも、他方の当事者に対する3か月前の通知を行うことにより、または、（i）他方の当事者（以下「債務不履行当事者」という。）が破産を宣言した場合、（ii）債務不履行当事者に関して、もしくはその資産に対して支払猶予が宣言された場合、（iii）債務不履行当事者の管財人、管理人もしくは清算人が選任された場合、（iv）債務不履行当事者が債権者と和解もしくは協定を結んだ場合もしくは債務不履行当事者の解散に関して決議が可決され、もしくは命令が出された場合、または（v）債務不履行当事者が適用法に基づき債務を履行できなくなった場合に、債務不履行当事者に差し入れられる書面による通知により直ちに、受益証券販売・買戻契約を終了することができる。

本契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

代行協会員契約

本契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了する。

本契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

管理会社代行サービス契約

管理会社または管理会社代行サービス会社は、管理会社代行サービス契約の条件に従って、他方の当事者に対する90日前の書面による通知をもってまたは直ちに、管理会社代行サービス契約を終了することができる。

本契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

名義書換事務代行契約

管理会社または名義書換事務代行会社は名義書換事務代行契約の条件に従って、他方の当事者に対する90日前の書面による通知をもってまたは直ちに、名義書換事務代行契約を終了することができる。

本契約は、シンガポール法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

4【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券の名義人として、登録されていなければならない。したがって、販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し、直接受益権を行使することができない。これら日本の受益者は、販売会社との間の口座約款に基づき、販売会社を通じて受益権を自己のために行使させることができる。

受益証券の保管を販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者は、受益証券に関し、受託会社または管理会社に対していかなる権利も有さず、また取得しないものとする。ただし、信託証書により受益者に対し明示的に付与されている権利を除く。

受益者の債務は、受益証券の申込みのために自らが払い込むことに同意した金額に限定されるものとする。

サブ・ファンドの受益者は、申込書の署名および交付により受託会社に対して契約上の義務を約する。サブ・ファンドの申込者は、当該サブ・ファンドの受益者として承認された時点で当該サブ・ファンドの受益証券を取得する。受益者は、サブ・ファンドが行う投資に対して法的利益を直接に取得しない。

受益者の有する主な権利は次のとおりである。

（i）分配金受領権

前記「第1 ファンドの状況 2 投資方針（4）分配方針」の項をご参照されたい。

（ii）買戻請求権

前記「2 買戻し手続等」の項をご参照されたい。

（iii）償還金の受領権

本トラストまたはサブ・ファンドの解散時には、本トラストまたは関連するサブ・ファンドの（債権者の債権を充足した上で）分配可能な資産は、本トラストまたは関連するサブ・ファンドの受益証券の各クラス間で按分した上で、受益者に対してその受益証券の価額に応じて分配される。市場の状況により、受益者が当該分配で実現する金額は、当該受益者がその受益証券に関して支払った金額を上回ることも下回ることもある。

本トラストまたはサブ・ファンドの終了時には、受託会社は、受益者の普通決議を経て、本トラストまたは場合によりサブ・ファンドの資産を現物で受益者に分配することができる。ただし、該当する受益者が現物分配に同意する場合は、受託会社は、本トラストまたは場合によりサブ・ファンドの終了に際して受益者の普通決議を経ずに受益者に現物分配を行うことができる。普通決議によるか、現物分配を受ける受益者の承認によるかにかかわらず、受託会社が本トラストまたはサブ・ファンドの終了に際して資産の現物分配を行う場合において、受益者から要請があった場合は、受託会社は当該受益者が受領する権利を有する資産を売却し、当該売却による代金を当該受益者に送金することができる。ただし、受託会社は、当該資産の売却で得られる価格についていかなる保証も行わず、また当該資産の売却に関連する費用は当該受益者が負担するものとする。

なお、本サブ・ファンドの受益証券は議決権付受益証券である。議決権付受益証券については、後記「（iv）議決権」をご参照されたい。

(iv) 議決権

サブ・ファンドまたはサブ・ファンドのクラスもしくはシリーズの受益証券は、以下のいずれかとして発行できる。

- － 受益者に対して、関連するサブ・ファンドまたはクラスもしくはシリーズの受益者集会の通知を受領し、かかる集会で発言し、投票する権利を付与する議決権付受益証券または
- － 受益者に対して、関連するサブ・ファンドまたはクラスもしくはシリーズの受益者集会の通知を受領し、かかる集会で発言し、投票する権利を付与しない無議決権受益証券

本サブ・ファンドのクラスの受益証券は、議決権付受益証券である。

(2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対する本サブ・ファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

(3) 【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- (i) 管理会社または本サブ・ファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、
- (ii) 日本における受益証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されている。

なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 三 浦 健
同 廣 本 文 晴

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資家が取得した受益証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。ただし、確定した判決の執行手続は、関連する法域の法令に従い行われる。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、国際財務報告基準に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 原文の財務書類は、パッシム・トラストおよび全てのサブ・ファンドにつき一括して作成されている。本書において原文の財務書類については、関係するサブ・ファンドに関連する部分のみを記載し、日本語の作成にあたっては関係するサブ・ファンドに関連する部分のみを翻訳している。ただし、原文は全文を記載し、日本語はパッシム・トラスト—豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201609およびパッシム・トラスト—豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201612に関連する部分のみを翻訳している。
- c. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるグラントソントン ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- d. ファンドの原文の財務書類は、豪ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、2019年10月31日現在における株式会社三井住友銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル＝75.29円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 【貸借対照表】

パッシム・トラストー豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201609

財政状態計算書

2019年6月30日現在

	注記	2019年 (豪ドル)	(千 円)	2018年 (豪ドル)	(千 円)
資産					
流動資産					
損益を通じて公正価値で 測定する金融資産	(2b), (4)	122,290,853	9,207,278	125,408,344	9,441,994
未収利息		230,300	17,339	246,032	18,524
ブローカー債権	(2f)	35,767	2,693	—	—
その他の未収金および 前払金		2,651,414	199,625	2,750,066	207,052
現金および現金等価物	(2i)	75,143	5,658	18,390	1,385
資産合計		<u>125,283,477</u>	<u>9,432,593</u>	<u>128,422,832</u>	<u>9,668,955</u>
負債					
流動負債					
損益を通じて公正価値で 測定する金融負債	(2b), (4)	—	—	—	—
未払管理事務代行会社報酬	(11)	—	—	—	—
未払監査報酬		—	—	—	—
未払管理会社報酬	(9)	216,723	16,317	166,704	12,551
ブローカー債務	(2f)	—	—	—	—
受益者債務		35,686	2,687	—	—
その他の未払金		1,436,876	108,182	1,035,945	77,996
負債合計		<u>1,689,285</u>	<u>127,186</u>	<u>1,202,649</u>	<u>90,547</u>
資本					
買戻可能受益証券保有者に 帰属する純資産		<u>123,594,192</u>	<u>9,305,407</u>	<u>127,220,183</u>	<u>9,578,408</u>

本財務書類は、受託会社および管理会社の取締役によって2019年12月19日付で承認され、発行を許可された。

受託会社として
インタートラスト・コーポレート・
サービスズ（ケイマン）リミテッド
署名

管理会社として
J.P.モルガン・マンサール・マネジメント・
リミテッド
署名

添付の注記は財務諸表と不可分なものである。

(2) 【損益計算書】

パッシム・トラストー豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201609

包括利益計算書

2019年6月30日に終了した会計年度

		2019年6月30日に 終了した年度		2018年6月30日に 終了した年度	
	注記	(豪ドル)	(千 円)	(豪ドル)	(千 円)
収益					
損益を通じて公正価値で 測定する金融資産および 負債に係る純利益	7	4,395,605	330,945	6,654,941	501,051
償却額を含む利息収益		915,414	68,922	1,014,172	76,357
純収益合計		5,311,019	399,867	7,669,113	577,408
費用					
管理事務代行会社報酬	11	—	—	—	—
監査報酬		—	—	—	—
保管会社報酬	12	—	—	—	—
管理会社報酬	9	615,845	46,367	699,057	52,632
準備費用		407,388	30,672	485,951	36,587
受託会社報酬	10	—	—	—	—
弁護士報酬および 専門家報酬		—	—	—	—
その他の費用		308,330	23,214	365,339	27,506
運営費用合計		1,331,563	100,253	1,550,347	116,726
税引前利益		3,979,456	299,613	6,118,766	460,682
源泉徴収税		—	—	—	—
参加型受益証券 に帰属する純利益		3,979,456	299,613	6,118,766	460,682

添付の注記は財務諸表と不可分なものである。

パッシム・トラスト－豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201609

資本／買戻可能参加型受益証券の保有者に帰属する純資産変動計算書

2019年6月30日に終了した会計年度

2019年6月30日

	注記	2019年 (豪ドル)	(千 円)
期首現在の買戻可能参加型受益証券の 保有者に帰属する純資産		127,220,183	9,578,408
買戻可能参加型受益証券の保有者に 帰属する純資産の運営による増加		3,979,456	299,613
買戻可能参加型受益証券の発行受取額		—	—
買戻可能参加型受益証券の買戻支払額		(7,605,447)	(572,614)
分配金	14	—	—
期末現在の買戻可能参加型受益証券の 保有者に帰属する純資産		<u>123,594,192</u>	<u>9,305,407</u>

2018年6月30日

	注記	2018年 (豪ドル)	(千 円)
期首現在の買戻可能参加型受益証券の 保有者に帰属する純資産		173,505,147	13,063,203
買戻可能参加型受益証券の保有者に 帰属する純資産の運営による増加		6,118,766	460,682
買戻可能参加型受益証券の発行受取額		—	—
買戻可能参加型受益証券の買戻支払額		(52,403,730)	(3,945,477)
分配金	14	—	—
期末現在の買戻可能参加型受益証券の 保有者に帰属する純資産		<u>127,220,183</u>	<u>9,578,408</u>

添付の注記は財務諸表と不可分なものである。

パッシム・トラストー豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201609

キャッシュ・フロー計算書

2019年6月30日に終了した会計年度

	2019年6月30日に 終了した年度		2018年6月30日に 終了した年度	
	(豪ドル)	(千 円)	(豪ドル)	(千 円)
運営活動によるキャッシュ・フロー				
税引前利益	3,979,456	299,613	6,118,766	460,682
以下の項目に関する調整：				
－償却額を含む利息収益	(915,414)	(68,922)	(1,014,172)	(76,357)
運転資金変動前				
運営キャッシュ・フロー	3,064,042	230,692	5,104,594	384,325
－損益を通じて公正価値で測定する 金融資産の減少	3,117,491	234,716	44,933,285	3,383,027
－損益を通じて公正価値で測定する 金融負債の（減少）	—	—	—	—
－ブローカー債権の（増加）／減少	(35,767)	(2,693)	200,933	15,128
－未払管理事務代行会社報酬の増加	—	—	—	—
－未払監査報酬の増加	—	—	—	—
－未払管理会社報酬の増加／（減 少）	50,019	3,766	—	—
－未払管理会社報酬払戻金の（増 加）	—	—	(69,603)	(5,240)
－ブローカー債務の（減少）	—	—	—	—
－その他の未収金の減少	98,652	7,428	863,836	65,038
－その他の未払金の増加	400,931	30,186	440,829	33,190
－償却額を含む収益受取額	931,146	70,106	1,113,288	83,819
運営による現金純額	7,626,514	574,200	52,587,162	3,959,287
財務活動によるキャッシュ・フロー				
受益証券の買戻支払額	(7,569,761)	(569,927)	(52,604,146)	(3,960,566)
分配金	—	—	—	—
財務活動に使用された現金純額	(7,569,761)	(569,927)	(52,604,146)	(3,960,566)
現金および現金等価物の 純増加／（減少）	56,753	4,273	(16,984)	(1,279)
現金および現金等価物の期首残高	18,390	1,385	35,374	2,663
現金および現金等価物の期末残高	75,143	5,658	18,390	1,385

添付の注記は財務諸表と不可分なものである。

パッシム・トラスト 財務書類に対する注記

1. 一般事項

パッシム・トラスト（以下「本トラスト」という。）は、補遺信託宣言により改訂済の2014年12月2日付の信託宣言（以下、これらを合わせて「信託宣言」という。）に従い、ケイマン諸島の法律に基づくアンブレラ・ファンドとして組成されたユニット・トラストである。

本トラストは、アンブレラ・ファンドとして組成されており、このため、本トラストの資産は、異なる複数のサブ・ファンドに分割される。2019年6月30日現在、本トラストは、16のサブ・ファンドを傘下に有する。本報告書では、そのうち13のサブ・ファンド、すなわちブラジルリアル建て2倍ブル・ファンド、ブラジルリアル建て2倍ベア・ファンド、中国2倍ブル・ファンド、中国2倍ベア・ファンド、ゴールド2倍ブル・ファンド、ゴールド2倍ベア・ファンド、インド2倍ブル・ファンド、インド2倍ベア・ファンド、リソーシズ・ツイン・アルファ・ブラジルリアル建てファンド、リソーシズ・ツイン・アルファ・トルコリラ建てファンド、リソーシズ・ツイン・アルファ・米ドル建てファンド、豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201609および豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201612が表示されている。現在、各サブ・ファンドは、受益証券1クラスのみを発行している。

シリーズ2016 TOPIXファンド、シリーズ2016 JPX日経400ファンドおよびシリーズ2016 日経225ファンドは、管理事務代行会社がステート・ストリート・ファンド・サービシズ（アイルランド）リミテッドであり、また保管会社がステート・ストリート・カストディアル・サービシズ（アイルランド）リミテッドである。これら3つのサブ・ファンドについては、別途、年次報告書および監査済財務書類が作成されている。

管理会社は、J.P.モルガン・グループ会社の構成会社である、J.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッド（以下「管理会社」という。）である。管理会社は、イングランドおよびウェールズ法に基づき、2007年11月7日に有限責任会社として設立された。管理会社は、AIFMD規則に従い、英国の金融行為監督機構（以下「FCA」という。）による認可を受けている。管理会社の主たる活動は、集団投資スキームおよび特別目的ヴィークルの管理を行うことである。管理会社は、FCAの規制対象の資産運用会社であり、J.P.モルガン・チェースの投資銀行内に拠点を置く。管理会社は、その活動の中でもとりわけ、世界（米国を除く。）の法人顧客および仲介業者に対して、個々に合わせてカスタマイズされた革新的な資産運用商品を提供することに重点を置いている。

本トラストの受託会社は、インタートラスト・コーポレート・サービシズ（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）である。

AIFMDの目的のため、本トラストは、欧州経済領域（以下「EEA」という。）のAIFMを伴う欧州経済領域外（以下「NON-EEA」という。）のAIFに該当する。本トラストの分配は、日本の投資家のみ限定される。

各サブ・ファンドに関して、複数の受益証券クラスを発行することができ、管理会社は、その絶対的な裁量により、特定のサブ・ファンド内の異なるクラスに付随する権利を区別することができる。これには、分配方針、クラスの表示通貨、各クラスに関して支払われる管理報酬の水準、申込手数料および／または買戻手数料を含むが、これらに限定されない。さらに、サブ・ファンドは、信託宣言の規定に従い、特定のクラスのために、金融デリバティブ商品を利用することができる。上記を条件として、クラスごとに個別の資産プールは維持されない。

また管理会社は、報酬の計算の目的上、各クラス内で受益証券をシリーズに分類することができる。発行済みのシリーズの受益証券は、管理会社の裁量により、（該当する全ての報酬および費用の支払または発生後に）他のシリーズのその時点の1口当たり純資産価格で当該他のシリーズの受益証券に再指定し、転換することができる。

各サブ・ファンドの資産は、当該サブ・ファンドの英文目論見書または場合により関連する英文目論見書補遺に定める投資目的および投資方針に従って投資される。

	運用開始日	設立日
豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201609	2016年9月30日	2016年8月12日
豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201612	2016年12月30日	2016年11月9日

13の各サブ・ファンドの投資目的は、以下のとおりである。

豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201609および豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201612の両サブ・ファンドは、満期日における受益証券1口当たりの募集価格の100%を確保しつつ、中長期的な信託財産の成長を達成することを目指す。両サブ・ファンドは、満期日における受益証券1口当たりの純資産価格について、豪ドル建ての募集価格の100%の確保を目指しつつ、複数の上場投資信託（以下「ETF」という。）から構成されるETFエフィシエンテ指数を豪ドルヘッジしたもののパフォーマンスに対する投資機会によって、特別目的会社の発行する豪ドル建てパフォーマンス・リンク債券へ投資する。

豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201609および豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201612の両サブ・ファンドは、それぞれ2022年9月30日および2022年12月30日に満期を迎える。

2. 重要な会計方針の要約

本財務書類の作成に適用された主要な会計方針は以下に記載される。別段の記載のない限り、表示対象の会計期間に対し、当該方針が、一貫して適用される。

本財務書類の純資産価額（以下「NAV」という。）に関する参照の全ては、別段の記載のない限り、受益者に帰属する純資産（準備費用調整控除後）をいう。

（a）作成の基礎

サブ・ファンドの財務書類は、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されている。財務書類は取得原価主義に基づいて作成されているが、損益を通じて公正価値で保有する金融資産および金融負債（デリバティブ商品を含む。）の公正価値評価による修正が加えられている。

IFRSに準拠した財務書類の作成にあたり、特定の重要な会計上の見積りを行うことが要求される。また、取締役は、サブ・ファンドの会計方針の適用過程について判断を下すことが要求される。本財務書類の作成にあたり適用された主要な会計方針は、以下のとおりである。

2018年7月1日付で採用された新基準

IFRS第9号「金融商品」

IFRS第9号「金融商品」は、IAS第39号「金融商品：認識および測定」を置き換えるものである。金融資産の分類および測定に関する以前のガイダンスに大きな変更を加え、金融資産の減損に関する「予想信用損失」モデルを導入している。

IFRS第9号を採用する際、サブ・ファンドは経過措置を適用し、過去の期間を修正再表示しないことを選択した。IFRS第9号の採用から生じる分類、測定および減損に関する差異は、2018年7月1日現在の利益剰余金の開始時に認識される。

IFRS第9号には、ヘッジ会計の適用に関する新しい要件も含まれている。新しいヘッジ会計は、ヘッジ対象とヘッジ手段の両方の適格性を高め、ヘッジの有効性を評価するためのより原則に基づいたアプローチを導入することにより、企業のリスク管理実務に合わせてヘッジ会計を調整する。

IFRS第9号の採用により、サブファンドの投資ポートフォリオは、引き続き損益を通じて公正価値で分類される。回収のために保有されているその他の金融資産は引き続き償却原価で測定され、新しい減損モデルの適用による重大な影響は予想されない。その結果、IFRS第9号の採用は、サブ・ファンドの財務書類に重大な影響を及ぼすことはない。

以下の表は、2018年6月30日現在、損益を通じて公正価値で指定されていた負債証券およびデリバティブ金融商品のサブ・ファンドの金融資産を表す。IFRS第9号の採用により、これらの証券は強制的に損益を通じた公正価値で分類される。

	測定分類		簿価		
	IAS第39号に 基づく旧分類	IFRS第9号に 基づく新分類	2019年6月30日 期末残高 (IAS第39号) 豪ドル	IFRS第9号 の採用 豪ドル	2018年7月1日 期首残高 (IFRS第9号) 豪ドル
豪ドル建て償還時ターゲット 債券ファンド201609	FVTPLで指定	強制的FVTPL	122,290,853	(3,117,491)	125,408,344
豪ドル建て償還時ターゲット 債券ファンド201612	FVTPLで指定	強制的FVTPL	37,261,105	(565,743)	37,826,848

IFRS第9号の採用の結果、金融負債の分類または測定に変更はなかった。

まだ効力を生じておらず、かつ早期適用されていない新基準、修正基準および解釈指針

多数の新基準、修正基準および既存の基準に対する解釈指針が公表されたが、まだ発効しておらず、本財務書類の作成にも適用されていない。下記を除き、サブ・ファンドの財務書類に重要な影響を及ぼすものはない。

IFRS第16号「リース」

IFRS第16号「リース」は、IAS第17号「リース」および3つの関連する解釈指針を置き換えるものである。リースは、使用权資産およびリース負債の形で、財政状態計算書に計上される。少額資産のリースおよび12か月以下の短期リースについては、IFRS第16号「リース」により2つの重要な免除規定が提供される。取締役は、当該基準の影響を査定し、サブ・ファンドの財務書類に重大な影響を及ぼすことはない予想される。

(b) 損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債

(i) 金融資産の分類および当初測定

重大な金融要素が含まれず、IFRS第15号に準拠した取引価格で測定される売掛金を除き、すべての金融資産は、当初に取引コストを調整した公正価値で認識される。

金融資産は、ヘッジ商品として指定された有効なものを除き、以下のように分類される。

- ・償却原価
- ・損益を通じた公正価値（以下「FVTPL」という。）
- ・その他の包括利益を通じた公正価値（以下「FVOCI」という。）

表示期間において、サブ・ファンドは、FVOCIに分類される金融資産を有していない。分類は、金融資産を管理するビジネスモデルおよび金融資産の契約上のキャッシュ・フローの両方によって決定される。

金融資産に関連するすべての収益および費用は、その他の費用として表示される売掛金の減損を除き、包括利益計算書における収益または費用として認識される。

(ii) 償却原価で事後測定する金融資産

金融資産は、当該資産が以下の条件を満たす（かつ、FVTPLとして指定されていない）場合、償却原価で測定される。

- － かかる金融資産を保有し、契約上のキャッシュ・フローを回収することを目的とするビジネスモデルの下で保有されており、かつ、
- － 金融資産の契約条件が、元本および元本の利息の支払いのみのキャッシュ・フローを発生させる。

当初認識後、実効金利法を使用して償却原価で測定される。割引の影響が重要でない場合、割引は省略される。

サブ・ファンドの現金および現金等価物、未収利息、ブローカー債権、受益者債権、管理会社報酬払戻金ならびにその他の未収金が、このカテゴリーに分類される。

(iii) 損益を通じた公正価値（FVTPL）で測定する金融資産

「回収目的保有」または「回収および売却目的保有」以外のビジネスモデルで保有される金融資産は、損益を通じて公正価値で測定するものに分類される。サブ・ファンドの負債証券の契約上のキャッシュ・フローは、元本と利息だけであるが、これらの証券は契約上のキャッシュ・フローの回収を目的として保有されず、また、契約上のキャッシュ・フローの回収および売却の両方を目的として保有されない。契約上のキャッシュ・フローの回収は、サブ・ファンドのビジネスモデルの目的を達成する際に付随するだけのものである。その結果、すべての投資は、損益を通じて公正価値で測定される。すべてのデリバティブ金融商品が、このカテゴリーに分類される。

活発な市場で取引される金融資産および負債の公正価値は、報告日における取引終了時点の市場価格に基づく。サブ・ファンドが保有する金融資産に使用された市場価格は、報告日現在の市場の終値である。

「損益を通じて公正価値で測定する金融資産」カテゴリーの公正価値の変動から生じる損益は、これらが発生した会計期間における包括利益計算書の「損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純利益」に含まれる。

(iv) 金融資産の減損

IFRS第9号における減損要件は、予想信用損失を認識するためにより将来を見通した情報である「予想信用損失（以下「ECL」という。）モデル」を使用する。新要件の範囲内の商品には、償却原価およびFVOCIで測定される貸出金およびその他の負債型金融資産、売掛金、IFRS第15号で認識および測定される契約資産、貸付契約および損益を通じて公正価値で測定されない（発行者向けの）一部の金融保証契約が含まれる。

管理会社は、信用リスクを評価し予想信用損失を測定する際に、過去の出来事、現在の状況、金融商品の将来キャッシュ・フローの予想回収可能性に影響を及ぼす合理的かつ裏付け可能な予測を含む、幅広い情報を考慮する。

かかる将来を見通したアプローチを適用する際、以下のような区別がなされる。

- － 当初認識以降、信用の質が著しく低下していない、または、信用リスクが低い金融商品（以下「ステージ1」という。）
- － 当初認識以降、信用の質が著しく低下しており、かつ、信用リスクが低くない金融商品（以下「ステージ2」という。）

「ステージ3」は、報告日時点で減損の客観的な証拠がある金融資産を対象とする。

ステージ1では「12か月の予想信用損失」が認識され、ステージ2では「残存期間にわたる予想信用損失」が認識される。

予想信用損失の測定は、金融商品の予想残存期間にわたる信用損失の確率加重された見積りによって決定される。

前年度において、ブローカー債権の減損は、発生信用損失モデルに基づいていた。個別の重要な未収金は、期限を過ぎた場合、もしくは特定の相手方当事者が債務不履行になるというその他の客観的証拠を受け取った場合に、減損とみなされた。個別に減損しているとみなされなかった未収金は、相手方当事者の業種および地域ならびに共有信用リスク特性を参照の上、グループでの減損が検討された。その場合、減損による損失の見積りは、指定された各グループの過去の相手方当事者の直近のデフォルト率に基づいていた。

2019年6月30日および2018年6月30日現在、サブ・ファンドの予想信用損失はない。

（v）金融負債の分類および測定

IFRS第9号における金融負債の会計はIAS第39号と比較して大部分が同じであるため、サブ・ファンドの金融負債は、IFRS第9号の採用による影響を受けなかった。しかし、完全性のため、会計方針を以下に開示する。

サブ・ファンドの金融負債には、取引、費用およびその他の未払金ならびにデリバティブ金融商品が含まれる。

金融負債は、当初は公正価値で測定され、該当する場合、サブ・ファンドの損益を通じて公正価値で指定された金融負債を除き、取引費用について調整される。

その後、金融負債は、FVTPLで指定されたデリバティブおよび金融負債を除き、実効金利法を使用して償却原価で測定され、その後、包括利益計算書で認識された損益とともに公正価値で計上される。

（vi）投資有価証券の評価

サブ・ファンドは、マスター契約に基づき、J.P.モルガン・チェース・バンクN.A.と金融デリバティブ商品（以下「FDI」という。）および特定のスワップ契約を締結している。どの評価日においても、スワップは、相手方当事者の取引可能な市場価格を用いて評価され、また、相手方当事者は、かかるデリバティブの呼値のスプレッドにおいて日々の流動性を提供することに携わっている。

管理会社は、ポートフォリオ・マネージャーが行う店頭評価プロセスを設定する。ポートフォリオ・マネージャーは、各サブ・ファンドの各FDIを日々評価し、相手方当事者のFDI評価を処理するためのプロセスおよびコントロールを有する。サブ・ファンドはまた、公認の市場で評価日における直近の取引価格で評価される、米国財務省短期証券および日本国債に投資する。

豪ドル建てパフォーマンス・リンク債券は、元本額（以下「本債券元本額」という。）に対して割引発行され（割引発行額は98%である。）、満期日において本債券元本額の少なくとも100%の価格にて償還されるように設計されている。

本債券の参照資産は、以下を含む。

- (i) 日本国債（以下「日本国債」という。）
- (ii) J.P.モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシー（以下「本債券スワップ相手方当事者」という。）との豪ドル／日本円通貨スワップ
- (iii) 本債券参照指数に対するレバレッジ後の想定エクスポージャー。

どの評価日においても、豪ドル建てパフォーマンス・リンク債券は、相手方当事者の取引可能な市場価格を用いて評価され、また、相手方当事者は、かかるパフォーマンス・リンク債券の呼値のスプレッドにおいて日々の流動性を提供することに携わっている。

許容度ギャップは、各FDIについて、各サブ・ファンドのローンチより前に定義される。これらのギャップは、その投資目的を達成するためにサブ・ファンドが採用するFDIの特性を考慮し、再計算されるかまたは異議を唱えられる可能性があり、異議申し立てが解決されない場合は、上申される可能性がある上記の評価の差異を定義する。

事前に定義された許容度ギャップの最大値を超えるいずれの評価の差異も、管理会社の内部リスク管理統制部門へ上申され、そこで差異の原因が見直される。

管理会社の内部リスク管理統制部門が差異を解消できない場合は、その差異を、実行された調査の詳細とともに管理会社の評価委員会へ上申する。評価委員会は、専門的な評価助言を提供するため、管理会社の最高経営責任者、リスク管理統制部門責任者、およびJ.P.モルガンの企業評価統制グループの代表者で構成されている。

異議申し立てが解決されない場合、評価委員会は、管理会社の取締役会に上申する。

FDIの存続中、参照資産の価値が増加または減少するため、その名目元本は（発行および買戻しに対する調整として）増加または減少する。

損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る実現損益は、売却手取額または評価額と取得原価との差額を表章しており、かつブローカーの請求および手数料の全てを考慮したものである。損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る実現および未実現損益は、包括利益計算書に計上される。

(vii) 認識および認識の中止

通常の投資の売買は、取引日（サブ・ファンドが投資の購入または売却を約定した日）に認識される。投資は、当該投資からのキャッシュ・フローを受取る権利が失効した、またはサブ・ファンドがリスクおよび所有に伴う便益を実質的に全て移譲した時に、認識を中止する。

(c) 金融デリバティブ商品

金融デリバティブ商品は、デリバティブ契約が締結された日付に公正価値で認識され、その後、その公正価値で再測定される。全てのデリバティブは、その公正価値がプラスの場合、資産として計上され、その公正価値がマイナスの場合、負債として計上される。デリバティブの公正価値の変動は、包括利益計算書に含まれる。価格は、相手方当事者の取引可能な市場価格に基づく。

(d) 公正価値の見積り

活発な市場で取引されている金融資産および負債（公開市場で取引されているデリバティブおよび売買目的証券など）の公正価値は、財政状態計算書の日付現在における市場価格に基づく。

サブ・ファンドは、市場リスクを相殺するデリバティブを有する場合、リスク相殺ポジションの公正価値の設定基準として、中値を使用し、ネット・オープン・ポジションに対しては、必要に応じて呼値が適用される。

活発な市場で取引されていない金融資産および負債の公正価値は、ブローカー相場の買呼値を用いて決定される。特に、負債証券の公正価値は、日本国債についてのフィナンシャル・タイムズの評価額およびブルームバーグの評価額を含む独立した値付ソースから入手した、ブローカー相場の参照によって決定される。米国財務省短期証券については、値付ソースが、フィナンシャル・タイムズ・インタラクティブ・データおよびフィナンシャル・タイムズ・エバリュエイテッドを含むものである。豪ドル建てパフォーマンス・リンク債券は、満期日における本債券元本額の100%を確保しつつ、2022年9月15日までの期間におけるETFエフィシエンテ指数を豪ドルヘッジしたもののパフォーマンスに連動したリターンを提供することを目指している。かかる元本確保の水準は、日本国債への投資と豪ドル／日本円通貨スワップの組み合わせを通じて

図られる。J.P.モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーは、ETFエフィシエンテ指数に関し、一定の計算および決定を行う責任を負う。

（e）金融商品の相殺

認識された金額を法的に相殺する権利があり、純額ベースで決済する、または資産を現金化し、負債を同時に決済する意思がある場合、金融資産および負債は相殺され、純額が財政状態計算書に報告される。

（f）ブローカー債権／債務

ブローカー債権／債務は、それぞれ期末時点で契約されているが、未決済であるか、引き渡されていない、売却証券の未収金または購入証券の未払金を表章する。

各報告日において、サブ・ファンドは、信用リスクが当初認識から著しく増加した場合、残存期間にわたる予想信用損失と同額でブローカー債権にかかる損失引当金を測定する。報告日において信用リスクが当初認識から著しく増加しなかった場合、サブ・ファンドは、12か月の予想信用損失と同額で損失引当金を測定する。相手方当事者の重大な財政難、相手方当事者が倒産または金融再編となる可能性、および支払い不履行は、すべて損失引当金が要求される指標とみなされる。信用減損しているとみなされる程度まで信用リスクが増大する場合、受取利息は、損失引当金に対して調整された簿価総額に基づいて計算される。これらの金額は、当初は公正価値で認識され、その後、償却原価で測定される。

（g）収益および費用

受取利息は、実効金利法を使用して期間比例で認識される。収益には、現金および現金等価物の受取利息ならびに損益を通じて公正価値で測定する負債証券の受取利息が含まれる。

費用は、発生主義で会計処理される。

（h）外貨換算

（i）機能通貨および表示通貨

サブ・ファンドの財務書類に含まれる項目は、サブ・ファンドが運営を行う主要な経済環境の通貨（以下「機能通貨」という。）を用いて測定される。主要な資本調達市場を反映しているのは、ブラジルレアル建て2倍ブル・ファンド、ブラジルレアル建て2倍ベア・ファンド、中国2倍ブル・ファンド、中国2倍ベア・ファンド、ゴールド2倍ブル・ファンド、ゴールド2倍ベア・ファンド、インド2倍ブル・ファンド、インド2倍ベア・ファンド、リソーシズ・ツイン・アルファ・ブラジルレアル建てファンド、リソーシズ・ツイン・アルファ・トルコリラ建てファンドおよびリソーシズ・ツイン・アルファ・米ドル建てファンドについては日本円であり、豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201609および豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201612については豪ドルである。

財務書類は、ブラジルレアル建て2倍ブル・ファンド、ブラジルレアル建て2倍ベア・ファンド、中国2倍ブル・ファンド、中国2倍ベア・ファンド、ゴールド2倍ブル・ファンド、ゴールド2倍ベア・ファンド、インド2倍ブル・ファンド、インド2倍ベア・ファンド、リソーシズ・ツイン・アルファ・ブラジルレアル建てファンド、リソーシズ・ツイン・アルファ・トルコリラ建てファンドおよびリソーシズ・ツ

イン・アルファ・米ドル建てファンドについては日本円で、豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201609および豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201612については豪ドルで表示されている。

（ii）取引および残高

外貨建て取引は、取引日の実勢為替レートを用いて機能通貨に換算される。外貨建て資産および負債は、財政状態計算書の日付現在の実勢為替レートを用いて機能通貨に換算される。かかる取引の決済および期末為替レートを用いた外貨建て資産や負債の換算から発生する為替差損益は、包括利益計算書に認識される。

サブ・ファンドは、証券取引および金融デリバティブ商品取引に係る損益の部分について、為替変動によるものと証券の市場価格の変動によるものとに区別していない。かかる変動は、包括利益計算書の損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る純損益に含まれる。

（i）現金および現金等価物

現金および現金等価物には、要求払い預金で保有される預金、当初満期が3か月以内のその他短期で流動性が高い投資および当座借越が含まれる。当座借越は、もしあれば、財政状態計算書に負債として表示される。

（j）買戻可能受益証券

受益者は、買戻手続に従い、いずれの買戻日においても、かかる買戻日現在の受益証券1口当たりの純資産価格で受益証券の全てまたは一部を買い戻すことをサブ・ファンドに請求することができる。ただし、適切に記入された買戻請求書を、登録事務代行会社が要求することのある所有権の証拠と共に、関連する取引期限よりも前に登録事務代行会社が受領することを条件とする。

サブ・ファンドに適用される最低買戻金額は、英文目論見書に記載されており、場合によっては、関連する補遺信託宣言に記載されている。管理会社は、その絶対的な裁量により、各クラス全体に関して、または特定の買戻請求の全部もしくは一部に関して最低買戻金額を放棄することができる。

（i）財政状態計算書の日付時点で、サブ・ファンドの発行済受益証券が複数のクラスに存在し、（ii）当該受益証券が、異なるレートの管理会社報酬の計算を課され、そのため資本分類に関するIAS第32号（改訂済）の「金融商品：表示」およびIAS第1号（改訂済）「財務書類の表示—プット可能金融商品および清算から生じる債務」に基づく全ての条件を当該受益証券が満たさない場合は、受益証券は金融負債に分類される。（i）財政状態計算書の日付時点で、サブ・ファンドの発行済受益証券が1クラスのみであり、（ii）当該受益証券が、IAS第32号（改訂済）の「金融商品：表示」およびIAS第1号（改訂済）「財務書類の表示—プット可能金融商品および清算から生じる債務」に基づいて、資本分類についてのその他全ての条件を当該受益証券が満たす場合（これらの受益証券がサブ・ファンドにより発行されている中で最劣後受益証券であるという条件が含まれる。）には、受益証券は資本に分類される。

（k）税金

サブ・ファンドには、現在、投資利益およびキャピタル・ゲインに関する特定の諸国による源泉徴収税が発生している。かかる収益または利益は、包括利益計算書の源泉徴収税の総額で計上される。

源泉徴収税は、包括利益計算書に個別項目として表示される。

注記15の税金の詳細を参照のこと。

（l）設立費用

トラストおよびサブ・ファンドの設立費用は、それぞれのサブ・ファンドが負担する。トラストおよびサブ・ファンドの組成時に発生した設立費用は、それらが生じた会計期間にサブ・ファンドの費用として認識される。

（m）分配金

管理会社は、分配を行うかどうかを決定する絶対的な裁量権を有する。かかる場合において、適切な金額が、分配日に支払われるために分配口座へ移転される。

（n）重要な見積りおよび判断

財務書類の作成にあたり、経営陣は、資産および負債の報告金額、付随する開示ならびに偶発債務の開示に影響を及ぼす判断、見積りおよび仮定を行わなければならない。当該仮定および見積りは不確実性が伴うため、結果的に将来の期間に影響を及ぼす資産または負債の簿価に対して重大な調整が必要となる可能性がある。

税金

複雑な税制および外国の源泉徴収税に係る税法の変更に関する解釈には、不確実性が伴う。FDIへの投資を考慮すると、実際の投資収益と行われた仮定との間に生じる差異またはかかる仮定に将来変更が生じた場合には、すでに計上した税金費用に対して将来の調整が必要となる可能性がある。サブ・ファンドは、投資を行っている各国の税務当局により調査が発生し得る結果に関して、合理的な見積りに基づく引当金を設定する。かかる引当金の金額は、過去の税務調査の経験および課税対象となる事業体と所轄の税務当局との間における税制の解釈の相違等の様々な要素に基づく。かかる解釈の相違は、投資先の各所在地の状況に応じた広範で様々な問題に関して生じることがある。サブ・ファンドが訴訟および税金に関する事後のキャッシュ・アウトフローの可能性はほとんどないと評価したため、偶発債務は認識されなかった。

注記15の税金の詳細を参照のこと。

3. 金融リスク管理

サブ・ファンドの活動は、保有金融商品から生じる市場価格リスク、金利リスク、通貨リスク、信用リスクおよび流動性リスクを含むが、これに限らない、様々なリスクに晒される。金融商品は、サブ・ファンドの公表済の投資方針に従って保有され、それに応じて投資目的を達成するために管理される。

当該リスクを管理するためにサブ・ファンドが採用したリスクおよび各リスクの管理方針は、以下に開示される。

（a）市場価格リスク

市場リスクは、主として、保有する金融商品の将来の価格についての不確実性から生じる。当該リスクは、サブ・ファンドが、価格変動に際し、市場でポジションを保有することにより被る可能性のある潜在的損失である。市場リスクは管理会社によって管理される。当該サブ・ファンドの場合、金融デリバティブ商品における市場リスクは重要であるものの、全体的に投資家の利益に沿っている。実現および未実現利益は、それらが生じた会計期間の包括利益計算書に認識される。

2019年6月30日および2018年6月30日現在、全ての市場エクスポージャーは以下のとおりである。

豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201609	2019年 豪ドル	2018年 豪ドル
売買目的保有		
パフォーマンス・リンク債券	122,290,853	125,408,344
損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	122,290,853	125,408,344

豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201612	2019年 豪ドル	2018年 豪ドル
売買目的保有		
パフォーマンス・リンク債券	37,281,105	37,826,848
損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	37,281,105	37,826,848

以下の表は、2019年6月30日および2018年6月30日現在のファンドの負債証券の構成についての重要なセクターおよび地理的集中の要約である。

豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201609

	2019年		2018年	
	公正価値 豪ドル	純資産比率 %	公正価値 豪ドル	純資産比率 %
ジャージー				
金融	122,290,853	98.95	125,408,344	98.58

豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201612

	2019年		2018年	
	公正価値 豪ドル	純資産比率 %	公正価値 豪ドル	純資産比率 %
ジャージー				
金融	37,281,105	98.95	37,826,848	98.61

サブ・ファンドは、地理的集中が英国である金融セクターの下で、J.P.モルガン・チェース・バンクN.A.との間にオープン・スワップ契約ポジションを保有している。

下記に記載する価格リスクの感応度は、関連する指数を＋１％（2018年6月30日：＋１％）または－１％（2018年6月30日：－１％）変更させることで評価される。感応度は、適用された変更によりデリバティブ価格の変動を控除され、以下のような通貨で表示される。

ファンド	パーセント 率の変更	純資産が 受ける 影響 (%)	2019年6月30日 純資産が 受ける影響 (日本円)	純資産が 受ける 影響 (%)	2018年6月30日 純資産が 受ける影響 (日本円)
豪ドル建て償還時ターゲット 債券ファンド201609	１％ －１％	１％ －１％	123,513,762 (123,513,762)	１％ －１％	1,201,683 (1,201,683)
豪ドル建て償還時ターゲット 債券ファンド201612	１％ －１％	１％ －１％	37,653,916 (37,653,916)	１％ －１％	388,398 (388,398)

(b) 金利リスク

金利リスクは、金融資産および負債の公正価値における現行の市場金利のレベルならびに将来キャッシュ・フローの変動の影響から生じる。

豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201609および豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201612は、アリエス・ファイナンス・リミテッドへの投資を通じて、金利リスクにさらされる。金利が下落した場合、パフォーマンス・リンク債券を含む固定利付証券の価値は、上昇が期待される。逆に、金利が上昇した場合、固定利付証券の価値は、下落が期待される。

2019年6月30日現在、金利の増加／減少は、その他の全ての継続的な変数とともに、豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201609の保有者に帰属する純資産に対して約1,170,173.36豪ドル（2018年6月30日：約1,201,683.00豪ドル）、つまり0.95%（2018年6月30日：0.94%）の減少／増加および豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201612に対して約382,635.40豪ドル（2018年6月30日：約388,398.00豪ドル）、つまり1.02%（2018年6月30日：1.01%）の減少／増加をもたらすことがある。

豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201609

2019年6月30日現在

	1年以内 豪ドル	1－5年 豪ドル	5年超 豪ドル	無利息 豪ドル	合計 豪ドル
資産					
損益を通じて公正価値で					
測定する金融資産	—	122,290,853	—	—	122,290,853
未収利息	230,300	—	—	—	230,300
ブローカー債権	—	—	—	35,767	35,767
現金および現金等価物	75,143	—	—	—	75,143
その他の未収金および前払金	—	—	—	2,651,414	2,651,414
資産合計	305,443	122,290,853	—	2,687,181	125,283,477
負債					
未払管理会社報酬	—	—	—	216,723	216,723
受益者債務	—	—	—	35,686	35,686
未払費用	—	—	—	1,436,876	1,436,876
負債合計	—	—	—	1,689,285	1,689,285

豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201609

2018年6月30日現在

	1年以内 豪ドル	1－5年 豪ドル	5年超 豪ドル	無利息 豪ドル	合計 豪ドル
資産					
損益を通じて公正価値で					
測定する金融資産	—	125,408,344	—	—	125,408,344
未収利息	246,032	—	—	—	246,032
現金および現金等価物	18,390	—	—	—	18,390
その他の未収金および前払金	—	—	—	2,750,066	2,750,066
資産合計	264,422	125,408,344	—	2,750,066	128,422,832
負債					
未払管理会社報酬	—	—	—	166,704	166,704
未払費用	—	—	—	1,035,945	1,035,945
負債合計	—	—	—	1,202,649	1,202,649

豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201612

2019年6月30日現在

	1年以内 豪ドル	1－5年 豪ドル	5年超 豪ドル	無利息 豪ドル	合計 豪ドル
資産					
損益を通じて公正価値で					
測定する金融資産	—	37,281,105	—	—	37,281,105
未収利息	58,236	—	—	—	58,236
現金および現金等価物	5,792	—	—	—	5,792
その他の未収金および前払金	—	—	—	732,424	732,424
資産合計	64,028	37,281,105	—	732,424	38,077,557
負債					
未払管理会社報酬	—	—	—	40,036	40,036
未払費用	—	—	—	360,313	360,313
負債合計	—	—	—	400,349	400,349

豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201612

2018年6月30日現在

	1年以内 豪ドル	1－5年 豪ドル	5年超 豪ドル	無利息 豪ドル	合計 豪ドル
資産					
損益を通じて公正価値で					
測定する金融資産	—	37,826,848	—	—	37,826,848
未収利息	61,085	—	—	—	61,085
現金および現金等価物	5,153	—	—	—	5,153
その他の未収金および前払金	—	—	—	754,039	754,039
資産合計	66,238	37,826,848	—	754,039	38,647,125
負債					
未払管理会社報酬	—	—	—	39,115	39,115
未払費用	—	—	—	248,429	248,429
負債合計	—	—	—	287,544	287,544

(c) 通貨リスク

通貨リスクは、為替レートの変動により金融商品の価値が変動するリスクである。

サブ・ファンドは、金融商品に投資し、機能通貨以外の通貨建ての取引を行うことがある。このため、サブ・ファンドは、サブ・ファンドの資産または負債のサブ・ファンドの機能通貨以外の通貨建ての部分の価値に悪影響を及ぼす方法で、その他の外国通貨に対して機能通貨の為替レートが変動するリスクにさらされる。

ブラジルリアル建て2倍ブル・ファンド、ブラジルリアル建て2倍ベア・ファンド、中国2倍ブル・ファンド、中国2倍ベア・ファンド、ゴールド2倍ブル・ファンド、ゴールド2倍ベア・ファンド、インド2倍ブル・ファンド、インド2倍ベア・ファンド、リソーシズ・ツイン・アルファ・ブラジルリアル建てファンド、リソーシズ・ツイン・アルファ・トルコリラ建てファンドおよびリソーシズ・ツイン・アルファ・米ドル建てファンドのサブ・ファンドは、機能通貨である日本円以外の通貨建ての貨幣性資産を保有する。豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201609および豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201612のサブ・ファンドは、機能通貨である豪ドル以外の通貨建ての貨幣性資産を保有する。IFRS第7号に定義する通貨リスクは、為替レートの変動により、先物の取引の価値ならびに認識されたその他の通貨建ての貨幣性資産および貨幣性負債が変動することで生じる。IFRS第7号の下で、非貨幣性資産および負債に関連する外国為替エクスポージャーは、為替リスクではなく市場価格リスクの一部とみなされる。

2019年6月30日および2018年6月30日に終了した年度中、ブラジルリアル建て2倍ブル・ファンド、ブラジルリアル建て2倍ベア・ファンド、中国2倍ブル・ファンド、中国2倍ベア・ファンド、ゴールド2倍ブル・ファンド、ゴールド2倍ベア・ファンド、インド2倍ブル・ファンド、インド2倍ベア・ファンド、豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201609および豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201612については、サブ・ファンドが財政投資および機能通貨建てのスワップに投資するため、外国通貨リスクに対するエクスポージャーはなかった。

以下の表は、財務状態およびキャッシュ・フローに関する通貨リスクに係る現行のレベルの変動の影響に関連するリスクにさらされるサブ・ファンドの金融資産および負債の要約である。

本サブ・ファンドは、該当しない。

2019年6月30日現在、豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201609および豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201612のサブ・ファンドの金融資産および負債は機能通貨建てであり、外国通貨リスクに対するエクスポージャーは存在しない。

（d）信用リスク

信用リスクは、金融商品の相手方当事者が義務を遂行できず、サブ・ファンドが金融負債を被るリスクである。サブ・ファンドは、相手方当事者を慎重に選択することおよび個々の相手方当事者への依拠を最小限に抑えることにより、損失リスクを最小限に抑えることを追求する。

投資家は、サブ・ファンドがスワップ取引のようなデリバティブを使用する旨留意すべきである。スワップ取引は、満期に近づくにつれサブ・ファンドに支払われる金額を反映して価値が上昇することがあり、結果としてサブ・ファンドの純資産価額の増加分を示すことになり得る。受益者が自らの受益証券への投資額を取り戻すことができるという保証は明示的にも黙示的にもなされていない。

豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201609

2019年6月30日現在

	信用格付け	信用格付けの情報源	純資産比率
パフォーマンス・リンク債券	格付けなし	—	98.95%

2018年6月30日現在

	信用格付け	信用格付けの情報源	純資産比率
パフォーマンス・リンク債券	格付けなし	—	98.58%

豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201612**2019年6月30日現在**

	信用格付け	信用格付けの情報源	純資産比率
パフォーマンス・リンク債券	格付けなし	—	98.95%

2018年6月30日現在

	信用格付け	信用格付けの情報源	純資産比率
パフォーマンス・リンク債券	格付けなし	—	98.61%

サブ・ファンドは、債務不履行の可能性、債務不履行のエクスポージャーおよび債務不履行による損失を使用して、信用リスクおよび予想信用損失を測定する。管理会社は、予想信用損失の決定において、過去の分析および将来を見通した情報の両方を考慮する。

2019年6月30日および2018年6月30日現在、サブ・ファンドは、J.P.モルガン・チェース・バンクN.A.およびBNPパリバ・セキュリティーズ・サービス、シンガポール支店に関するカウンターパーティー・リスクを有する。J.P.モルガン・チェース・バンクN.A.は、ムーディーズにおいてA2（2018年6月30日：A3）ならびにS & Pグローバルおよびフィッチにおいても同等の信用格付けを有する。BNPパリバの信用格付けは、ムーディーズにおいてAa3（2018年6月30日：Aa3）であり、S & Pグローバルおよびフィッチにおいても同等であった。相手方当事者は、1週間以内に残高を決済することが見込まれる。

管理会社は、相手方当事者が短期的に契約上の義務を履行する強力な能力を有しているため、債務不履行の可能性はゼロに近いとみなしている。その結果、かかる減損はサブ・ファンドにとって重要でないため、12か月の予想信用損失に基づく損失引当金は認識されていない。

（e）カウンターパーティー・リスク

相手方当事者へのエクスポージャーを監視するため、サブ・ファンドは、相手方当事者へのエクスポージャーを、一定の純資産比率で制限しなくてはならない。これは、サブ・ファンドの相手方当事者による、担保証券の提供によるものである。

2019年6月30日および2018年6月30日現在、サブ・ファンドがJ.P.モルガン・チェース・バンクN.A.に保有する担保証券の評価は、以下のとおりである。

本サブ・ファンドは、該当しない。

（f）流動性リスク

流動性リスクは、サブ・ファンドが支払事由に該当した際に全額を決済するのに十分な現金資金を生み出せない可能性があるか、または著しく不利な条件でしかできないリスクである。

発行または買戻しの場合、管理会社は、金融デリバティブ商品の相当額をそれぞれ購入または売却する。

その範囲内で、各サブ・ファンドは、各金融デリバティブ商品に係る日々の流動性から利益を得る。スワップの相手方当事者は、各サブ・ファンドへ日々の流動性を提供することに携わっている。発行または買戻しの場合、管理会社は、現金で、または投資目的に従って、相当額を投資する。

以下の表は、当年度の期末日から契約上の満期日までの残存期間に基づいて、関連する満期のグループ分けにより、サブ・ファンドの金融負債を分析したものである。表中の金額は、契約上の割引前キャッシュ・フローである。12か月以内の残高は、割引の影響が重要ではないため、繰越残高に相当する。

豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201609	2019年 6か月未満 豪ドル	2018年 6か月未満 豪ドル
未払管理会社報酬	216,723	166,704
受益者債務	35,686	—
その他の未払金	1,436,876	1,035,945
負債合計	1,689,285	1,202,649

豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201612	2019年 6か月未満 豪ドル	2018年 6か月未満 豪ドル
未払管理会社報酬	40,036	39,115
その他の未払金	360,313	248,429
負債合計	400,349	287,544

サブ・ファンドは、1か月未満で換金できると期待される証券に主に投資することにより、流動性リスクを管理する。以下の表は、保有する資産の期待される流動性を表す。

豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201609

2019年6月30日現在

	1か月未満 豪ドル	1－12か月 豪ドル	合計 豪ドル
資産合計	125,283,477	—	125,283,477

2018年6月30日現在

	1か月未満 豪ドル	1－12か月 豪ドル	合計 豪ドル
資産合計	128,422,832	—	128,422,832

豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201612

2019年6月30日現在

	1か月未満 豪ドル	1－12か月 豪ドル	合計 豪ドル
資産合計	38,077,557	—	38,077,557

2018年6月30日現在

	1か月未満	1－12か月	合計
	豪ドル	豪ドル	豪ドル
資産合計	38,647,125	—	38,647,125

（g）元本リスク管理

サブ・ファンドの元本は、財政状態計算書の受益者に帰属する純資産として、サブ・ファンドの受益証券によって表章され、表示される。投資目的を達成するため、サブ・ファンドは注記1に概説されている投資方針に沿ってその元本を投資しつつ、買戻請求に応じるための十分な流動性を維持する。かかる流動性は、流動性のある投資を保有することで高められる。

4. 公正価値測定

サブ・ファンドは、測定を行う際に使用されるインプットの重要性を反映している公正価値ヒエラルキーを用いて、公正価値測定を分類する。公正価値ヒエラルキーは以下のレベルに分けられる。

レベル1－測定日にサブ・ファンドが入手可能な、同一の資産または負債の活発な市場における無調整の相場価格を反映したインプット。

投資の評価が、活発な市場における相場価格に基づくため、レベル1に分類される。

レベル2－活発とはみなされない市場におけるインプットを含む、直接的または間接的に観察可能な資産または負債の相場価格以外のインプット。

活発とはみなされない市場で取引されているが、観察可能なインプットとして裏付けされる相場価格、ディーラー相場または他の値付情報に基づき評価される投資は、レベル2に分類される。レベル2の投資には、活発な市場で取引されていない、および／または譲渡制限のあるポジションが含まれ、評価は、通常、入手可能な市場情報に基づいて、非流動性および／または非譲渡性を反映するように調整されることがある。

レベル3－観察不能なインプット。

全体としての公正価値測定が分類される公正価値ヒエラルキーのレベルは、全体としての公正価値測定に対して重要であるインプットのうち最も低いレベルのインプットに基づき決定される。かかる目的において、インプットの重要性は全体としての公正価値測定に対して評価される。公正価値測定が観測可能なインプットを使用する場合であっても、当該インプットが観測不能なインプットに基づく重要な調整を必要とする場合、当該測定はレベル3の測定である。全体としての公正価値測定に対する特定のインプットの重要性の評価では、資産または負債に特有な要素を考慮した判断が要求される。

「観察可能」を構成するものを決定するには、管理会社の重要な判断が要求される。管理会社は、容易に入手可能であり、定期的に配信または更新され、信頼性がありかつ検証可能な、属的なものでない、および関連市場において積極的に関与している独立したソースによって提供される市場データを観測可能データとみなす。

以下の表は、公正価値で測定される期末日現在のサブ・ファンドの金融資産および負債に関する公正価値ヒエラルキーにおける分析である。

豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201609

2019年6月30日現在

	レベル1 豪ドル	レベル2 豪ドル	レベル3 豪ドル	合計 豪ドル
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
パフォーマンス・リンク債券	—	122,290,853	—	122,290,853
合計	—	122,290,853	—	122,290,853

2018年6月30日現在

	レベル1 豪ドル	レベル2 豪ドル	レベル3 豪ドル	合計 豪ドル
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
パフォーマンス・リンク債券	—	125,408,344	—	125,408,344
合計	—	125,408,344	—	125,408,344

豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201612

2019年6月30日現在

	レベル1 豪ドル	レベル2 豪ドル	レベル3 豪ドル	合計 豪ドル
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
パフォーマンス・リンク債券	—	37,281,105	—	37,281,105
合計	—	37,281,105	—	37,281,105

2018年6月30日現在

	レベル1 豪ドル	レベル2 豪ドル	レベル3 豪ドル	合計 豪ドル
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
パフォーマンス・リンク債券	—	37,826,848	—	37,826,848
合計	—	37,826,848	—	37,826,848

上場株式および上場先物契約のような、活発な市場における相場価格に基づき評価される投資は、レベル1に分類される。サブ・ファンドが、これらの投資の相場価格を調整することはない。

未上場負債証券および店頭デリバティブのような、活発とはみなされない市場で取引されているが、観察可能なインプットとして裏付けされる相場価格、ディーラー相場または他の値付情報に基づき評価される投資は、レベル2に分類される。

2019年6月30日および2018年6月30日終了年度中、レベル1、2および3の間で移動はなかった。

以下の表は、2019年6月30日および2018年6月30日現在、公正価値で測定されていないが、その公正価値が開示されているサブ・ファンドの資産および負債に関する公正価値ヒエラルキーにおける分析である。

豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201609

2019年6月30日現在

	レベル1 豪ドル	レベル2 豪ドル	レベル3 豪ドル	合計 豪ドル
資産				
未収利息	—	230,300	—	230,300
ブローカー債権	—	35,767	—	35,767
現金および現金等価物	75,143	—	—	75,143
その他の未収金および前払金	—	2,651,414	—	2,651,414
合計	75,143	2,917,481	—	2,992,624
負債				
受益者債務	—	35,686	—	35,686
未払費用	—	1,653,599	—	1,653,599
合計	—	1,689,285	—	1,689,285

2018年6月30日現在

	レベル1 豪ドル	レベル2 豪ドル	レベル3 豪ドル	合計 豪ドル
資産				
未収利息	—	246,032	—	246,032
現金および現金等価物	18,390	—	—	18,390
その他の未収金および前払金	—	2,750,066	—	2,750,066
合計	18,390	2,996,098	—	3,014,488
負債				
未払費用	—	1,202,649	—	1,202,649
合計	—	1,202,649	—	1,202,649

豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201612

2019年6月30日現在

	レベル1 豪ドル	レベル2 豪ドル	レベル3 豪ドル	合計 豪ドル
資産				
未収利息	—	58,236	—	58,236
現金および現金等価物	5,792	—	—	5,792
その他の未収金および前払金	—	732,424	—	732,424
合計	5,792	790,660	—	796,452
負債				
未払費用	—	400,349	—	400,349
合計	—	400,349	—	400,349

2018年6月30日現在

	レベル1 豪ドル	レベル2 豪ドル	レベル3 豪ドル	合計 豪ドル
資産				
未収利息	—	61,085	—	61,085
現金および現金等価物	5,153	—	—	5,153
その他の未収金および前払金	—	754,039	—	754,039
合計	5,153	815,124	—	820,277
負債				
未払費用	—	287,544	—	287,544
合計	—	287,544	—	287,544

上表に含まれる資産および負債は、償却原価で計上され、その計上額は、合理的な公正価値に近似する。

ブローカー債権およびその他の未収金は、決済取引の契約額およびサブ・ファンドに対するその他の債務を含む。ブローカー債務および未払金は、契約上の金額ならびに取引および費用の決済に対してサブ・ファンドが負う債務を表す。

5. カテゴリー別金融商品

金融資産

財政状態計算書に開示される損益を通じて公正価値で分類する投資とは別に、その他の未収金、ブローカー債権、現金および現金等価物ならびに受益者債権を含む、財政状態計算書に開示されるその他全ての金融資産は、「その他の未収金」に分類される。

金融負債

財政状態計算書に開示される損益を通じて公正価値で分類する投資とは別に、未払管理事務代行会社報酬、未払管理報酬、未払受託会社報酬、未払監査報酬、ブローカー債務、その他の未払金および受益者債務を含む、財政状態計算書に開示される全ての金融負債は、「その他の金融負債」として分類される。

6. カテゴリー別金融デリバティブ商品

サブ・ファンドは、店頭（以下「OTC」という。）金融デリバティブ商品を保有する。各サブ・ファンドは、デリバティブの活動を時価評価主義で記録する。OTC契約に関して、サブ・ファンドは、相手方当事者とマスター・ネットティング契約を締結する。そのため、資産は、サブ・ファンドがマスター・ネットティング契約を保有するOTC契約に係るサブ・ファンドの未実現損失を差し引いた未実現利益を表す。同様に、負債は、OTC契約の相手方当事者に対して保有する純額を表す。

当該デリバティブの慎重な利用は有益である一方で、デリバティブは、従来型の投資によるリスクとは異なるリスクを伴い、一定の場合においてはより大きなリスクを有するものである可能性がある。スワップ取引から得られるリターンは、スワップ取引の原資産から得られるものよりも変動的である可能性がある。

2019年6月30日および2018年6月30日現在、サブ・ファンドの財政状態計算書には、以下の金融デリバティブ商品が含まれる。

本サブ・ファンドは、該当しない。

以下の2つの状況において、サブ・ファンドには、OTC契約から生じる信用リスクがある。

- (i) OTC契約が担保を控除した未実現利益を保有する場合、および
- (ii) 相手方当事者の債務不履行の場合。

以下の表における開示は、強制可能なマスター・ネットティング契約の対象となる金融資産および金融負債を含む。

サブ・ファンドが相手方当事者と締結したISDAおよび類似のマスター・ネットティング契約は、財政状態計算書における相殺の基準を満たさない。これは、認識額について債務不履行、支払不能もしくは倒産事由が

あった場合のみ強制可能な相殺権が生じるため、または、サブ・ファンドもしくは相手方当事者に純額で決済するもしくは資産の実現と負債の決済を同時に行う意図がないためである。

2019年6月30日および2018年6月30日終了年度中の、強制可能なマスター・ネットィング契約または類似の契約の対象となる金融資産は、以下の表のとおりである。

本サブ・ファンドは、該当しない。

7. 損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債に係る純利益／（損失）

豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201609	2019年6月30日 終了年度 豪ドル	2018年6月30日 終了年度 豪ドル
損益を通じて公正価値で測定する金融資産 および負債に係る純利益／（損失）		
投資実現利益／（損失）	6,298	(197,796)
投資未実現利益	4,389,307	6,852,737
	<u>4,395,605</u>	<u>6,654,941</u>

豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201612	2019年6月30日 終了年度 豪ドル	2018年6月30日 終了年度 豪ドル
損益を通じて公正価値で測定する金融資産 および負債に係る純利益		
投資実現利益	135,045	1,167,494
投資未実現利益	966,397	1,405,463
	<u>1,101,442</u>	<u>2,572,957</u>

8. 発行済買戻可能受益証券

買戻可能参加型受益証券は、受益証券が1クラスの場合には資本に、複数の受益証券クラスが存在する場合は負債に、それぞれ分類される。受益者が、関連する取引日における現金で、その受益証券をサブ・ファンドに戻すという権利を行使した場合、買戻可能参加型受益証券は、財政状態計算書の日付現在、支払うことになる買戻額として計上される。

買戻可能参加型受益証券は、発行または買戻し時にサブ・ファンドの受益証券1口当たりの純資産価格に基づく価格で、受益者の選択により、発行および買戻される。

サブ・ファンドの受益証券1口当たりの純資産価格は、買戻可能参加型受益証券の各クラスの受益者に帰属する純資産を、各クラスの買戻可能参加型受益証券の発行済口数の合計で除して計算される。サブ・ファンドの規定の条項に従って、投資持ち高は、申込みおよび買戻しの受益証券1口当たりの純資産価格を算定する目的で、市場価格に基づき評価される。受益者は、いずれの取引日においても、その受益証券の全てまたは一部を買戻すことができる。

さらに、説明覚書に従って、トラストおよびサブ・ファンドの組成において発生した設立費用は、サブ・ファンドが負担する。かかる費用は、サブ・ファンドの資産から支払われ、また3年もしくは6年または管理会社の決定する期間にわたり償却される。ただし、注記2（1）で述べたように、IFRSに準拠する目的および報告目的のサブ・ファンドの会計方針は、サブ・ファンドの設立で発生した費用を、それが生じた期間中に支払うためである。

各サブ・ファンドの純資産価額は、財政状態計算書において資本または負債を表章しており、それは、受益者が受益証券を買戻す権利を行使した場合、財政状態計算書の日付現在、支払うことになる買戻額が計上される。

財務書類の示す資本（またはNAV）の調整および会計年度末における受益証券発行／買戻しの売買純資産価額は、以下のとおりである。

豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201609	2019年 豪ドル	2018年 豪ドル
財政状態計算書の示す資本	123,594,192	127,220,183
（発行および買戻し目的の）売買純資産価額	123,594,192	127,220,183
豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201612	2019年 豪ドル	2018年 豪ドル
財政状態計算書の示す資本	37,677,208	38,359,581
（発行および買戻し目的の）売買純資産価額	37,677,208	38,359,581

2019年6月30日および2018年6月30日現在、リソーシズ・ツイン・アルファ・ブラジルリアル建てファンド、リソーシズ・ツイン・アルファ・トルコリラ建てファンド、リソーシズ・ツイン・アルファ・米ドル建てファンド、豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201609および豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201612のサブ・ファンドは、1クラスの発行済受益証券を有する。

豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201609	2019年	2018年
Bクラス		
期首現在の発行済受益証券口数	1,270,730	1,799,130
受益証券発行	—	—
受益証券買戻し	(76,600)	(528,400)
期末現在の発行済受益証券口数	1,194,130	1,270,730
受益者に帰属する純資産価額（または資本）－豪ドル	123,594,192	127,220,183
受益証券1口当たり純資産価格－豪ドル	103.50	100.12

豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201612	2019年	2018年
Bクラス		
期首現在の発行済受益証券口数	353,060	513,100
受益証券発行	—	—
受益証券買戻し	(15,430)	(160,040)
期末現在の発行済受益証券口数	337,630	353,060
受益者に帰属する純資産価額（または資本）－豪ドル	37,677,208	38,359,581
受益証券1口当たり純資産価格－豪ドル	111.59	108.65

9. 管理報酬

管理会社は、英文目論見書または英文目論見書補遺に随時開示される各サブ・ファンドの管理会社報酬を受領する権利を有する。

管理会社は、サブ・ファンドの費用を減らすために、管理会社が自主的に効力があると申告する費用の下限を上回る限度において、自主的にその管理会社報酬を減らすか放棄する可能性がある。管理会社は、その単独の裁量によりいつでも、受託会社および受益者に書面により通知し、かかる自主的な約束を終了するか変更する可能性がある。

管理会社は、（i）発行価格に（ii）関連する評価日現在の発行済未償還の受益証券の口数を乗じた金額に対し年率0.51%の管理会社報酬を課している。豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201609および豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201612については、管理会社がかかる管理報酬から、受託会社、保管会社、管理事務代行会社、名義書換事務代行会社、登録事務代行会社ならびに監査法人の報酬および費用を支払う。

当該期間中に発生した金額および2019年6月30日に終了した年度における未払金は、以下のとおりである。

豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201609	2019年6月30日 終了年度 豪ドル	2018年6月30日 終了年度 豪ドル
管理会社報酬	615,845	699,057
未払管理会社報酬	216,723	166,704

豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201612	2019年6月30日 終了年度 豪ドル	2018年6月30日 終了年度 豪ドル
管理会社報酬	145,369	162,854
未払管理会社報酬	40,036	39,115

10. 受託会社報酬

サブ・ファンドは、随時合意される料率で受託会社報酬を支払う。受託会社はまた、その業務の遂行における立替費用を回収する権利を有する。

2016年4月26日現在、受託会社報酬は各サブ・ファンドにつき年額2,500ドルの固定報酬に変更された。

管理会社は、サブ・ファンド（豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201609および豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201612）の受託会社報酬を支払う。

当年度に発生した金額ならびに2019年6月30日および2018年6月30日に終了した年度における未払金は、以下のとおりである。

本サブ・ファンドは、該当しない。

11. 管理事務代行会社報酬

管理事務代行会社である（シンガポール支店を通じて行為する）BNPパリバ・セキュリティーズ・サービスおよびBNPパリバ・ファンド・サービスズ・ダブリン・リミテッドには、取締役と管理事務代行会社により随時合意されるサービス手数料が支払われる。さらに、管理事務代行会社は、サブ・ファンドの資産から、管理事務契約に記載されているその他のサービス手数料、取引手数料および立替費用を受領する権利を有する。

管理会社は、サブ・ファンド（豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201609および豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201612）の管理事務代行報酬を支払う。

当年度に発生した金額ならびに2019年6月30日および2018年6月30日に終了した年度における未払金は、以下のとおりである。

本サブ・ファンドは、該当しない。

12. 保管会社報酬

保管会社である（シンガポール支店を通じて行為する）BNPパリバ・セキュリティーズ・サービスズには、取締役と保管会社により随時合意されるサービス手数料が支払われる。さらに、保管会社は、サブ・ファンドの資産から、保管契約に記載されているその他のサービス手数料、取引手数料および立替費用を受領する権利を有する。

管理会社は、サブ・ファンド（豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201609および豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201612）の保管会社報酬を支払う。

当年度に発生した金額ならびに2019年6月30日および2018年6月30日に終了した年度における未払金は、以下のとおりである。

本サブ・ファンドは、該当しない。

13. 名義書換事務代行会社

名義書換事務代行会社であるBNPパリバ・トラスト・サービスズ・シンガポール・リミテッドには、取締役と名義書換事務代行会社により随時合意されるサービス手数料が支払われる。さらに、名義書換事務代行会社は、サブ・ファンドの資産から、名義書換事務代行契約に記載されているその他のサービス手数料、取引手数料および立替費用を受領する権利を有する。

14. 分配金

本サブ・ファンドは、該当しない。

15. 税金

ケイマン諸島には、現在のところ、直接課税は存在せず、本トラストについてサブ・ファンドに支払われる利子、配当および利益は、ケイマン諸島のあらゆる課税を受けずに受領される。各サブ・ファンドは、信託法（その後の改正を含む。）に従い免税信託として登録される。受託会社は、ケイマン諸島内閣長官に対し、サブ・ファンドの設定日から50年の間に制定される、所得もしくはキャピタル資産もしくはキャピタル・ゲインもしくは利益に課せられる税金もしくは課徴金、または資産税もしくは相続税の性質を有する何らかの税金を課す法律が、サブ・ファンドに保有される資産もしくはサブ・ファンドに発生した利益に対し、または当該資産または利益に関して受託会社もしくは受益者に対し、適用されないものとする旨の誓約を申請しており、また取得予定である。

ケイマン諸島は、二重課税防止条約に対する当事者ではない。ケイマン諸島の現行法規に基づき、サブ・ファンドのケイマン諸島における利益に課税されることはなく、サブ・ファンドの配当は、税控除されることなくケイマン諸島の内外に居住する受益者に支払われる。サブ・ファンドの受益証券の譲渡または買戻しに関するケイマン諸島における印紙税は課されない。サブ・ファンドは、ケイマン諸島以外の諸国に籍を置く事業体が発行する証券に投資する。当該諸国の多くは、キャピタル・ゲイン税を申告ベースで算定することを義務付ける税法を有しており、したがって、かかる税金が「源泉徴収」ベースでサブ・ファンドのブローカーによって控除されない可能性がある。

16. 関連当事者／関連会社との取引

当事者とは、ある当事者が、財務上または運営上の決定を行う際、他方当事者に重要な影響力を行使する支配能力を他方当事者に対して有する場合、関連しているとみなされる。関連当事者取引の詳細は、注記9、10、11、12および13に含まれる。

全ての関連当事者取引は、通常の業務過程において、通常の商業上の条件で、締結される。

17. 後発事象

当期末より後に財務書類に影響を与えるような重要な事象はない。

18. 財務書類の承認

本財務書類は、受託会社および管理会社によって2019年12月19日付で承認され、発行を許可された。

（３）【投資有価証券明細表等】

財政状態計算書、包括利益計算書、資本／買戻可能参加型受益証券の保有者に帰属する純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書および財務諸類に対する注記を参照のこと。

[次へ](#)

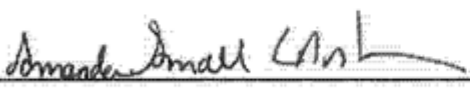
PassIM Trust

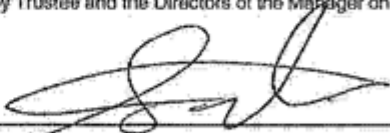
STATEMENT OF FINANCIAL POSITION

As at 30 June 2019

		BRL 2x Bull Fund		BRL 2x Bear Fund	
	Notes	2019 JPY'000	2018 JPY'000	2019 JPY'000	2018 JPY'000
Assets					
Current assets					
Financial assets at fair value through profit or loss	(2b),(4)	296,071	650,221	21,032	68,189
Interest receivable		47	223	4	23
Due from unitholders		1,820	10,906	-	21,390
Management fee rebate receivable	(9)	1,775	710	1,923	941
Other receivable and pre-payment		259	338	258	337
Cash and cash equivalents	(2)	75,811	199,068	10,716	29,946
Total assets		375,783	861,466	33,933	120,826
Liabilities					
Current liabilities					
Financial liabilities at fair value through profit or loss	(2b),(4)	-	47,448	499	-
Administration fee payable	(11)	3,170	2,495	3,170	577
Audit fee payable		581	972	92	69
Amount due to brokers	(2)	22	242	-	1,249
Due to unitholders		-	15,111	-	1,097
Other payables		1,619	1,605	927	239
Total liabilities (excluding net assets attributable to holders of redeemable units)		5,392	67,873	4,688	3,231
Equity/net assets attributable to holders of redeemable units		370,391	793,593	29,245	117,595

The financial statements were approved and authorised for issue by Trustee and the Directors of the Manager on 19 December 2019


Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited as Trustee


J.P. Morgan Mansart Management Limited as Manager

The accompanying notes form an integral part of these financial statements

PassIM Trust**STATEMENT OF FINANCIAL POSITION***As at 30 June 2019*

		China 2x Bull Fund		China 2x Bear Fund	
	Notes	2019 JPY'000	2018 JPY'000	2019 JPY'000	2018 JPY'000
Assets					
Current assets					
Financial assets at fair value through profit or loss	(2b),(4)	398,428	591,581	203,152	322,659
Interest receivable		102	106	43	25
Amount due from brokers	(2f)	-	8,274	648	3,577
Due from unitholders		78,774	50,588	6,979	27,865
Management fee rebate receivable	(9)	1,538	724	1,718	792
Cash and cash equivalents	(2i)	125,014	296,555	154,287	125,108
Total assets		603,856	947,828	366,827	480,026
Liabilities					
Current liabilities					
Financial liabilities at fair value through profit or loss	(2b),(4)	-	164,063	32,938	-
Administration fee payable	(11)	2,767	544	2,767	544
Audit fee payable		813	226	373	356
Amount due to brokers	(2f)	4,356	-	-	-
Due to unitholders		-	17,286	-	48,422
Trustee fee payable	(10)	363	43	363	43
Other payables		1,568	936	1,353	1,219
Total liabilities (excluding net assets attributable to holders of redeemable units)		9,867	183,098	37,794	50,584
Equity/net assets attributable to holders of redeemable units		593,989	764,730	329,033	429,442

The accompanying notes form an integral part of these financial statements

PassIM Trust**STATEMENT OF FINANCIAL POSITION***As at 30 June 2019*

		Gold 2x Bull Fund		Gold 2x Bear Fund	
	Notes	2019 JPY'000	2018 JPY'000	2019 JPY'000	2018 JPY'000
Assets					
Current assets					
Financial assets at fair value through profit or loss	(2b),(4)	93,568	150,233	6,506	9,937
Interest receivable		30	8	1	3
Amount due from brokers	(2f)	-	-	27	8
Due from unitholders		53,709	92	260	-
Management fee rebate receivable	(9)	1,760	887	1,815	934
Other receivable and pre-payment		-	-	1,116	658
Cash and cash equivalents	(2i)	11,387	47,460	4,300	2,089
Total assets		160,454	198,680	14,025	13,629
Liabilities					
Current liabilities					
Financial liabilities at fair value through profit or loss	(2b),(4)	-	15,190	1,224	-
Administration fee payable	(11)	2,767	544	2,767	139
Audit fee payable		210	378	(49)	(68)
Amount due to brokers	(2f)	4,757	-	-	-
Due to unitholders		-	-	-	108
Trustee fee payable	(10)	363	41	363	41
Other payables		992	694	579	315
Total liabilities (excluding net assets attributable to holders of redeemable units)		9,089	16,847	4,884	535
Equity/net assets attributable to holders of redeemable units		151,365	181,833	9,141	13,094

The accompanying notes form an integral part of these financial statements

PassIM Trust**STATEMENT OF FINANCIAL POSITION***As at 30 June 2019*

		India 2x Bull Fund		India 2x Bear Fund	
	Notes	2019 JPY'000	2018 JPY'000	2019 JPY'000	2018 JPY'000
Assets					
Current assets					
Financial assets at fair value through profit or loss	(2b),(4)	643,994	1,300,671	132,973	107,013
Interest receivable		124	402	40	37
Amount due from brokers	(2f)	478	-	-	-
Due from unitholders		22,293	30,183	-	31,796
Management fee rebate receivable	(9)	1,259	302	1,768	902
Cash and cash equivalents	(2i)	390,704	431,555	41,278	28,841
Total assets		1,058,852	1,763,113	176,059	168,589
Liabilities					
Current liabilities					
Financial liabilities at fair value through profit or loss	(2b),(4)	32,610	33,874	-	-
Administration fee payable	(11)	2,767	544	2,767	544
Audit fee payable		1,596	1,654	132	127
Amount due to brokers	(2f)	-	233	-	1,017
Due to unitholders		-	39,020	-	1,100
Trustee fee payable	(10)	322	-	313	85
Other payables		1,865	969	827	783
Total liabilities (excluding net assets attributable to holders of redeemable units)		39,160	76,294	4,039	3,656
Equity/net assets attributable to holders of redeemable units		1,019,692	1,686,819	172,020	164,933

The accompanying notes form an integral part of these financial statements

PassIM Trust**STATEMENT OF FINANCIAL POSITION***As at 30 June 2019*

		Resources Twin Alpha BRL Fund		Resources Twin Alpha TRY Fund	
	Notes	2019 JPY'000	2018 JPY'000	2019 JPY'000	2018 JPY'000
Assets					
Current assets					
Financial assets at fair value through profit or loss	(2b),(4)	727,076	1,927,045	235,517	403,870
Other receivable and pre-payment		114	74	114	74
Cash and cash equivalents	(2i)	105,068	499,180	19,414	137,081
Total assets		832,258	2,426,299	255,045	541,025
Liabilities					
Current liabilities					
Financial liabilities at fair value through profit or loss	(2b),(4)	-	303,774	-	53,519
Administration fee payable	(11)	3,087	2,464	3,105	2,478
Audit fee payable		595	610	544	587
Management fee payable	(9)	686	1,878	199	399
Other payables		2,040	1,551	1,060	886
Total liabilities (excluding net assets attributable to holders of redeemable units)		6,408	310,277	4,908	57,869
Equity					
Net assets attributable to holders of redeemable units		825,850	2,116,022	250,137	483,156

The accompanying notes form an integral part of these financial statements

PassIM Trust**STATEMENT OF FINANCIAL POSITION***As at 30 June 2019*

		Resources Twin Alpha USD Fund		AUD Target Maturity Bond Fund 201609	
	Notes	2019 JPY'000	2018 JPY'000	2019 AUD	2018 AUD
Assets					
Current assets					
Financial assets at fair value through profit or loss	(2b),(4)	833,140	2,023,060	122,290,853	125,408,344
Interest receivable		-	-	230,300	246,032
Amount due from brokers	(2f)	-	-	35,767	-
Other receivable and pre-payment		114	74	2,651,414	2,750,066
Cash and cash equivalents	(2i)	146,752	371,319	75,143	18,390
Total assets		980,006	2,394,453	125,283,477	128,422,832
Liabilities					
Current liabilities					
Financial liabilities at fair value through profit or loss	(2b),(4)	42,167	84,210	-	-
Administration fee payable	(11)	3,103	2,476	-	-
Audit fee payable		599	642	-	-
Management fee payable	(9)	807	1,848	216,723	166,704
Amount due to brokers	(2f)	-	-	-	-
Due to unitholders		-	41,757	35,686	-
Other payables		1,701	1,377	1,436,876	1,035,945
Total liabilities		48,377	132,310	1,689,285	1,202,649
Equity					
Net assets attributable to holders of redeemable units		931,629	2,262,143	123,594,192	127,220,183

The accompanying notes form an integral part of these financial statements

PassIM Trust**STATEMENT OF FINANCIAL POSITION***As at 30 June 2019*

AUD Target Maturity Bond Fund 201612			
	Notes	2019 AUD	2018 AUD
Assets			
Current assets			
Financial assets at fair value through profit or loss	(2b),(4)	37,281,105	37,826,848
Interest receivable		58,236	61,085
Other receivable and pre-payment		732,424	754,039
Cash and cash equivalents	(2i)	5,792	5,153
Total assets		38,077,557	38,647,125
Liabilities			
Current liabilities			
Management fee payable	(9)	40,036	39,115
Other payables		360,313	248,429
Total liabilities		400,349	287,544
Equity			
Net assets attributable to holders of redeemable units		37,677,208	38,359,581

The accompanying notes form an integral part of these financial statements

PassIM Trust**STATEMENT OF COMPREHENSIVE INCOME***For the financial year ended 30 June 2019*

		BRL 2x Bull Fund		BRL 2x Bear Fund	
	Notes	Year ended 30 June 2019 JPY'000	Year ended 30 June 2018 JPY'000	Year ended 30 June 2019 JPY'000	Year ended 30 June 2018 JPY'000
Income					
Net gain/(loss) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss	7	39,368	(196,944)	3,437	6,994
Interest income including amortisation		(859)	(3,152)	(168)	(140)
Total net income/(loss)		38,509	(200,096)	3,269	6,854
Expenses					
Administration fee	11	2,542	2,473	2,542	2,473
Audit fee		575	782	92	58
Custody fee	12	282	565	225	501
Management fee rebate	9	(3,550)	(2,209)	(3,895)	(3,981)
Preliminary expenses		-	20	-	3
Transaction costs		677	978	512	723
Trustee fee	10	361	320	361	320
Legal and professional fee		207	-	34	-
Other expenses		1,291	1,105	920	849
Total operating expenses		2,385	4,034	791	946
Profit/(loss) before tax		36,124	(204,130)	2,478	5,908
Withholding tax		(66)	(136)	(6)	(5)
Net profit/(loss) attributable to participating units		36,058	(204,266)	2,472	5,903

The accompanying notes form an integral part of these financial statements

PassIM Trust**STATEMENT OF COMPREHENSIVE INCOME***For the financial year ended 30 June 2019*

		China 2x Bull Fund		China 2x Bear Fund	
	Notes	Year ended 30 June 2019 JPY'000	Year ended 30 June 2018 JPY'000	Year ended 30 June 2019 JPY'000	Year ended 30 June 2018 JPY'000
Income					
Net loss on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss	7	(56,392)	(14,790)	(19,452)	(221,986)
Interest income including amortisation		(624)	(447)	(476)	(1,096)
Total net loss		(57,016)	(15,237)	(19,928)	(223,082)
Expenses					
Administration fee	11	2,223	2,218	2,223	2,261
Audit fee		809	165	368	294
Custody fee	12	298	42	252	218
Management fee rebate	9	(3,047)	(3,171)	(3,381)	(2,987)
Transaction costs		370	1,257	882	1,513
Trustee fee	10	322	320	322	320
Legal and professional fee		846	530	674	530
Other expenses		793	570	575	616
Total operating expenses		2,614	1,931	1,915	2,765
Loss before tax		(59,630)	(17,168)	(21,843)	(225,847)
Withholding tax		(47)	(38)	(16)	(69)
Net loss attributable to participating units		(59,677)	(17,206)	(21,859)	(225,916)

The accompanying notes form an integral part of these financial statements

PassIM Trust**STATEMENT OF COMPREHENSIVE INCOME***For the financial year ended 30 June 2019*

		Gold 2x Bull Fund		Gold 2x Bear Fund	
	Notes	Year ended 30 June 2019 JPY'000	Year ended 30 June 2018 JPY'000	Year ended 30 June 2019 JPY'000	Year ended 30 June 2018 JPY'000
Income					
Net gain/(loss) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss	7	21,955	54,191	(1,212)	384
Interest income including amortisation		(265)	(1,426)	(20)	(87)
Total net income/(loss)		21,690	52,765	(1,232)	297
Expenses					
Administration fee	11	2,223	2,280	2,223	2,282
Audit fee		205	260	19	22
Custody fee	12	235	262	215	157
Management fee rebate	9	(3,518)	(3,103)	(3,616)	(3,516)
Transaction costs		492	1,002	112	296
Trustee fee	10	321	320	321	320
Legal and professional fee		615	531	542	531
Other expenses		500	558	351	297
Total operating expenses		1,073	2,110	167	389
Profit/(loss) before tax		20,617	50,655	(1,399)	(92)
Withholding tax		(7)	(73)	(3)	(1)
Net profit/(loss) attributable to participating units		20,610	50,582	(1,402)	(93)

The accompanying notes form an integral part of these financial statements

PassIM Trust**STATEMENT OF COMPREHENSIVE INCOME***For the financial year ended 30 June 2019*

		India 2x Bull Fund	India 2x Bear Fund
	Notes	Year ended 30 June 2019 JPY'000	Year ended 30 June 2018 JPY'000
Income			
Net gain/(loss) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss	7	118,058	241,324
Interest income including amortisation		(2,977)	(4,583)
Total net income/(loss)		115,081	236,741
Expenses			
Administration fee	11	2,223	2,218
Audit fee		1,575	1,329
Custody fee	12	377	289
Management fee rebate	9	(2,383)	(531)
Transaction costs		545	979
Trustee fee	10	321	320
Legal and professional fee		1,147	531
Other expenses		1,150	1,323
Total operating expenses		4,955	6,458
Profit/(loss) before tax		110,126	230,283
Withholding tax		(127)	(69)
Net profit/(loss) attributable to participating units		109,999	230,214

The accompanying notes form an integral part of these financial statements

PassIM Trust**STATEMENT OF COMPREHENSIVE INCOME***For the financial year ended 30 June 2019*

		Resources Twin Alpha BRL Fund		Resources Twin Alpha TRY Fund	
	Notes	Year ended 30 June 2019 JPY'000	Year ended 30 June 2018 JPY'000	Year ended 30 June 2019 JPY'000	Year ended 30 June 2018 JPY'000
Income					
Net (loss)/gain on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss	7	(182,238)	547,372	(84,722)	69,737
Interest income including amortisation		2,580	2,609	768	480
Total net (loss)/income		(179,658)	549,981	(83,954)	70,217
Expenses					
Administration fee	11	2,481	2,452	2,481	2,456
Audit fee		584	549	533	549
Custody fee	12	916	1,405	416	875
Management fee	9	3,914	10,205	935	1,957
Trustee fee	10	269	426	269	426
Legal and professional fee		3	-	16	-
Other expenses		1,135	1,115	1,049	1,009
Total operating expenses		9,302	16,152	5,699	7,272
(Loss)/profit before tax		(188,960)	533,829	(89,653)	62,945
Withholding tax		-	-	-	-
Net (loss)/profit attributable to participating units		(188,960)	533,829	(89,653)	62,945

The accompanying notes form an integral part of these financial statements

PassIM Trust**STATEMENT OF COMPREHENSIVE INCOME***For the financial year ended 30 June 2019*

		Resources Twin Alpha USD Fund		AUD Target Maturity Bond Fund 201609	
	Notes	Year ended 30 June 2019 JPY'000	Year ended 30 June 2018 JPY'000	Year ended 30 June 2019 AUD	Year ended 30 June 2018 AUD
Income					
Net (loss)/gain on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss	7	(221,120)	746,739	4,395,605	6,654,941
Interest income including amortisation		2,095	1,804	915,414	1,014,172
Total net (loss)/income		(219,025)	748,543	5,311,019	7,669,113
Expenses					
Administration fee	11	2,481	2,444	-	-
Audit fee		588	549	-	-
Custody fee	12	735	1,039	-	-
Management fee	9	4,380	9,188	615,845	699,057
Preliminary expenses		-	-	407,388	485,951
Trustee fee	10	269	428	-	-
Legal and professional fee		3	-	-	-
Other expenses		1,158	1,056	308,330	365,339
Total operating expenses		9,614	14,704	1,331,563	1,550,347
(Loss)/profit before tax		(228,639)	733,839	3,979,456	6,118,766
Withholding tax		-	-	-	-
Net (loss)/profit attributable to participating units		(228,639)	733,839	3,979,456	6,118,766

The accompanying notes form an integral part of these financial statements

PassIM Trust**STATEMENT OF COMPREHENSIVE INCOME***For the financial year ended 30 June 2019*

		AUD Target Maturity Bond Fund 201612	
		Year ended 30	Year ended 30
	Notes	June 2019	June 2018
		AUD	AUD
Income			
Net gain on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss	7	1,101,442	2,572,957
Interest income including amortisation		229,648	250,125
Total net income		1,331,090	2,823,082
Expenses			
Management fee	9	145,369	162,854
Preliminary expenses		113,960	136,557
Other expenses		86,714	102,911
Total operating expenses		346,043	402,322
Profit before tax		985,047	2,420,760
Withholding tax		-	-
Net profit attributable to participating units		985,047	2,420,760

The accompanying notes form an integral part of these financial statements

PassIM Trust

STATEMENT OF CHANGES IN EQUITY / NET ASSETS ATTRIBUTABLE TO REDEMING PARTICIPATING UNITHOLDERS
For the financial year ended 30 June 2019

30 June 2019

Net assets attributable to holders of redeemable participating units at beginning of year
Increase/(decrease) in net assets attributable to holders of redeemable participating units from operations
Proceeds from the issue of redeemable participating units
Payment on the redemption of redeemable participating units
Distribution
Net assets attributable to holders of redeemable participating units at end of year

Notes	BRL 2x Bull Fund 2019 JPY'000	BRL 2x Bear Fund 2019 JPY'000	China 2x Bull Fund 2019 JPY'000	China 2x Bear Fund 2019 JPY'000
	793,593	117,595	764,730	429,442
	36,058	2,472	(59,677)	(21,859)
	524,234	208,279	2,320,009	1,058,561
	(983,494)	(299,101)	(2,431,073)	(1,137,111)
14	-	-	-	-
	370,391	29,245	593,989	329,033

30 June 2019

Net assets attributable to holders of redeemable participating units at beginning of year
Increase/(decrease) in net assets attributable to holders of redeemable participating units from operations
Proceeds from the issue of redeemable participating units
Payment on the redemption of redeemable participating units
Distribution
Net assets attributable to holders of redeemable participating units at end of year

Notes	Gold 2x Bull Fund 2019 JPY'000	Gold 2x Bear Fund 2019 JPY'000	India 2x Bull Fund 2019 JPY'000	India 2x Bear Fund 2019 JPY'000
	181,833	13,094	1,686,819	164,933
	20,610	(1,402)	109,999	4,524
	289,425	58,880	2,470,456	679,260
	(340,503)	(61,431)	(3,247,582)	(676,697)
14	-	-	-	-
	151,365	9,141	1,019,692	172,020

The accompanying notes form an integral part of these financial statements

PassIM Trust

STATEMENT OF CHANGES IN EQUITY / NET ASSETS ATTRIBUTABLE TO REDEMING PARTICIPATING UNITHOLDERS
For the financial year ended 30 June 2019

30 June 2019

	Notes	Resources Twin Alpha BRL Fund 2019 JPY'000	Resources Twin Alpha TRY Fund 2019 JPY'000	Resources Twin Alpha USD Fund 2019 JPY'000	AUD Target Maturity Bond Fund 201609 2019 AUD
Net assets attributable to holders of redeemable participating units at beginning of year		2,116,022	483,156	2,262,143	127,220,183
(Decrease)/increase in net assets attributable to holders of redeemable participating units from operations		(188,960)	(89,653)	(228,639)	3,979,456
Proceeds from the issue of redeemable participating units		27,353	-	-	-
Payment on the redemption of redeemable participating units		(992,097)	(118,559)	(966,545)	(7,605,447)
Distribution	14	(136,468)	(24,807)	(135,330)	-
Net assets attributable to holders of redeemable participating units at end of year		825,850	250,137	931,629	123,594,192

30 June 2019

AUD Target Maturity
Bond Fund 201612

	Notes	2019 AUD
Net assets attributable to holders of redeemable participating units at beginning of year		38,359,581
Increase in net assets attributable to holders of redeemable participating units from operations		985,047
Proceeds from the issue of redeemable participating units		-
Payment on the redemption of redeemable participating units		(1,667,420)
Distribution	14	-
Net assets attributable to holders of redeemable participating units at end of year		37,677,208

The accompanying notes form an integral part of these financial statements

31

PassIM Trust

STATEMENT OF CHANGES IN EQUITY / NET ASSETS ATTRIBUTABLE TO REDEMING PARTICIPATING UNITHOLDERS
For the financial year ended 30 June 2019

30 June 2018

Net assets attributable to holders of redeemable participating units at beginning of year
(Decrease)/increase in net assets attributable to holders of redeemable participating units from operations
Proceeds from the issue of redeemable participating units
Payment on the redemption of redeemable participating units
Distribution
Net assets attributable to holders of redeemable participating units at end of year

Notes	BRL 2x Bull Fund 2018 JPY'000	BRL 2x Bear Fund 2018 JPY'000	China 2x Bull Fund 2018 JPY'000	China 2x Bear Fund 2018 JPY'000
	2,133,121	138,120	252,958	667,300
	(204,266)	5,903	(17,206)	(225,916)
	1,166,068	108,573	1,893,536	638,523
	(2,301,330)	(135,001)	(1,364,558)	(650,465)
14	-	-	-	-
	793,593	117,595	764,730	429,442

30 June 2018

Net assets attributable to holders of redeemable participating units at beginning of year
Increase/(decrease) in net assets attributable to holders of redeemable participating units from operations
Proceeds from the issue of redeemable participating units
Payment on the redemption of redeemable participating units
Distribution
Net assets attributable to holders of redeemable participating units at end of year

Notes	Gold 2x Bull Fund 2018 JPY'000	Gold 2x Bear Fund 2018 JPY'000	India 2x Bull Fund 2018 JPY'000	India 2x Bear Fund 2018 JPY'000
	703,240	43,682	2,810,083	219,473
	50,582	(93)	230,214	(51,555)
	653,640	142,534	3,022,568	564,292
	(1,225,629)	(173,029)	(4,376,046)	(567,277)
14	-	-	-	-
	181,833	13,094	1,686,819	164,933

The accompanying notes form an integral part of these financial statements

PassIM Trust**STATEMENT OF CHANGES IN EQUITY / NET ASSETS ATTRIBUTABLE TO REDEEMING PARTICIPATING UNITHOLDERS**
*For the financial year ended 30 June 2019***30 June 2018**

	Notes	Resources Twin Alpha BRL Fund 2018 JPY'000	Resources Twin Alpha TRY Fund 2018 JPY'000	Resources Twin Alpha USD Fund 2018 JPY'000	AUD Target Maturity Bond Fund 201609 2018 AUD
Net assets attributable to holders of redeemable participating units at beginning of year		4,905,417	832,864	4,496,652	173,505,147
Increase in net assets attributable to holders of redeemable participating units from operations		533,829	62,945	733,839	6,118,766
Proceeds from the issue of redeemable participating units		56,623	37,237	-	-
Payment on the redemption of redeemable participating units		(2,391,356)	(284,580)	(2,385,737)	(52,403,730)
Distribution	14	(988,491)	(165,310)	(582,611)	-
Net assets attributable to holders of redeemable participating units at end of year		2,116,022	483,156	2,262,143	127,220,183

30 June 2018

	Notes	AUD Target Maturity Bond Fund 201612 2018 AUD
Net assets attributable to holders of redeemable participating units at beginning of year		53,050,757
Increase in net assets attributable to holders of redeemable participating units from operations		2,420,760
Proceeds from the issue of redeemable participating units		-
Payment on the redemption of redeemable participating units		(17,111,936)
Distribution	14	-
Net assets attributable to holders of redeemable participating units at end of year		38,359,581

The accompanying notes form an integral part of these financial statements 33

PassIM Trust**STATEMENT OF CASH FLOWS***For the financial year ended 30 June 2019*

	BRL 2x Bull Fund		BRL 2x Bear Fund	
	Year ended 30 June 2019	Year ended 30 June 2018	Year ended 30 June 2019	Year ended 30 June 2018
	JPY'000	JPY'000	JPY'000	JPY'000
Cash flows from operating activities				
Profit/(loss) before tax	36,124	(204,130)	2,478	5,908
Adjustments for:				
- Interest income including amortisation	859	3,152	168	140
Operating cash flow before working capital changes	36,983	(200,978)	2,646	6,048
- Decrease in financial assets at fair value through profit or loss	354,150	1,181,075	47,157	15,001
- (Increase)/decrease in financial liabilities at fair value through profit or loss	(47,448)	(240,765)	499	-
- Increase/(decrease) in administration fee payable	675	1,243	2,593	(675)
- (Decrease)/increase in audit fee payable	(391)	(161)	23	2
- Decrease in management fee rebate receivable	(1,065)	(260)	(982)	1,637
- (Decrease)/increase in due to brokers	(220)	(6,107)	(1,249)	566
- Decrease/(increase) in other receivables	79	(215)	79	(213)
- Increase in other payables	14	1,022	688	147
- Income received including amortisation	(683)	(3,043)	(149)	(161)
- Withholding tax paid	(66)	(136)	(6)	(5)
Net cash from operating activities	342,028	731,675	51,299	22,347
Cash flows from financing activities				
Proceeds from subscriptions of units	533,320	1,155,162	229,669	94,357
Payments of redemption of units	(998,605)	(2,330,619)	(300,198)	(133,904)
Net cash used in financing activities	(465,285)	(1,175,457)	(70,529)	(39,547)
Net (decrease) in cash and cash equivalents	(123,257)	(443,782)	(19,230)	(17,200)
Cash and cash equivalent at beginning of the year	199,068	642,850	29,946	47,146
Cash and cash equivalent at end of the year	75,811	199,068	10,716	29,946

The accompanying notes form an integral part of these financial statements

PassIM Trust

STATEMENT OF CASH FLOWS

For the financial year ended 30 June 2019

	China 2x Bull Fund		China 2x Bear Fund	
	Year ended 30 June 2019	Year ended 30 June 2018	Year ended 30 June 2019	Year ended 30 June 2018
	JPY'000	JPY'000	JPY'000	JPY'000
Cash flows from operating activities				
Loss before tax	(59,630)	(17,168)	(21,843)	(225,847)
Adjustments for:				
- Interest income including amortisation	624	447	476	1,096
Operating cash flow before working capital changes	(59,006)	(16,721)	(21,367)	(224,751)
- Decrease/(increase) in financial assets at fair value through profit or loss	193,153	(421,520)	119,507	57,550
- (Decrease)/increase in financial liabilities at fair value through profit or loss	(164,063)	158,826	32,938	(6,214)
- Decrease/(increase) in due from brokers	8,274	(8,274)	2,929	(3,487)
- Increase/(decrease) in administration fee payable	2,223	(570)	2,223	(570)
- Increase/(decrease) in audit fee payable	587	(138)	17	(12)
- (Increase)/decrease in management fee rebate receivable	(814)	124	(926)	913
- Increase in due to brokers	4,356	-	-	-
- Increase in trustee fee payable	320	43	320	43
- Decrease in other receivables	-	144	-	144
- Increase in other payables	632	535	134	652
- Income received including amortisation	(620)	(497)	(494)	(1,027)
- Withholding tax paid	(47)	(38)	(16)	(69)
Net cash (used in)/from operating activities	(15,005)	(288,086)	135,265	(176,828)
Cash flows from financing activities				
Proceeds from subscriptions of units	2,291,823	1,843,544	1,079,447	627,627
Payments of redemption of units	(2,448,359)	(1,347,272)	(1,185,533)	(603,282)
Net cash (used in)/from financing activities	(156,536)	496,272	(106,086)	24,345
Net (decrease)/increase in cash and cash equivalents	(171,541)	208,186	29,179	(152,483)
Cash and cash equivalent at beginning of the year	296,555	88,369	125,108	277,591
Cash and cash equivalent at end of the year	125,014	296,555	154,287	125,108

The accompanying notes form an integral part of these financial statements

PassIM Trust

STATEMENT OF CASH FLOWS

For the financial year ended 30 June 2019

	Gold 2x Bull Fund		Gold 2x Bear Fund	
	Year ended 30 June 2019	Year ended 30 June 2018	Year ended 30 June 2019	Year ended 30 June 2018
	JPY'000	JPY'000	JPY'000	JPY'000
Cash flows from operating activities				
Profit before tax	20,617	50,655	(1,399)	(92)
Adjustments for:				
- Interest income including amortisation	265	1,426	20	87
Operating cash flow before working capital changes	20,882	52,081	(1,379)	(5)
- Decrease in financial assets at fair value through profit or loss	56,665	269,183	3,431	20,085
- (Decrease)/increase in financial liabilities at fair value through profit or loss	(15,190)	15,190	1,224	(1,117)
- Increase in due from brokers	-	-	(19)	(8)
- Increase/(decrease) in administration fee payable	2,223	(570)	2,628	(975)
- Increase/(decrease) in audit fee payable	(168)	(323)	19	(112)
- (Increase)/decrease in management fee rebate receivable	(873)	586	(881)	923
- Increase in due to brokers	4,757	-	-	-
- Increase in trustee fee payable	322	41	322	41
- Decrease/(increase) in other receivables	-	144	(458)	(514)
- Increase in other payables	298	365	264	46
- Income received including amortisation	(287)	(1,248)	(18)	(85)
- Withholding tax paid	(7)	(73)	(3)	(1)
Net cash from operating activities	68,622	335,376	5,130	18,278
Cash flows from financing activities				
Proceeds from subscriptions of units	235,808	653,548	58,620	142,534
Payments of redemption of units	(340,503)	(1,226,183)	(61,539)	(172,921)
Net cash used in financing activities	(104,695)	(572,635)	(2,919)	(30,387)
Net (decrease)/increase in cash and cash equivalents	(36,073)	(237,259)	2,211	(12,109)
Cash and cash equivalent at beginning of the year	47,460	284,719	2,089	14,198
Cash and cash equivalent at end of the year	11,387	47,460	4,300	2,089

The accompanying notes form an integral part of these financial statements

PassIM Trust

STATEMENT OF CASH FLOWS

For the financial year ended 30 June 2019

	India 2x Bull Fund		India 2x Bear Fund	
	Year ended 30 June 2019	Year ended 30 June 2018	Year ended 30 June 2019	Year ended 30 June 2018
	JPY'000	JPY'000	JPY'000	JPY'000
Cash flows from operating activities				
Profit/(loss) before tax	110,126	230,283	4,536	(51,553)
Adjustments for:				
- Interest income including amortisation	2,977	4,583	178	362
Operating cash flow before working capital changes	113,103	234,866	4,714	(51,191)
- Decrease/(increase) in financial assets at fair value through profit or loss	656,677	550,894	(25,960)	60,157
- (Decrease)/increase in financial liabilities at fair value through profit or loss	(1,264)	24,884	-	(3,642)
- (Increase)/decrease in due from brokers	(478)	270	-	-
- Increase/(decrease) in administration fee payable	2,223	(572)	2,223	(570)
- (Decrease)/increase in audit fee payable	(58)	(279)	5	4
- Decrease in management fee payable	-	(52)	-	-
- (Increase)/decrease in management fee rebate receivable	(957)	(302)	(866)	748
- (Decrease)/increase in due to brokers	(233)	(262)	(1,017)	1,017
- Increase in trustee fee payable	322	-	228	85
- Decrease in other receivables	-	145	-	145
- Increase in other payables	896	235	44	266
- Income received including amortisation	(2,699)	(4,763)	(181)	(391)
- Withholding tax paid	(127)	(69)	(12)	(2)
Net cash from/(used in) operating activities	767,405	804,995	(20,822)	6,626
Cash flows from financing activities				
Proceeds from subscriptions of units	2,478,346	3,097,223	711,056	532,923
Payments of redemption of units	(3,286,602)	(4,373,654)	(677,797)	(566,177)
Net cash (used in)/from financing activities	(808,256)	(1,276,431)	33,259	(33,254)
Net (decrease)/increase in cash and cash equivalents	(40,851)	(471,436)	12,437	(26,628)
Cash and cash equivalent at beginning of the year	431,555	902,991	28,841	55,469
Cash and cash equivalent at end of the year	390,704	431,555	41,278	28,841

The accompanying notes form an integral part of these financial statements

PassIM Trust

STATEMENT OF CASH FLOWS

For the financial year ended 30 June 2019

	Resources Twin Alpha BRL Fund		Resources Twin Alpha TRY Fund	
	Year ended 30 June 2019 JPY'000	Year ended 30 June 2018 JPY'000	Year ended 30 June 2019 JPY'000	Year ended 30 June 2018 JPY'000
Cash flows from operating activities				
Loss before tax	(188,960)	533,829	(89,653)	62,945
Adjustments for:				
- Interest income including amortisation	(2,580)	(2,609)	(768)	(480)
Operating cash flow before working capital changes	(191,540)	531,220	(90,421)	62,465
- Decrease in financial assets at fair value through profit or loss	1,199,969	2,465,809	168,353	334,453
- (Decrease)/increase in financial liabilities at fair value through profit or loss	(303,774)	(366,774)	(53,519)	19,326
- Increase in administration fee payable	623	730	627	1,227
- (Decrease)/increase in audit fee payable	(15)	45	(43)	44
- (Decrease) in management fee payable	(1,192)	(3,756)	(200)	(416)
- (Decrease) in due to brokers	-	(20,716)	-	(668)
- (Increase)/decrease in other receivables	(40)	2	(40)	2
- Increase in other payables	489	853	174	498
- Income received including amortisation	2,580	2,609	768	480
Net cash from operating activities	707,100	2,610,022	25,699	417,411
Cash flows from financing activities				
Proceeds from subscriptions of units	27,353	280,700	-	93,256
Payments of redemption of units	(992,097)	(2,798,103)	(118,559)	(331,622)
Distribution	(136,468)	(988,491)	(24,807)	(165,310)
Net cash used in financing activities	(1,101,212)	(3,505,894)	(143,366)	(403,676)
Net (decrease)/increase in cash and cash equivalents	(394,112)	(895,872)	(117,667)	13,735
Cash and cash equivalent at beginning of the year	499,180	1,395,052	137,081	123,346
Cash and cash equivalent at end of the year	105,068	499,180	19,414	137,081

The accompanying notes form an integral part of these financial statements

PassIM Trust

STATEMENT OF CASH FLOWS

For the financial year ended 30 June 2019

	Resources Twin Alpha USD Fund		AUD Target Maturity Bond Fund 201609	
	Year ended 30 June 2019 JPY'000	Year ended 30 June 2018 JPY'000	Year ended 30 June 2019 AUD	Year ended 30 June 2018 AUD
Cash flows from operating activities				
(Loss)/profit before tax	(228,639)	733,839	3,979,456	6,118,766
Adjustments for:				
- Interest income including amortisation	(2,095)	(1,804)	(915,414)	(1,014,172)
Operating cash flow before working capital changes	(230,734)	732,035	3,064,042	5,104,594
- Decrease in financial assets at fair value through profit or loss	1,189,920	1,985,568	3,117,491	44,933,285
- (Decrease) in financial liabilities at fair value through profit or loss	(42,043)	(246,604)	-	-
- Decrease/(increase) in due from brokers	-	448,154	(35,767)	200,933
- Increase in administration fee payable	627	553	-	-
- (Decrease)/increase in audit fee payable	(43)	45	-	-
- (Decrease)/increase in management fee payable	(1,041)	(3,720)	50,019	-
- (Increase) in management fee rebate receivable	-	-	-	(69,603)
- (Decrease) in due to brokers	-	(18,643)	-	-
- (Increase)/decrease in other receivables	(40)	2	98,652	863,836
- Increase in other payables	324	608	400,931	440,829
- Income received including amortisation	2,095	1,804	931,146	1,113,288
Net cash from operating activities	919,065	2,899,802	7,626,514	52,587,162
Cash flows from financing activities				
Payments of redemption of units	(1,008,302)	(2,915,301)	(7,569,761)	(52,604,146)
Distribution	(135,330)	(582,611)	-	-
Net cash used in financing activities	(1,143,632)	(3,497,912)	(7,569,761)	(52,604,146)
Net (decrease)/increase in cash and cash equivalents	(224,567)	(598,110)	56,753	(16,984)
Cash and cash equivalent at beginning of the year	371,319	969,429	18,390	35,374
Cash and cash equivalent at end of the year	146,752	371,319	75,143	18,390

The accompanying notes form an integral part of these financial statements

PassIM Trust**STATEMENT OF CASH FLOWS***For the financial year ended 30 June 2019*

	AUD Target Maturity Bond Fund 201612	
	Year ended 30 June 2019	Year ended 30 June 2018
	AUD	AUD
Cash flows from operating activities		
Loss before tax	985,047	2,420,760
Adjustments for:		
- Interest income including amortisation	(229,648)	(250,125)
Operating cash flow before working capital changes	<u>755,399</u>	<u>2,170,635</u>
- Decrease in financial assets at fair value through profit or loss	545,743	14,278,457
- Decrease in due from brokers	-	24,408
- Increase/(decrease) in management fee payable	921	(17,915)
- Decrease in other receivables	21,615	274,725
- Increase in other payables	111,884	124,924
- Income received including amortisation	232,497	278,381
Net cash from operating activities	<u>1,668,059</u>	<u>17,133,615</u>
Cash flows from financing activities		
Payments of redemption of units	(1,667,420)	(17,136,306)
Net cash (used in) financing activities	<u>(1,667,420)</u>	<u>(17,136,306)</u>
Net Increase/(decrease) in cash and cash equivalents	639	(2,691)
Cash and cash equivalent at beginning of the year	5,153	7,844
Cash and cash equivalent at end of the year	<u>5,792</u>	<u>5,153</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements

PassIM Trust**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)****1. General Information**

PassIM Trust ("the Trust") is a unit trust established as an umbrella fund under the laws of the Cayman Islands pursuant to the Trust Deed dated 2 December 2014, as amended by Supplemental Deeds (collectively referred to as the "Deeds").

The Trust has been established as an umbrella fund and accordingly the assets of the Trust will be separated into different sub-funds. As at 30 June 2019, the Trust has 16 sub-funds under its umbrella, out of which 13 sub-funds, BRL 2x Bull Fund, BRL 2x Bear Fund, China 2x Bull Fund, China 2x Bear Fund, Gold 2x Bull Fund, Gold 2x Bear Fund, India 2x Bull Fund, India 2x Bear Fund, Resources Twin Alpha BRL Fund, Resources Twin Alpha TRY Fund, Resources Twin Alpha USD Fund, AUD Target Maturity Bond Fund 201609 and AUD Target Maturity Bond Fund 201612 are presented in this report. Currently each sub-fund issues only one class of share.

For Series 2016 TOPIX Fund, Series 2016 JPX – Nikkei 400 Fund and Series 2016 Nikkei 225 Fund the fund administrator is State Street Fund Services (Ireland) Limited and fund custodian is State Street Custodial Services (Ireland) Limited. A separate Annual Report and Audited Financial Statements have been prepared for these 3 sub-funds.

The Manager is J.P. Morgan Mansart Management Limited (the "Manager"), a member of the J.P. Morgan Group. The Manager was incorporated as a limited liability company under the laws of England and Wales on 7 November 2007. The Manager is authorised by the Financial Conduct Authority ("FCA") in the UK pursuant to the AIFMD Regulations. The principal activity of the Manager is to manage collective investment schemes and special purpose vehicles. The Manager is an asset management company regulated by the FCA and based within the Investment Bank of J.P. Morgan Chase. The Manager's focus is to deliver, amongst other initiatives, innovative Asset Management products to institutional clients and intermediaries globally (excluding the USA) on a customised basis.

The Trustee of the Trust is Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited (the "Trustee").

For the purposes of AIFMD, the Trust will constitute a Non-European Economic Area ("NON-EEA") AIF with a European Economic Area ("EEA") AIFM. The distribution of this trust is restricted to Japanese investor only.

More than one class of units may be issued in respect of each Sub-Fund and the Manager may, in its absolute discretion, differentiate between the rights attaching to the different classes within a particular Sub-Fund including, without limitation, the dividend policy, the currency in which the class is denominated, the level of management fees, the subscription charge and/or the redemption charge payable in respect of each class. In addition, a Sub-Fund may use Financial Derivative Instruments on behalf of specific classes in accordance with the provisions of the Trust Deed. Subject to the foregoing, a separate pool of assets will not be maintained for each class.

The Manager may also classify units in series within each class for the purposes of calculating fees. Any outstanding series of units may, in the discretion of the Manager be redesignated and converted (after the payment or accrual of all applicable fees and expenses) into units of another series at the prevailing net asset value per unit of such other series.

The assets of each Sub-Fund will be invested in accordance with the investment objectives and policies of that Sub-Fund as set out in this Prospectus or, as the case may be, the relevant Supplement Deed.

	Date of launch	Date of constitution
BRL 2x Bull Fund	11 December 2014	8 December 2014
BRL 2x Bear Fund	11 December 2014	8 December 2014
China 2x Bull Fund	11 December 2014	8 December 2014
China 2x Bear Fund	11 December 2014	8 December 2014
Gold 2x Bull Fund	11 December 2014	8 December 2014
Gold 2x Bear Fund	11 December 2014	8 December 2014
India 2x Bull Fund	11 December 2014	8 December 2014
India 2x Bear Fund	11 December 2014	8 December 2014
Resources Twin Alpha BRL Fund	11 May 2015	8 May 2015
Resources Twin Alpha TRY Fund	11 May 2015	8 May 2015
Resources Twin Alpha USD Fund	11 May 2015	8 May 2015
AUD Target Maturity Bond Fund 201609	30 September 2016	12 August 2016
AUD Target Maturity Bond Fund 201612	30 December 2016	9 November 2016

PassIM Trust**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)****1. General Information (continued)**

The investment objective for each of the 13 Sub-Fund are listed below.

The BRL 2x Bull Fund seeks to provide, before any fees and expenses, a two-times (2x) leveraged exposure to the performance, whether positive or negative, of the Brazilian Real ("BRL") relative to the Japanese Yen (the "BRL/JPY"), in the medium-term.

The BRL 2x Bear Fund seeks to provide, before any fees and expenses, a two-times (2x) leveraged exposure to the inverse (or opposite) performance, whether positive or negative, of the Brazilian Real ("BR") relative to the Japanese Yen (the "BRL/JPY"), in the medium-term.

The China 2x Bull Fund seeks to provide, before any fees and expenses, a two-times (2x) leveraged exposure to the performance, whether positive or negative, of the Hang Seng China Enterprises Index (the "HSCEI"), hedged in Japanese Yen, in the medium-term.

The China 2x Bear Fund seeks to provide, before any fees and expenses, a two-times (2x) leveraged exposure to the inverse (or opposite) performance, whether positive or negative, of the Hang Seng China Enterprises Index (the "HSCEI"), hedged in Japanese Yen, in the medium-term.

The Gold 2x Bull Fund seeks to provide, before any fees and expenses, a two-times (2x) leveraged exposure to the performance, whether positive or negative, of the SPDR Gold Trust exchange traded fund (the "ETF"), hedged in Japanese Yen, in the medium-term.

The Gold 2x Bear Fund seeks to provide, before any fees and expenses, a two-times (2x) leveraged exposure to the inverse (or opposite) performance, whether positive or negative, of the SPDR Gold Trust exchange traded fund (the "ETF"), hedged in Japanese Yen, in the medium-term.

The India 2x Bull Fund seeks to provide, before any fees and expenses, a two-times (2x) leveraged exposure to the performance, whether positive or negative, of the CNX Nifty Index (the "CNX Nifty"), hedged in Japanese Yen, in the medium-term.

The India 2x Bear Fund seeks to provide, before any fees and expenses, a two-times (2x) leveraged exposure to the inverse (or opposite) performance, whether positive or negative, of the CNX Nifty Index (the "CNX Nifty"), hedged in Japanese Yen, in the medium-term.

The Resources Twin Alpha BRL Fund seeks to provide, before any fees and expenses, income and capital appreciation, in the medium-term, through an exposure to (i) a basket of single commodity indices referencing crude oil and gold; (ii) a systematic covered call option strategy (the "Overlay Strategy"); and (iii) the performance, whether positive or negative, of the Brazilian Real ("BRL") relative to the U.S. Dollar ("USD").

The Resources Twin Alpha TRY Fund seeks to provide, before any fees and expenses, income and capital appreciation, in the medium-term, through an exposure to (i) a basket of single commodity indices referencing crude oil and gold; (ii) a systematic covered call option strategy (the "Overlay Strategy"); and (iii) the performance, whether positive or negative, of the Turkish Lira ("TRY") relative to the U.S. Dollar ("USD").

The Resources Twin Alpha USD Fund seeks to provide, before any fees and expenses, income and capital appreciation, in the medium-term, through an exposure to (i) a basket of single commodity indices referencing crude oil and gold; and (ii) a systematic covered call option strategy (the "Overlay Strategy").

The AUD Target Maturity Bond Fund 201609 and the AUD Target Maturity Bond Fund 201612 both Sub-Funds seek to achieve medium to long term capital appreciation while aiming to protect 100% of the initial issue price per unit at the maturity date. Both the Sub-Funds will invest in AUD denominated linked notes issued by a special purpose company and through exposure to the performance of the ETF Efficiente Index hedged in AUD consisting of several exchange traded fund ("ETF"s), while aiming to protect 100% of the issue price per unit in AUD at the maturity.

The AUD Target Maturity Bond Fund 201609 and the AUD Target Maturity Bond Fund 201612 will both mature on 30 September 2022 and 30 December 2022 respectively.

PassIM Trust**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)****2. Summary of significant accounting policies**

The principal accounting policies applied in the preparation of these financial statements are set out below. These policies have been consistently applied to the period presented, unless otherwise stated.

All references to net asset value ("NAV") throughout these financial statements refer to net assets attributable to unitholders (after amortisation of preliminary expenses adjustment) unless otherwise stated.

(a) Basis of preparation

The financial statements of the Sub-Funds have been prepared in accordance with International Financial Reporting Standards ("IFRS"). The financial statements are prepared under the historical cost convention as modified by the fair valuation of financial assets and financial liabilities (including derivative instruments) held at fair value through profit or loss.

The preparation of financial statements in conformity with IFRS requires the use of certain critical accounting estimates. It also requires the directors to exercise its judgement in the process of applying the Sub-Fund's accounting policies. The principal accounting policies adopted in the preparation of these financial statements are set out below.

New Standards adopted as at 1 July 2018**IFRS 9, "Financial instruments"**

IFRS 9 Financial Instruments replaces IAS 39 Financial Instruments: Recognition and Measurement. It makes major changes to the previous guidance on the classification and measurement of financial assets and introduces an 'expected credit loss' model for impairment of financial assets.

When adopting IFRS 9, the Sub-Funds have applied transitional relief and opted not to restate prior periods. Differences arising from the adoption of IFRS 9 in relation to classification, measurement, and impairment are recognised in opening retained earnings as at 1 July 2018.

IFRS 9 also contains new requirements on the application of hedge accounting. The new hedge accounting looks to align hedge accounting with entities' risk management activities by increasing the eligibility of both hedged items and hedging instruments and introducing a more principles-based approach to assessing hedge effectiveness.

On adoption of IFRS 9 the Sub-Funds' investment portfolio will continue to be classified as fair value through profit or loss. Other financial assets which are held for collection will continue to be measured at amortised cost with no material impact expected from application of the new impairment model. As a result, the adoption of IFRS 9 does not have a material impact on the Sub-Funds' financial statements.

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

2. Summary of significant accounting policies (continued)

(a) Basis of preparation (continued)

The table below shows the Sub-Funds' financial assets of debt securities and derivatives financial instruments which had previously been designated at fair value through profit or loss as at 30 June 2018. On adoption of IFRS 9, these securities are mandatorily classified as fair value through profit or loss.

	Measurement category		Carrying amount	
	Original IAS 39 category	New IFRS 9 Closing balance 30 June 2019 (IAS 39) category	Adoption of IFRS 9 July 2018 (IFRS 9)	Opening balance 1 July 2018 (IFRS 9)
			JPY'000	JPY'000
BRL 2x Bull Fund	Designated as at FVTPL	Mandatorily at FVTPL	296,071	650,221
BRL 2x Bear Fund	Designated as at FVTPL	Mandatorily at FVTPL	21,032	68,189
China 2x Bull Fund	Designated as at FVTPL	Mandatorily at FVTPL	398,428	591,581
China 2x Bear Fund	Designated as at FVTPL	Mandatorily at FVTPL	203,152	322,659
Gold 2x Bull Fund	Designated as at FVTPL	Mandatorily at FVTPL	93,568	150,233
Gold 2x Bear Fund	Designated as at FVTPL	Mandatorily at FVTPL	6,506	9,937
India 2x Bull Fund	Designated as at FVTPL	Mandatorily at FVTPL	643,994	1,300,671
India 2x Bear Fund	Designated as at FVTPL	Mandatorily at FVTPL	132,973	107,013
Resources Twin Alpha BRL Fund	Designated as at FVTPL	Mandatorily at FVTPL	727,076	1,927,045
Resources Twin Alpha TRY Fund	Designated as at FVTPL	Mandatorily at FVTPL	235,517	403,870
Resources Twin Alpha USD Fund	Designated as at FVTPL	Mandatorily at FVTPL	833,140	2,023,060

	Measurement category		Carrying amount	
	Original IAS 39 category	New IFRS 9 Closing balance 30 June 2019 (IAS 39) category	Adoption of IFRS 9 July 2018 (IFRS 9)	Opening balance 1 July 2018 (IFRS 9)
			AUD	AUD
AUD Target Maturity Bond Fund 201609	Designated as at FVTPL	Mandatorily at FVTPL	122,290,853	125,408,344
AUD Target Maturity Bond Fund 201612	Designated as at FVTPL	Mandatorily at FVTPL	37,261,105	37,826,848

There have been no changes to the classification or measurement of financial liabilities as a result of the adoption of IFRS 9.

New standards, amendments and interpretations that are not effective and which have not been early adopted

A number of new standards, amendments to standards and interpretations to existing standards have been published but not yet effective, and have not been applied in preparing these financial statements. None of these are expected to have a significant effect on the financial statements of the Sub-Funds except the following set out below.

IFRS 16 "Leases"

IFRS 16 will replace IAS 17 "Leases" and three related Interpretations. Leases will be recorded in the statement of financial position in the form of a right-of-use asset and a lease liability. There are two important reliefs provided by IFRS 16 for assets of low value and short-term leases of less than 12 months. The Manager is assessing the impact of this standard and it is not expected to have a significant impact on the financial statements of the Sub-Funds.

PassIM Trust**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)****2. Summary of significant accounting policies (continued)****(b) Financial assets and liabilities at fair value through profit or loss****(i) Classification and initial measurement of financial assets**

Except for those trade receivables that do not contain a significant financing component and are measured at the transaction price in accordance with IFRS 15, all financial assets are initially measured at fair value adjusted for transaction costs.

Financial assets, other than those designated and effective as hedging instruments, are classified into the following categories:

- amortised cost;
- fair value through profit or loss (FVTPL);
- fair value through other comprehensive income (FVOCI)

In the periods presented, the Sub-Funds do not have any financial assets categorised as FVOCI. The classification is determined by both:

- the business model for managing the financial asset
- the contractual cash flow characteristics of the financial asset.

All income and expenses relating to financial assets are recognised in statement of comprehensive income as income or expenses, except for impairment of trade receivables which is presented within other expenses.

(ii) Subsequent measurement of financial assets at amortised cost

Financial assets are measured at amortised cost if the assets meet the following conditions (and are not designated as FVTPL):

- they are held within a business model whose objective is to hold the financial assets and collect its contractual cash flows; and
- the contractual terms of the financial assets give rise to cash flows that are solely payments of principal and interest on the principal amount outstanding

After initial recognition, these are measured at amortised cost using the effective interest method. Discounting is omitted where the effect of discounting is immaterial.

The Sub-Funds' cash and cash equivalents, interest receivable, amount due from brokers, due from unitholders, management fee rebate and other receivables fall into this category.

(iii) Financial assets at fair value through profit or loss (FVTPL)

Financial assets that are held within a different business model other than 'hold to collect' or 'hold to collect and sell' are categorised at fair value through fair value through profit and loss. The contractual cash flows of the Sub-Funds' debt securities are solely principal and interest, however, these securities are neither held for the purpose of collecting contractual cash flows nor held both for collecting contractual cash flows and for sale. The collection of contractual cash flows is only incidental to achieving the Sub-Funds' business model's objective. Consequently, all investments are measured at fair value through profit or loss. All derivative financial instruments fall into this category.

The fair value of financial assets and liabilities traded in active markets is based on their quoted market prices at the close of trading on the reporting date. The quoted market prices used for financial assets held by the Sub-Funds are the market closing price at reporting date.

Gains and losses arising from changes in the fair value of the "financial assets at fair value through profit or loss" category are included in the statement of comprehensive income within "net gains of financial assets at fair value through profit or loss" in the period in which they arise."

PassIM Trust**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)****2. Summary of significant accounting policies (continued)****(b) Financial assets and liabilities at fair value through profit or loss (continued)****(iv) Impairment of financial assets**

IFRS 9's impairment requirements use more forward looking information to recognize expected credit losses – the 'expected credit losses (ECL) model'. Instruments within the scope of the new requirements included loans and other debt-type financial assets measured at amortised cost and FVOCI, trade receivables, contract assets recognised and measured under IFRS 15 and loan commitments and some financial guarantee contracts (for the issuer) that are not measured at fair value through profit or loss.

The Manager considers a broader range of information when assessing credit risk and measuring expected credit losses, including past events, current conditions, reasonable and supportable forecasts that affect the expected collectability of the future cash flows of the instrument.

In applying this forward-looking approach, a distinction is made between:

- financial instruments that have not deteriorated significantly in credit quality since initial recognition or that have low credit risk ('Stage 1') and
- financial instruments that have deteriorated significantly in credit quality since initial recognition and whose credit risk is not low ('Stage 2').

'Stage 3' would cover financial assets that have objective evidence of impairment at the reporting date.

'12-month expected credit losses' are recognised for the first category while 'lifetime expected credit losses' are recognised for the second category.

Measurement of the expected credit losses is determined by a probability-weighted estimate of credit losses over the expected life of the financial instrument.

In the prior year, the impairment of due from brokers was based on the incurred loss model. Individually significant receivables were considered for impairment when they were past due or when other objective evidence was received that a specific counterparty will default. Receivables that were not considered to be individually impaired were reviewed for impairment in groups, which are determined by reference to the industry and region of the counterparty and other shared credit risk characteristics. The impairment loss estimate was then based on recent historical counterparty default rates for each identified group.

There are no expected credit losses for the Sub-Funds as at 30 June 2019 and 30 June 2018.

(v) Classification and measurement of financial liabilities

As the accounting for financial liabilities remains largely the same under IFRS 9 compared to IAS 39, the Sub-Funds' financial liabilities were not impacted by the adoption of IFRS 9. However, for completeness, the accounting policy is disclosed below.

The Sub-Funds' financial liabilities include trade, expenses and other payables and derivative financial instruments.

Financial liabilities are initially measured at fair value, and, where applicable, adjusted for transaction costs unless the Sub-Funds' designated a financial liability at fair value through profit or loss.

Subsequently, financial liabilities are measured at amortised cost using the effective interest method except for derivatives and financial liabilities designated at FVTPL, which are carried subsequently at fair value with gains or losses recognised in statement of comprehensive income.

PassIM Trust**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)****2. Summary of significant accounting policies (continued)****(b) Financial assets and liabilities at fair value through profit or loss (continued)****(vi) Valuation of investments**

The Sub-Funds have entered into a Financial Derivative Instruments ("FDI") and in particular Swap contracts with J.P. Morgan Chase Bank N.A. under a Master Agreement. On any valuation date, swaps are valued using the counterparty's tradable market price, and the counterparty is engaged in providing a daily liquidity in such derivative with limited bid-offer spreads.

The Manager has set up a counter valuation process that is performed by the portfolio managers. The portfolio managers subject each FDI in each Sub-Fund to a daily valuation and have processes and controls in place to challenge the counterparty's FDI valuation with the valuation. The Sub-Funds also invest in US Treasury Bills and Japanese Government Bonds which are valued on the valuation day at the last traded price quoted on a recognised market.

The AUD denominated performance linked notes will be issued at a discount (98%) to their principal amount (the "Note Principal Amount") and have been designed to redeem at a value at least to 100% of the Note Principal Amount on maturity date.

The following reference assets of the notes include:

- (i) Japanese Government Bonds ("JGBs");
- (ii) an AUD/JPY currency swap with J.P. Morgan Securities PLC (the "Swap Counterparty"); and
- (iii) a notional leveraged exposure to the ETF Efficiente Index hedged in AUD.

On any valuation date, the AUD denominated performance link notes are valued using the counterparty's tradable market price, and the counterparty is engaged in providing a daily liquidity in such performance link notes with limited bid-offer spreads.

Tolerance gaps are defined for each FDI prior to the launch of any Sub-Fund. These gaps take into account the characteristics of the FDI being employed by the Sub-Funds in meeting its investment objectives and define the valuation variance above which valuations may be recalculated or disputed and escalated further should the dispute remain unresolved.

Any valuation differences that exceed that predefined maximum tolerance gap are escalated to the Internal Risk Management and Control Function of the Manager, which reviews causes for the discrepancy.

In the event that the Internal Risk Management and Control function of the Manager are unable to resolve the difference, they will escalate that difference to the Manager's Valuation Committee together with detail of the investigations performed. The Valuation Committee comprises the CEO of the Manager, the Head of Risk Management and Control and a representative from J.P. Morgan's Corporate Valuation Control Group to provide expert valuation advice.

Where disputes are not resolved, they are escalated to the Board of Directors of the Manager.

During the life of the FDI, its notional value will increase or decrease (as adjusted for subscriptions and redemptions) as the reference asset increases or decreases in value.

Realised gains and losses on financial assets at fair value through profit or loss represent the difference between disposal proceeds or valuation and historic cost and take into account all brokers' charges and commissions. Realised and unrealised gains or losses on financial assets at fair value through profit or loss is recorded in the statement of comprehensive income.

(vii) Recognition/derecognition

Regular-way purchases and sales of investments are recognised on trade date - the date on which the Sub-Funds commit to purchase or sell the investments. Investments are derecognised when the rights to receive cash flows from the investments have expired or the Sub-Funds have transferred substantially all risks and rewards of ownership.

PassIM Trust**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)****2. Summary of significant accounting policies (continued)****(c) Derivative financial instruments**

Derivative financial instruments are recognised at fair value on the date on which a derivative contract is entered into and subsequently are re-measured at their fair value. All derivatives are carried as assets when their fair value is positive and as liabilities when their fair value is negative. Changes in fair values of derivatives are included in the statement of comprehensive income. The price is based on counterparty tradable market price.

(d) Fair value estimation

The fair value of financial assets and liabilities traded in active markets (such as publicly traded derivatives and trading securities) is based on quoted market prices at the date of the statement of financial position.

When the Sub-Funds hold derivatives with offsetting market risks, it uses mid-market prices as a basis for establishing fair values for the offsetting risk positions and applies this bid or asking price to the net open position, as appropriate.

The fair value of financial assets and liabilities that are not traded in an active market is determined using bid price of broker quotes. In particular, the fair value of debt securities is determined by reference to the broker quotes as obtained from independent pricing sources include Financial Times Evaluated and Bloomberg for Japan Government Bonds. For U.S. Treasury Bills, the pricing sources including Financial Times Interactive Data and Financial Times Evaluated. The AUD denominated performance linked notes aims to deliver a return linked to the performance of the ETF Efficiente Index hedged in AUD until 15 September 2022, while protecting 100% of the Note Principal Amount on the Note Maturity. This level of protection is achieved through the combination of the JGBs and the AUD/JPY currency swap. J.P. Morgan Securities plc shall assume the responsibility for making certain calculations and determinations, in respect of the ETF Efficiente Index.

(e) Offsetting financial instruments

Financial assets and liabilities are offset and the net amount is reported in the statement of financial position when there is a legally enforceable right to offset the recognised amounts and there is an intention to settle on a net basis, or realise the asset and settle the liability simultaneously.

(f) Amounts due from/to broker

Amounts due from/to broker represent receivables for securities sold and payables for securities purchased that have been contracted for but not yet settled or delivered on the year end date respectively.

These amounts are recognised initially at fair value and subsequently measured at amortised cost. At each reporting date, the Sub-Funds shall measure the loss allowance on amounts due from broker at an amount equal to the lifetime expected credit losses if the credit risk has increased significantly since initial recognition. If, at the reporting date, the credit risk has not increased significantly since initial recognition, the Sub-Funds shall measure the loss allowance at an amount equal to 12-month expected credit losses. Significant financial difficulties of the counterparties, probability that the counterparties will enter bankruptcy or financial reorganisation, and default in payments are all considered indicators that a loss allowance may be required. If the credit risk increases to the point that it is considered to be credit impaired, interest income will be calculated based on the gross carrying amount adjusted for the loss allowance.

(g) Income and expenses

Interest income is recognised on a time-proportionate basis using the effective interest method. It includes interest income from cash and cash equivalents and on debt securities at fair value through profit or loss.

Expenses are accounted for on an accrual basis.

PassIM Trust**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)****2. Summary of significant accounting policies (continued)****(h) Foreign currency translation****(i) Functional and presentation currency**

Items included in each of the Sub-Fund's financial statements are measured using the currency of the primary economic environment in which it operates (the "functional currency"). This is the Japanese Yen (the "JPY") for BRL 2x Bull Fund, BRL 2x Bear Fund, China 2x Bull Fund, China 2x Bear Fund, Gold 2x Bull Fund, Gold 2x Bear Fund, India 2x Bull Fund, India 2x Bear Fund, Resources Twin Alpha BRL Fund, Resources Twin Alpha TRY Fund and Resources Twin Alpha USD Fund and the Australian Dollar (the "AUD") for AUD Target Maturity Bond Fund 201609 and AUD Target Maturity Bond Fund 201612 which reflects the primary capital raising market.

The financial statements are presented in the Japanese Yen (the "JPY") for BRL 2x Bull Fund, BRL 2x Bear Fund, China 2x Bull Fund, China 2x Bear Fund, Gold 2x Bull Fund, Gold 2x Bear Fund, India 2x Bull Fund, India 2x Bear Fund, Resources Twin Alpha BRL Fund, Resources Twin Alpha TRY Fund and Resources Twin Alpha USD Fund and the Australian Dollar (the "AUD") for AUD Target Maturity Bond Fund 201609 and AUD Target Maturity Bond Fund 201612.

(ii) Transactions and balances

Foreign currency transactions are translated into the functional currency using the exchange rates prevailing at the dates of the transactions. Foreign currency assets and liabilities are translated into the functional currency, using the exchange rate prevailing at the financial position date. Foreign exchange gains and losses resulting from the settlement of such transactions and from the translation at year-end exchange rates of all assets and liabilities denominated in foreign currencies are recognised in the statement of comprehensive income.

The Sub-Funds do not isolate that portion of gains or losses on trading securities and derivative financial instruments which is due to changes in foreign exchange rates from that which is due to changes in the market price of securities. Such fluctuations are included in the net gains or losses on financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss in the statement of comprehensive income.

(i) Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents include deposits held at call with banks, other short-term highly liquid investments with original maturities of three months or less, and bank overdrafts. Bank overdrafts, if any, are shown as liabilities in the statement of financial position.

(j) Redeemable participating units

Unitholders may request the Sub-Funds to redeem all or any of their units on any redemption date at the net asset value per unit on such redemption date, in accordance with the redemption procedures, provided that a properly completed redemption request, accompanied by such evidence of ownership as the Transfer Agent may request, is received by the Transfer Agent before the relevant dealing deadline.

The minimum redemption amount that applies to a Sub-Fund is contained in the Prospectus or, as the case may be, the relevant Supplement. The Manager may, in its absolute discretion, waive the minimum redemption amount for each class in general, or in respect of a specific redemption request in whole or in part.

PassIM Trust**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)****2. Summary of significant accounting policies (continued)****(j) Redeemable units (continued)**

Units are classified as financial liabilities when there are more than one series of class of units outstanding for a Sub-Fund as at the statement of financial position date as these units are subject to different rates for management fee calculation and therefore do not meet all the conditions under IAS 32 (Amendment) "Financial Instruments: Presentation" and IAS 1 (Amendment) "Presentation of Financial Statements – Puttable Financial Instruments and Obligations Arising on Liquidation" for classification as equity. Units are classified as equity when there is only one series of class of units outstanding for a Sub-Fund as at the statement of financial position date and these units meet all the other conditions of equity classification under IAS 32 (Amendment) "Financial Instruments: Presentation" and IAS 1 (Amendment) "Presentation of Financial Statements – Puttable Financial Instruments and Obligations Arising on Liquidation", including the condition that these units were the most subordinated units in issue in that Sub-Fund.

(k) Taxation

The Sub-Funds currently incur withholding taxes imposed by certain countries on investment income and capital gains. Such income or gains are recorded gross of withholding taxes in the statement of comprehensive income.

Withholding taxes are shown as a separate item in the statement of comprehensive income.

Refer to Note 15 for details of taxation.

(l) Preliminary expenses

The preliminary expenses of the Trust and each Sub-Fund are borne by the respective Sub-Fund. The preliminary expenses incurred in the establishment of the Trust and the Sub-Funds are recognised as expenses of the Sub-Funds in the year in which they arise.

(m) Distributions

The Manager has the absolute discretion to determine whether a distribution is to be made. In such an event, an appropriate amount will be transferred to a distribution account to be paid on the distribution date.

(n) Significant estimates and judgment

The preparation of the financial statements requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities, and the accompanying disclosures, and the disclosure of contingent liabilities. Uncertainty about these assumptions and estimates could result in outcomes that require a material adjustment to the carrying amount of assets or liabilities affected in future periods.

Taxes

Uncertainties exist with respect to the interpretation of complex tax regulations and changes in tax laws on foreign withholding tax. Given the investments in FDI, the differences arising between the actual investment income and the assumptions made, or future changes to such assumptions, could necessitate future adjustments to tax expense already recorded. The Sub-Funds establish provisions, based on reasonable estimates, for possible consequences of audits by the tax authorities of the respective countries in which it invests. The amounts of such provisions are based on various factors, such as experience of previous tax audits and differing interpretations of tax regulations by the taxable entity and the responsible tax authority. Such differences of interpretation may arise on a wide variety of issues depending on the conditions prevailing in the respective investment's domicile. As the Sub-Funds assess the probability for litigation and subsequent cash outflow with respect to taxes as remote, no contingent liability has been recognised.

Refer to Note 15 for details of taxation.

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

3. Financial risk management

The Sub-Funds' activities expose them to a variety of risks, including but not limited to market price risk, interest rate risk, currency risk, credit risk and liquidity risk arising from the financial instruments held. The financial instruments are held in accordance with the published investment policies of the Sub-Funds and managed accordingly to achieve the investment objectives.

The risks and the respective risk management policies employed by the Sub-Funds to manage these risks are discussed below.

(a) Market price risk

Market risk arises mainly from uncertainty about future prices of financial instruments held. It represents the potential loss the Sub-Funds might suffer through holding market positions in the face of price movements. Market risk is managed by the Manager. In the case of these Sub-Funds, market risk within the Financial Derivative Instrument will be significant, but is entirely in line with investor returns. Realised and unrealised gains are recognised in the statement of comprehensive income in the year in which they arise.

As at 30 June 2019 and 30 June 2018 the overall market exposures are as follows:

BRL 2x Bull Fund

	2019 JPY'000	2018 JPY'000
Listed debt securities	291,257	650,221
Derivatives		
-Index swap transaction	4,814	-
Total financial assets at fair value through profit or loss	296,071	650,221
Derivatives		
-Index swap transaction	-	47,448
Total financial liabilities at fair value through profit or loss	-	47,448

BRL 2x Bear Fund

	2019 JPY'000	2018 JPY'000
Listed debt securities	21,032	62,016
Derivatives		
-Index swap transaction	-	6,173
Total financial assets at fair value through profit or loss	21,032	68,189
Derivatives		
-Index swap transaction	499	-
Total financial liabilities at fair value through profit or loss	499	-

China 2x Bull Fund

	2019 JPY'000	2018 JPY'000
Listed debt securities	362,201	591,581
Derivatives		
-Index swap transaction	36,227	-
Total financial assets at fair value through profit or loss	398,428	591,581
Derivatives		
-Index swap transaction	-	164,063
Total financial liabilities at fair value through profit or loss	-	164,063

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

3. Financial risk management (continued)

(a) Market price risk (continued)

China 2x Bear Fund

	2019 JPY'000	2018 JPY'000
Listed debt securities	203,152	253,347
Derivatives		
-Index swap transaction	-	69,312
Total financial assets at fair value through profit or loss	203,152	322,659

Derivatives		
-Index swap transaction	32,938	-
Total financial liabilities at fair value through profit or loss	32,938	-

Gold 2x Bull Fund

	2019 JPY'000	2018 JPY'000
Listed debt securities	77,020	150,233
Derivatives		
-Index swap transaction	16,548	-
Total financial assets at fair value through profit or loss	93,568	150,233

Derivatives		
-Index swap transaction	-	15,190
Total financial liabilities at fair value through profit or loss	-	15,190

Gold 2x Bear Fund

	2019 JPY'000	2018 JPY'000
Listed debt securities	6,506	9,002
-Index swap transaction	-	935
Total financial assets at fair value through profit or loss	6,506	9,937

Derivatives		
-Index swap transaction	1,224	-
Total financial liabilities at fair value through profit or loss	1,224	-

India 2x Bull Fund

	2019 JPY'000	2018 JPY'000
Listed debt securities	643,994	1,300,671
Total financial assets at fair value through profit or loss	643,994	1,300,671

Derivatives		
-Index swap transaction	32,610	33,874
Total financial liabilities at fair value through profit or loss	32,610	33,874

India 2x Bear Fund

	2019 JPY'000	2018 JPY'000
Listed debt securities	128,361	105,033
-Index swap transaction	4,612	1,980
Total financial assets at fair value through profit or loss	132,973	107,013

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

3. Financial risk management (continued)

(a) Market price risk (continued)

Resources Twin Alpha BRL Fund

	2019 JPY'000	2018 JPY'000
Listed debt securities	727,021	1,927,045
-Index swap transaction	55	-
Total financial assets at fair value through profit or loss	727,076	1,927,045

Derivatives

-Index swap transaction	-	303,774
Total financial liabilities at fair value through profit or loss	-	303,774

Resources Twin Alpha TRY Fund

	2019 JPY'000	2018 JPY'000
Listed debt securities	225,193	403,870
-Index swap transaction	10,324	-
Total financial assets at fair value through profit or loss	235,517	403,870

Derivatives

-Index swap transaction	-	53,519
Total financial liabilities at fair value through profit or loss	-	53,519

Resources Twin Alpha USD Fund

	2019 JPY'000	2018 JPY'000
Listed debt securities	833,140	2,023,060
Total financial assets at fair value through profit or loss	833,140	2,023,060

Derivatives

-Foreign exchange transaction	-	117
-Index swap transaction	42,167	84,093
Total financial liabilities at fair value through profit or loss	42,167	84,210

AUD Target Maturity Bond Fund 201609

	2019 AUD	2018 AUD
Performance linked notes	122,290,853	125,408,344
Total financial assets at fair value through profit or loss	122,290,853	125,408,344

AUD Target Maturity Bond Fund 201612

	2019 AUD	2018 AUD
Performance linked notes	37,281,105	37,826,848
Total financial assets at fair value through profit or loss	37,281,105	37,826,848

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

3. Financial risk management (continued)

(a) Market price risk (continued)

The table below is a summary of the significant sector and geographic concentration within the Sub-Funds' debt securities portfolio as at 30 June 2019 and 30 June 2018.

	2019		2018	
	Fair value JPY'000	% of NAV	Fair value JPY'000	% of NAV
BRL 2x Bull Fund				
Japan				
Government	291,257	78.64	650,221	81.93
BRL 2x Bear Fund				
Japan				
Government	21,032	71.92	62,016	52.74
China 2x Bull Fund				
Japan				
Government	362,201	60.98	591,581	77.36
China 2x Bear Fund				
Japan				
Government	203,152	61.74	253,347	58.99
Gold 2x Bull Fund				
Japan				
Government	77,020	50.88	150,233	82.62
Gold 2x Bear Fund				
Japan				
Government	6,506	71.17	9,002	68.75
India 2x Bull Fund				
Japan				
Government	643,994	63.16	1,300,671	77.11
India 2x Bear Fund				
Japan				
Government	128,361	74.62	105,033	63.68

PassIM Trust**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)****3. Financial risk management (continued)****(a) Market price risk (continued)****Resources Twin Alpha BRL Fund**

	Fair value JPY'000	% of NAV	Fair value JPY'000	% of NAV
United States of America Government	727,021	88.03	1,927,045	91.07

Resources Twin Alpha TRY Fund

	Fair value JPY'000	% of NAV	Fair value JPY'000	% of NAV
United States of America Government	225,193	90.03	403,870	83.59

Resources Twin Alpha USD Fund

	Fair value JPY'000	% of NAV	Fair value JPY'000	% of NAV
United States of America Government	833,140	89.43	2,023,060	89.43

AUD Target Maturity Bond Fund 201609

	Fair value AUD	% of NAV	Fair value AUD	% of NAV
Jersey Financial	122,290,853	98.95	125,408,344	98.58

AUD Target Maturity Bond Fund 201612

	Fair value AUD	% of NAV	Fair value AUD	% of NAV
Jersey Financial	37,281,105	98.95	37,826,848	98.61

The Sub-Funds have open swap contract positions with J.P. Morgan Chase Bank N.A under financial sector with geographical concentration of England.

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

3. Financial risk management (continued)

(a) Market price risk (continued)

Price risk sensitivity provided below is assessed by shifting the relevant underlying index by +1% (30 June 2018 : +1%) or -1% (30 June 2018 : -1%) The sensitivity is deducted from the change in the derivative price due to the applied shift and is presented in the currency, as follows:

Fund	Underlying shift in percentage	Effect on net assets % 28 June 2019	Effect on net assets (JPY/AUD) - 28 June 2019	Effect on net assets % 30 June 2018	Effect on net assets (JPY/AUD) - 30 June 2018
BRL 2x Bull Fund	1%	1%	4,862,467	1	3,377,158
	-1%	-1%	-4,862,467	-1	-3,377,158
BRL 2x Bear Fund	1%	1%	-503,591	1	1,242,174
	-1%	-1%	503,591	-1	-1,242,174
China 2x Bull Fund	1%	1%	35,930,475	1	3,784,426
	-1%	-1%	-35,930,475	-1	-3,784,426
China 2x Bear Fund	1%	1%	-33,267,368	1	3,290,111
	-1%	-1%	33,267,368	-1	-3,290,111
Gold 2x Bull Fund	1%	1%	16,712,940	1	83,449
	-1%	-1%	-16,712,940	-1	-83,449
Gold 2x Bear Fund	1%	1%	-1,235,823	1	49,786
	-1%	-1%	1,235,823	-1	-49,786
India 2x Bull Fund	1%	1%	-32,936,384	1	1,231,695
	-1%	-1%	32,936,384	-1	-1,231,695
India 2x Bear Fund	1%	1%	4,658,264	1	628,008
	-1%	-1%	-4,658,264	-1	-628,008
Resources Twin Alpha BRL Fund	1%	1%	540	1	7,610,924
	-1%	-1%	-540	-1	-7,610,924
Resources Twin Alpha TRY Fund	1%	1%	96,775	1	1,729,730
	-1%	-1%	-96,775	-1	-1,729,730
Resources Twin Alpha USD Fund	1%	1%	-395,312	1	8,121,723
	-1%	-1%	395,312	-1	-8,121,723
AUD Target Maturity Bond Fund 201609	1%	1%	123,513,762	1	1,201,683
	-1%	-1%	-123,513,762	-1	-1,201,683
AUD Target Maturity Bond Fund 201612	1%	1%	37,653,916	1	388,398
	-1%	-1%	-37,653,916	-1	-388,398

(b) Interest rate risk

Interest rate risk arises from the effects of fluctuations in the prevailing levels of market interest rates on the fair value of financial assets and liabilities and future cash flows.

AUD Target Maturity Bond Fund 201609 and AUD Target Maturity Bond Fund 201612 are exposed to interest rate risk through their investment in Aries Finance Limited. When interest rates decline, the value of fixed rate securities, which may include performance linked notes, can be expected to rise. Conversely, when interest rates rise, the value of fixed rate portfolio securities can be expected to decline.

As at 30 June 2019, an increase/decrease of interest rates, with all other variables remaining constant, would result in a decrease/increase of the net assets attributable to unitholders of AUD Target Maturity Bond Fund 201609 by approximately AUD 1,170,173.36, 0.95% (30 June 2018: AUD 1,201,683.00, 0.94%) and AUD Target Maturity Bond Fund 201612 by approximately AUD 382,635.40, 1.02% (30 June 2018: 388,398.00, 1.01%).

Resources Twin Alpha BRL Fund, Resources Twin Alpha TRY Fund and Resources Twin Alpha USD Fund are exposed to interest rate risk through their investment in US Treasuries. When interest rates decline, the value of fixed rate securities, which may include US Treasuries, can be expected to rise. Conversely, when interest rates rise, the value of fixed rate portfolio securities can be expected to decline.

As at 30 June 2019 and 30 June 2018, an increase/decrease of interest rates, with all other variables remaining constant, would result in a decrease/increase of the net assets attributable to unitholders of Twin Alpha BRL by approximately JPY 2,986,810.21, 0.36% (30 June 2018: JPY 7,610,923.54, 0.36%), Twin Alpha TRY by approximately JPY 904,723.49, 0.36% (30 June 2018: JPY 1,729,729.98, 0.36%) and Twin Alpha USD funds by approximately JPY 3,369,355.37, 0.36% (30 June 2018: JPY 8,121,722.76, 0.36%).

PassIM Trust**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)****3. Financial risk management (continued)****(b) Interest rate risk (continued)**

BRL 2x Bull Fund, BRL 2x Bear Fund, China 2x Bull Fund, China 2x Bear Fund, Gold 2x Bull Fund, Gold 2x Bear Fund, India 2x Bull Fund and India 2x Bear Fund are exposed to their investment in Japanese Government Bonds. When interest rates decline, the value of fixed rate securities, which may include Japan Government Bonds, can be expected to rise. Conversely, when interest rates rise, the value of fixed rate portfolio securities can be expected to decline.

As at 30 June 2019 and 30 June 2018, an increase/decrease of interest rates, with all other variables remaining constant, would result in a decrease/increase of the net assets attributable to unitholders of BRL 2x Bull Fund by approximately JPY 778,011.48, 0.21% (30 June 2018: JPY 3,377,157.58, 0.21%).

As at 30 June 2019 and 30 June 2018, an increase/decrease of interest rates, with all other variables remaining constant, would result in a decrease/increase of the net assets attributable to unitholders of BRL 2x Bear Fund by approximately JPY 138,619.95, 0.47% (30 June 2018: JPY 1,242,174.01, 0.47%).

As at 30 June 2019 and 30 June 2018, an increase/decrease of interest rates, with all other variables remaining constant, would result in a decrease/increase of the net assets attributable to unitholders of China 2x Bull Fund by approximately JPY 1,502,154.09, 0.26% (30 June 2018: JPY 3,784,426.38, 0.26%).

As at 30 June 2019 and 30 June 2018, an increase/decrease of interest rates, with all other variables remaining constant, would result in a decrease/increase of the net assets attributable to unitholders of China 2x Bear Fund by approximately JPY 908,250.03, 0.28% (30 June 2018: JPY 3,290,111.38, 0.28%).

As at 30 June 2019 and 30 June 2018, an increase/decrease of interest rates, with all other variables remaining constant, would result in a decrease/increase of the net assets attributable to unitholders of Gold 2x Bull Fund by approximately JPY 62,206.72, 0.04% (30 June 2018: JPY 83,449.33, 0.04%).

As at 30 June 2019 and 30 June 2018, an increase/decrease of interest rates, with all other variables remaining constant, would result in a decrease/increase of the net assets attributable to unitholders of Gold 2x Bear Fund by approximately JPY 16,947.27, 0.19% (30 June 2018: JPY 49,786.43, 0.19%).

As at 30 June 2019 and 30 June 2018, an increase/decrease of interest rates, with all other variables remaining constant, would result in a decrease/increase of the net assets attributable to unitholders of India 2x Bull Fund by approximately JPY 2,626,094.53, 0.26% (30 June 2018: JPY 1,231,695.09, 0.26%).

As at 30 June 2019 and 30 June 2018, an increase/decrease of interest rates, with all other variables remaining constant, would result in a decrease/increase of the net assets attributable to unitholders of India 2x Bear Fund by approximately JPY 732,879.00, 0.43% (30 June 2018: JPY 628,007.85, 0.43%).

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

3. Financial risk management (continued)

(b) Interest rate risk (continued)

BRL 2x Bull Fund
As at 30 June 2019

	Up to 1 year JPY'000	1-5 years JPY'000	Over 5 years JPY'000	Non-interest bearing JPY'000	Total JPY'000
Assets					
Financial assets at fair value through profit or loss	296,071	-	-	-	296,071
Interest receivable	47	-	-	-	47
Management fee rebate receivable	-	-	-	1,775	1,775
Cash and cash equivalents	75,811	-	-	-	75,811
Other receivables and prepayment	-	-	-	259	259
Due from unitholders	-	-	-	1,820	1,820
Total assets	371,929	-	-	3,854	375,783
Liabilities					
Amount due to brokers	-	-	-	22	22
Accrued expenses	-	-	-	5,370	5,370
Total liabilities	-	-	-	5,392	5,392

As at 30 June 2018

	Up to 1 year JPY'000	1-5 years JPY'000	Over 5 years JPY'000	Non-interest bearing JPY'000	Total JPY'000
Assets					
Financial assets at fair value through profit or loss	650,221	-	-	-	650,221
Interest receivable	223	-	-	-	223
Management fee rebate receivable	-	-	-	710	710
Cash and cash equivalents	199,068	-	-	-	199,068
Other receivables and prepayment	-	-	-	338	338
Due from unitholders	-	-	-	10,906	10,906
Total assets	849,512	-	-	11,954	861,466
Liabilities					
Financial liabilities at fair value through profit or loss	47,448	-	-	-	47,448
Amount due to brokers	-	-	-	242	242
Due to unitholders	-	-	-	15,111	15,111
Accrued expenses	-	-	-	5,072	5,072
Net assets attributable to holders of redeemable units	-	-	-	793,593	793,593
Total liabilities	47,448	-	-	814,018	861,466

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

3. Financial risk management (continued)

(b) Interest rate risk (continued)

BRL 2x Bear Fund
As at 30 June 2019

	Up to 1 year JPY'000	1-5 years JPY'000	Over 5 years JPY'000	Non-interest bearing JPY'000	Total JPY'000
Assets					
Financial assets at fair value through profit or loss	21,032	-	-	-	21,032
Interest receivable	4	-	-	-	4
Management fee rebate receivable	-	-	-	1,923	1,923
Cash and cash equivalents	10,716	-	-	-	10,716
Other receivables and prepayment	-	-	-	258	258
Total assets	31,752	-	-	2,181	33,933

Liabilities

Financial liabilities at fair value through profit or loss	499	-	-	-	499
Accrued expenses	-	-	-	4,189	4,189
Total liabilities	499	-	-	4,189	4,688

As at 30 June 2018

	Up to 1 year JPY'000	1-5 years JPY'000	Over 5 years JPY'000	Non-interest bearing JPY'000	Total JPY'000
Assets					
Financial assets at fair value through profit or loss	68,189	-	-	-	68,189
Interest receivable	23	-	-	-	23
Management fee rebate receivable	-	-	-	941	941
Cash and cash equivalents	29,946	-	-	-	29,946
Other receivables and prepayment	-	-	-	337	337
Due from unitholders	-	-	-	21,390	21,390
Total assets	98,158	-	-	22,668	120,826

Liabilities

Amount due to brokers	-	-	-	1,249	1,249
Due to unitholders	-	-	-	1,097	1,097
Accrued expenses	-	-	-	885	885
Net assets attributable to holders of redeemable units	-	-	-	117,595	117,595
Total liabilities	-	-	-	120,826	120,826

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

3. Financial risk management (continued)

(b) Interest rate risk (continued)

China 2x Bull Fund
As at 30 June 2019

	Up to 1 year JPY'000	1-5 years JPY'000	Over 5 years JPY'000	Non-interest bearing JPY'000	Total JPY'000
Assets					
Financial assets at fair value through profit or loss	398,428	-	-	-	398,428
Interest receivable	102	-	-	-	102
Management fee rebate receivable	-	-	-	1,538	1,538
Cash and cash equivalents	125,014	-	-	-	125,014
Due from unitholders	-	-	-	78,774	78,774
Total assets	523,544	-	-	80,312	603,856
Liabilities					
Amount due to brokers	-	-	-	4,356	4,356
Accrued expenses	-	-	-	5,511	5,511
Total liabilities	-	-	-	9,867	9,867

As at 30 June 2018

	Up to 1 year JPY'000	1-5 years JPY'000	Over 5 years JPY'000	Non-interest bearing JPY'000	Total JPY'000
Assets					
Financial assets at fair value through profit or loss	591,581	-	-	-	591,581
Interest receivable	106	-	-	-	106
Amount due from brokers	-	-	-	8,274	8,274
Management fee rebate receivable	-	-	-	724	724
Cash and cash equivalents	296,555	-	-	-	296,555
Due from unitholders	-	-	-	50,588	50,588
Total assets	888,242	-	-	59,586	947,828
Liabilities					
Financial liabilities at fair value through profit or loss	164,063	-	-	-	164,063
Due to unitholders	-	-	-	17,286	17,286
Accrued expenses	-	-	-	1,749	1,749
Net assets attributable to holders of redeemable units	-	-	-	764,730	764,730
Total liabilities	164,063	-	-	783,765	947,828

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

3. Financial risk management (continued)

(b) Interest rate risk (continued)

China 2x Bear Fund
As at 30 June 2019

	Up to 1 year JPY'000	1-5 years JPY'000	Over 5 years JPY'000	Non-interest bearing JPY'000	Total JPY'000
Assets					
Financial assets at fair value through profit or loss	203,152	-	-	-	203,152
Interest receivable	43	-	-	-	43
Amount due from brokers	-	-	-	648	648
Management fee rebate receivable	-	-	-	1,718	1,718
Cash and cash equivalents	154,287	-	-	-	154,287
Due from unitholders	-	-	-	6,979	6,979
Total assets	357,482	-	-	9,345	366,827
Liabilities					
Financial liabilities at fair value through profit or loss	32,938	-	-	-	32,938
Accrued expenses	-	-	-	4,856	4,856
Total liabilities	32,938	-	-	4,856	37,794

As at 30 June 2018

	Up to 1 year JPY'000	1-5 years JPY'000	Over 5 years JPY'000	Non-interest bearing JPY'000	Total JPY'000
Assets					
Financial assets at fair value through profit or loss	322,659	-	-	-	322,659
Interest receivable	25	-	-	-	25
Amount due from brokers	-	-	-	3,577	3,577
Management fee rebate receivable	-	-	-	792	792
Cash and cash equivalents	125,108	-	-	-	125,108
Due from unitholders	-	-	-	27,865	27,865
Total assets	447,792	-	-	32,234	480,026
Liabilities					
Due to unitholders	-	-	-	48,422	48,422
Accrued expenses	-	-	-	2,162	2,162
Net assets attributable to holders of redeemable units	-	-	-	429,442	429,442
Total liabilities	-	-	-	480,026	480,026

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

3. Financial risk management (continued)

(b) Interest rate risk (continued)

Gold 2x Bull Fund
As at 30 June 2019

	Up to 1 year JPY'000	1-5 years JPY'000	Over 5 years JPY'000	Non-interest bearing JPY'000	Total JPY'000
Assets					
Financial assets at fair value through profit or loss	93,568	-	-	-	93,568
Interest receivable	30	-	-	-	30
Management fee rebate receivable	-	-	-	1,760	1,760
Cash and cash equivalents	11,387	-	-	-	11,387
Due from unitholders	-	-	-	53,709	53,709
Total assets	104,985	-	-	55,469	160,454
Liabilities					
Amount due to brokers	-	-	-	4,757	4,757
Accrued expenses	-	-	-	4,332	4,332
Total liabilities	-	-	-	9,089	9,089

As at 30 June 2018

	Up to 1 year JPY'000	1-5 years JPY'000	Over 5 years JPY'000	Non-interest bearing JPY'000	Total JPY'000
Assets					
Financial assets at fair value through profit or loss	150,233	-	-	-	150,233
Interest receivable	8	-	-	-	8
Management fee rebate receivable	-	-	-	887	887
Cash and cash equivalents	47,460	-	-	-	47,460
Due from unitholders	-	-	-	92	92
Total assets	197,701	-	-	979	198,680
Liabilities					
Financial liabilities at fair value through profit or loss	15,190	-	-	-	15,190
Accrued expenses	-	-	-	1,657	1,657
Net assets attributable to holders of redeemable units	-	-	-	181,833	181,833
Total liabilities	15,190	-	-	183,490	198,680

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

3. Financial risk management (continued)

(b) Interest rate risk (continued)

Gold 2x Bear Fund
As at 30 June 2019

	Up to 1 year JPY'000	1-5 years JPY'000	Over 5 years JPY'000	Non-interest bearing JPY'000	Total JPY'000
Assets					
Financial assets at fair value through profit or loss	6,506	-	-	-	6,506
Interest receivable	1	-	-	-	1
Amount due from brokers	-	-	-	27	27
Management fee rebate receivable	-	-	-	1,815	1,815
Cash and cash equivalents	4,300	-	-	-	4,300
Other receivables and prepayment	-	-	-	1,116	1,116
Due from unitholders	-	-	-	260	260
Total assets	10,807	-	-	3,218	14,025
Liabilities					
Financial liabilities at fair value through profit or loss	1,224	-	-	-	1,224
Accrued expenses	-	-	-	3,660	3,660
Total liabilities	1,224	-	-	3,660	4,884

As at 30 June 2018

	Up to 1 year JPY'000	1-5 years JPY'000	Over 5 years JPY'000	Non-interest bearing JPY'000	Total JPY'000
Assets					
Financial assets at fair value through profit or loss	9,937	-	-	-	9,937
Interest receivable	3	-	-	-	3
Amount due from brokers	-	-	-	8	8
Management fee rebate receivable	-	-	-	934	934
Cash and cash equivalents	2,089	-	-	-	2,089
Other receivables and prepayment	-	-	-	658	658
Total assets	12,029	-	-	1,600	13,629
Liabilities					
Due to unitholders	-	-	-	108	108
Accrued expenses	-	-	-	427	427
Net assets attributable to holders of redeemable units	-	-	-	13,094	13,094
Total liabilities	-	-	-	13,629	13,629

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

3. Financial risk management (continued)

(b) Interest rate risk (continued)

India 2x Bull Fund
As at 30 June 2019

	Up to 1 year JPY'000	1-5 years JPY'000	Over 5 years JPY'000	Non-interest bearing JPY'000	Total JPY'000
Assets					
Financial assets at fair value through profit or loss	643,994	-	-	-	643,994
Interest receivable	124	-	-	-	124
Amount due from brokers	-	-	-	478	478
Management fee rebate receivable	-	-	-	1,259	1,259
Cash and cash equivalents	390,704	-	-	-	390,704
Due from unitholders	-	-	-	22,293	22,293
Total assets	1,034,822	-	-	24,030	1,058,852
Liabilities					
Financial liabilities at fair value through profit or loss	32,610	-	-	-	32,610
Accrued expenses	-	-	-	6,550	6,550
Total liabilities	32,610	-	-	6,550	39,160

As at 30 June 2018

	Up to 1 year JPY'000	1-5 years JPY'000	Over 5 years JPY'000	Non-interest bearing JPY'000	Total JPY'000
Assets					
Financial assets at fair value through profit or loss	1,300,671	-	-	-	1,300,671
Interest receivable	402	-	-	-	402
Management fee rebate receivable	-	-	-	302	302
Cash and cash equivalents	431,555	-	-	-	431,555
Due from unitholders	-	-	-	30,183	30,183
Total assets	1,732,628	-	-	30,485	1,763,113
Liabilities					
Financial liabilities at fair value through profit or loss	33,874	-	-	-	33,874
Amount due to brokers	-	-	-	233	233
Due to unitholders	-	-	-	39,020	39,020
Accrued expenses	-	-	-	3,167	3,167
Net assets attributable to holders of redeemable units	-	-	-	1,686,819	1,686,819
Total liabilities	33,874	-	-	1,729,239	1,763,113

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

3. Financial risk management (continued)

(b) Interest rate risk (continued)

India 2x Bear Fund
As at 30 June 2019

	Up to 1 year JPY'000	1-5 years JPY'000	Over 5 years JPY'000	Non-interest bearing JPY'000	Total JPY'000
Assets					
Financial assets at fair value through profit or loss	132,973	-	-	-	132,973
Interest receivable	40	-	-	-	40
Management fee rebate receivable	-	-	-	1,768	1,768
Cash and cash equivalents	41,278	-	-	-	41,278
Total assets	174,291	-	-	1,768	176,059
Liabilities					
Accrued expenses	-	-	-	4,039	4,039
Total liabilities	-	-	-	4,039	4,039

As at 30 June 2018

	Up to 1 year JPY'000	1-5 years JPY'000	Over 5 years JPY'000	Non-interest bearing JPY'000	Total JPY'000
Assets					
Financial assets at fair value through profit or loss	107,013	-	-	-	107,013
Interest receivable	37	-	-	-	37
Management fee rebate receivable	-	-	-	902	902
Cash and cash equivalents	28,841	-	-	-	28,841
Due from unitholders	-	-	-	31,796	31,796
Total assets	135,891	-	-	32,698	168,589
Liabilities					
Amount due to brokers	-	-	-	1,017	1,017
Due to unitholders	-	-	-	1,100	1,100
Accrued expenses	-	-	-	1,539	1,539
Net assets attributable to holders of redeemable units	-	-	-	164,933	164,933
Total liabilities	-	-	-	168,589	168,589

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

3. Financial risk management (continued)

(b) Interest rate risk (continued)

Resources Twin Alpha BRL Fund
As at 30 June 2019

	Up to 1 year JPY'000	1-5 years JPY'000	Over 5 years JPY'000	Non-interest bearing JPY'000	Total JPY'000
Assets					
Financial assets at fair value through profit or loss	727,076	-	-	-	727,076
Cash and cash equivalents	105,068	-	-	-	105,068
Other receivables and prepayment	-	-	-	114	114
Total assets	832,144	-	-	114	832,258
Liabilities					
Management fee payable	-	-	-	686	686
Accrued expenses	-	-	-	5,722	5,722
Total liabilities	-	-	-	6,408	6,408

As at 30 June 2018

	Up to 1 year JPY'000	1-5 years JPY'000	Over 5 years JPY'000	Non-interest bearing JPY'000	Total JPY'000
Assets					
Financial assets at fair value through profit or loss	1,927,045	-	-	-	1,927,045
Cash and cash equivalents	499,180	-	-	-	499,180
Other receivables and prepayment	-	-	-	74	74
Total assets	2,426,225	-	-	74	2,426,299
Liabilities					
Financial liabilities at fair value through profit or loss	303,774	-	-	-	303,774
Management fee payable	-	-	-	1,878	1,878
Accrued expenses	-	-	-	4,625	4,625
Total liabilities	303,774	-	-	6,503	310,277

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

3. Financial risk management (continued)

(b) Interest rate risk (continued)

Resources Twin Alpha TRY Fund
As at 30 June 2019

	Up to 1 year JPY'000	1-5 years JPY'000	Over 5 years JPY'000	Non-interest bearing JPY'000	Total JPY'000
Assets					
Financial assets at fair value through profit or loss	235,517	-	-	-	235,517
Cash and cash equivalents	19,414	-	-	-	19,414
Other receivables and prepayment	-	-	-	114	114
Total assets	254,931	-	-	114	255,045
Liabilities					
Management fee payable	-	-	-	199	199
Accrued expenses	-	-	-	4,709	4,709
Total liabilities	-	-	-	4,908	4,908

As at 30 June 2018

	Up to 1 year JPY'000	1-5 years JPY'000	Over 5 years JPY'000	Non-interest bearing JPY'000	Total JPY'000
Assets					
Financial assets at fair value through profit or loss	403,870	-	-	-	403,870
Cash and cash equivalents	137,081	-	-	-	137,081
Other receivables and prepayment	-	-	-	74	74
Total assets	540,951	-	-	74	541,025
Liabilities					
Financial liabilities at fair value through profit or loss	53,519	-	-	-	53,519
Management fee payable	-	-	-	399	399
Accrued expenses	-	-	-	3,951	3,951
Total liabilities	53,519	-	-	4,350	57,869

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

3. Financial risk management (continued)

(b) Interest rate risk (continued)

Resources Twin Alpha USD Fund
As at 30 June 2019

	Up to 1 year JPY'000	1-5 years JPY'000	Over 5 years JPY'000	Non-interest bearing JPY'000	Total JPY'000
Assets					
Financial assets at fair value through profit or loss	833,140	-	-	-	833,140
Cash and cash equivalents	146,752	-	-	-	146,752
Other receivables and prepayment	-	-	-	114	114
Total assets	979,892	-	-	114	980,006
Liabilities					
Financial liabilities at fair value through profit or loss	42,167	-	-	-	42,167
Management fee payable	-	-	-	807	807
Accrued expenses	-	-	-	5,403	5,403
Total liabilities	42,167	-	-	6,210	48,377

As at 30 June 2018

	Up to 1 year JPY'000	1-5 years JPY'000	Over 5 years JPY'000	Non-interest bearing JPY'000	Total JPY'000
Assets					
Financial assets at fair value through profit or loss	2,023,060	-	-	-	2,023,060
Cash and cash equivalents	371,319	-	-	-	371,319
Other receivables and prepayment	-	-	-	74	74
Total assets	2,394,379	-	-	74	2,394,453
Liabilities					
Financial liabilities at fair value through profit or loss	84,210	-	-	-	84,210
Management fee payable	-	-	-	1,848	1,848
Due to unitholders	-	-	-	41,757	41,757
Accrued expenses	-	-	-	4,495	4,495
Total liabilities	84,210	-	-	48,100	132,310

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

3. Financial risk management (continued)

(b) Interest rate risk (continued)

AUD Target Maturity Bond Fund

201609

As at 30 June 2019

	Up to 1 year AUD	1-5 years AUD	Over 5 years AUD	Non-interest bearing AUD	Total AUD
Assets					
Financial assets at fair value through profit or loss	-	122,290,853	-	-	122,290,853
Interest receivable	230,300	-	-	-	230,300
Amount due from brokers	-	-	-	35,767	35,767
Cash and cash equivalents	75,143	-	-	-	75,143
Other receivables and prepayment	-	-	-	2,651,414	2,651,414
Total assets	305,443	122,290,853	-	2,687,181	125,283,477
Liabilities					
Management fee payable	-	-	-	216,723	216,723
Due to unitholders	-	-	-	35,686	35,686
Accrued expenses	-	-	-	1,436,876	1,436,876
Total liabilities	-	-	-	1,689,285	1,689,285

As at 30 June 2018

	Up to 1 year AUD	1-5 years AUD	Over 5 years AUD	Non-interest bearing AUD	Total AUD
Assets					
Financial assets at fair value through profit or loss	-	125,408,344	-	-	125,408,344
Interest receivable	246,032	-	-	-	246,032
Cash and cash equivalents	18,390	-	-	-	18,390
Other receivables and prepayment	-	-	-	2,750,066	2,750,066
Total assets	264,422	125,408,344	-	2,750,066	128,422,832
Liabilities					
Management fee payable	-	-	-	166,704	166,704
Accrued expenses	-	-	-	1,035,945	1,035,945
Total liabilities	-	-	-	1,202,649	1,202,649

AUD Target Maturity Bond Fund

201612

As at 30 June 2019

	Up to 1 year AUD	1-5 years AUD	Over 5 years AUD	Non-interest bearing AUD	Total AUD
Assets					
Financial assets at fair value through profit or loss	-	37,281,105	-	-	37,281,105
Interest receivable	58,236	-	-	-	58,236
Cash and cash equivalents	5,792	-	-	-	5,792
Other receivables and prepayment	-	-	-	732,424	732,424
Total assets	64,028	37,281,105	-	732,424	38,077,557
Liabilities					
Management fee payable	-	-	-	40,036	40,036
Accrued expenses	-	-	-	360,313	360,313
Total liabilities	-	-	-	400,349	400,349

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

3. Financial risk management (continued)

(b) Interest rate risk (continued)

As at 30 June 2018

	Up to 1 year AUD	1-5 years AUD	Over 5 years AUD	Non-interest bearing AUD	Total AUD
Assets					
Financial assets at fair value through profit or loss	-	37,826,848	-	-	37,826,848
Interest receivable	61,085	-	-	-	61,085
Cash and cash equivalents	5,153	-	-	-	5,153
Other receivables and prepayment	-	-	-	754,039	754,039
Total assets	66,238	37,826,848	-	754,039	38,647,125
Liabilities					
Management fee payable	-	-	-	39,115	39,115
Accrued expenses	-	-	-	248,429	248,429
Total liabilities	-	-	-	287,544	287,544

(c) Currency risk

Currency risk is the risk that the value of financial instruments will fluctuate due to changes in foreign exchange rates.

The Sub-Funds may invest in financial instruments and enter into transactions denominated in currencies other than its functional currency. Consequently, the Sub-Funds are exposed to risks that the exchange rate of its functional currency relative to other foreign currencies may change in a manner that has an adverse impact on the value of that portion of the Sub-Funds' assets or liabilities denominated in currencies other than the Sub-Funds functional currency.

The Sub-Funds, BRL 2x Bull Fund, BRL 2x Bear Fund, China 2x Bull Fund, China 2x Bear Fund, Gold 2x Bull Fund, Gold 2x Bear Fund, India 2x Bull Fund, India 2x Bear Fund, Resources Twin Alpha BRL Fund, Resources Twin Alpha TRY Fund and Resources Twin Alpha USD Fund hold monetary assets denominated in currencies other than the Japanese Yen, the functional currency. The Sub-Funds, AUD Target Maturity Bond Fund 201609 and AUD Target Maturity Bond Fund 201612, hold monetary assets denominated in currencies other than the Australian Dollar, the functional currency. Currency risk, as defined in IFRS 7, arises as the value of future transactions, recognized monetary assets and monetary liabilities denominated in other currencies fluctuate due to changes in foreign exchange rates. Under IFRS 7, the foreign exchange exposure relating to nonmonetary assets and liabilities is considered to be a component of market price risk instead of foreign exchange risk.

During the year ended 30 June 2019 and 30 June 2018 for BRL 2x Bull Fund, BRL 2x Bear Fund, China 2x Bull Fund, China 2x Bear Fund, Gold 2x Bull Fund, Gold 2x Bear Fund, India 2x Bull Fund, India 2x Bear Fund, AUD Target Maturity Bond Fund 201609 and AUD Target Maturity Bond Fund 201612, there has been no exposure to foreign currency risk as the Sub-Funds invest in financial investments and swaps denominated in the functional currency.

The Sub-Funds Resources Twin Alpha BRL Fund, Resources Twin Alpha TRY Fund and Resources Twin Alpha USD Fund may invest in financial investments and enter into transactions denominated in currencies other than its functional currency. Consequently, the Sub-Funds may be exposed to risks that the exchange rate of its functional currency relative to other foreign currencies may change in a manner that has an adverse effect on the value of that portion of the Sub-Funds' assets or liabilities denominated in currencies other than the functional currency.

The tables below summarise the Sub-Funds' financial assets and liabilities which are exposed to the risk associated with the effects of fluctuations in the prevailing levels of currency risk on its financial position and cash flows, which are as follows:

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

3. Financial risk management (continued)

(c) Currency risk (continued)

BRL 2x Bull Fund

As at 30 June 2019

	EUR JPY'000	USD JPY'000	Total JPY'000
Assets			
Other receivables	-	259	259
Total assets	-	259	259
Liabilities			
Administration fee payable	-	3,170	3,170
Audit fee payable	-	581	581
Amount due to brokers	-	-	-
Other payables	-	1,619	1,619
Total liabilities	-	5,370	5,370
Net currency exposure	-	(5,111)	(5,111)

As at 30 June 2018

	EUR JPY'000	USD JPY'000	Total JPY'000
Assets			
Other receivables	-	338	338
Total assets	-	338	338
Liabilities			
Administration fee payable	-	2,495	2,495
Audit fee payable	972	-	972
Other payables	-	1,605	1,605
Total liabilities	972	4,100	5,072
Net currency exposure	(972)	(3,762)	(4,734)

BRL 2x Bear Fund

As at 30 June 2019

	EUR JPY'000	USD JPY'000	Total JPY'000
Assets			
Other receivables	-	258	258
Cash and cash equivalents	-	-	-
Total assets	-	258	258
Liabilities			
Administration fee payable	-	3,170	3,170
Audit fee payable	92	-	92
Other payables	-	927	927
Total liabilities	92	4,097	4,189
Net currency exposure	(92)	(3,839)	(3,931)

As at 30 June 2018

	EUR JPY'000	USD JPY'000	Total JPY'000
Assets			
Other receivables	-	337	337
Total assets	-	337	337
Liabilities			
Administration fee payable	-	577	577
Audit fee payable	69	-	69
Other payables	-	239	239
Total liabilities	69	816	885
Net currency exposure	(69)	(479)	(548)

PassIM Trust**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)****3. Financial risk management (continued)****(c) Currency risk (continued)****China 2x Bull Fund****As at 30 June 2019**

	EUR JPY'000	USD JPY'000	Total JPY'000
Liabilities			
Administration fee payable	-	2,767	2,767
Audit fee payable	-	813	813
Trustee fee payable	-	363	363
Other payables	-	1,568	1,568
Total liabilities	-	5,511	5,511
Net currency exposure	-	(5,511)	(5,511)

As at 30 June 2018

	EUR JPY'000	USD JPY'000	Total JPY'000
Liabilities			
Administration fee payable	-	544	544
Audit fee payable	226	-	226
Trustee fee payable	-	43	43
Other payables	-	936	936
Total liabilities	226	1,523	1,749
Net currency exposure	(226)	(1,523)	(1,749)

China 2x Bear Fund**As at 30 June 2019**

	EUR JPY'000	USD JPY'000	Total JPY'000
Liabilities			
Administration fee payable	-	2,767	2,767
Audit fee payable	-	373	373
Trustee fee payable	-	363	363
Other payables	-	1,353	1,353
Total liabilities	-	4,856	4,856
Net currency exposure	-	(4,856)	(4,856)

As at 30 June 2018

	EUR JPY'000	USD JPY'000	Total JPY'000
Liabilities			
Administration fee payable	-	544	544
Audit fee payable	356	-	356
Trustee fee payable	-	43	43
Other payables	-	1,219	1,219
Total liabilities	356	1,806	2,162
Net currency exposure	(356)	(1,806)	(2,162)

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

3. Financial risk management (continued)

(c) Currency risk (continued)

Gold 2x Bull Fund

As at 30 June 2019

	EUR JPY'000	USD JPY'000	Total JPY'000
Liabilities			
Administration fee payable	-	2,767	2,767
Audit fee payable	-	210	210
Trustee fee payable	-	363	363
Other payables	-	992	992
Total liabilities	-	4,332	4,332
Net currency exposure	-	(4,332)	(4,332)

As at 30 June 2018

	EUR JPY'000	USD JPY'000	Total JPY'000
Liabilities			
Administration fee payable	-	544	544
Audit fee payable	378	-	378
Trustee fee payable	-	41	41
Other payables	-	694	694
Total liabilities	378	1,279	1,657
Net currency exposure	(378)	(1,279)	(1,657)

Gold 2x Bear Fund

As at 30 June 2019

	EUR JPY'000	USD JPY'000	Total JPY'000
Assets			
Other receivables	-	1,116	1,116
Total assets	-	1,116	1,116
Liabilities			
Administration fee payable	-	2,767	2,767
Audit fee payable	-	(49)	(49)
Trustee fee payable	-	363	363
Other payables	-	579	579
Total liabilities	-	3,660	3,660
Net currency exposure	-	(2,544)	(2,544)

As at 30 June 2018

	EUR JPY'000	USD JPY'000	Total JPY'000
Assets			
Other receivables and pre-payment	-	658	658
Total assets	-	658	658
Liabilities			
Administration fee payable	-	139	139
Audit fee payable	(68)	-	(68)
Trustee fee payable	-	41	41
Other payables	-	315	315
Total liabilities	(68)	495	427
Net currency exposure	68	163	231

PassIM Trust**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)****3. Financial risk management (continued)****(c) Currency risk (continued)****India 2x Bull Fund****As at 30 June 2019**

	EUR JPY'000	USD JPY'000	Total JPY'000
Liabilities			
Administration fee payable	-	2,767	2,767
Audit fee payable	-	1,596	1,596
Trustee fee payable	-	322	322
Other payables	-	1,865	1,865
Total liabilities	-	6,550	6,550
Net currency exposure	-	(6,550)	(6,550)

As at 30 June 2018

	EUR JPY'000	USD JPY'000	Total JPY'000
Liabilities			
Administration fee payable	-	544	544
Audit fee payable	1,654	-	1,654
Other payables	-	969	969
Total liabilities	1,654	1,513	3,167
Net currency exposure	(1,654)	(1,513)	(3,167)

India 2x Bear Fund**As at 30 June 2019**

	EUR JPY'000	USD JPY'000	Total JPY'000
Liabilities			
Administration fee payable	-	2,767	2,767
Audit fee payable	-	132	132
Trustee fee payable	-	313	313
Other payables	-	827	827
Total liabilities	-	4,039	4,039
Net currency exposure	-	(4,039)	(4,039)

As at 30 June 2018

	EUR JPY'000	USD JPY'000	Total JPY'000
Liabilities			
Administration fee payable	-	544	544
Audit fee payable	127	-	127
Trustee fee payable	-	85	85
Other payables	-	783	783
Total liabilities	127	1,412	1,539
Net currency exposure	(127)	(1,412)	(1,539)

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

3. Financial risk management (continued)

(c) Currency risk (continued)

Resources Twin Alpha BRL Fund

As at 30 June 2019

	EUR JPY'000	USD JPY'000	Total JPY'000
Assets			
Financial assets at fair value through profit or loss	-	727,076	727,076
Other receivables	-	114	114
Cash and cash equivalents	-	102,291	102,291
Total assets	-	829,481	829,481
Liabilities			
Administration fee payable	-	3,087	3,087
Audit fee payable	595	-	595
Management fee payable	-	686	686
Other payables	-	2,040	2,040
Total liabilities	595	5,813	6,408
Net currency exposure	(595)	823,668	823,073

As at 30 June 2018

	EUR JPY'000	USD JPY'000	Total JPY'000
Assets			
Financial assets at fair value through profit or loss	-	1,927,045	1,927,045
Other receivables	-	74	74
Cash and cash equivalents	-	487,731	487,731
Total assets	-	2,414,850	2,414,850
Liabilities			
Financial liabilities fair value through profit or loss	-	303,774	303,774
Administration fee payable	-	2,464	2,464
Audit fee payable	541	69	610
Management fee payable	-	1,878	1,878
Other payables	-	1,551	1,551
Total liabilities	541	309,736	310,277
Net currency exposure	(541)	2,105,114	2,104,573

Resources Twin Alpha TRY Fund

As at 30 June 2019

	EUR JPY'000	USD JPY'000	Total JPY'000
Assets			
Financial assets at fair value through profit or loss	-	235,517	235,517
Other receivables	-	114	114
Cash and cash equivalents	-	18,434	18,434
Total assets	-	254,065	254,065
Liabilities			
Administration fee payable	-	3,105	3,105
Audit fee payable	-	544	544
Management fee payable	-	199	199
Other payables	-	1,060	1,060
Total liabilities	-	4,908	4,908
Net currency exposure	-	249,157	249,157

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

3. Financial risk management (continued)

(c) Currency risk (continued)

As at 30 June 2018

	EUR JPY'000	USD JPY'000	Total JPY'000
Assets			
Financial assets at fair value through profit or loss	-	403,870	403,870
Other receivables	-	74	74
Cash and cash equivalents	-	134,013	134,013
Total assets	-	537,957	537,957
Liabilities			
Financial liabilities fair value through profit or loss	-	53,519	53,519
Administration fee payable	-	2,478	2,478
Audit fee payable	541	46	587
Management fee payable	-	399	399
Other payables	-	886	886
Total liabilities	541	57,328	57,869
Net currency exposure	(541)	480,629	480,088

Resources Twin Alpha USD Fund

As at 30 June 2019

	EUR JPY'000	USD JPY'000	Total JPY'000
Assets			
Financial assets at fair value through profit or loss	-	833,140	833,140
Other receivables	-	114	114
Cash and cash equivalents	-	142,850	142,850
Total assets	-	976,104	976,104
Liabilities			
Financial liabilities fair value through profit or loss	-	42,167	42,167
Administration fee payable	-	3,103	3,103
Audit fee payable	-	599	599
Management fee payable	-	807	807
Other payables	-	1,701	1,701
Total liabilities	-	48,377	48,377
Net currency exposure	-	927,727	927,727

As at 30 June 2018

	EUR JPY'000	USD JPY'000	Total JPY'000
Assets			
Financial assets at fair value through profit or loss	-	2,023,060	2,023,060
Other receivables	-	74	74
Cash and cash equivalents	-	359,415	359,415
Total assets	-	2,382,549	2,382,549
Liabilities			
Financial liabilities fair value through profit or loss	-	84,210	84,210
Administration fee payable	-	2,476	2,476
Audit fee payable	541	101	642
Management fee payable	-	1,848	1,848
Due to unitholders	-	41,757	41,757
Other payables	-	1,377	1,377
Total liabilities	541	131,769	132,310
Net currency exposure	(541)	2,250,780	2,250,239

PassIM Trust**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)****3. Financial risk management (continued)****(c) Currency risk (continued)**

As at 30 June 2019, the Sub-Funds, AUD Target Maturity Bond Fund 201609 and AUD Target Maturity Bond Fund 201612 financial assets and liabilities are denominated in the functional currency and there has been no exposure to foreign currency risk.

As of 30 June 2019 and 30 June 2018 the Resources Twin Alpha BRL, Resources Twin Alpha TRY and Resources Twin Alpha USD had investments in US Treasury Bills and USD cash deposits which are subject to currency fluctuation risk when converted into the denominated currency, JPY.

At 30 June 2019, a 1% (30 June 2018: 1%) increase in the USD/JPY rate would have resulted in a JPY 1,066,592 (30 June 2018: JPY 26,066,301) increases in the Net Asset Value of Resources Twin Alpha BRL fund converted in JPY base currency. A decrease of 1% would result in equal but opposite effect.

At 30 June 2019, a 1% (30 June 2018: 1%) increase in the USD/JPY rate would have resulted in a JPY 337,250 (30 June 2018: JPY 5,854,440) increases in the Net Asset Value of Resources Twin Alpha TRY fund converted in JPY base currency. A decrease of 1% would result in equal but opposite effect.

At 30 June 2019, a 1% (30 June 2018: 1%) increase in the USD/JPY rate would have resulted in a JPY 859,670 (30 June 2018: JPY 24,908,270) increases in the Net Asset Value of Resources Twin Alpha USD fund converted in JPY base currency. A decrease of 1% would result in equal but opposite effect.

(d) Credit risk

Credit risk is the risk counterparty to a financial instrument fails to discharge its obligations and causes the Sub-Funds to incur a financial loss. The Sub-Funds seek to minimise the risk of loss by careful choosing the counterparties and by minimising the reliance placed on individual counterparties.

Investors should be aware that the Sub-Funds use derivatives such as swap transactions. When a swap transactions approaches maturity they may increase in value to reflect the amounts payable to the Sub-Funds and consequently could represent an increased portion of the Net Asset Value of a Sub-Fund. No guarantee is given, express or implied, that Unitholders will receive back the amount of their investment in the Units.

**BRL 2x Bull Fund
30 June 2019**

	Credit rating	Source of credit rating	% of NAV
Debt securities	A-1	S&P Global	78.63
30 June 2018			
Debt securities	A-1	S&P Global	81.93

**BRL 2x Bear Fund
30 June 2019**

	Credit rating	Source of credit rating	% of NAV
Debt securities	A-1	S&P Global	71.92
30 June 2018			
Debt securities	A-1	S&P Global	52.74

**China 2x Bull Fund
30 June 2019**

	Credit rating	Source of credit rating	% of NAV
Debt securities	A-1	S&P Global	60.98
30 June 2018			
Debt securities	A-1	S&P Global	77.36

PassIM Trust**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)****3. Financial risk management (continued)****(d) Credit risk (continued)****China 2x Bear Fund
30 June 2019**

	Credit rating	Source of credit rating	% of NAV
Debt securities	A-1	S&P Global	61.74

30 June 2018

Debt securities	A-1	S&P Global	58.99
-----------------	-----	------------	-------

**Gold 2x Bull Fund
30 June 2019**

	Credit rating	Source of credit rating	% of NAV
Debt securities	A-1	S&P Global	50.88

30 June 2018

Debt securities	A-1	S&P Global	82.62
-----------------	-----	------------	-------

**Gold 2x Bear Fund
30 June 2019**

	Credit rating	Source of credit rating	% of NAV
Debt securities	A-1	S&P Global	71.18

30 June 2018

Debt securities	A-1	S&P Global	68.75
-----------------	-----	------------	-------

**India 2x Bull Fund
30 June 2019**

	Credit rating	Source of credit rating	% of NAV
Debt securities	A-1	S&P Global	63.16

30 June 2018

Debt securities	A-1	S&P Global	77.11
-----------------	-----	------------	-------

**India 2x Bear Fund
30 June 2019**

	Credit rating	Source of credit rating	% of NAV
Debt securities	A-1	S&P Global	74.62

30 June 2018

Debt securities	A-1	S&P Global	63.68
-----------------	-----	------------	-------

**Resources Twin Alpha BRL Fund
30 June 2019**

	Credit rating	Source of credit rating	% of NAV
Debt securities	A-1	S&P Global	88.03

30 June 2018

Debt securities	A-1	S&P Global	91.07
-----------------	-----	------------	-------

**Resources Twin Alpha TRY Fund
30 June 2019**

	Credit rating	Source of credit rating	% of NAV
Debt securities	A-1	S&P Global	90.03

30 June 2018

Debt securities	A-1	S&P Global	83.59
-----------------	-----	------------	-------

PassIM Trust**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)****3. Financial risk management (continued)****(d) Credit risk (continued)****Resources Twin Alpha USD Fund****30 June 2019**

	Credit rating	Source of credit rating	% of NAV
Debt securities	A-1	S&P Global	89.43

30 June 2018

Debt securities	A-1	S&P Global	89.43
-----------------	-----	------------	-------

AUD Target Maturity Bond Fund 201609**30 June 2019**

	Credit rating	Source of credit rating	% of NAV
Performance linked note	Not Rated	-	98.95

30 June 2018

Performance linked note	Not Rated	-	98.58
-------------------------	-----------	---	-------

AUD Target Maturity Bond Fund 201612**30 June 2019**

	Credit rating	Source of credit rating	% of NAV
Performance linked note	Not Rated	-	98.95

30 June 2018

Performance linked note	Not Rated	-	98.61
-------------------------	-----------	---	-------

The Sub-Funds measure credit risk and expected credit losses using probability of default, exposure of default and loss given default. The Manager considers both historical analysis and forward looking information in determining any expected credit loss.

As at 30 June 2019 and 30 June 2018, the Sub-Funds had all its individual counterparty risk with J.P. Morgan Chase Bank N.A. and BNP Paribas Securities Services operating through its Singapore Branch. J.P. Morgan Chase Bank N.A has a credit rating of A2 (30 June 2018: A3) on Moody's and equivalent ratings with S&P Global and Fitch. BNP Paribas's credit rating was Aa3 (30 June 2018: Aa3) on Moody's and equivalent ratings with S&P Global and Fitch. The counterparties are expected to settle the outstanding within 1 week.

The Manager considers the probability of default to be closed to zero as the counterparties have a strong capacity to meet their contractual obligations in the near term. As a result, no loss allowance has been recognised based on a 12-month expected credit losses as any such impairment would be insignificant to the Sub-Funds.

(e) Counterparty risk

In order to monitor the exposure to the counterparty, Sub-Funds have to limit their exposure to a counterparty at a certain percentage of their NAV. This is done through the delivery by the counterparty of the Sub-Funds of securities as collateral.

Collateral securities relative to Resources Twin Alpha BRL Fund, Resources Twin Alpha TRY Fund, Resources Twin Alpha USD Fund, BRL 2x Bull Fund, BRL 2x Bear Fund, China 2x Bull Fund, China 2x Bear Fund, Gold 2x Bull Fund, Gold 2x Bear Fund, India 2x Bull Fund and India 2x Bear Fund are Marked to Market basis on a daily basis.

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

3. Financial risk management (continued)

(e) Counterparty risk (continued)

As at 30 June 2019 and 30 June 2018, the Sub-Funds valuation of the collateral securities held with J.P. Morgan Chase Bank N.A. are set out below.

	Derivative valuation JPY'000	Collateral held JPY'000	Net exposure JPY'000
As at 30 June 2019			
BRL 2x Bull Fund	4,814	2,501	7,315
BRL 2x Bear Fund	(499)	401	(98)
China 2x Bull Fund	36,227	-	36,227
China 2x Bear Fund	(32,938)	32,917	(21)
Gold 2x Bull Fund	16,548	-	16,548
Gold 2x Bear Fund	(1,224)	1,101	(123)
India 2x Bull Fund	(32,610)	42,076	9,466
India 2x Bear Fund	4,612	-	4,612
Resources Twin Alpha BRL Fund	55	11,484	11,539
Resources Twin Alpha TRY Fund	10,324	-	10,324
Resources Twin Alpha USD Fund	(42,167)	54,219	12,052

	Derivative valuation JPY'000	Collateral held JPY'000	Net exposure JPY'000
As at 30 June 2018			
BRL 2x Bull Fund	(47,448)	50,023	2,575
BRL 2x Bear Fund	6,173	(5,040)	1,133
China 2x Bull Fund	(164,063)	140,066	(23,997)
China 2x Bear Fund	69,312	(88,180)	(18,868)
Gold 2x Bull Fund	(15,190)	11,518	(3,672)
Gold 2x Bear Fund	935	(547)	388
India 2x Bull Fund	(33,874)	46,071	12,197
India 2x Bear Fund	1,980	(1,741)	239
Resources Twin Alpha BRL Fund	(303,774)	348,197	44,423
Resources Twin Alpha TRY Fund	(53,519)	57,795	4,276
Resources Twin Alpha USD Fund	(84,093)	127,493	43,400

(f) Liquidity risk

Liquidity risk is the risk that the Sub-Funds may not be able to generate sufficient cash resources to settle their obligations in full as they fall due or can only do so on terms that are materially disadvantageous.

In the case of subscriptions or redemptions, the Manager will respectively purchase or sell the equivalent amount of the Financial Derivative Instrument.

To that extent, each Sub-Fund benefits from daily liquidity on each Financial Derivative Instrument. The swap Counterparty is engaged in providing each Sub-Fund with daily liquidity. In case of subscriptions or redemptions, the Manager will invest the equivalent amount in cash or in accordance with its investment objective.

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

3. Financial risk management (continued)

(f) Liquidity risk (continued)

The table below analyses the Sub-Funds' financial liabilities into relevant maturity groupings based on the remaining period from the year end date to the contractual maturity date. The amounts in the table are the contractual undiscounted cash flows. Balances due within 12 months equal their carrying balances, as the impact of discounting is not significant.

BRL 2x Bull Fund

	2019 Less than 6 months JPY'000	2018 Less than 6 months JPY'000
Financial liabilities at fair value through profit or loss	-	47,448
Administration fee payable	3,170	2,495
Audit fee payable	581	972
Amount due to brokers	22	242
Due to unitholders	-	15,111
Other payables	1,619	1,605
Net assets attributable to unitholders	-	793,593
Total liabilities	5,392	861,466

BRL 2x Bear Fund

	2019 Less than 6 months JPY'000	2018 Less than 6 months JPY'000
Financial liabilities at fair value through profit or loss	499	-
Administration fee payable	3,170	577
Audit fee payable	92	69
Amount due to brokers	-	1,249
Due to unitholders	-	1,097
Other payables	927	239
Net assets attributable to unitholders	-	117,595
Total liabilities	4,688	120,826

China 2x Bull Fund

	2019 Less than 6 months JPY'000	2018 Less than 6 months JPY'000
Financial liabilities at fair value through profit or loss	-	164,063
Administration fee payable	2,767	544
Audit fee payable	813	226
Amount due to brokers	4,356	-
Due to unitholders	-	17,286
Trustee fee payable	363	43
Other payables	1,568	936
Net assets attributable to unitholders	-	764,730
Total liabilities	9,867	947,828

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

3. Financial risk management (continued)

(f) Liquidity risk (continued)

China 2x Bear Fund

	2019 Less than 6 months JPY'000	2018 Less than 6 months JPY'000
Financial liabilities at fair value through profit or loss	32,938	-
Administration fee payable	2,767	544
Audit fee payable	373	356
Due to unitholders	-	48,422
Trustee fee payable	363	43
Other payables	1,353	1,219
Net assets attributable to unitholders	-	429,442
Total liabilities	37,794	480,026

Gold 2x Bull Fund

	2019 Less than 6 months JPY'000	2018 Less than 6 months JPY'000
Financial liabilities at fair value through profit or loss	-	15,190
Administration fee payable	2,767	544
Audit fee payable	210	378
Amount due to brokers	4,757	-
Trustee fee payable	363	41
Other payables	992	694
Net assets attributable to unitholders	-	181,833
Total liabilities	9,089	198,680

Gold 2x Bear Fund

	2019 Less than 6 months JPY'000	2018 Less than 6 months JPY'000
Financial liabilities at fair value through profit or loss	1,224	-
Administration fee payable	2,767	139
Audit fee payable	(49)	(68)
Due to unitholders	-	108
Trustee fee payable	363	41
Other payables	579	315
Net assets attributable to unitholders	-	13,094
Total liabilities	4,884	13,629

India 2x Bull Fund

	2019 Less than 6 months JPY'000	2018 Less than 6 months JPY'000
Financial liabilities at fair value through profit or loss	32,610	33,874
Administration fee payable	2,767	544
Audit fee payable	1,596	1,654
Amount due to brokers	-	233
Due to unitholders	-	39,020
Trustee fee payable	322	-
Other payables	1,865	969
Net assets attributable to unitholders	-	1,686,819
Total liabilities	39,160	1,763,113

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

3. Financial risk management (continued)

(f) Liquidity risk (continued)

India 2x Bear Fund

	2019 Less than 6 months JPY'000	2018 Less than 6 months JPY'000
Administration fee payable	2,767	544
Audit fee payable	132	127
Amount due to brokers	-	1,017
Due to unitholders	-	1,100
Trustee fee payable	313	85
Other payables	827	783
Net assets attributable to unitholders	-	164,933
Total liabilities	4,039	168,589

Resources Twin Alpha BRL Fund

	2019 Less than 6 months JPY'000	2018 Less than 6 months JPY'000
Financial liabilities at fair value through profit or loss	-	303,774
Administration fee payable	3,087	2,464
Audit fee payable	595	610
Management fee payable	686	1,878
Other payables	2,040	1,551
Total liabilities	6,408	310,277

Resources Twin Alpha TRY Fund

	2019 Less than 6 months JPY'000	2018 Less than 6 months JPY'000
Financial liabilities at fair value through profit or loss	-	53,519
Administration fee payable	3,105	2,478
Audit fee payable	544	587
Management fee payable	199	399
Other payables	1,060	886
Total liabilities	4,908	57,869

Resources Twin Alpha USD Fund

	2019 Less than 6 months JPY'000	2018 Less than 6 months JPY'000
Financial liabilities at fair value through profit or loss	42,167	84,210
Administration fee payable	3,103	2,476
Audit fee payable	599	642
Management fee payable	807	1,848
Due to unitholders	-	41,757
Other payables	1,701	1,377
Total liabilities	48,377	132,310

PassIM Trust**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)****3. Financial risk management (continued)****(f) Liquidity risk (continued)****AUD Target Maturity Bond Fund 201609**

	2019 Less than 6 months AUD	2018 Less than 6 months AUD
Management fee payable	216,723	166,704
Due to unitholders	35,686	-
Other payables	1,436,876	1,035,945
Total liabilities	1,689,285	1,202,649

AUD Target Maturity Bond Fund 201612

	2019 Less than 6 months AUD	2018 Less than 6 months AUD
Management fee payable	40,036	39,115
Other payables	360,313	248,429
Total liabilities	400,349	287,544

The Sub-Funds manage their liquidity risk by investing predominantly in securities that they expect to be able to liquidate within 1 month or less. The following table illustrates the expected liquidity of assets held:

**BRL 2x Bull Fund
30 June 2019**

	Less than 1 month JPY'000	1- 12 Months JPY'000	Total JPY'000
Total Assets	375,783	-	375,783

30 June 2018

	Less than 1 month JPY'000	1- 12 Months JPY'000	Total JPY'000
Total Assets	861,466	-	861,466

**BRL 2x Bear Fund
30 June 2019**

	Less than 1 month JPY'000	1- 12 Months JPY'000	Total JPY'000
Total Assets	33,933	-	33,933

30 June 2018

	Less than 1 month JPY'000	1- 12 Months JPY'000	Total JPY'000
Total Assets	120,826	-	120,826

PassIM Trust**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)****3. Financial risk management (continued)****(f) Liquidity risk (continued)****China 2x Bull Fund**
30 June 2019

	Less than 1 month JPY'000	1- 12 Months JPY'000	Total JPY'000
Total Assets	603,856	-	603,856

30 June 2018

	Less than 1 month JPY'000	1- 12 Months JPY'000	Total JPY'000
Total Assets	947,828	-	947,828

China 2x Bear Fund
30 June 2019

	Less than 1 month JPY'000	1- 12 Months JPY'000	Total JPY'000
Total Assets	366,827	-	366,827

30 June 2018

	Less than 1 month JPY'000	1- 12 Months JPY'000	Total JPY'000
Total Assets	480,026	-	480,026

Gold 2x Bull Fund
30 June 2019

	Less than 1 month JPY'000	1- 12 Months JPY'000	Total JPY'000
Total Assets	160,454	-	160,454

30 June 2018

	Less than 1 month JPY'000	1- 12 Months JPY'000	Total JPY'000
Total Assets	198,680	-	198,680

PassIM Trust**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)****3. Financial risk management (continued)****(f) Liquidity risk (continued)****Gold 2x Bear Fund**
30 June 2019

	Less than 1 month JPY'000	1- 12 Months JPY'000	Total JPY'000
Total Assets	14,025	-	14,025

30 June 2018

	Less than 1 month JPY'000	1- 12 Months JPY'000	Total JPY'000
Total Assets	13,629	-	13,629

India 2x Bull Fund
30 June 2019

	Less than 1 month JPY'000	1- 12 Months JPY'000	Total JPY'000
Total Assets	1,058,852	-	1,058,852

30 June 2018

	Less than 1 month JPY'000	1- 12 Months JPY'000	Total JPY'000
Total Assets	1,763,113	-	1,763,113

India 2x Bear Fund
30 June 2019

	Less than 1 month JPY'000	1- 12 Months JPY'000	Total JPY'000
Total Assets	176,059	-	176,059

30 June 2018

	Less than 1 month JPY'000	1- 12 Months JPY'000	Total JPY'000
Total Assets	168,589	-	168,589

Resources Twin Alpha BRL Fund
30 June 2019

	Less than 1 month JPY'000	1- 12 Months JPY'000	Total JPY'000
Total Assets	832,258	-	832,258

30 June 2018

	Less than 1 month JPY'000	1- 12 Months JPY'000	Total JPY'000
Total Assets	2,426,299	-	2,426,299

PassIM Trust**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)****3. Financial risk management (continued)****(f) Liquidity risk (continued)****Resources Twin Alpha TRY Fund
30 June 2019**

	Less than 1 month JPY'000	1- 12 Months JPY'000	Total JPY'000
Total Assets	255,045	-	255,045

30 June 2018

	Less than 1 month JPY'000	1- 12 Months JPY'000	Total JPY'000
Total Assets	541,025	-	541,025

**Resources Twin Alpha USD Fund
30 June 2019**

	Less than 1 month JPY'000	1- 12 Months JPY'000	Total JPY'000
Total Assets	980,006	-	980,006

30 June 2018

	Less than 1 month JPY'000	1- 12 Months JPY'000	Total JPY'000
Total Assets	2,394,453	-	2,394,453

**AUD Target Maturity Bond Fund 201609
30 June 2019**

	Less than 1 month AUD	1- 12 Months AUD	Total AUD
Total Assets	125,283,477	-	125,283,477

30 June 2018

	Less than 1 month AUD	1- 12 Months AUD	Total AUD
Total Assets	128,422,832	-	128,422,832

**AUD Target Maturity Bond Fund 201612
30 June 2019**

	Less than 1 month AUD	1- 12 Months AUD	Total AUD
Total Assets	38,077,557	-	38,077,557

30 June 2018

	Less than 1 month AUD	1- 12 Months AUD	Total AUD
Total Assets	38,647,125	-	38,647,125

PassIM Trust**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)****3. Financial risk management (continued)****(g) Capital risk management**

The Sub-Funds' capital is represented by the units in the Sub-Funds and shown as net assets attributable to unitholders on the statement of financial position. In order to achieve the investment objectives, the Sub-Funds endeavour to invest their capital in accordance with the investment policies as outlined in Note 1, whilst maintaining sufficient liquidity to meet redemption requests. Such liquidity is augmented by the holding of liquid investments.

4. Fair value measurement

The Sub-Funds classify fair value measurements using a fair value hierarchy that reflects the significance of the inputs used in making the measurements. The fair value hierarchy has the following levels:

Level 1 - Inputs that reflects unadjusted quoted prices in active markets for identical assets or liabilities that the Sub-Funds have the ability to access at measurement date;

Investments whose values are based on quoted market prices in active markets, and are therefore classified within level 1.

Level 2 - Inputs other than quoted prices that are observable for the asset or liability either directly or indirectly, including inputs in markets that are not considered to be active;

Investments that trade in markets that are not considered to be active, but are valued based on quoted market prices, dealer quotations or alternative pricing sources supported by observable inputs are classified within level 2. As level 2 investments include positions that are not traded in active markets and/or are subject to transfer restrictions, valuations may be adjusted to reflect illiquidity and/or non-transferability, which are generally based on available market information.

Level 3 - Inputs that are unobservable.

The level in the fair value hierarchy within which the fair value measurement is categorised in its entirety is determined on the basis of the lowest level input that is significant to the fair value measurement in its entirety. For this purpose, the significance of an input is assessed against the fair value measurement in its entirety. If a fair value measurement uses observable inputs that require significant adjustment based on unobservable inputs, that measurement is a level 3 measurement. Assessing the significance of a particular input to the fair value measurement in its entirety requires judgment, considering factors specific to the asset or liability.

The determination of what constitutes "observable" requires significant judgment by the Managers. The Managers consider observable data to be that market data that is readily available, regularly distributed or updated, reliable and verifiable, not proprietary, and provided by independent sources that are actively involved in the relevant market.

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

4 Fair value measurement (continued)

The following table analyses within the fair value hierarchy the Sub-Funds' financial assets and liabilities measured at fair value at year end date:

BRL 2x Bull Fund

As at 30 June 2019

	Level 1 JPY'000	Level 2 JPY'000	Level 3 JPY'000	Total JPY'000
Financial Assets				
Financial assets at fair value through profit or loss				
Debt securities	291,257	-	-	291,257
Derivatives				
- Index swap transaction	-	4,814	-	4,814
Total	291,257	4,814	-	296,071

As at 30 June 2018

	Level 1 JPY'000	Level 2 JPY'000	Level 3 JPY'000	Total JPY'000
Financial Assets				
Financial assets at fair value through profit or loss				
Debt securities	650,221	-	-	650,221
Total	650,221	-	-	650,221

Financial Liabilities

Financial liabilities at fair value through profit or loss

Derivatives				
- Index swap transaction	-	47,448	-	47,448
Total	-	47,448	-	47,448

BRL 2x Bear Fund

As at 30 June 2019

	Level 1 JPY'000	Level 2 JPY'000	Level 3 JPY'000	Total JPY'000
Financial Assets				
Financial assets at fair value through profit or loss				
Debt securities	21,032	-	-	21,032
Total	21,032	-	-	21,032

Financial Liabilities

Financial liabilities at fair value through profit or loss

Derivatives				
- index swap transaction	-	499	-	499
Total	-	499	-	499

As at 30 June 2018

	Level 1 JPY'000	Level 2 JPY'000	Level 3 JPY'000	Total JPY'000
Financial Assets				
Financial assets at fair value through profit or loss				
Debt securities	62,016	-	-	62,016
Derivatives				
- Index swap transaction	-	6,173	-	6,173
Total	62,016	6,173	-	68,189

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

4 Fair value measurement (continued)

China 2x Bull Fund
As at 30 June 2019

	Level 1 JPY'000	Level 2 JPY'000	Level 3 JPY'000	Total JPY'000
Financial Assets				
Financial assets at fair value through profit or loss				
Debt securities	362,201	-	-	362,201
Derivatives				
- Index swap transaction	-	36,227	-	36,227
Total	362,201	36,227	-	398,428

As at 30 June 2018

	Level 1 JPY'000	Level 2 JPY'000	Level 3 JPY'000	Total JPY'000
Financial Assets				
Financial assets at fair value through profit or loss				
Debt securities	591,581	-	-	591,581
Total	591,581	-	-	591,581

Financial Liabilities

Financial liabilities at fair value through profit or loss

Derivatives

- Index swap transaction

Total

-	164,063	-	164,063
-	164,063	-	164,063

China 2x Bear Fund
As at 30 June 2019

	Level 1 JPY'000	Level 2 JPY'000	Level 3 JPY'000	Total JPY'000
Financial Assets				
Financial assets at fair value through profit or loss				
Debt securities	203,152	-	-	203,152
Total	203,152	-	-	203,152

Financial Liabilities

Financial liabilities at fair value through profit or loss

Derivatives

- Index swap transaction

Total

-	32,938	-	32,938
-	32,938	-	32,938

As at 30 June 2018

	Level 1 JPY'000	Level 2 JPY'000	Level 3 JPY'000	Total JPY'000
Financial Assets				
Financial assets at fair value through profit or loss				
Debt securities	253,347	-	-	253,347
Derivatives				
- Index swap transaction	-	69,312	-	69,312
Total	253,347	69,312	-	322,659

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

4 Fair value measurement (continued)

Gold 2x Bull Fund
As at 30 June 2019

	Level 1 JPY'000	Level 2 JPY'000	Level 3 JPY'000	Total JPY'000
Financial Assets				
Financial assets at fair value through profit or loss				
Debt securities	77,020	-	-	77,020
Derivatives	-	16,548	-	16,548
Total	77,020	16,548	-	93,568

As at 30 June 2018

	Level 1 JPY'000	Level 2 JPY'000	Level 3 JPY'000	Total JPY'000
Financial Assets				
Financial assets at fair value through profit or loss				
Debt securities	150,233	-	-	150,233
Total	150,233	-	-	150,233

Financial LiabilitiesFinancial liabilities at fair value
through profit or loss

Derivatives

- Index swap transaction

	-	15,190	-	15,190
Total	-	15,190	-	15,190

Gold 2x Bear Fund
As at 30 June 2019

	Level 1 JPY'000	Level 2 JPY'000	Level 3 JPY'000	Total JPY'000
Financial Assets				
Financial assets at fair value through profit or loss				
Debt securities	6,506	-	-	6,506
Total	6,506	-	-	6,506

Financial LiabilitiesFinancial liabilities at fair value
through profit or loss

Derivatives

- Index swap transaction

	-	1,224	-	1,224
Total	-	1,224	-	1,224

As at 30 June 2018

	Level 1 JPY'000	Level 2 JPY'000	Level 3 JPY'000	Total JPY'000
Financial Assets				
Financial assets at fair value through profit or loss				
Debt securities	9,002	-	-	9,002
Derivatives	-	935	-	935
- Index swap transaction	-	935	-	935
Total	9,002	935	-	9,937

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

4 Fair value measurement (continued)

India 2x Bull Fund
As at 30 June 2019

	Level 1 JPY'000	Level 2 JPY'000	Level 3 JPY'000	Total JPY'000
Financial Assets				
Financial assets at fair value through profit or loss				
Debt securities	643,994	-	-	643,994
Total	643,994	-	-	643,994
Financial Liabilities				
Financial liabilities at fair value through profit or loss				
Derivatives				
- Index swap transaction	-	32,610	-	32,610
Total	-	32,610	-	32,610

As at 30 June 2018

	Level 1 JPY'000	Level 2 JPY'000	Level 3 JPY'000	Total JPY'000
Financial Assets				
Financial assets at fair value through profit or loss				
Debt securities	1,300,671	-	-	1,300,671
Total	1,300,671	-	-	1,300,671
Financial Liabilities				
Financial liabilities at fair value through profit or loss				
Derivatives				
- Index swap transaction	-	33,874	-	33,874
Total	-	33,874	-	33,874

India 2x Bear Fund
As at 30 June 2019

	Level 1 JPY'000	Level 2 JPY'000	Level 3 JPY'000	Total JPY'000
Financial Assets				
Financial assets at fair value through profit or loss				
Debt securities	128,361	-	-	128,361
Derivatives				
- Index swap transaction	-	4,612	-	4,612
Total	128,361	4,612	-	132,973

As at 30 June 2018

	Level 1 JPY'000	Level 2 JPY'000	Level 3 JPY'000	Total JPY'000
Financial Assets				
Financial assets at fair value through profit or loss				
Debt securities	105,033	-	-	105,033
Derivatives				
- Index swap transaction	-	1,980	-	1,980
Total	105,033	1,980	-	107,013

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

4 Fair value measurement (continued)

Resources Twin Alpha BRL Fund
As at 30 June 2019

	Level 1 JPY'000	Level 2 JPY'000	Level 3 JPY'000	Total JPY'000
Financial Assets				
Financial assets at fair value through profit or loss				
Debt securities	727,021	-	-	727,021
Derivatives				
- Index swap transaction	-	55	-	55
Total	727,021	55	-	727,076

As at 30 June 2018

	Level 1 JPY'000	Level 2 JPY'000	Level 3 JPY'000	Total JPY'000
Financial Assets				
Financial assets at fair value through profit or loss				
Debt securities	1,927,045	-	-	1,927,045
Total	1,927,045	-	-	1,927,045

Financial Liabilities

Financial liabilities at fair value through profit or loss

Derivatives

- Index swap transaction

	-	303,774	-	303,774
--	---	---------	---	---------

Total

	-	303,774	-	303,774
--	---	---------	---	---------

Resources Twin Alpha TRY Fund
As at 30 June 2019

	Level 1 JPY'000	Level 2 JPY'000	Level 3 JPY'000	Total JPY'000
Financial Assets				
Financial assets at fair value through profit or loss				
Debt securities	225,193	-	-	225,193
Derivatives				
-	-	10,324	-	10,324
Total	225,193	10,324	-	235,517

As at 30 June 2018

	Level 1 JPY'000	Level 2 JPY'000	Level 3 JPY'000	Total JPY'000
Financial Assets				
Financial assets at fair value through profit or loss				
Debt securities	403,870	-	-	403,870
Total	403,870	-	-	403,870

Financial Liabilities

Financial liabilities at fair value through profit or loss

Derivatives

- Index swap transaction

	-	53,519	-	53,519
--	---	--------	---	--------

Total

	-	53,519	-	53,519
--	---	--------	---	--------

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

4 Fair value measurement (continued)

Resources Twin Alpha USD Fund
As at 30 June 2019

	Level 1 JPY'000	Level 2 JPY'000	Level 3 JPY'000	Total JPY'000
Financial Assets				
Financial assets at fair value through profit or loss				
Debt securities	833,140	-	-	833,140
Total	833,140	-	-	833,140
Financial Liabilities				
Financial liabilities at fair value through profit or loss				
Derivatives				
- Index swap transaction	-	42,167	-	42,167
Total	-	42,167	-	42,167

As at 30 June 2018

	Level 1 JPY'000	Level 2 JPY'000	Level 3 JPY'000	Total JPY'000
Financial Assets				
Financial assets at fair value through profit or loss				
Debt securities	2,023,060	-	-	2,023,060
Total	2,023,060	-	-	2,023,060
Financial Liabilities				
Financial liabilities at fair value through profit or loss				
Derivatives				
- Foreign exchange transaction	-	117	-	117
- Index swap transaction	-	84,093	-	84,093
Total	-	84,210	-	84,210

AUD Target Maturity Bond Fund 201609
As at 30 June 2019

	Level 1 AUD	Level 2 AUD	Level 3 AUD	Total AUD
Financial assets at fair value through profit or loss				
Performance linked note	-	122,290,853	-	122,290,853
Total	-	122,290,853	-	122,290,853

As at 30 June 2018

	Level 1 AUD	Level 2 AUD	Level 3 AUD	Total AUD
Financial assets at fair value through profit or loss				
Performance linked note	-	125,408,344	-	125,408,344
Total	-	125,408,344	-	125,408,344

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

4 Fair value measurement (continued)

AUD Target Maturity Bond Fund 201612
As at 30 June 2019

	Level 1 AUD	Level 2 AUD	Level 3 AUD	Total AUD
Financial assets at fair value through profit or loss	-	37,281,105	-	37,281,105
Performance linked note	-	-	-	-
Total	-	37,281,105	-	37,281,105

As at 30 June 2018

	Level 1 AUD	Level 2 AUD	Level 3 AUD	Total AUD
Financial assets at fair value through profit or loss	-	37,826,848	-	37,826,848
Performance linked note	-	-	-	-
Total	-	37,826,848	-	37,826,848

Investments that are valued based on quoted market prices in active markets, such as active listed equities and listed futures contracts, are classified within level 1. The Sub-Funds do not adjust the quoted prices for these investments.

Investments that trade in markets that are not considered to be active but are valued based on quoted market prices, dealer quotations or alternative pricing sources supported by observable inputs, such as unlisted debt securities and over-the-counter derivatives, are classified within level 2.

There were no movements between Level 1, 2 and 3 during the year ended 30 June 2019 and 30 June 2018.

The following table analyses, within the fair value hierarchy, the Sub-Funds' assets and liabilities not measured at fair value at 30 June 2019 and 30 June 2018 but for which fair value is disclosed.

BRL 2x Bull Fund
As at 30 June 2019

	Level 1 JPY'000	Level 2 JPY'000	Level 3 JPY'000	Total JPY'000
Assets				
Interest receivable	-	47	-	47
Management fee rebate receivable	-	1,775	-	1,775
Cash and cash equivalents	75,811	-	-	75,811
Other receivables and prepayment	-	259	-	259
Due from unitholders	-	1,820	-	1,820
Total	75,811	3,901	-	79,712
Liabilities				
Amount due to brokers	-	22	-	22
Accrued expenses	-	5,370	-	5,370
Total	-	5,392	-	5,392

As at 30 June 2018

	Level 1 JPY'000	Level 2 JPY'000	Level 3 JPY'000	Total JPY'000
Assets				
Interest receivable	-	223	-	223
Management fee rebate receivable	-	710	-	710
Cash and cash equivalents	199,068	-	-	199,068
Other receivables and prepayment	-	338	-	338
Due from unitholders	-	10,906	-	10,906
Total	199,068	12,177	-	211,245
Liabilities				
Amount due to brokers	-	242	-	242
Due to unitholders	-	15,111	-	15,111
Accrued expenses	-	5,072	-	5,072
Net assets attributable to holders of redeemable units	-	793,593	-	793,593
Total	-	814,018	-	814,018

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

4 Fair value measurement (continued)

BRL 2x Bear Fund
As at 30 June 2019

	Level 1 JPY'000	Level 2 JPY'000	Level 3 JPY'000	Total JPY'000
Assets				
Interest receivable	-	4	-	4
Management fee rebate receivable	-	1,923	-	1,923
Cash and cash equivalents	10,716	-	-	10,716
Other receivables and prepayment	-	258	-	258
Total	10,716	2,185	-	12,901
Liabilities				
Accrued expenses	-	4,189	-	4,189
Total	-	4,189	-	4,189

As at 30 June 2018

	Level 1 JPY'000	Level 2 JPY'000	Level 3 JPY'000	Total JPY'000
Assets				
Interest receivable	-	23	-	23
Management fee rebate receivable	-	941	-	941
Cash and cash equivalents	29,946	-	-	29,946
Other receivables and prepayment	-	337	-	337
Due from unitholders	-	21,390	-	21,390
Total	29,946	22,691	-	52,637
Liabilities				
Amount due to brokers	-	1,249	-	1,249
Due to unitholders	-	1,097	-	1,097
Accrued expenses	-	885	-	885
Net assets attributable to holders of redeemable units	-	117,595	-	117,595
Total	-	120,826	-	120,826

China 2x Bull Fund
As at 30 June 2019

	Level 1 JPY'000	Level 2 JPY'000	Level 3 JPY'000	Total JPY'000
Assets				
Interest receivable	-	102	-	102
Management fee rebate receivable	-	1,538	-	1,538
Cash and cash equivalents	125,014	-	-	125,014
Due from unitholders	-	78,774	-	78,774
Total	125,014	80,414	-	205,428
Liabilities				
Amount due to brokers	-	4,356	-	4,356
Accrued expenses	-	5,511	-	5,511
Total	-	9,867	-	9,867

As at 30 June 2018

	Level 1 JPY'000	Level 2 JPY'000	Level 3 JPY'000	Total JPY'000
Assets				
Interest receivable	-	106	-	106
Amount due from brokers	-	8,274	-	8,274
Management fee rebate receivable	-	724	-	724
Cash and cash equivalents	296,555	-	-	296,555
Due from unitholders	-	50,588	-	50,588
Total	296,555	59,692	-	356,247
Liabilities				
Due to unitholders	-	17,286	-	17,286
Accrued expenses	-	1,749	-	1,749
Net assets attributable to holders of redeemable units	-	764,730	-	764,730
Total	-	783,765	-	783,765

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

4 Fair value measurement (continued)

China 2x Bear Fund
As at 30 June 2019

	Level 1 JPY'000	Level 2 JPY'000	Level 3 JPY'000	Total JPY'000
Assets				
Interest receivable	-	43	-	43
Amount due from brokers	-	648	-	648
Management fee rebate receivable	-	1,718	-	1,718
Cash and cash equivalents	154,287	-	-	154,287
Due from unitholders	-	6,979	-	6,979
Total	154,287	9,388	-	163,675
Liabilities				
Accrued expenses	-	4,856	-	4,856
Total	-	4,856	-	4,856

As at 30 June 2018

	Level 1 JPY'000	Level 2 JPY'000	Level 3 JPY'000	Total JPY'000
Assets				
Interest receivable	-	25	-	25
Amount due from brokers	-	3,577	-	3,577
Management fee rebate receivable	-	792	-	792
Cash and cash equivalents	125,108	-	-	125,108
Due from unitholders	-	27,865	-	27,865
Total	125,108	32,259	-	157,367
Liabilities				
Due to unitholders	-	48,422	-	48,422
Accrued expenses	-	2,162	-	2,162
Net assets attributable to holders of redeemable units	-	429,442	-	429,442
Total	-	480,026	-	480,026

Gold 2x Bull Fund
As at 30 June 2019

	Level 1 JPY'000	Level 2 JPY'000	Level 3 JPY'000	Total JPY'000
Assets				
Interest receivable	-	30	-	30
Management fee rebate receivable	-	1,760	-	1,760
Cash and cash equivalents	11,387	-	-	11,387
Due from unitholders	-	53,709	-	53,709
Total	11,387	55,499	-	66,886
Liabilities				
Amount due to brokers	-	4,757	-	4,757
Accrued expenses	-	4,332	-	4,332
Total	-	9,089	-	9,089

As at 30 June 2018

	Level 1 JPY'000	Level 2 JPY'000	Level 3 JPY'000	Total JPY'000
Assets				
Interest receivable	-	8	-	8
Management fee rebate receivable	-	887	-	887
Cash and cash equivalents	47,460	-	-	47,460
Due from unitholders	-	92	-	92
Total	47,460	987	-	48,447
Liabilities				
Accrued expenses	-	1,657	-	1,657
Net assets attributable to holders of redeemable units	-	181,833	-	181,833
Total	-	183,490	-	183,490

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

4 Fair value measurement (continued)

Gold 2x Bear Fund
As at 30 June 2019

	Level 1 JPY'000	Level 2 JPY'000	Level 3 JPY'000	Total JPY'000
Assets				
Interest receivable	-	1	-	1
Amount due from brokers	-	27	-	27
Management fee rebate receivable	-	1,815	-	1,815
Cash and cash equivalents	4,300	-	-	4,300
Other receivables and prepayment	-	1,116	-	1,116
Due from unitholders	-	260	-	260
Total	4,300	3,219	-	7,519
Liabilities				
Accrued expenses	-	3,660	-	3,660
Total	-	3,660	-	3,660

As at 30 June 2018

	Level 1 JPY'000	Level 2 JPY'000	Level 3 JPY'000	Total JPY'000
Assets				
Interest receivable	-	3	-	3
Amount due from brokers	-	8	-	8
Management fee rebate receivable	-	934	-	934
Cash and cash equivalents	2,089	-	-	2,089
Other receivables and prepayment	-	658	-	658
Total	2,089	1,603	-	3,692
Liabilities				
Due to unitholders	-	108	-	108
Accrued expenses	-	427	-	427
Net assets attributable to holders of redeemable units	-	13,094	-	13,094
Total	-	13,629	-	13,629

India 2x Bull Fund
As at 30 June 2019

	Level 1 JPY'000	Level 2 JPY'000	Level 3 JPY'000	Total JPY'000
Assets				
Interest receivable	-	124	-	124
Amount due from brokers	-	478	-	478
Management fee rebate receivable	-	1,259	-	1,259
Cash and cash equivalents	390,704	-	-	390,704
Due from unitholders	-	22,293	-	22,293
Total	390,704	24,154	-	414,858
Liabilities				
Accrued expenses	-	6,550	-	6,550
Total	-	6,550	-	6,550

As at 30 June 2018

	Level 1 JPY'000	Level 2 JPY'000	Level 3 JPY'000	Total JPY'000
Assets				
Interest receivable	-	402	-	402
Management fee rebate receivable	-	302	-	302
Cash and cash equivalents	431,555	-	-	431,555
Due from unitholders	-	30,183	-	30,183
Total	431,555	30,887	-	462,442
Liabilities				
Amount due to brokers	-	233	-	233
Due to unitholders	-	39,020	-	39,020
Accrued expenses	-	3,167	-	3,167
Net assets attributable to holders of redeemable units	-	1,686,819	-	1,686,819
Total	-	1,729,239	-	1,729,239

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

4 Fair value measurement (continued)

India 2x Bear Fund
As at 30 June 2019

	Level 1 JPY'000	Level 2 JPY'000	Level 3 JPY'000	Total JPY'000
Assets				
Interest receivable	-	40	-	40
Management fee rebate receivable	-	1,768	-	1,768
Cash and cash equivalents	41,278	-	-	41,278
Total	41,278	1,808	-	43,086
Liabilities				
Accrued expenses	-	4,039	-	4,039
Total	-	4,039	-	4,039

As at 30 June 2018

	Level 1 JPY'000	Level 2 JPY'000	Level 3 JPY'000	Total JPY'000
Assets				
Interest receivable	-	37	-	37
Management fee rebate receivable	-	902	-	902
Cash and cash equivalents	28,841	-	-	28,841
Due from unitholders	-	31,796	-	31,796
Total	28,841	32,735	-	61,576
Liabilities				
Amount due to brokers	-	1,017	-	1,017
Due to unitholders	-	1,100	-	1,100
Accrued expenses	-	1,539	-	1,539
Net assets attributable to holders of redeemable units	-	164,933	-	164,933
Total	-	168,589	-	168,589

Resources Twin Alpha BRL Fund
As at 30 June 2019

	Level 1 JPY'000	Level 2 JPY'000	Level 3 JPY'000	Total JPY'000
Assets				
Cash and cash equivalents	105,068	-	-	105,068
Other receivables and prepayment	-	114	-	114
Total	105,068	114	-	105,182
Liabilities				
Accrued expenses	-	6,408	-	6,408
Total	-	6,408	-	6,408

As at 30 June 2018

	Level 1 JPY'000	Level 2 JPY'000	Level 3 JPY'000	Total JPY'000
Assets				
Cash and cash equivalents	499,180	-	-	499,180
Other receivables and prepayment	-	74	-	74
Total	499,180	74	-	499,254
Liabilities				
Accrued expenses	-	6,503	-	6,503
Total	-	6,503	-	6,503

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

4 Fair value measurement (continued)

Resources Twin Alpha TRY Fund
As at 30 June 2019

	Level 1 JPY'000	Level 2 JPY'000	Level 3 JPY'000	Total JPY'000
Assets				
Cash and cash equivalents	19,414	-	-	19,414
Other receivables and prepayment	-	114	-	114
Total	19,414	114	-	19,528
Liabilities				
Accrued expenses	-	4,908	-	4,908
Total	-	4,908	-	4,908

As at 30 June 2018

	Level 1 JPY'000	Level 2 JPY'000	Level 3 JPY'000	Total JPY'000
Assets				
Cash and cash equivalents	137,081	-	-	137,081
Other receivables and prepayment	-	74	-	74
Total	137,081	74	-	137,155
Liabilities				
Accrued expenses	-	4,350	-	4,350
Total	-	4,350	-	4,350

Resources Twin Alpha USD Fund
As at 30 June 2019

	Level 1 JPY'000	Level 2 JPY'000	Level 3 JPY'000	Total JPY'000
Assets				
Cash and cash equivalents	146,752	-	-	146,752
Other receivables and prepayment	-	114	-	114
Total	146,752	114	-	146,866
Liabilities				
Accrued expenses	-	6,210	-	6,210
Total	-	6,210	-	6,210

As at 30 June 2018

	Level 1 JPY'000	Level 2 JPY'000	Level 3 JPY'000	Total JPY'000
Assets				
Cash and cash equivalents	371,319	-	-	371,319
Other receivables and prepayment	-	74	-	74
Total	371,319	74	-	371,393
Liabilities				
Due to unitholders	-	41,757	-	41,757
Accrued expenses	-	6,343	-	6,343
Total	-	48,100	-	48,100

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

4 Fair value measurement (continued)

AUD Target Maturity Bond Fund 201609
As at 30 June 2019

	Level 1 AUD	Level 2 AUD	Level 3 AUD	Total AUD
Assets				
Interest receivable	-	230,300	-	230,300
Amount due from brokers	-	35,767	-	35,767
Cash and cash equivalents	75,143	-	-	75,143
Other receivables and prepayment	-	2,651,414	-	2,651,414
Total	75,143	2,917,481	-	2,992,624
Liabilities				
Due to unitholders	-	35,686	-	35,686
Accrued expenses	-	1,653,599	-	1,653,599
Total	-	1,689,285	-	1,689,285

As at 30 June 2018

	Level 1 AUD	Level 2 AUD	Level 3 AUD	Total AUD
Assets				
Interest receivable	-	246,032	-	246,032
Cash and cash equivalents	18,390	-	-	18,390
Other receivables and prepayment	-	2,750,066	-	2,750,066
Total	18,390	2,996,098	-	3,014,488
Liabilities				
Accrued expenses	-	1,202,649	-	1,202,649
Total	-	1,202,649	-	1,202,649

AUD Target Maturity Bond Fund 201612
As at 30 June 2019

	Level 1 AUD	Level 2 AUD	Level 3 AUD	Total AUD
Assets				
Interest receivable	-	58,236	-	58,236
Cash and cash equivalents	5,792	-	-	5,792
Other receivables and prepayment	-	732,424	-	732,424
Total	5,792	790,660	-	796,452
Liabilities				
Accrued expenses	-	400,349	-	400,349
Total	-	400,349	-	400,349

As at 30 June 2018

	Level 1 AUD	Level 2 AUD	Level 3 AUD	Total AUD
Assets				
Interest receivable	-	61,085	-	61,085
Cash and cash equivalents	5,153	-	-	5,153
Other receivables and prepayment	-	754,039	-	754,039
Total	5,153	815,124	-	820,277
Liabilities				
Accrued expenses	-	287,544	-	287,544
Total	-	287,544	-	287,544

The assets and liabilities included in the above table are carried at amortised cost; their carrying values are a reasonable approximation of fair value.

Amounts due from brokers and other receivables include the contractual amounts for settlement of trades and other obligations due to the Sub-Funds. Amounts due to brokers and accruals represent the contractual amounts and obligations due by the Sub-Funds for settlement of trades and expenses.

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

5. Financial instruments by category

Financial assets

Apart from investments disclosed in the statement of financial position which are classified as at fair value through profit or loss, all other financial assets as disclosed in the statement of financial position, including other receivables, amounts due from brokers, cash and cash equivalents and due from unitholders, are categorised as "other financial receivables".

Financial liabilities

Apart from investments disclosed in the statement of financial position which are classified as fair value through profit or loss, all financial liabilities as disclosed in the statement of financial position, including administration fee payable, management fee payable, trustee fee payable, audit fee payable, amounts due to brokers, other payables and due to unitholders are categorised as "other financial liabilities".

6. Derivative Financial instruments by category

The Sub-Funds hold over-the-counter ("OTC") financial derivative instruments. Each Sub-Fund records its derivative activities on a mark-to-market basis. For OTC contracts, the Sub-Funds enter into master netting agreements with its counterparties. Therefore, assets represent the Sub-Funds' unrealised gain less unrealised losses for OTC contracts in which the Sub-Funds have a master netting agreement. Similarly liabilities represent net amounts owned to counterparties on OTC contracts.

While the prudent use of such derivatives can be beneficial, derivatives also involve risks different from, and in certain cases, greater than, the risks presented by more traditional investments. Returns which are derived from a swap transaction may be more volatile than returns which are derived from the asset underlying the swap transaction.

As of 30 June 2019 and 30 June 2018, the Sub-Funds statement of financial position included the following financial derivative instruments:

	30 June 2019		30 June 2018	
	Notional value	Fair value JPY'000	Notional value	Fair value JPY'000
BRL 2x Bull Fund	559,740,000	4,814	1,231,400,000	(47,448)
BRL 2x Bear Fund	46,490,000	(499)	162,610,000	6,173
China 2x Bull Fund	936,120,000	36,227	1,058,110,000	(164,063)
China 2x Bear Fund	938,490,000	(32,938)	1,048,550,000	69,312
Gold 2x Bull Fund	163,590,000	16,548	227,850,000	(15,190)
Gold 2x Bear Fund	13,260,000	(1,224)	15,250,000	935
India 2x Bull Fund	1,208,420,000	(32,610)	1,989,730,000	(33,874)
India 2x Bear Fund	362,220,000	4,612	296,870,000	1,980
Resources Twin Alpha BRL Fund	890,334	55	1,725,504	(303,774)
Resources Twin Alpha TRY Fund	292,036	10,324	420,368	(53,519)
Resources Twin Alpha USD Fund	713,839	(42,167)	1,310,541	(84,093)

The Sub-Funds have credit risk from OTC contracts when two conditions are present

- (i) the OTC contracts have unrealised gains, net of any collateral and
- (ii) the counterparty to the contract defaults.

The disclosures set out in the tables below include financial assets and financial liabilities that are subject to an enforceable master netting agreement.

The ISDA and similar master netting agreements entered by the Sub-Funds with its counterparties do not meet the criteria for offsetting in the statement of financial position. This is because they create a right of offset of recognised amounts that is enforceable only following an event of default, insolvency or bankruptcy or the Sub-Funds or counterparties do not intend to settle on a net basis or to realise the assets and settle the liabilities simultaneously.

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

6. Derivative Financial instruments by category (continued)

Financial assets which are subject to enforceable master netting agreements or similar agreements for the year ended 30 June 2019 and 30 June 2018 are detailed in the following table:

BRL 2x Bull Fund
30 June 2019

	Gross amounts of recognised financial assets	Gross amounts of recognised financial liabilities set-off in the statement of financial position	Net amounts of financial assets presented in the statement of financial position	Related amounts not set-off in the statement of financial position		Net amount
	JPY'000	JPY'000	JPY'000	Financial Instruments JPY'000	Security collateral JPY'000	JPY'000
Index swap transaction	4,814	-	4,814	-	-	4,814
Total	4,814	-	4,814	-	-	4,814

30 June 2018

	Gross amounts of recognised financial liabilities	Gross amounts of recognised financial assets set-off in the statement of financial position	Net amounts of financial liabilities presented in the statement of financial position	Related amounts not set-off in the statement of financial position		Net amount
	JPY'000	JPY'000	JPY'000	Financial Instrument JPY'000	Security collateral JPY'000	JPY'000
Index swap transaction	(47,448)	-	(47,448)	-	47,448	-
Total	(47,448)	-	(47,448)	-	47,448	-

BRL 2x Bear Fund
30 June 2019

	Gross amounts of recognised financial liabilities	Gross amounts of recognised financial assets set-off in the statement of financial position	Net amounts of financial liabilities presented in the statement of financial position	Related amounts not set-off in the statement of financial position		Net amount
	JPY'000	JPY'000	JPY'000	Financial Instruments JPY'000	Security collateral JPY'000	JPY'000
Index swap transaction	(499)	-	(499)	-	401	(98)
Total	(499)	-	(499)	-	401	(98)

30 June 2018

	Gross amounts of recognised financial assets	Gross amounts of recognised financial liabilities set-off in the statement of financial position	Net amounts of financial assets presented in the statement of financial position	Related amounts not set-off in the statement of financial position		Net amount
	JPY'000	JPY'000	JPY'000	Financial Instrument JPY'000	Security collateral JPY'000	JPY'000
Index swap transaction	6,173	-	6,173	-	(5,040)	1,133
Total	6,173	-	6,173	-	(5,040)	1,133

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

6. Derivative Financial instruments by category (continued)

China 2x Bull Fund
30 June 2019

	Gross amounts of recognised financial assets	Gross amounts of recognised financial liabilities set-off in the statement of financial position	Net amounts of financial assets presented in the statement of financial position	Related amounts not set-off in the statement of financial position		Net amount
	JPY'000	JPY'000	JPY'000	Financial Instruments JPY'000	Security collateral JPY'000	JPY'000
Index swap transaction	36,227	-	36,227	-	-	36,227
Total	36,227	-	36,227	-	-	36,227

30 June 2018

	Gross amounts of recognised financial liabilities	Gross amounts of recognised financial assets set-off in the statement of financial position	Net amounts of financial liabilities presented in the statement of financial position	Related amounts not set-off in the statement of financial position		Net amount
	JPY'000	JPY'000	JPY'000	Financial Instrument JPY'000	Security collateral JPY'000	JPY'000
Index swap transaction	(164,063)	-	(164,063)	-	140,066	(23,997)
Total	(164,063)	-	(164,063)	-	140,066	(23,997)

China 2x Bear Fund
30 June 2019

	Gross amounts of recognised financial liabilities	Gross amounts of recognised financial assets set-off in the statement of financial position	Net amounts of financial liabilities presented in the statement of financial position	Related amounts not set-off in the statement of financial position		Net amount
	JPY'000	JPY'000	JPY'000	Financial Instruments JPY'000	Security collateral JPY'000	JPY'000
Index swap transaction	(32,938)	-	(32,938)	-	32,917	(21)
Total	(32,938)	-	(32,938)	-	32,917	(21)

30 June 2018

	Gross amounts of recognised financial assets	Gross amounts of recognised financial liabilities set-off in the statement of financial position	Net amounts of financial assets presented in the statement of financial position	Related amounts not set-off in the statement of financial position		Net amount
	JPY'000	JPY'000	JPY'000	Financial Instrument JPY'000	Security collateral JPY'000	JPY'000
Index swap transaction	69,312	-	69,312	-	(69,312)	-
Total	69,312	-	69,312	-	(69,312)	-

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

6. Derivative Financial instruments by category (continued)

Gold 2x Bull Fund
30 June 2019

	Gross amounts of recognised financial assets	Gross amounts of recognised financial liabilities set-off in the statement of financial position	Net amounts of financial assets presented in the statement of financial position	Related amounts not set-off in the statement of financial position		Net amount
	JPY'000	JPY'000	JPY'000	Financial Instruments JPY'000	Security collateral JPY'000	JPY'000
Index swap transaction	16,548	-	16,548	-	-	16,548
Total	16,548	-	16,548	-	-	16,548

30 June 2018

	Gross amounts of recognised financial liabilities	Gross amounts of recognised financial assets set-off in the statement of financial position	Net amounts of financial liabilities presented in the statement of financial position	Related amounts not set-off in the statement of financial position		Net amount
	JPY'000	JPY'000	JPY'000	Financial Instrument JPY'000	Security collateral JPY'000	JPY'000
Index swap transaction	(15,190)	-	(15,190)	-	11,518	(3,672)
Total	(15,190)	-	(15,190)	-	11,518	(3,672)

Gold 2x Bear Fund
30 June 2019

	Gross amounts of recognised financial liabilities	Gross amounts of recognised financial assets set-off in the statement of financial position	Net amounts of financial liabilities presented in the statement of financial position	Related amounts not set-off in the statement of financial position		Net amount
	JPY'000	JPY'000	JPY'000	Financial Instruments JPY'000	Security collateral JPY'000	JPY'000
Index swap transaction	(1,224)	-	(1,224)	-	1,101	(123)
Total	(1,224)	-	(1,224)	-	1,101	(123)

30 June 2018

	Gross amounts of recognised financial assets	Gross amounts of recognised financial liabilities set-off in the statement of financial position	Net amounts of financial assets presented in the statement of financial position	Related amounts not set-off in the statement of financial position		Net amount
	JPY'000	JPY'000	JPY'000	Financial Instrument JPY'000	Security collateral JPY'000	JPY'000
Index swap transaction	935	-	935	-	(547)	388
Total	935	-	935	-	(547)	388

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

6. Derivative Financial instruments by category (continued)

India 2x Bull Fund
30 June 2019

	Gross amounts of recognised financial liabilities	Gross amounts of recognised financial assets set-off in the statement of financial position	Net amounts of financial liabilities presented in the statement of financial position	Related amounts not set-off in the statement of financial position		Net amount
	JPY'000	JPY'000	JPY'000	Financial Instruments JPY'000	Security collateral JPY'000	JPY'000
Index swap transaction	(32,610)	-	(32,610)	-	32,610	-
Total	(32,610)	-	(32,610)	-	32,610	-

30 June 2018

	Gross amounts of recognised financial liabilities	Gross amounts of recognised financial assets set-off in the statement of financial position	Net amounts of financial liabilities presented in the statement of financial position	Related amounts not set-off in the statement of financial position		Net amount
	JPY'000	JPY'000	JPY'000	Financial Instrument JPY'000	Security collateral JPY'000	JPY'000
Index swap transaction	(33,874)	-	(33,874)	-	33,874	-
Total	(33,874)	-	(33,874)	-	33,874	-

India 2x Bear Fund
30 June 2019

	Gross amounts of recognised financial assets	Gross amounts of recognised financial liabilities set-off in the statement of financial position	Net amounts of financial assets presented in the statement of financial position	Related amounts not set-off in the statement of financial position		Net amount
	JPY'000	JPY'000	JPY'000	Financial Instruments JPY'000	Security collateral JPY'000	JPY'000
Index swap transaction	4,612	-	4,612	-	-	4,612
Total	4,612	-	4,612	-	-	4,612

30 June 2018

	Gross amounts of recognised financial assets	Gross amounts of recognised financial liabilities set-off in the statement of financial position	Net amounts of financial assets presented in the statement of financial position	Related amounts not set-off in the statement of financial position		Net amount
	JPY'000	JPY'000	JPY'000	Financial Instrument JPY'000	Security collateral JPY'000	JPY'000
Index swap transaction	1,980	-	1,980	-	(1,741)	239
Total	1,980	-	1,980	-	(1,741)	239

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

6. Derivative Financial instruments by category (continued)

Resources Twin Alpha BRL Fund
30 June 2019

	Gross amounts of recognised financial assets	Gross amounts of recognised financial liabilities set-off in the statement of financial position	Net amounts of financial assets presented in the statement of financial position	Related amounts not set-off in the statement of financial position		Net amount
	JPY'000	JPY'000	JPY'000	Financial Instruments JPY'000	Security collateral JPY'000	JPY'000
Index swap transaction	55	-	55	-	-	55
Total	55	-	55	-	-	55

30 June 2018

	Gross amounts of recognised financial liabilities	Gross amounts of recognised financial assets set-off in the statement of financial position	Net amounts of financial liabilities presented in the statement of financial position	Related amounts not set-off in the statement of financial position		Net amount
	JPY'000	JPY'000	JPY'000	Financial Instrument JPY'000	Security collateral JPY'000	JPY'000
Index swap transaction	(303,774)	-	(303,774)	-	303,774	-
Total	(303,774)	-	(303,774)	-	303,774	-

Resources Twin Alpha TRY Fund
30 June 2019

	Gross amounts of recognised financial assets	Gross amounts of recognised financial liabilities set-off in the statement of financial position	Net amounts of financial assets presented in the statement of financial position	Related amounts not set-off in the statement of financial position		Net amount
	JPY'000	JPY'000	JPY'000	Financial Instruments JPY'000	Security collateral JPY'000	JPY'000
Index swap transaction	10,324	-	10,324	-	-	10,324
Total	10,324	-	10,324	-	-	10,324

30 June 2018

	Gross amounts of recognised financial liabilities	Gross amounts of recognised financial assets set-off in the statement of financial position	Net amounts of financial liabilities presented in the statement of financial position	Related amounts not set-off in the statement of financial position		Net amount
	JPY'000	JPY'000	JPY'000	Financial Instrument JPY'000	Security collateral JPY'000	JPY'000
Index swap transaction	(53,519)	-	(53,519)	-	-	(53,519)
Total	(53,519)	-	(53,519)	-	-	(53,519)

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

6. Derivative Financial instruments by category (continued)

Resources Twin Alpha USD Fund
30 June 2019

	Gross amounts of recognised financial liabilities	Gross amounts of recognised financial assets set-off in the statement of financial position	Net amounts of financial liabilities presented in the statement of financial position	Related amounts not set-off in the statement of financial position		Net amount
	JPY'000	JPY'000	JPY'000	Financial Instruments JPY'000	Security collateral JPY'000	JPY'000
Index swap transaction	(42,167)	-	(42,167)	-	42,167	-
Total	(42,167)	-	(42,167)	-	42,167	-

30 June 2018

	Gross amounts of recognised financial liabilities	Gross amounts of recognised financial assets set-off in the statement of financial position	Net amounts of financial liabilities presented in the statement of financial position	Related amounts not set-off in the statement of financial position		Net amount
	JPY'000	JPY'000	JPY'000	Financial Instrument JPY'000	Security collateral JPY'000	JPY'000
Index swap transaction	(84,093)	-	(84,093)	-	84,093	-
Total	(84,093)	-	(84,093)	-	84,093	-

7. Net gains/(losses) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss

BRL 2x Bull Fund

	Year ended 30 June 2019 JPY'000	Year ended 30 June 2018 JPY'000
Net gains/(losses) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss:		
Realised gain/(loss) on investments	30	(175)
Realised loss on financial derivatives	(13,332)	(443,787)
Unrealised gain on investments	407	1,766
Unrealised gain on financial derivatives	52,263	245,252
	<u>39,368</u>	<u>(196,944)</u>

BRL 2x Bear Fund

	Year ended 30 June 2019 JPY'000	Year ended 30 June 2018 JPY'000
Net gains/(losses) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss:		
Realised loss on investments	(2)	(8)
Realised gain on financial derivatives	10,008	13,911
Unrealised gain on investments	103	33
Unrealised loss on financial derivatives	(6,672)	(6,942)
	<u>3,437</u>	<u>6,994</u>

China 2x Bull Fund

	Year ended 30 June 2019 JPY'000	Year ended 30 June 2018 JPY'000
Net gains/(losses) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss:		
Realised loss on investments	(19)	(31)
Realised (loss)/gain on financial derivatives	(256,008)	143,867
Unrealised (loss)/gain on investments	(3)	201
Unrealised gain/(loss) on financial derivatives	199,638	(158,827)
	<u>(56,392)</u>	<u>(14,790)</u>

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

7. Net gains/(losses) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss (continued)

China 2x Bear Fund

	Year ended 30 June 2019 JPY'000	Year ended 30 June 2018 JPY'000
Net gains/(losses) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss:		
Realised loss on investments	(5)	(23)
Realised gain/(loss) on financial derivatives	84,229	(298,011)
Unrealised gain on investments	212	523
Unrealised (loss)/gain on financial derivatives	(103,888)	75,525
	<u>(19,452)</u>	<u>(221,986)</u>

Gold 2x Bull Fund

	Year ended 30 June 2019 JPY'000	Year ended 30 June 2018 JPY'000
Net gains/(losses) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss:		
Realised (loss)/gain on investments	(14)	35
Realised (loss)/gain on financial derivatives	(9,884)	77,667
Unrealised gain on investments	114	1,067
Unrealised gain/(loss) on financial derivatives	31,739	(24,578)
	<u>21,955</u>	<u>54,191</u>

Gold 2x Bear Fund

	Year ended 30 June 2019 JPY'000	Year ended 30 June 2018 JPY'000
Net gains/(losses) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss:		
Realised loss on investments	-	(11)
Realised gain/(loss) on financial derivatives	947	(1,709)
Unrealised gain on investments	8	52
Unrealised (loss)/gain on financial derivatives	(2,167)	2,052
	<u>(1,212)</u>	<u>384</u>

India 2x Bull Fund

	Year ended 30 June 2019 JPY'000	Year ended 30 June 2018 JPY'000
Net gains/(losses) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss:		
Realised loss on investments	(36)	(239)
Realised gain on financial derivatives	114,863	264,312
Unrealised gain on investments	1,967	2,136
Unrealised gain/(loss) on financial derivatives	1,264	(24,885)
	<u>118,058</u>	<u>241,324</u>

India 2x Bear Fund

	Year ended 30 June 2019 JPY'000	Year ended 30 June 2018 JPY'000
Net gains/(losses) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss:		
Realised loss on investments	(8)	(10)
Realised gain/(loss) on financial derivatives	3,037	(55,317)
Unrealised gain on investments	62	152
Unrealised gain on financial derivatives	2,632	5,623
	<u>5,723</u>	<u>(49,552)</u>

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

7. Net gains/(losses) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss (continued)

Resources Twin Alpha BRL Fund

	Year ended 30 June 2019 JPY'000	Year ended 30 June 2018 JPY'000
Net gains/(losses) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss:		
Realised gain on investments	15,537	10,938
Realised (loss)/gain on financial derivatives	(494,492)	191,988
Unrealised loss on investments	(7,111)	(33,003)
Unrealised gain on financial derivatives	303,828	377,449
	<u>(182,238)</u>	<u>547,372</u>

Resources Twin Alpha TRY Fund

	Year ended 30 June 2019 JPY'000	Year ended 30 June 2018 JPY'000
Net gains/(losses) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss:		
Realised gain on investments	8,289	832
Realised (loss)/gain on financial derivatives	(148,105)	92,044
Unrealised loss on investments	(8,749)	(3,786)
Unrealised gain/(loss) on financial derivatives	63,843	(19,353)
	<u>(84,722)</u>	<u>69,737</u>

Resources Twin Alpha USD Fund

	Year ended 30 June 2019 JPY'000	Year ended 30 June 2018 JPY'000
Net gains/(losses) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss:		
Realised gain on investments	116,690	200,265
Realised (loss)/gain on financial derivatives	(274,854)	509,212
Unrealised loss on investments	(104,883)	(217,223)
Unrealised gain on financial derivatives	41,927	254,485
	<u>(221,120)</u>	<u>746,739</u>

AUD Target Maturity Bond Fund 201609

	Year ended 30 June 2019 AUD	Year ended 30 June 2018 AUD
Net gains/(losses) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss:		
Realised gain/(loss) on investments	6,298	(197,796)
Unrealised gain on investments	4,389,307	6,852,737
	<u>4,395,605</u>	<u>6,654,941</u>

AUD Target Maturity Bond Fund 201612

	Year ended 30 June 2019 AUD	Year ended 30 June 2018 AUD
Net gains/(losses) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss:		
Realised gain on investments	135,045	1,167,494
Unrealised gain on investments	966,397	1,405,463
	<u>1,101,442</u>	<u>2,572,957</u>

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

8. Redeemable participating units in issue

Redeemable participating units are classified as equity and liabilities when there is only one class and more than one classes of units respectively. Redeemable participating units are carried at the redemption amount that is payable at the date of the statement of financial position if the holders exercise their rights to put the units back to the Sub-Funds for cash at the relevant dealing day.

Redeemable participating units are issued and redeemed at the option of the holders at prices based on the Sub-Funds' net asset value per unit at the time of issue or redemption.

The Sub-Funds' net asset value per unit is calculated by dividing the net assets attributable to holders of each class of redeemable participating units with the total number of outstanding redeemable participating units for each respective class. In accordance with the provisions of the Sub-Fund's regulations, investment positions are valued based on the quoted market prices for the purpose of determining the net asset value per unit for subscriptions and redemptions. Unitholders may redeem their units on any dealing day which is daily in whole or in part.

In addition, in accordance with the explanatory memorandum, the preliminary expenses incurred in the formation of the Trust and the Sub-Funds are borne by the Sub-Fund. Such expenses will be paid out of the assets of the Sub-Funds and amortised over 3 years or 6 years or as determined by the Manager. However, as stated in Note 2(l), the accounting policy of the Sub-Funds for the purpose of compliance with IFRS and for reporting purpose is to expense the expenses incurred in the formation of the Sub-Funds in the period in which they arose.

Each Sub-Fund net assets value represents an equity or liabilities in the statement of financial position, carried at the redemption amount that would be payable at the statement of financial position date if the unitholders exercised the right to redeem the units.

For the purpose of these financial statements, the following are required to be recognised in the calculation of the Sub-Funds' net assets value:

As at 30 June 2019 the Sub-Fund, China 2x Bull Fund has a subscription of index swap which is not included in the net asset value for subscriptions and redemptions. For the purpose of these financial statements, they are required to be recognised in the calculation of the Sub-Funds' net assets value.

As at 30 June 2018, China 2x Bear Fund, has redemption of index swap which is not included in the net asset value for subscriptions and redemptions.

A reconciliation of the equity (or NAV) per the financial statements and the trading net asset value for issuing/redeeming units at the financial year end is prepared below:

	2019 JPY'000	2018 JPY'000
BRL 2x Bull Fund		
Equity/liabilities as per statement of financial position	370,391	793,593
Trading net asset value (for subscriptions and redemptions purposes)	370,391	793,593
BRL 2x Bear Fund		
Equity/liabilities as per statement of financial position	29,245	117,595
Trading net asset value (for subscriptions and redemptions purposes)	29,245	117,595
China 2x Bull Fund		
Equity/liabilities as per statement of financial position	593,989	764,730
Trading net asset value (for subscriptions and redemptions purposes)	593,989	764,730
China 2x Bear Fund		
Equity/liabilities as per statement of financial position	329,033	429,442
Realised gain/loss due to backdated trade	-	50
Trading net asset value (for subscriptions and redemptions purposes)	329,033	429,492

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

8. Redeemable participating units in issue (continued)

	2019 JPY'000	2018 JPY'000
Gold 2x Bull Fund		
Equity/liabilities as per statement of financial position	151,365	181,833
Trading net asset value (for subscriptions and redemptions purposes)	151,365	181,833
Gold 2x Bear Fund		
Equity/liabilities as per statement of financial position	9,141	13,094
Trading net asset value (for subscriptions and redemptions purposes)	9,141	13,094
India 2x Bull Fund		
Equity/liabilities as per statement of financial position	1,019,692	1,686,819
Trading net asset value (for subscriptions and redemptions purposes)	1,019,692	1,686,819
India 2x Bear Fund		
Equity/liabilities as per statement of financial position	172,020	164,933
Trading net asset value (for subscriptions and redemptions purposes)	172,020	164,933
Resources Twin Alpha BRL Fund		
Equity as per statement of financial position	825,850	2,116,022
Trading net asset value (for subscriptions and redemptions purposes)	825,850	2,116,022
Resources Twin Alpha TRY Fund		
Equity as per statement of financial position	250,137	483,156
Trading net asset value (for subscriptions and redemptions purposes)	250,137	483,156
Resources Twin Alpha USD Fund		
Equity as per statement of financial position	931,629	2,262,143
Trading net asset value (for subscriptions and redemptions purposes)	931,629	2,262,143
AUD Target Maturity Bond Fund 201609		
Equity as per statement of financial position	123,594,192	127,220,183
Trading net asset value (for subscriptions and redemptions purposes)	123,594,192	127,220,183
AUD Target Maturity Bond Fund 201612		
Equity as per statement of financial position	37,677,208	38,359,581
Trading net asset value (for subscriptions and redemptions purposes)	37,677,208	38,359,581

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

8. Redeemable participating units in issue (continued)

The Sub-Funds, BRL 2x Bull Fund, BRL 2x Bear Fund, China 2x Bull Fund, China 2x Bear Fund, Gold 2x Bull Fund, Gold 2x Bear Fund, India 2x Bull Fund and India 2x Bear Fund, issue one class and two classes of units as at 30 June 2019 and 30 June 2018 respectively.

The Sub-Funds, Resources Twin Alpha BRL Fund, Resources Twin Alpha TRY Fund, Resources Twin Alpha USD Fund, AUD Target Maturity Bond Fund 201609 and AUD Target Maturity Bond Fund 201612, have one class of units as at 30 June 2019 and 30 June 2018.

As at 30 June 2018, the Sub-Funds, BRL 2x Bull Fund, BRL 2x Bear Fund, China 2x Bull Fund, China 2x Bear Fund, Gold 2x Bull Fund, Gold 2x Bear Fund, India 2x Bull Fund and India 2x Bear Fund have Class A and Class B in issue.

	BRL 2x Bull Fund		BRL 2x Bear Fund	
	2019	2018	2019	2018
Class B				
Number of units in issue at the beginning of year	25,950	-	3,120	-
Units issued	57,030	25,950	20,320	3,120
Units redeemed	(44,330)	-	(20,180)	-
Number of units in issue at the end of year	38,650	25,950	3,260	3,120
Net asset value (or Equity) - JPY'000	370,391	244,750	29,245	32,876
Net asset value per unit - JPY'000	9.583	9.432	8.971	10.537
	BRL 2x Bull Fund		BRL 2x Bear Fund	
	2019	2018	2019	2018
Class A				
Number of units in issue at the beginning of year	58,800	171,190	11,700	21,630
Units issued	-	68,770	-	11,670
Units redeemed	(58,800)	(181,160)	(11,700)	(21,600)
Number of units in issue at the end of year	-	58,800	-	11,700
Net asset value (or Equity) - JPY'000	-	548,843	-	84,719
Net asset value per unit - JPY'000	-	9.334	-	7.241
	China 2x Bull Fund		China 2x Bear Fund	
	2019	2018	2019	2018
Class B				
Number of units in issue at the beginning of year	59,170	-	13,210	-
Units issued	311,810	59,170	94,900	14,190
Units redeemed	(287,260)	-	(74,890)	(980)
Number of units in issue at the end of year	83,720	59,170	33,220	13,210
Net asset value (or Equity) - JPY'000	593,989	486,598	329,033	157,357
Net asset value per unit - JPY'000	7.095	8.224	9.905	11.912
	China 2x Bull Fund		China 2x Bear Fund	
	2019	2018	2019	2018
Class A				
Number of units in issue at the beginning of year	27,900	25,690	47,360	79,940
Units issued	-	113,780	-	76,190
Units redeemed	(27,900)	(111,570)	(47,360)	(108,770)
Number of units in issue at the end of year	-	27,900	-	47,360
Net asset value (or Equity) - JPY'000	-	278,132	-	272,085
Net asset value per unit - JPY'000	-	9.969	-	5.745

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

8. Redeemable participating units in issue (continued)

	Gold 2x Bull Fund		Gold 2x Bear Fund	
	2019	2018	2019	2018
Class B				
Number of units in issue at the beginning of year	5,520	-	90	-
Units issued	31,560	5,520	5,130	100
Units redeemed	(22,730)	-	(4,140)	(10)
Number of units in issue at the end of year	14,350	5,520	1,080	90
Net asset value (or Equity) - JPY'000	151,365	50,905	9,141	969
Net asset value per unit - JPY'000	10.548	9.222	8.464	10.767
	Gold 2x Bull Fund		Gold 2x Bear Fund	
	2019	2018	2019	2018
Class A				
Number of units in issue at the beginning of year	18,030	90,011	1,170	3,990
Units issued	-	74,370	-	14,800
Units redeemed	(18,030)	(146,351)	(1,170)	(17,620)
Number of units in issue at the end of year	-	18,030	-	1,170
Net asset value (or Equity) - JPY'000	-	130,928	-	12,125
Net asset value per unit - JPY'000	-	7.262	-	10.363
	India 2x Bull Fund		India 2x Bear Fund	
	2019	2018	2019	2018
Class B				
Number of units in issue at the beginning of year	14,250	-	6,080	-
Units issued	255,300	14,250	78,060	6,080
Units redeemed	(163,730)	-	(63,290)	-
Number of units in issue at the end of year	105,820	14,250	20,850	6,080
Net asset value (or Equity) - JPY'000	1,019,692	139,655	172,020	61,488
Net asset value per unit - JPY'000	9.636	9.800	8.250	10.113
	India 2x Bull Fund		India 2x Bear Fund	
	2019	2018	2019	2018
Class A				
Number of units in issue at the beginning of year	157,070	291,600	16,140	25,710
Units issued	-	285,820	-	70,250
Units redeemed	(157,070)	(420,350)	(16,140)	(79,820)
Number of units in issue at the end of year	-	157,070	-	16,140
Net asset value (or Equity) - JPY'000	-	1,547,164	-	103,485
Net asset value per unit - JPY'000	-	9.850	-	6.412

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

8. Redeemable participating units in issue (continued)

	Resources Twin Alpha BRL Fund		Resources Twin Alpha TRY Fund	
	2019	2018	2019	2018
Class 1412				
Number of units in issue at the beginning of year	2,152,031	4,018,868	545,291	772,904
Units issued	36,058	44,451	-	37,595
Units redeemed	(1,091,759)	(1,911,288)	(166,722)	(265,208)
Number of units in issue at the end of year	1,096,330	2,152,031	378,569	545,291
Net asset value (or Equity) - JPY'000	825,850	2,116,022	250,137	483,156
Net asset value per unit - JPY'000	0.753	0.983	0.661	0.886
	Resources Twin Alpha USD Fund			
	2019	2018		
Class 1412				
Number of units in issue at the beginning of year	1,626,092	3,371,975		
Units issued	-	-		
Units redeemed	(751,006)	(1,745,883)		
Number of units in issue at the end of year	875,086	1,626,092		
Net asset value (or Equity) - JPY'000	931,629	2,262,143		
Net asset value per unit - JPY'000	1.065	1.391		
	AUD Target Maturity Bond Fund 201609 Fund 201612			
	2019	2018	2019	2018
Class B				
Number of units in issue at the beginning of year	1,270,730	1,799,130	353,060	513,100
Units issued	-	-	-	-
Units redeemed	(76,600)	(528,400)	(15,430)	(160,040)
Number of units in issue at the end of year	1,194,130	1,270,730	337,630	353,060
Net asset value (or Equity) - AUD	123,594,192	127,220,183	37,677,208	38,359,581
Net asset value per unit - AUD	103.50	100.12	111.59	108.65

9. Management fee

The Manager is entitled to receive management fee for each Sub-Fund as disclosed in the Prospectus or a Supplement from time to time.

The Manager may voluntarily undertake to reduce or waive its management fee to reduce expenses of a Sub-Fund to the extent that such expenses exceed such lower expense limitation as the Manager may voluntarily declare to be effective. The Manager may terminate or modify this voluntary undertaking at any time at its sole discretion upon notice in writing to the trustee and unitholders.

The Manager has agreed to reimburse expenses if the total expenses including administration fee, custody fee, trustee fee, registrar fee, financial reporting fee and CIMA registration annual fee exceed 1.5% of NAV for BRL 2x Bull Fund, BRL 2x Bear Fund, China 2x Bull Fund, China 2x Bear Fund, Gold 2x Bull Fund, Gold 2x Bear Fund, India 2x Bull Fund and India 2x Bear Fund.

The Manager is charging a management fee of 0.46% of NAV for Resources Twin Alpha BRL Fund, Resources Twin Alpha TRY Fund, Resources Twin Alpha USD Fund.

The Manager is charging a management fee of 0.51% of the investment of (i) the initial issue price and (ii) the number of outstanding units in issue as of relevant Valuation Day. The Manager will pay, out of this fee, the fees and expenses of the Trustee, Custodian, Administrator, Transfer Agent and Auditor for AUD Target Maturity Bond Fund 201609 and the AUD Target Maturity Bond Fund 201612.

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

9. Management fee (continued)

Please see below for the amounts incurred during the period and amounts payable at the year ended 30 June 2019:

	BRL 2x Bull Fund		BRL 2x Bear Fund	
	Year ended 30 June 2019 JPY'000	Year ended 30 June 2018 JPY'000	Year ended 30 June 2019 JPY'000	Year ended 30 June 2018 JPY'000
Management fee rebate	(3,550)	(2,209)	(3,895)	(3,981)
Management fee rebate receivable	(1,775)	(710)	(1,923)	(941)
	China 2x Bull Fund		China 2x Bear Fund	
	Year ended 30 June 2019 JPY'000	Year ended 30 June 2018 JPY'000	Year ended 30 June 2019 JPY'000	Year ended 30 June 2018 JPY'000
Management fee rebate	(3,047)	(3,171)	(3,381)	(2,987)
Management fee rebate receivable	(1,538)	(724)	(1,718)	(792)
	Gold 2x Bull Fund		Gold 2x Bear Fund	
	Year ended 30 June 2019 JPY'000	Year ended 30 June 2018 JPY'000	Year ended 30 June 2019 JPY'000	Year ended 30 June 2018 JPY'000
Management fee rebate	(3,518)	(3,103)	(3,616)	(3,516)
Management fee rebate receivable	(1,760)	(887)	(1,815)	(934)
	India 2x Bull Fund		India 2x Bear Fund	
	Year ended 30 June 2019 JPY'000	Year ended 30 June 2018 JPY'000	Year ended 30 June 2019 JPY'000	Year ended 30 June 2018 JPY'000
Management fee rebate	(2,383)	(531)	(3,541)	(3,317)
Management fee rebate receivable	(1,259)	(302)	(1,768)	(902)
	Resources Twin Alpha BRL Fund		Resources Twin Alpha TRY Fund	
	Year ended 30 June 2019 JPY'000	Year ended 30 June 2018 JPY'000	Year ended 30 June 2019 JPY'000	Year ended 30 June 2018 JPY'000
Management fee incurred	3,914	10,205	935	1,957
Management fee payable	686	1,878	199	399
	Resources Twin Alpha USD Fund		AUD Target Maturity Bond Fund 201609	
	Year ended 30 June 2019 JPY'000	Year ended 30 June 2018 JPY'000	Year ended 30 June 2019 AUD	Year ended 30 June 2018 AUD
Management fee incurred	4,380	9,188	615,845	699,057
Management fee payable	807	1,848	216,723	166,704
	AUD Target Maturity Bond Fund 201612			
	Year ended 30 June 2019 AUD	Year ended 30 June 2018 AUD		
Management fee incurred	145,369	162,854		
Management fee payable	40,036	39,115		

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

10. Trustee fee

The Sub-Funds pays trustee fees at rates agreed from time to time. The Trustee is also be entitled to recover out-of-pocket expenses in performing its services.

As of 26 April 2016, the trustee fee has been changed to a fixed annual fee of US\$2,500 per Sub-Fund.

The Manager will pay the trustee fee for the Sub-Funds , AUD Target Maturity Bond Fund 201609 and AUD Target Maturity Bond Fund 201612.

Please see below for the amounts incurred during the year and amounts payable at the year ended 30 June 2019 and 30 June 2018:

	BRL 2x Bull Fund		BRL 2x Bear Fund	
	Year ended 30 June 2019	Year ended 30 June 2018	Year ended 30 June 2019	Year ended 30 June 2018
	JPY'000	JPY'000	JPY'000	JPY'000
Trustee fee incurred	361	320	361	320
Trustee fee prepayment	(259)	(338)	(258)	(337)
	China 2x Bull Fund		China 2x Bear Fund	
	Year ended 30 June 2019	Year ended 30 June 2018	Year ended 30 June 2019	Year ended 30 June 2018
	JPY'000	JPY'000	JPY'000	JPY'000
Trustee fee incurred	322	320	322	320
Trustee fee payable	363	43	363	43
	Gold 2x Bull Fund		Gold 2x Bear Fund	
	Year ended 30 June 2019	Year ended 30 June 2018	Year ended 30 June 2019	Year ended 30 June 2018
	JPY'000	JPY'000	JPY'000	JPY'000
Trustee fee incurred	321	320	321	320
Trustee fee payable	363	41	363	41
	India 2x Bull Fund		India 2x Bear Fund	
	Year ended 30 June 2019	Year ended 30 June 2018	Year ended 30 June 2019	Year ended 30 June 2018
	JPY'000	JPY'000	JPY'000	JPY'000
Trustee fee incurred	321	320	321	320
Trustee fee payable	322	-	313	85
	Resources Twin Alpha BRL Fund		Resources Twin Alpha TRY Fund	
	Year ended 30 June 2019	Year ended 30 June 2018	Year ended 30 June 2019	Year ended 30 June 2018
	JPY'000	JPY'000	JPY'000	JPY'000
Trustee fee incurred	269	426	269	426
Trustee fee prepayment	(114)	(74)	(114)	(74)
	Resources Twin Alpha USD Fund			
	Year ended 30 June 2019	Year ended 30 June 2018		
	JPY'000	JPY'000		
Trustee fee incurred	269	428		
Trustee fee prepayment	(114)	(74)		

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

11. Administrators fee

The administrators, BNP Paribas Securities Services, operating through its Singapore Branch and BNP Paribas Fund Services Dublin Limited, are paid a service fee as may be agreed between the directors and the Administrator from time to time. In addition, the Administrators are entitled to receive out of the assets of the Fund other service fees, transaction fees and out-of-pocket expenses as set out in the administration agreement.

The Manager will pay the administrator fee for the Sub-Funds, AUD Target Maturity Bond Fund 201609 and AUD Target Maturity Bond Fund 201612.

Please see below for the amounts incurred during the year and amounts payable at the year ended 30 June 2019 and 30 June 2018:

	BRL 2x Bull Fund		BRL 2x Bear Fund	
	Year ended 30 June 2019 JPY'000	Year ended 30 June 2018 JPY'000	Year ended 30 June 2019 JPY'000	Year ended 30 June 2018 JPY'000
Administration fee incurred	2,542	2,473	2,542	2,473
Administration fee payable	3,170	2,495	3,170	577
	China 2x Bull Fund		China 2x Bear Fund	
	Year ended 30 June 2019 JPY'000	Year ended 30 June 2018 JPY'000	Year ended 30 June 2019 JPY'000	Year ended 30 June 2018 JPY'000
Administration fee incurred	2,223	2,218	2,223	2,261
Administration fee payable	2,767	544	2,767	544
	Gold 2x Bull Fund		Gold 2x Bear Fund	
	Year ended 30 June 2019 JPY'000	Year ended 30 June 2018 JPY'000	Year ended 30 June 2019 JPY'000	Year ended 30 June 2018 JPY'000
Administration fee incurred	2,223	2,280	2,223	2,282
Administration fee payable	2,767	544	2,767	139
	India 2x Bull Fund		India 2x Bear Fund	
	Year ended 30 June 2019 JPY'000	Year ended 30 June 2018 JPY'000	Year ended 30 June 2019 JPY'000	Year ended 30 June 2018 JPY'000
Administration fee incurred	2,223	2,218	2,223	2,265
Administration fee payable	2,767	544	2,767	544
	Resources Twin Alpha BRL Fund		Resources Twin Alpha TRY Fund	
	Year ended 30 June 2019 JPY'000	Year ended 30 June 2018 JPY'000	Year ended 30 June 2019 JPY'000	Year ended 30 June 2018 JPY'000
Administration fee incurred	2,481	2,452	2,481	2,456
Administration fee payable	3,087	2,464	3,105	2,478
	Resources Twin Alpha USD Fund			
	Year ended 30 June 2019 JPY'000	Year ended 30 June 2018 JPY'000		
Administration fee incurred	2,481	2,444		
Administration fee payable	3,103	2,476		

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

12. Custodian fee

The custodian, BNP Paribas Securities Services, operating through its Singapore Branch, is paid a service fee as may be agreed between the directors and the custodian from time to time. In addition, the custodian is entitled to receive out of the assets of the Sub-Funds other service fees, transaction fees and out-of-pocket expenses as set out in the custodian agreement.

The Manager will pay the custodian fee for the Sub-Funds, AUD Target Maturity Bond Fund 201609 and AUD Target Maturity Bond Fund 201612.

Please see below for the amounts incurred during the year and amounts payable at the year ended 30 June 2019 and 30 June 2018:

	BRL 2x Bull Fund		BRL 2x Bear Fund	
	Year ended 30 June 2019	Year ended 30 June 2018	Year ended 30 June 2019	Year ended 30 June 2018
	JPY'000	JPY'000	JPY'000	JPY'000
Custody fee incurred	282	565	225	501
Custody fee payable	367	397	280	55
	China 2x Bull Fund		China 2x Bear Fund	
	Year ended 30 June 2019	Year ended 30 June 2018	Year ended 30 June 2019	Year ended 30 June 2018
	JPY'000	JPY'000	JPY'000	JPY'000
Custody fee incurred	298	42	252	218
Custody fee payable	535	252	500	284
	Gold 2x Bull Fund		Gold 2x Bear Fund	
	Year ended 30 June 2019	Year ended 30 June 2018	Year ended 30 June 2019	Year ended 30 June 2018
	JPY'000	JPY'000	JPY'000	JPY'000
Custody fee incurred	235	262	215	157
Custody fee payable	475	276	428	216
	India 2x Bull Fund		India 2x Bear Fund	
	Year ended 30 June 2019	Year ended 30 June 2018	Year ended 30 June 2019	Year ended 30 June 2018
	JPY'000	JPY'000	JPY'000	JPY'000
Custody fee incurred	377	289	230	142
Custody fee payable	750	543	453	238
	Resources Twin Alpha BRL Fund		Resources Twin Alpha TRY Fund	
	Year ended 30 June 2019	Year ended 30 June 2018	Year ended 30 June 2019	Year ended 30 June 2018
	JPY'000	JPY'000	JPY'000	JPY'000
Custody fee incurred	916	1,405	416	875
Custody fee payable	1,636	1,277	853	759
	Resources Twin Alpha USD Fund			
	Year ended 30 June 2019	Year ended 30 June 2018		
	JPY'000	JPY'000		
Custody fee incurred	735	1,039		
Custody fee payable	1,317	1,124		

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

13. Transfer Agency and Registrar

The transfer agency and registrar, BNP Paribas Trust Services Singapore Limited, is paid a service fee as may be agreed between the directors and the transfer agency and registrar from time to time. In addition, the transfer agency and registrar is entitled to receive out of the assets of the Sub-Funds other service fees, transaction fees and out-of-pocket expenses as set out in the transfer agency and registrar services agreement.

14. Distribution

Resources Twin Alpha BRL Fund	2019 JPY'000	2018 JPY'000
July 2018 Dividend Distribution at JPY 10 per unit for the year ended June 2019	21,150	-
August 2018 Dividend Distribution at JPY 10 per unit for the year ended June 2019	16,654	-
September 2018 Dividend Distribution at JPY 10 per unit for the year ended June 2019	15,364	-
October 2018 Dividend Distribution at JPY 10 per unit for the year ended June 2019	14,697	-
November 2018 Dividend Distribution at JPY 10 per unit for the year ended June 2019	14,455	-
December 2018 Dividend Distribution at JPY 5 per unit for the year ended June 2019	7,272	-
January 2019 Dividend Distribution at JPY 5 per unit for the year ended June 2019	7,111	-
February 2019 Dividend Distribution at JPY 5 per unit for the year ended June 2019	6,881	-
March 2019 Dividend Distribution at JPY 5 per unit for the year ended June 2019	6,768	-
April 2019 Dividend Distribution at JPY 5 per unit for the year ended June 2019	6,381	-
May 2019 Dividend Distribution at JPY 10 per unit for the year ended June 2019	10,963	-
June 2019 Dividend Distribution at JPY 8 per unit for the year ended June 2019	8,772	-
July 2017 Dividend Distribution at JPY 40 per unit for the year ended June 2018	-	147,817
August 2017 Dividend Distribution at JPY 30 per unit for the year ended June 2018	-	95,500
September 2017 Dividend Distribution at JPY 30 per unit for the year ended June 2018	-	89,416
October 2017 Dividend Distribution at JPY 30 per unit for the year ended June 2018	-	82,713
November 2017 Dividend Distribution at JPY 30 per unit for the year ended June 2018	-	77,536
December 2017 Dividend Distribution at JPY 40 per unit for the year ended June 2018	-	98,560
January 2018 Dividend Distribution at JPY 40 per unit for the year ended June 2018	-	96,610
February 2018 Dividend Distribution at JPY 40 per unit for the year ended June 2018	-	94,888
March 2018 Dividend Distribution at JPY 30 per unit for the year ended June 2018	-	71,166
April 2018 Dividend Distribution at JPY 20 per unit for the year ended June 2018	-	45,803
May 2018 Dividend Distribution at JPY 20 per unit for the year ended June 2018	-	44,550
June 2018 Dividend Distribution at JPY 20 per unit for the year ended June 2018	-	43,932
	<u>136,468</u>	<u>988,491</u>

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

14. Distribution (continued)

Resources Twin Alpha TRY Fund	2019 JPY'000	2018 JPY'000
July 2018 Dividend Distribution at JPY 5 per unit for the year ended June 2019	2,726	-
August 2018 Dividend Distribution at JPY 5 per unit for the year ended June 2019	2,306	-
September 2018 Dividend Distribution at JPY 5 per unit for the year ended June 2019	2,236	-
October 2018 Dividend Distribution at JPY 5 per unit for the year ended June 2019	2,180	-
November 2018 Dividend Distribution at JPY 5 per unit for the year ended June 2019	2,180	-
December 2018 Dividend Distribution at JPY 5 per unit for the year ended June 2019	2,145	-
January 2019 Dividend Distribution at JPY 5 per unit for the year ended June 2019	2,056	-
February 2019 Dividend Distribution at JPY 5 per unit for the year ended June 2019	2,056	-
March 2019 Dividend Distribution at JPY 5 per unit for the year ended June 2019	1,971	-
April 2019 Dividend Distribution at JPY 5 per unit for the year ended June 2019	1,921	-
May 2019 Dividend Distribution at JPY 5 per unit for the year ended June 2019	1,893	-
June 2019 Dividend Distribution at JPY 3 per unit for the year ended June 2019	1,137	-
July 2017 Dividend Distribution at JPY 30 per unit for the year ended June 2018	-	21,840
August 2017 Dividend Distribution at JPY 15 per unit for the year ended June 2018	-	10,089
September 2017 Dividend Distribution at JPY 20 per unit for the year ended June 2018	-	12,642
October 2017 Dividend Distribution at JPY 30 per unit for the year ended June 2018	-	17,897
November 2017 Dividend Distribution at JPY 30 per unit for the year ended June 2018	-	17,913
December 2017 Dividend Distribution at JPY 30 per unit for the year ended June 2018	-	18,234
January 2018 Dividend Distribution at JPY 30 per unit for the year ended June 2018	-	17,187
February 2018 Dividend Distribution at JPY 30 per unit for the year ended June 2018	-	16,580
March 2018 Dividend Distribution at JPY 20 per unit for the year ended June 2018	-	11,053
April 2018 Dividend Distribution at JPY 10 per unit for the year ended June 2018	-	5,527
May 2018 Dividend Distribution at JPY 10 per unit for the year ended June 2018	-	5,442
June 2018 Dividend Distribution at JPY 20 per unit for the year ended June 2018	-	10,906
	24,807	165,310

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

14. Distribution (continued)

Resources Twin Alpha USD Fund	2019 JPY'000	2018 JPY'000
July 2018 Dividend Distribution at JPY 10 per unit for the year ended June 2019	16,261	-
August 2018 Dividend Distribution at JPY 10 per unit for the year ended June 2019	14,202	-
September 2018 Dividend Distribution at JPY 10 per unit for the year ended June 2019	13,642	-
October 2018 Dividend Distribution at JPY 10 per unit for the year ended June 2019	11,439	-
November 2018 Dividend Distribution at JPY 10 per unit for the year ended June 2019	11,250	-
December 2018 Dividend Distribution at JPY 10 per unit for the year ended June 2019	10,865	-
January 2019 Dividend Distribution at JPY 10 per unit for the year ended June 2019	10,481	-
February 2019 Dividend Distribution at JPY 10 per unit for the year ended June 2019	10,051	-
March 2019 Dividend Distribution at JPY 10 per unit for the year ended June 2019	9,702	-
April 2019 Dividend Distribution at JPY 10 per unit for the year ended June 2019	9,546	-
May 2019 Dividend Distribution at JPY 10 per unit for the year ended June 2019	9,139	-
June 2019 Dividend Distribution at JPY 10 per unit for the year ended June 2019	8,752	-
July 2017 Dividend Distribution at JPY 30 per unit for the year ended June 2018	-	90,420
August 2017 Dividend Distribution at JPY 15 per unit for the year ended June 2018	-	26,510
September 2017 Dividend Distribution at JPY 10 per unit for the year ended June 2018	-	24,722
October 2017 Dividend Distribution at JPY 30 per unit for the year ended June 2018	-	69,120
November 2017 Dividend Distribution at JPY 30 per unit for the year ended June 2018	-	62,657
December 2017 Dividend Distribution at JPY 30 per unit for the year ended June 2018	-	60,470
January 2018 Dividend Distribution at JPY 30 per unit for the year ended June 2018	-	57,107
February 2018 Dividend Distribution at JPY 30 per unit for the year ended June 2018	-	54,345
March 2018 Dividend Distribution at JPY 20 per unit for the year ended June 2018	-	35,503
April 2018 Dividend Distribution at JPY 20 per unit for the year ended June 2018	-	34,882
May 2018 Dividend Distribution at JPY 20 per unit for the year ended June 2018	-	33,747
June 2018 Dividend Distribution at JPY 20 per unit for the year ended June 2018	-	33,128
	135,330	582,611

PassIM Trust**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)****15. Taxation**

There is, at present, no direct taxation in the Cayman Islands and interest, dividends and gains payable to the Sub-Funds in respect of the Trust will be received free of all Cayman Islands taxes. Each Sub-Fund is registered as an "exempted trust" pursuant to the Trusts Law (as amended). The Trustee has applied for, and expects to receive, an undertaking from the Governor in Cabinet of the Cayman Islands to the effect that, for a period of 50 years from the creation of each Sub-Fund, no law that thereafter is enacted in the Cayman Islands imposing any tax or duty to be levied on income or on capital assets, gains or appreciation or any tax in the nature of estate duty or inheritance tax will apply to any property comprised in or any income arising under each Sub-Fund, or to the Unitholders thereof, in respect of any such property or income.

The Cayman Islands are not party to any double taxation treaties. Under current Cayman Islands law no tax will be charged in the Cayman Islands on profits or gains of a Sub-Fund and dividends of a Sub-Fund will be payable to unitholders reside in or outside the Cayman Islands without deduction of tax. No stamp duty is levied in the Cayman Islands on the transfer or redemption of units in a Sub-Fund. The Sub-Funds invest in securities issued by entities which are domiciled in countries other than the Cayman Islands. Many of these foreign countries have tax laws which indicate that capital gains taxes are required to be determined on a self assessment basis and, therefore, such taxes may not be deducted by the Sub-Fund's broker on a "withholding" basis.

16. Transactions with related parties/associates

Parties are considered to be related if one party has the ability to control the other party to exercise significant influence over the other party in making financial or operational decision disclosed in notes 9, 10, 11, 12 and 13.

All related party transactions were entered into in the ordinary course of business and on normal commercial terms.

17. Post Balance Sheet events

There are no significant events after the year end date that would have an impact to the financial statements.

18. Approval of financial statements

The financial statements were approved and authorised for issue by the Trustee and the Manager on 19 December 2019.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2019年10月末日現在)

	豪ドル	円（IVを除く）
I. 資産総額	127,242,858.97	9,580,114,852
II. 負債総額	1,638,507.08	123,363,198
III. 純資産総額（I－II）	125,604,351.89	9,456,751,654
IV. 発行済口数	1,189,110口	
V. 1口当たり純資産価格（IV／V）	105.63	7,953

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（1）受益証券の名義書換

受益記名式証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 BNPパリバ・トラスト・サービシズ・シンガポール・リミテッド

取扱場所 シンガポール 049319 #01-01 コルヤー・キー 20

日本の受益者については、受益証券の保管を販売会社に委託している場合には、販売会社を通じて販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

（2）受益者集会

受託会社または管理会社は、いつでも、（以下の定めに従い）適切と考えられる時期および場所において受益者集会を招集することができ、また受益者集会に出席し、議決権を行使する権利を有し、かつ、当該時点においてその受益者が登録されている受益証券（管理会社が保有する受益証券を除く。）の総数の50%以上を保有する受益者の書面による要求があった場合は、管理会社がかかる受益者集会を招集するものとし、信託証書別紙1の規定がこれに適用されるものとする。管理会社は、いずれの集会についても、通知を受領し、出席し、および発言する権利を有するものとする。受託会社は、いずれの集会にも出席し、発言する権利を有するものとする。

信託証書別紙1の規定に従い適式に招集および開催された受益者集会は、信託証書第39条の定めに従い受託会社および管理会社が承認する当該信託証書の規定の変更、改定もしくは追加を承認する普通決議、当該信託証書第29.2条（iii）の定めに従い管理会社の退任を決定する普通決議、当該信託証書第33.6条の定めに従い本トラストを終了する普通決議、または関連する政府当局の事前の承認に基づき、本トラストの再建スキームならびに本トラストに関して発行された英文目論見書に記載される投資目的および投資方針もしくは投資制限およびこれに関するすべての修正および補足の変更、改定もしくは追加（受託会社および管理会社により承認されるものとする。）を承認する普通決議を行う法的能力を有するものとするが、いかなる追加またはその他の権限も有しないものとする。

すべての集会に関して、関連する受益者に対して14日以上前の通知（当該通知が送達され、または送達されたとみなされる日および当該通知が行われる日を含む。）が信託証書に定める方法により行われるものとする。通知には、集会の場所、日時および提案される決議案の条件が明記されるものとする。管理会社が集会を招集する場合を除き、通知の写しを管理会社に郵送するものとする。受託会社が集会を招集する場合を除き、通知の写しを受託会社に郵送するものとする。受益者に対する通知の偶然の送付漏れまたは受益者の通知不受理は、集会の議事を無効としないものとする。

定足数は、1名以上の受益者本人または議決権行使代理人の出席とする。但し、管理会社の任命の終了に係る決議を検討する動議が提出された集会の場合は、定足数は、当該時点において発行済みの議決権付受益証券の口数の50%以上を保有または代理する受益者本人または議決権行使代理人の出席とする。当該議事の開始時において必要な定足数が出席していない限り、いずれの集会においても議事を審議してはならないものとする。

各集会におけるすべての決議および議事の議事録は、管理会社の費用で、管理会社により作成され、かつ、その目的のために随時提供される帳簿に適式に記入されるものとし、前記のかかる議事録は、集会の議長により署名されたとする場合、当該議事録に記載された事項の確定的証拠となるものとし、それに反する事実が証明されるまで、かかる各集会は、議事録が作成された議事に関して、適式に開催および招集されたもの、また、当該集会で可決されたすべての決議は適式に可決されたものとみなされるものとする。

（３）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は、いかなる者（米国人および（制限付例外がある。）ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含む。）による受益証券の取得も制限することができる。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

（1）資本金の額（2019年10月末日現在）

払込済資本金の額 2,500万米ドルおよび1英ポンド（約27億2,175万円）

発行済株式総数 25,000,001株（1株1米ドルの普通株式25,000,000株および額面1英ポンドの普通株式1株）

授權株式 管理会社は授權株式資本を有さず、そのため管理会社によって発行され得る株式数または株式資本に上限はない。

最近5年間ににおける授權株式数に係る変化はない。

（2）会社の機構

管理会社は、英国の2006年会社法に基づいて、非公開有限責任会社として設立された。管理会社の取締役は、管理会社の事業の経営につき責任を負い、かかる経営の目的において管理会社のすべての権限を行使することができる。管理会社の株主は、特別決議により、特定の行為を行うか、または行わないよう取締役に対して指図することができる。かかる特別決議はいずれも、取締役が当該決議の可決前に行ったいかなる事項も無効とするものではない。

取締役は、他の取締役に対して会議の通知を行うことまたは会社秘書役（もしあれば）にかかる通知を行うための権限を与えることにより、取締役会を招集することができる。

取締役として行為する意志を有し、かつ、取締役として行為することを法律で許可される者は、以下のいずれかの方法により取締役の任命を受けることができる。

（i）通常決議

（ii）取締役会の決定

管理会社の普通株式の過半数の保有者は、ある者を取締役任命することおよび取締役を解任することができる。任命または解任は、かかる保有者またはその代理人により署名が付された管理会社に対する書面による通知をもって行われるものとし、当該通知が管理会社の登記上の事務所に提出されたか、またはいずれかの取締役会に提出された時点で効力を生じるものとする。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、本トラストのAIFMに指定されており、AIFMD規則に従い、英国のFCAによる認可を受けている。管理会社の主たる活動は、集団投資スキームおよび特別目的ヴィークルの管理である。管理会社は、FCAの規制対象の資産運用会社であり、J.P.モルガンチェース投資銀行部門内に拠点を置く。管理会社は、その活動の中でもとりわけ、世界（米国を除く。）の法人顧客および仲介業者に対して、個々に合わせてカスタマイズされた資産運用商品を提供することに重点を置いている。

管理会社は、本トラストのAIFMおよび投資運用者として行為し、本トラストの資産の日々の投資運用を行い、本トラストに関するリスク管理機能を担い、本トラストに関連するサポート業務を提供する責任を負う。また管理会社は、AIFMDの遵守について責任を負う。

2019年10月末日現在、管理会社は以下のとおり投資信託の管理および運用を行っている。

(2019年10月末日現在)

種類（基本的性格）	設立国	本数	純資産額の合計 (米ドル)
ストラクチャード・ファンド	アイルランド	13	約1,620百万
	ルクセンブルク	1	約375百万
	ケイマン諸島	19	約769百万

3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、英国における法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等であるプライスウォーターハウスクーパース エルエルピーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. 管理会社の原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2019年10月31日現在における株式会社三井住友銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝108.87円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円による金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

（１）【貸借対照表】

J.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッド

貸借対照表
2018年12月31日現在

	注記	2018年		2017年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
流動資産					
現金および現金等価物	13	15,039,799	1,637,383	17,004,256	1,851,253
債権	14	1,366,872	148,811	1,236,755	134,646
		16,406,671	1,786,194	18,241,011	1,985,899
流動負債					
債務：					
1年以内に返済予定の金額	15	(2,531,571)	(275,612)	(1,495,751)	(162,842)
純流動資産		13,875,100	1,510,582	16,745,260	1,823,056
純資産		13,875,100	1,510,582	16,745,260	1,823,056
株主資本					
払込済株主資本	16	25,000,002	2,721,750	25,000,002	2,721,750
その他の準備金		34,864	3,796	34,864	3,796
累積損失		(11,159,766)	(1,214,964)	(8,289,606)	(902,489)
株主資本合計		13,875,100	1,510,582	16,745,260	1,823,056

注記は、本財務書類の不可欠の一部である。

2019年4月18日に取締役会が本財務書類を承認し、取締役会を代表して署名：

マシュー・メリング
取締役

2019年4月18日

（２）【損益計算書】

J.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッド

損益計算書

2018年12月31日に終了した年度

	注記	2018年		2017年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
営業収益	6	2,298,136	250,198	3,651,421	397,530
営業費用	6	(1,829,170)	(199,142)	(1,879,542)	(204,626)
管理費用		(3,471,754)	(377,970)	(3,108,726)	(338,447)
その他の収益	7	33,904	3,691	2,487	271
営業損失		(2,968,884)	(323,222)	(1,334,360)	(145,272)
利息および類似収益	8	117,398	12,781	46,813	5,097
支払利息および類似費用	9	(18,674)	(2,033)	(4,775)	(520)
所得税控除前損失	10	(2,870,160)	(312,474)	(1,292,322)	(140,695)
所得税	11	—	—	—	—
会計年度の損失		(2,870,160)	(312,474)	(1,292,322)	(140,695)

包括利益計算書

上記の当年度損失以外に、包括利益または包括費用のその他の勘定科目はなかった（2017年：なし）。その結果、会計年度の損失とは、当年度および前年度の両方における包括費用の合計を表わす。

注記は、本財務書類の不可欠の一部である。

J.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッド

株主資本変動計算書
2018年12月31日に終了した年度

注記	払込済株主資本		その他の準備金		累積損失		株主資本合計	
	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
2017年1月1日								
現在残高	25,000,002	2,721,750	34,864	3,796	(6,997,284)	(761,794)	18,037,582	1,963,752
当年度損失	—	—	—	—	(1,292,322)	(140,695)	(1,292,322)	(140,695)
2017年12月31日								
現在残高	25,000,002	2,721,750	34,864	3,796	(8,289,606)	(902,489)	16,745,260	1,823,056
当年度損失	—	—	—	—	(2,870,160)	(312,474)	(2,870,160)	(312,474)
2018年12月31日								
現在残高	25,000,002	2,721,750	34,864	3,796	(11,159,766)	(1,214,964)	13,875,100	1,510,582

その他の準備金は、当社が従業員に付与した株式に基づく報奨に関連する。

注記は、本財務書類の不可欠の一部である。

J.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッド

財務書類に対する注記

１．一般情報

当社はイングランドおよびウェールズにおいて設立され、同地に本拠地を置く非公開有限責任会社である。当社の直接の親会社は、アメリカ合衆国（以下「米国」という。）、デラウェア州で設立されたザ・ベア・スターンズ・カンパニーズ・エルエルシーである。当社の最終の親会社および当社の業績が連結される唯一のグループの親会社は、米国デラウェア州で設立されたJPモルガン・チェース・アンド・カンパニー（以下「会社」または「JPモルガン」という。）である。会社の連結財務書類は、当社の登記事務所（イングランド E14 5JP、ロンドン、カナリー・ワーフ、バンク・ストリート25）より入手可能である。

２．作成基準

本財務書類は、財務報告基準第101号「開示減免のフレームワーク」（以下「FRS第101号」という。）に準拠して作成されている。FRS第101号は、欧州連合（以下「EU」という。）によって採用された国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）の認識および測定に係る要求事項を適用しており、開示は簡素化されている。

本財務書類は、取得原価主義および2006年会社法に準拠して継続企業基準で作成されている。前年度の金額に対する組み替えは、当年度の表示と一致させ、本財務書類における残高の性質に関する追加的な透明性と情報を提供するために行われている。

FRS第101号に準拠した本財務書類の作成にあたり、EUによって採用されたIFRSの以下の要求事項の例外規定が適用されている。

- ・ 当グループの資本性金融商品に関する株式報酬の一定の開示（IFRS第2号「株式に基づく報酬」第45(b)項および第46項から第52項）
- ・ 株式資本の調整に関する比較情報の開示（IAS第1号第38項「財務諸表の表示」（以下「IAS第1号」という。）IAS第1号第79(a)(iv)項）
- ・ IFRSへの準拠表明（IAS第1号第16項）
- ・ 遡及的な会計方針の変更、修正再表示または組み替えに関する第3の貸借対照表（IAS第1号第40A-D項）
- ・ キャッシュ・フロー計算書および関連する注記（IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」）
- ・ 公表済であるが未発効である新基準または改訂基準に関する開示（IAS第8号第30項および第31項「会計方針、会計上の見積りの変更および誤謬」）
- ・ 主要な経営陣の報酬の開示（IAS第24号第17項「関連当事者に関する開示」（以下「IAS第24号」という。））
- ・ 完全所有グループ会社との関連当事者取引（IAS第24号）

2.1 会計および報告の進展

2018年12月31日に終了した年度中に適用された基準

IFRS第9号の適用

当社は、2018年1月1日よりIAS第39号「金融商品の認識および測定」に取って代わるIFRS第9号「金融商品」を適用した。IFRS第9号の適用により、金融資産の減損を含む金融資産の分類および測定ならびに損益を通じて公正価値で測定するよう指定される特定の金融負債に関する損益の表示が変更となった。当社の会計方針の変更についての詳細情報は注記4を参照のこと。

IFRS第9号の要件は、2018年1月1日より適用されている。IFRS第9号の移行規定で認められるとおり、当社は比較対象期間の修正再表示を行わないことを選択した。

当社のIFRS第9号への移行についての詳細情報は注記19を参照のこと。

IFRS第15号の適用

2018年1月1日より、当社はIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」（以下「IFRS第15号」という。）を適用した。IFRS第15号は、顧客との契約から生じる収益は、物品またはサービスの支配権の譲渡時に受領する見込みの対価の額で認識することを要求している。IFRS第15号はまた、特定の契約費用（損益計算書において収益と相殺できるかどうかを含む）の会計処理を変更し、収益および契約費用について追加的な開示を要求している。

IFRS第15号は、完全な遡及的アプローチまたは修正された累積的影響アプローチを使用して適用することを認めており、当該指針が適用となるのは、適用日における既存の契約と当該日以降に取引された新規契約についてののみである。当社は、完全な遡及的方法を使用してIFRS第15号を適用した。

IFRS第15号の適用による、当社の収益の認識のタイミングまたは表示に重要な変更はなかった。

当社の収益についての詳細情報は注記6を参照のこと。

3. 重要な会計上の見積りおよび判断

財務書類の作成においては、一般に経営陣が、当該財務書類の認識額に影響を及ぼす判断、見積りおよび仮定を行うことが要求される。当社の事業の性質および残高により、本財務書類の作成にあたり、重要な会計上の見積りや判断は必要とされない。

4. 重要な会計方針

本財務書類の作成に適用されている重要な会計方針は、以下に記載される通りである。別段の記載がない限り、表示される各年度に対して、当該方針が一貫して適用されている。

4.1 為替換算

外貨建ての貨幣性資産および貨幣性負債は、貸借対照表日の為替レートによりアメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）に換算される。外貨建ての損益項目は、取引日の為替レートにより米ドルに換算される。換算により生じる損益は、損益計算書に直接計上される。

取得原価で計上されている外貨建ての非貨幣性項目は、取引日の為替レートにより米ドルに換算される。

4.2 機能通貨および表示通貨

当社の財務書類に含まれる項目は、企業が運営を行う主要な経済環境の通貨を使用して測定される（以下「機能通貨」という。）。米ドルが、当社の機能通貨および表示通貨と見なされる。

4.3 損益の認識

資産運用報酬

当該収益のカテゴリーには、投資運用および関連サービスからの報酬が含まれる。

投資運用報酬は通常、運用資産の価値に基づいており、運用サービスが提供される各期間毎に、当該期間に係る運用資産の価値が把握可能となる期末に回収および認識される。当社は、資産運用事業に関連して、販売およびその他のサービスを提供する契約上の取決めを第三者と締結している。

第三者のサービス提供者へ支払われる金額は、ファンド関連費用の営業費用に計上される。営業費用には、保管費用、決済手数料および為替手数料、規制対応費用、管理事務報酬、監査報酬または弁護士報酬が含まれるが、これらに限定されない。費用は、対象の契約が法的に拘束力を有する時点、または合意された（後日の）支払期日に認識される。

4.4 引当金

引当金は、過去の事象の結果として当社が現在の債務を（法的または推定的に）有しており、当該債務を決済するために経済的便益の流出が必要となる可能性が高く、また当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識される。

4.5 年金およびその他の退職後給付

当社は、従業員のために確定拠出制度を運用している。

確定拠出制度は、当社が一定額の拠出金を別の事業体に支払う年金制度である。当期および過去の期間における従業員役務に関連する給付金を全従業員に支払うための十分な資産が基金にない場合、当社が追加拠出を行う法的または推定的義務はない。確定拠出型年金制度に拠出される債務は、費用として認識され、発生基準で損益計算書に計上される。

4.6 株式に基づく報酬制度

株式に基づく報奨は、会社のインセンティブ報奨制度に基づき当社の従業員に対して行われる。かかる株式、新株予約権、または株式オプションの公正価値は、条件付報奨が付与された時点で測定される。当該評価額は、雇用主の社会保障費用または他の給与税と共に成果基準に関連する期間にわたり、当社に対する報酬費用として認識される。付与されたすべての報奨は、株式による決済である。当社は、権利喪失の水準を見積り、付与日時点においてかかる権利喪失率を適用する。

さらに、会社のインセンティブ制度に基づき、従業員が資本性商品を得る権利を有するまでに満たされなければならない条件が考慮される。インセンティブ制度の一環として、制限付株式報奨に関する会社の退職資格規定では、退職資格が効力を生じる時点において当該報奨が全額費用計上されているように、報奨の加速償却が求められる。

4.7 現金および現金等価物

現金および現金等価物には、現金および銀行預金ならびに満期が3か月または3か月未満の銀行への貸出金が含まれる。

4.8 当期法人税および繰延法人税

課税所得（当期税）に係る未払法人税は、利益が発生した期間の費用として認識される。控除対象となる損失に係る未収還付法人税は、当期または過年度に生じた課税所得との相殺により還付可能とみなされる場合にのみ、当期税金資産として認識される。当期税金は、貸借対照表日現在に施行されている、または実質的に施行されている税率および税法を使用して算定される。

繰延税は、資産負債の課税基準額と財務書類上の簿価額との差額から生じる一時的差異に対して、負債法を用いて、全額引き当てられる。繰延税は、貸借対照表日までに施行され、または実質的に施行されている税率および法律が、当該繰延税金資産が実現し、もしくは繰延税金負債が決済される時点において適用されているとの予測の下に、それらの税率および法律を使用して算定される。繰延税金資産および繰延税金負債は、法的な権利があり、かつ純額ベースによる決済の意向がある場合にのみ相殺される。

4.9 金融商品

会計方針の変更

2018年1月1日付のIFRS第9号の適用により、当社は、金融資産および金融負債の分類および測定ならびに金融資産の減損について会計方針を置き換えまたは実質的に改訂した。IFRS第9号はまた、IFRS第7号「金融商品：開示」（以下「IFRS第7号」という。）のような金融商品を取り扱うその他の基準を大幅に改訂している。IFRS第7号の開示は、当期にのみ適用されている。比較対象期間の注記の開示では、前年度に行われた開示を繰り返している。

これらの新しいまたは改訂された方針は、IAS第39号のもとに対応する方針とともに、以下の表に記載される。当社は、IFRS第9号の適用に際して比較対象期間の修正再表示を行わないことを選択したため、IAS第39号の方針は、本財務書類に表示される前期の比較情報と会計方針が異なっていることを理解するために用いるものとする。

4.9.1 金融資産および金融負債

IFRS第9号	IAS第39号
金融資産および金融負債	
i. 金融資産および金融負債の認識	
当社は、金融資産および金融負債を、当該商品の契約条項の当事者となった時点で認識する。金融資産の通常方法による売買は、取引日基準会計を用いて認識される。	当社が当該商品の契約条項の当事者となった時点で、貸借対照表においてデリバティブを認識する。償却原価による貸付金および未収金ならびに金融負債は、当社が当該商品の契約条項の当事者となった時点で認識される。金融資産の通常方法による売買は、当社が資産の売買を約定する日である取引日に認識される。
ii. 金融資産および金融負債の分類および測定	

当初認識時に、金融資産は、償却原価、その他の包括利益を通じた公正価値、または損益を通じた公正価値で測定されるものに分類される。分類は、金融資産を管理するビジネスモデルとその契約上のキャッシュ・フローの特性の両方に基づく。当社が資産グループのビジネスモデルを決定するに当たり検討する要因は、これらの資産のキャッシュ・フローがどのように回収されたか、資産のパフォーマンスがどのように評価され主要経営陣に報告されたか、リスクはどのように評価され管理されているか、および管理者がどのように報酬を受けているのかについての過去の実績が含まれる。 当初認識時、金融負債は、償却原価または損益を通じた公正価値のどちらかで測定されるものに分類される。	当社は、その金融資産および金融負債を当初認識時に以下のカテゴリーに分類している。 売買目的で保有する金融資産および金融負債、損益を通じて公正価値で測定するよう指定された金融資産および金融負債、ならびに償却原価で保有する貸付金および未収金ならびに金融負債。
償却原価で測定される金融資産および金融負債	償却原価で測定される貸付金および未収金ならびに金融負債

金融資産は、それらが、契約上のキャッシュ・フローを回収することを目的とするビジネスモデルに基づき保有され（回収目的保有）、かつキャッシュ・フローがもっぱら元本および利息の支払いのみである契約条件（以下「SPPI」という。）を有する場合、償却原価で測定される。当社は、SPPIの評価を行うに当たり、契約上のキャッシュ・フローが、基本的な貸付の取決めと整合性があるかどうか（すなわち、利息は、基本的な貸付の取決めと整合した貨幣の時間価値、信用リスク、その他の基本的貸付リスクおよび利益マージンに対する対価のみが含まれる。）を検討する。契約条件に、基本的な貸付の取決めと整合性のないリスクまたはボラティリティーに対するエクスポージャーを導入する場合、関連する金融資産は、損益を通じた公正価値で分類および測定される。組込デリバティブを有する金融資産は、そのキャッシュ・フローがもっぱら元本および利息の支払いのみであるかどうかを決定する際に全体的に検討される。これらの基準の適用の結果、負債性金融資産のみが償却原価で測定される資格を有する。 償却原価で測定される金融資産には、現金および現金等価物ならびに債権が含まれる。 金融負債は、それらが売買目的で保有または損益を通じて公正価値で測定されるよう指定されていない限り、償却原価で測定される。償却原価で測定される金融負債には、債務および未払金が含まれる。	貸付金および未収金とは、デリバティブ以外の金融資産で、支払額が固定されている、または決定可能であり、活発な市場での相場がないものである。ただし、売買目的保有として分類または損益を通じて公正価値で測定するよう指定されるものを除く。貸付金および未収金には、現金および現金等価物ならびに債権が含まれる。 貸付金および未収金は、直接関連する増分取引コストを含む公正価値で当初に認識される。それらは、その後、減損引当金を含む償却原価で測定される。利息は、実効金利法を用いて損益計算書の「利息および類似収益」に認識される。金融負債には、買掛金および未払金が含まれ、直接関連する増分取引コストを含む公正価値で当初に認識され、その後、実効金利法を用いて償却原価で測定される。 実効金利法は、金融資産または金融負債（または金融資産もしくは金融負債のグループ）の償却原価を計算するために用いられる。それは、該当する期間の受取利息または支払利息を配分するための方法である。
--	--

償却原価で測定される金融資産および金融負債は、当初に、取引費用を含む公正価値で認識される。当初に認識された金額は、その後、元本支払額と実効金利法を用いた経過利息が減額される。さらに、金融資産の簿価は、損益を通じて予想信用損失の引当金を認識することで調整される。 実効金利法は、該当する期間の受取利息または支払利息を配分するために用いられる。実効金利とは、金融資産または金融負債の予想残存期間（場合によっては、より短い期間）にわたって将来の現金支払額または受取額の見積額を、金融資産または金融負債の正味帳簿価額に割りきする率である。実効金利は、金融資産または金融負債の当初認識時に設定される。実効金利の計算には、すべての手数料の授受、取引コストおよび実効金利の不可欠な部分であるディスカウントまたはプレミアムが含まれる。取引コストとは、金融資産または金融負債の取得、発行または処分に直接起因する増分コストである。	実効金利とは、金融資産または金融負債の予想残存期間（場合によっては、より短い期間）にわたって将来の現金支払額または受取額の見積額を、金融資産または金融負債の正味帳簿価額に正確に割りきする率である。実効金利は、金融資産または金融負債の当初認識時に設定される。実効金利の計算には、すべての手数料の授受、取引コストおよび実効金利の不可欠な部分であるディスカウントまたはプレミアムが含まれる。取引コストは、金融資産または金融負債の取得、発行または処分に直接起因する増分コストである。
---	--

4.9.2 金融資産の減損

IFRS第9号	IAS第39号
金融資産の減損	金融資産の減損
当社は、償却原価で測定される金融資産についてECLを認識する。 ECLの引当金は、その時点の予想信用損失に基づき金融商品の当初認識時に認識される。貸倒引当金には、当初認識後に信用リスクの著しい増加が観察されていない金融商品の向こう12か月間にデフォルトとなる可能性のある金融商品（「ステージ1」）、または当初認識後に信用リスクの著しい増加が観察されている金融商品の存続期間を通じてデフォルトとなる可能性がある金融商品（「ステージ2」）についてのECLが含まれる。 また、報告日に信用損失の客観的証拠がある場合（「ステージ3」）、金融商品について存続期間のECLも含める。金融商品の適切なステージを決定するに当たり、当社は、会社全体の定義の統一を維持するため、バーゼルのデフォルト定義と整合性のあるデフォルト定義を適用する。 ECLモデルに基づく信用損失ステージの決定は、信用リスクの著しい増加（「SICR」）に対する測定に依拠する。SICRの決定に当たり、当社は、既存のリスク管理指標、信用格付の変動および合理的かつ裏付け可能な将来の予測情報が含まれるが、それに限定されない定量的検証を行っている。将来の予測情報は、会社全体の経済予測に特化したチームにより構成され、監視されるマクロ経済要因を組み込んだ様々なシナリオを反映している。	当社は、金融資産または金融資産のポートフォリオが減損しているという客観的な証拠があるかどうかを、貸借対照表の日付ごとに評価する。金融資産または金融資産のポートフォリオは、当該資産の当初認識後に生じた1つ以上の事象の結果として減損の客観的証拠が存在し、かつ当該事象（または複数の事象）が、信頼性をもって見積ることができる金融資産または金融資産グループの見積将来キャッシュ・フローに悪影響を及ぼす場合またその場合に限り、減損しているとみなされる。 貸付金および未収金の減損損失は、当該金融資産の帳簿価額と当該金融資産の実効金利で割引いた見積将来キャッシュ・フローの現在価値との差額として測定される。損失は、貸借対照表上の減損した資産の帳簿価額に対して、損益計算書で認識される。利息は、金融資産の当初の実効金利に基づいて、減額された帳簿価額に対して引き続き発生する。 当社は、未決済の前払金の全額または一部の回収に重大な疑義があるような、借り手の信用度が悪化していることについて検討する場合、個別引当金が貸付金および未収金に対して設定される。また貸倒引当金は、特定されていないが、過去の実績から判断できる、貸借対照表の日付現在の貸付金および未収金のポートフォリオにおいて生じている損失を補填するために設定される。当該引当金は、貸付金および未収金のポートフォリオの評価に沿って、引当金の適切な計上または戻し入れによって月次ベースで調整される。

ECLモデルを通じた予想信用損失の定量化の主要なインプット要素には、デフォルト確率（「PD」）、デフォルト時損失率（「LGD」）およびデフォルト時エクスポージャー（「EAD」）が含まれる。当社は、IFRS第9号において重複する既存の規制および資本の枠組みを可能な限り効率的および効果的に活用することを目指す。既存の枠組みとIFRS第9号に基づく要件との間に生じた差異は、特定され、随時調整される。ECLモデルへのインプットは、過去のデータ一式と予想信用損失を見積もるための合理的かつ裏付け可能な予測期間を取り込む。	貸倒引当金は、遅滞やデフォルト率などの要因を考慮し、現在のエクスポージャーをモデル化することによって決定される。 その後の期間において、減損損失の額が減少し、その減少が減損の認識後に生じた事象に客観的に関連付けることができる場合、以前に認識された減損損失は損益計算書上で戻し入れなければならない。金融資産の帳簿価額において、戻入額は、減損を戻し入れた日付現在、減損が認識されていなかったとした場合での償却原価を超過するようなことはできない。
--	--

4.9.3 受取および支払利息

IFRS第9号	IAS第39号
受取利息および支払利息	受取利息および支払利息
金融資産が、信用損失に陥らない限り、受取利息は、予想信用損失に対する引当金を調整する前に、金融資産の帳簿価額に対する適切な実効金利法を適用することにより認識される。金融資産が、信用損失となった場合、受取利息は、予想信用損失に対する引当金を含む金融資産の帳簿価額に対する適切な実効金利を適用することにより認識される。 金融負債の支払利息は、金融負債の償却原価に対する実効金利法を適用することにより認識される。	受取利息および支払利息は実効金利ベースで認識される。金融商品のすべての契約条件は、将来キャッシュ・フローの見積の際に認識される。

4.10 金融資産および金融負債の認識の中止

以下のいずれかの条件を満たすことで、資産からキャッシュ・フローを受領する契約上の権利が失効または譲渡された時点で、金融資産の認識は中止される。

- a) 当社が、実質的にすべてのリスクおよび資産の所有に伴う経済価値を譲渡する場合。
- b) 当社が、実質的にすべてのリスクおよび経済価値を維持することも譲渡することもしないが、当該資産の管理を放棄する場合。

金融負債の認識が中止となるのは、それらが消滅する、債務が返済される、取り消されるもしくは失効した時点である。

4.11 株主資本

当社の株主資本は、株式に分類される普通株式で構成されている。

5. セグメント分析

当社は、自社の負債性金融商品または資本性金融商品が公開市場で取引されていないことから、IFRS第8号「営業セグメント」の適用範囲に含まれないため、当社の収益および資産のセグメント別分析は必要とされない。

6. 営業収益および費用

	2018年	2017年
	米ドル	米ドル
資産運用報酬		
投資運用報酬	2,298,136	3,651,421
ファンド費用	(1,829,170)	(1,879,542)
	468,966	1,771,879

投資運用報酬は、ファンド・ソリューション事業によるリスク管理および戦略的資産運用サービスに関する報酬を表している。前期収益は、バック・ストップ・アグリーメントに対する別のJPモルガン・チェースの関連会社から受領した報酬603,114米ドルが含まれる。ファンド費用は、ファンドのために当社が支払った営業費用が含まれている。この取決めは、すべての費用または合意された特定の限度を超える費用の支払いを含めることがある。

当社は、売上高の代わりに営業収益を開示している。これは、営業収益の開示が当社の活動の実績および性質をより正確に反映するためである。

2017年度の投資運用報酬に表示される、受取利息46,813米ドルおよび支払利息4,775米ドルは、実質残高をより反映し、純損益計算書の影響額0米ドル（注記8および注記9）で当期の表示と一致させるため、利息および類似収益ならびに支払利息および類似費用にそれぞれ再分類されている。

7. その他の収益

	2018年 米ドル	2017年 米ドル
為替差益	33,904	2,487

8. 利息および類似収益

	2018年 米ドル	2017年 米ドル
利息および類似収益：		
金融商品、償却原価	117,398	46,813

前年度の金額は、当年度の表示に一致させるために再表示されている（注記6）。

9. 支払利息および類似費用

	2018年 米ドル	2017年 米ドル
支払利息および類似費用：		
金融商品、償却原価	18,674	4,775

前年度の金額は、当年度の表示に一致させるために再表示されている（注記6）。

10. 所得税控除前損失

	2018年 米ドル	2017年 米ドル
所得税控除前損失は、以下の費用を控除後の金額である：		
当社の年次財務書類の監査に対する監査人の報酬	83,430	24,567
監査関連保証サービス	28,680	24,055
賃金および給与	1,625,099	1,436,386
社会保障費	262,064	242,178
その他の年金費用および給付費用	154,951	141,404
株式に基づく報酬	278,572	227,569

当年度において、当社にサービスを提供する月平均人員数は6名であった（2017年：6名）。

管理費用には、専門家報酬540,332米ドル（2017年：806,310米ドル）およびその他の費用498,626米ドル（2017年：206,257米ドル）が含まれる。

11. 所得税

（a）当年度税金費用の分析

	2018年 米ドル	2017年 米ドル
当年度税金費用		
当年度損失に係る英国法人税	—	—
当年度税金費用合計	—	—

（b）当年度税金費用に影響する要因

当年度税金費用は、英国における法人税の標準税率19%（2017年：19.25%）とは異なる。この差異の説明は以下の通りである。

	2018年 米ドル	2017年 米ドル
所得税控除前損失	(2,870,160)	(1,292,322)
所得税控除前損失に英国法人税の標準税率19% （2017年：19.25%）を乗じた額	(545,330)	(248,728)
影響の内訳：		
損金不算入額	14,582	2,792
対価ゼロに対して払い戻される損失	530,748	245,936
当年度税金費用合計	—	—

12. 取締役報酬および人件費

	2018年 米ドル	2017年 米ドル
報酬*	34,318	480,935
確定拠出制度への拠出額合計	742	15,261
全取締役向けの長期インセンティブ制度（LTIP） （繰延現金を含む）の価値合計	4,355	185,653
LTIPに基づき株式を受け取ったか、 または受け取る予定の取締役の人数	3	1
確定拠出年金の権利が生じている取締役の人数	3	3

* 取締役を支払われた報酬に関する上記の金額には、長期インセンティブ制度に基づき取締役に支払われたか、または支払われる予定の金額、付与または行使された株式オプションの価値、いずれかの年金制度に基づき取締役が受け取る権利を有する便益は含まれていない。

2006年会社法に準拠して、上記取締役の報酬は適格なサービスに対して支払われたか、または支払われる予定の金額のみを表している。取締役は適格ではないサービスについても報酬を受け取るが、そうした報酬に関する開示は義務付けられていない。

最高年俸の取締役

2018年度について、最高年俸の取締役の報酬は、200,000英ポンド未満であり、2006年会社法の要件に基づく開示を義務付けられていない。

2017年度について、最高年俸の取締役の報酬（長期インセンティブ制度（LTIP）に基づき取締役に支払われたか、または支払われる予定の金額、および付与または行使された株式オプションの価値を除く）は、455,276米ドルであった。

2017年度における最高年俸の取締役に対する確定拠出制度への拠出額は、14,716米ドルであった。

13. 現金および現金等価物

銀行残高の全額は、JPモルガン・チェース関連会社に保有されている。

14. 債権

	2018年 米ドル	2017年 米ドル
営業債権	1,366,872	633,641
JPモルガン・チェース関連会社に対する債権	—	603,114
	1,366,872	1,236,755

15. 債務：1年以内に返済予定の金額

	2018年 米ドル	2017年 米ドル
営業債務	1,455,104	523,711
未払金	1,076,467	972,040
	2,531,571	1,495,751

営業債務および未払金には、JPモルガン・チェース関連会社に対する債務残高543,543米ドル（2017年：439,542米ドル）が含まれる。

16. 払込済株式資本

	2018年 米ドル	2017年 米ドル
発行済および完全払込済株式資本		
額面 1 株当たり 1 ポンドの普通株式 1 株（2017年：1 株）	2	2
額面 1 株当たり 1 米ドルの普通株式25,000,000株 （2017年：25,000,000株）	25,000,000	25,000,000
	25,000,002	25,000,002

17. 年金費用

当社は英国の確定拠出年金制度に加入している。

2018年度において、当社は、104,923米ドル（2017年：93,268米ドル）の年金費用合計を計上した。

18. 株式に基づく報酬

従業員株式報奨

当社の最終の親会社であるJPモルガン・チェース・アンド・カンパニー（以下「会社」という。）は、2015年5月19日付で修正・改訂され、2018年5月15日付で追加修正・改訂された長期インセンティブ制度（以下「LTIP」という。）に基づき、長期株式報奨を一部の従業員に付与した。LTIPの条項に基づき、2018年12月31日現在、86百万株（2017年：67百万株）の普通株式が2022年5月までに発行可能となっている。LTIPは、会社が現在、株式インセンティブ報奨を付与している、唯一の運用中の制度である。下記において、LTIPならびに会社の旧制度および取得によって引き継いだ制度を「LTI制度」と総称する。会社の株式インセンティブ制度はこのような制度からなる。

会社は、各報奨の各トランシェについて、これらが独自の権利確定日を有する個別の報奨であるかのように、報酬費用を個別に認識している。付与された各トランシェについて、報酬費用は、各トランシェの付与日から権利確定日までの報奨の確定方法に従って認識されるが、従業員が権利確定日までの期間中に適格規定で定める一定の勤務年数に到達しないことを条件とする。一定の勤務年数を定めた適格規定が付された報奨および将来における相当量の役務提供の要件なしで付与された報奨については、会社は、退職後の制約による影響を考慮せず、付与日時点で従業員に提供される予定の報奨の見積額を未払計上する。権利確定日までの期間中に適格規定で定める一定の勤務年数に到達する予定の従業員に付与された各トランシェについては、報酬費用が、付与日から従業員が適格規定で定める一定の勤務年数に到達した日と各トランシェの権利確定日のいずれか早い方の日までの報奨の確定方法に従って認識される。

制限付株式ユニット

制限付株式ユニット（以下「RSU」という。）は、付与に伴い無償で対象者に与えられる。通常、RSUは年に1回付与され、2年後に50%、3年後に残りの50%の割合で一般的に権利が確定し、権利確定日時点で普通

株式に転換される。さらに、RSUには通常、一定の勤務年数を定めた適格規定が設けられており、これにより従業員は、年齢または勤務に関する要件に基づく退職後およびその他の制限を条件として、自己都合退職時にも権利の確定を継続することができる。すべての当該報奨は、権利が確定するまでは失効の対象であり、一定の規定された状況下では権利確定前に解約に至る可能性もあるクロールバック条項が付されている。RSUは、RSUの発行されている期間において、対象普通株式に係る配当支払額に相当する現金支払額を受領する権利を受益者に付与する。

RSUの報酬費用は、付与された株式数に付与日の株価を乗じて測定され、従業員株式オプションおよびSAR（株式増価受益権）の報酬費用は、付与日にブラック・ショールズ評価モデルを用いて測定される。これらの報奨の報酬費用は、上記の通り認識される。

全従業員を対象とした株式オプション

2017年度または2018年度に全従業員を対象とした株式オプションの付与はなかった。過年度において、会社によるバリュー・シェアリング制度（株主非承認制度の一つである。）に基づく報奨が付与された。各付与について、行使価格は、付与日時点の会社普通株式の価格と同等であった。オプションは、各期間にわたり行使可能であり、通常、付与日から10年後に失効する。

2018年12月31日に終了した年度における加重平均株価は、110.72米ドル（2017年：92.01米ドル）であった。

株式に基づくインセンティブに関する報酬費用

株式に基づく報酬に関する当年度の費用総額は、278,572米ドル（2017年：227,569米ドル）であり、そのすべてが株式で決済される株式に基づく報酬に関連していた。

19. IFRS第9号への移行

IFRS第9号の適用による当社への重大な影響はない。

[次へ](#)

J.P. MORGAN MANSART MANAGEMENT LIMITED**Balance sheet**

31 December		2018	2017
	Note	\$	\$
Current assets			
Cash and cash equivalents	13	15,039,799	17,004,256
Debtors	14	1,366,872	1,236,755
		16,406,671	18,241,011
Current liabilities			
Creditors: amounts falling due within one year	15	(2,531,571)	(1,495,751)
Net current assets		13,875,100	16,745,260
Net assets		13,875,100	16,745,260
Equity			
Called-up share capital	16	25,000,002	25,000,002
Other reserves		34,864	34,864
Accumulated losses		(11,159,766)	(8,289,606)
Total equity		13,875,100	16,745,260

The notes on pages 17 - 27 form an integral part of these financial statements.

The financial statements on pages 14 - 27 were approved by the Board of Directors on 18 April 2019 and signed on its behalf by:



Matthew Melling
Director

Date: 18 April 2019

J.P. MORGAN MANSART MANAGEMENT LIMITED**Income statement**

Year ended 31 December		2018	2017
	Note	\$	\$
Operating income	6	2,298,136	3,651,421
Operating expense	6	(1,829,170)	(1,879,542)
Administrative expenses		(3,471,754)	(3,108,726)
Other income	7	33,904	2,487
Operating loss		(2,968,884)	(1,334,360)
Interest and similar income	8	117,398	46,813
Interest expense and similar charges	9	(18,674)	(4,775)
Loss before income tax	10	(2,870,160)	(1,292,322)
Income tax	11	—	—
Loss for the financial year		(2,870,160)	(1,292,322)

Statement of comprehensive income

There were no other items of comprehensive income or expense other than the loss for the financial year shown above (2017: \$nil). As a result, loss for the financial year represents total comprehensive expense in both the current and prior financial year.

The notes on pages 17 - 27 form an integral part of these financial statements.

J.P. MORGAN MANSART MANAGEMENT LIMITED

Statement of changes in equity

	Called-up share capital	Other reserves	Accumulated losses	Total equity
	\$	\$	\$	\$
Balance as at 1 January 2017	25,000,002	34,864	(6,997,284)	18,037,582
Loss for the financial year	—	—	(1,292,322)	(1,292,322)
Balance as at 31 December 2017	25,000,002	34,864	(8,289,606)	16,745,260
Loss for the financial year	—	—	(2,870,160)	(2,870,160)
Balance as at 31 December 2018	25,000,002	34,864	(11,159,766)	13,875,100

Other reserves relate to share based payment awards granted to employees by the Company.

The notes on pages 17 - 27 form an integral part of these financial statements.

J.P. MORGAN MANSART MANAGEMENT LIMITED

Notes to the financial statements

1. General information

The Company is a private limited company incorporated and domiciled in England and Wales. The Company's immediate parent undertaking is The Bear Stearns Companies LLC, incorporated in the state of Delaware in the United States of America ("U.S.") The Company's ultimate parent undertaking, and the parent undertaking of the only group in which the results of the Company are consolidated, is JPMorgan Chase & Co. (the "Firm" or "JPMorgan Chase"), which is incorporated in the state of Delaware in the U.S. The consolidated financial statements of the Firm can be obtained from the Company's registered office at 25 Bank Street, Canary Wharf, London, E14 5JP, England.

2. Basis of preparation

These financial statements have been prepared in accordance with Financial Reporting Standard 101, "Reduced Disclosure Framework" ("FRS 101"). FRS 101 applies the recognition and measurement requirements of International Financial Reporting Standards ("IFRS") as adopted by the European Union ("EU") with reduced disclosures.

The financial statements have been prepared on a going concern basis under the historical cost convention and in accordance with the Companies Act 2006. Reclassification of prior year amounts have been made to conform with current year presentations and to provide additional transparency and information on the nature of the balances in these financial statements.

The following exemptions from the requirements of IFRS as adopted by the EU have been applied in the preparation of these financial statements, in accordance with FRS 101:

- Certain share based payment disclosures in respect of Group equity instruments (IFRS 2, 'Share-based payment' paragraphs 45(b) and 46 to 52);
- Comparative information disclosures (paragraph 38 of IAS 1, 'Presentation of financial statements' ("IAS 1") for reconciliation of share capital (paragraph 79(a)(iv) of IAS 1);
- Statement of compliance to IFRS (paragraph 16, IAS 1);
- Third balance sheet on retrospective accounting policy changes, restatements, or reclassifications (paragraph 40A-D, IAS 1);
- Cash flow statement and related notes (IAS 7 Cash flow statements);
- Disclosures in relation to new or revised standards issued but not yet effective (paragraph 30 and 31, IAS 8 'Accounting policies, changes in accounting estimates and errors');
- Key management compensation disclosures (paragraph 17, IAS 24 'Related Party Disclosures' ("IAS 24"));
- Related party transactions with wholly owned group undertakings (IAS 24).

2.1 Accounting and reporting developments

Standards adopted during the year ended 31 December 2018

Adoption of IFRS 9

Effective 1 January 2018, the Company adopted IFRS 9 'Financial instruments', which superseded IAS 39 'Financial Instruments Recognition and Measurement'. The adoption of IFRS 9 resulted in changes to the classification and measurement of financial assets including the impairment of financial assets and the presentation of gains and losses related to certain financial liabilities designated at fair value through profit or loss. Refer to note 4 for more information about the changes to the Company's accounting policies.

The requirements of IFRS 9 have been applied effectively from 1 January 2018. As permitted by the transition provisions of IFRS 9, the Company elected not to restate comparative periods.

Refer to note 19 for more information about the Company's transition to IFRS 9.

Adoption of IFRS 15

Effective 1 January 2018, the Company adopted IFRS 15 'Revenue from Contracts with Customers' ("IFRS 15"). IFRS 15 requires that revenue from contracts with customers be recognised upon transfer of control of a good or service in the amount of consideration expected to be received. IFRS 15 also changes the accounting for certain contract costs, including whether they may be offset against revenue in the income statement, and requires additional disclosures about revenue and contract costs.

IFRS 15 permits adoption using a full retrospective approach or a modified, cumulative effect approach wherein the guidance is applied only to existing contracts as of the date of adoption, and to new contracts transacted after that date. The Company adopted IFRS 15 using the full retrospective method.

J.P. MORGAN MANSART MANAGEMENT LIMITED

Notes to the financial statements

2.1 Accounting and reporting developments (continued)

Standards adopted during the year ended 31 December 2018 (continued)

Adoption of IFRS 15 (continued)

The adoption of IFRS 15 did not result in any material changes in the timing of recognition or in the presentation of the Company's revenue.

For more information about the Company's revenue see note 6.

3. Critical accounting estimates and judgements

The preparation of financial statements generally requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the amounts recognised in the financial statements. Due to the nature of Company's business and balances, no significant accounting estimates or judgements were required in preparation of these financial statements.

4. Significant accounting policies

The following are the significant accounting policies applied in the preparation of these financial statements. These policies have been applied consistently in each of the years presented, unless otherwise stated.

4.1 Foreign currency translation

Monetary assets and monetary liabilities in foreign currencies are translated into United States ("U.S.") dollars at rates of exchange ruling on the balance sheet date. Income and expense items denominated in foreign currencies are translated into U.S. dollars at exchange rates prevailing at the date of the transactions. Any gains or losses arising on translation are taken directly to the income statement.

Non-monetary items denominated in foreign currencies that are stated at historical cost are translated into U.S. dollars at the exchange rate ruling at the date of the transaction.

4.2 Functional and presentation currency

Items included in the financial statements of the Company are measured using the currency of the primary economic environment in which the entity operates (the "functional currency"). U.S. dollars is considered as the functional and presentation currency of the Company.

4.3 Income and expense recognition

Asset management fees

This revenue category includes fees from investment management and related services.

Investment management fees are typically based on the value of assets under management and are collected and recognised at the end of each period over which the management services are provided and the value of the managed assets is known. The Company has contractual arrangements with third parties for providing distribution and other services in connection with its asset management activities.

Amounts paid to third-party service providers are recorded in operating expenses under fund related expense. Operating expenses include, but not limited to custody costs, settlement and exchange fees, regulatory fees, administrative, audit or legal fees. Expenses are recognised when the underlying contract becomes legally binding or at the agreed due date if later.

4.4 Provisions

Provisions are recognised when the Company has a present legal or constructive obligation as a result of past events, it is probable that an outflow of economic benefits will be required to settle the obligation, and a reliable estimate of the amount of the obligation can be made.

J.P. MORGAN MANSART MANAGEMENT LIMITED**Notes to the financial statements (continued)****4. Significant accounting policies (continued)****4.5 Pensions and other post-retirement benefits**

The Company operates a defined contribution scheme for its employees.

A defined contribution plan is a pension plan under which the Company pays fixed contributions into a separate entity. The Company has no legal or constructive obligations to pay further contributions if the fund does not hold sufficient assets to pay all employees the benefits relating to employee service in the current and prior periods. Obligations for contributions to defined contribution pension plans are recognised as an expense and charged to the income statement on an accrual basis.

4.6 Share-based payment awards

Share-based payment awards may be made to employees of the Company under the Firm's incentive awards schemes. The fair value of any such shares, rights to shares or share options is measured when the conditional award is made. This value is recognised as the compensation expense to the Company over the period to which the performance criteria relate together with employer's social security expenses or other payroll taxes. All of the awards granted are equity settled. The Company estimates the level of forfeitures and applies this forfeiture rate at the grant date.

Additionally, the conditions that must be satisfied before an employee becomes entitled to equity instruments under the Firm's incentive programs is taken into consideration. The Firm's Retirement Eligibility rules for restricted stock awarded as part of incentive programs require the acceleration of the amortisation of the award such that the award is fully expensed at the time the retirement eligibility comes into force.

4.7 Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents include cash and balances at banks and loans and advances to banks with maturities of three months or less.

4.8 Current and deferred income tax

Income tax payable on taxable profits (current tax) is recognised as an expense in the period in which the profits arise. Income tax recoverable on tax allowable losses is recognised as a current tax asset only to the extent that it is regarded as recoverable by offset against taxable profits arising in the current or prior period. Current tax is measured using tax rates and tax laws that have been enacted or substantively enacted at the balance sheet date.

Deferred tax is provided in full, using the liability method, on temporary differences arising from the differences between the tax bases of assets and liabilities and their carrying amounts in the financial statements. Deferred tax is determined using tax rates and legislation enacted or substantively enacted by the balance sheet date, which are expected to apply when the deferred tax asset is realised or the deferred tax liability is settled. Deferred tax assets and liabilities are only offset when there is both a legal right and an intention to settle on a net basis.

4.9 Financial instruments**Changes in accounting policies**

On adoption of IFRS 9 on 1 January 2018, the Company replaced or substantially revised its accounting policies for classification and measurement of financial assets and financial liabilities, and impairment of financial assets. IFRS 9 also significantly amends other standards dealing with financial instruments such as IFRS 7 'Financial Instruments: Disclosures' ("IFRS 7"). The IFRS 7 disclosures have only been applied to the current period. The comparative period notes disclosures repeat those disclosures made in the prior year.

These new or revised policies are set out in the following table along with the corresponding policy under IAS 39. Because the Company elected not to restate comparative periods on adoption of IFRS 9, the IAS 39 policies should be used to understand the differences in accounting policies with the comparative prior period information presented in these financial statements.

J.P. MORGAN MANSART MANAGEMENT LIMITED**Notes to the financial statements (continued)****4. Significant accounting policies (continued)****4.9 Financial instruments (continued)****4.9.1 Financial assets and financial liabilities**

IFRS 9	IAS 39
Financial assets and financial liabilities	
i. Recognition of financial assets and financial liabilities	
The Company recognises financial assets and financial liabilities when it becomes a party to the contractual provisions of the instrument. Regular way purchases and sales of financial assets are recognised using trade-date accounting.	The Company recognises derivatives on its balance sheet when it becomes a party to the contractual provisions of the instruments. Loans and receivables and financial liabilities at amortised cost are recognised when the Company becomes a party to the contractual provisions of the instrument. Regular way purchases and sales of financial assets are recognised on the trade-date, the date on which the Company commits to purchase or sell the asset.
ii. Classification and measurement of financial assets and financial liabilities	
On initial recognition, financial assets are classified as measured at amortised cost, fair value through other comprehensive income or fair value through profit or loss. The classification is based on both the business model for managing the financial assets and their contractual cash flow characteristics. Factors considered by the Company in determining the business model for a group of assets include past experience on how the cash flows for these assets were collected, how the assets' performance is evaluated and reported to key management personnel, how risks are assessed and managed, and how managers are compensated. On initial recognition, financial liabilities are classified as measured at either amortised cost or fair value through profit or loss.	The Company classifies its financial assets and financial liabilities in the following categories on initial recognition: Financial assets and financial liabilities held for trading, financial assets and financial liabilities designated at fair value through profit or loss, and loans and receivables and financial liabilities held at amortised cost.

J.P. MORGAN MANSART MANAGEMENT LIMITED**Notes to the financial statements (continued)****4. Significant accounting policies (continued)****4.9 Financial instruments (continued)****4.9.1 Financial assets and financial liabilities (continued)**

IFRS 9	IAS 39
Financial assets and financial liabilities	
Financial assets and financial liabilities measured at amortised cost	Loans and receivables and financial liabilities at amortised cost
Financial assets are measured at amortised cost if they are held under a business model with the objective to collect contractual cash flows ("Hold to Collect") and they have contractual terms under which cash flows are solely payments of principal and interest ("SPPI"). In making the SPPI assessment, the Company considers whether the contractual cash flows are consistent with a basic lending arrangement (i.e., interest includes only consideration for the time value of money, credit risk, other basic lending risks and a profit margin that is consistent with a basic lending arrangement). Where the contractual terms introduce exposure to risk or volatility that are inconsistent with a basic lending arrangement, the related financial asset is classified and measured at fair value through profit or loss. Financial assets with embedded derivatives are considered in their entirety when determining whether their cash flows are solely payment of principal and interest. As a result of the application of these criteria, only debt financial assets are eligible to be measured at amortised cost. Financial assets measured at amortised cost include cash and cash equivalents and debtors. Financial liabilities are measured at amortised cost unless they are held for trading or a designated as measured at fair value through profit or loss. Financial liabilities measured at amortised cost include trade creditors and accruals. Financial assets and financial liabilities measured at amortised cost are initially recognised at fair value including transaction costs. The initial amount recognised is subsequently reduced for principal repayments and for accrued interest using the effective interest method. In addition, the carrying amount of financial assets is adjusted by recognising an expected credit loss allowance through to profit or loss. The effective interest method is used to allocate interest income or interest expense over the relevant period. The effective interest rate is the rate that discounts estimated future cash payments or receipts through the expected life of the financial asset or financial liability or a shorter period when appropriate, to the net carrying amount of the financial asset or financial liability. The effective interest rate is established on initial recognition of the financial asset or financial liability. The calculation of the effective interest rate includes all fees and commissions paid or received, transaction costs, and discounts or premiums that are an integral part of the effective interest rate. Transaction costs are incremental costs that are directly attributable to the acquisition, issuance or disposal of a financial asset or financial liability.	Loans and receivables are non-derivative financial assets with fixed or determinable payments that are not quoted in an active market except those that are classified as held for trading or designated at fair value through profit or loss. Loans and receivables include cash and cash equivalents and debtors. Loans and receivables are initially recognised at fair value including directly related incremental transaction costs. They are subsequently measured at amortised cost, including any provision for impairment losses. Interest is recognised in the income statement as 'interest and similar income' using the effective interest rate method. Financial liabilities include trade creditors and accruals and are recognised initially at fair value including directly related incremental transaction costs and subsequently measured at amortised cost using the effective interest method. The effective interest method is used to calculate the amortised cost of a financial asset or financial liability (or a group of financial assets or financial liabilities). It is a method of allocating the interest income or interest expense over the relevant period. The effective interest rate is the rate that exactly discounts estimated future cash payments or receipts through the expected life of the financial asset or financial liability or, when appropriate, a shorter period to the net carrying amount of the financial asset or financial liability. The effective interest rate is established on initial recognition of the financial asset or financial liability. The calculation of the effective interest rate includes all fees and commissions paid or received, transaction costs, and discounts or premiums that are an integral part of the effective interest rate. Transaction costs are incremental costs that are directly attributable to the acquisition, issue or disposal of a financial asset or financial liability.

J.P. MORGAN MANSART MANAGEMENT LIMITED**Notes to the financial statements (continued)****4. Significant accounting policies (continued)****4.9 Financial Instruments (continued)****4.9.2 Impairment of financial assets**

IFRS 9	IAS 39
Impairment of financial assets	Impairment of financial assets
The Company recognises ECL for financial assets that are measured at amortised cost. Provisions for ECL are recognised on initial recognition of the financial instrument based on expectations of credit losses at that time. The credit loss allowance includes ECLs for financial instruments that may default in the next 12-month period for financial instruments that have not observed a significant increase in credit risk since initial recognition ("stage 1") or over a lifetime period for financial instruments that have observed a significant increase in credit risk since initial recognition ("stage 2"). The allowance also includes lifetime ECLs for financial instruments where there is objective evidence of credit-impairment at the reporting date ("stage 3"). In determining the appropriate stage for a financial instrument, the Company applies the definition of default consistent with the Basel definition of default to maintain uniformity of the definition across the Firm. The determination of the stage for credit losses under the ECL model is dependent on the measurement of a significant increase in credit risk ("SICR"). In determining SICR, the Company has conducted quantitative tests, which considers, but is not limited to, existing risk management indicators, credit rating changes and reasonable and supportable forward-looking information. Forward-looking information reflects a range of scenarios that incorporate macro-economic factors that are composed and monitored by the Firmwide specialised economic forecasting team. The key input components for the quantification of expected credit loss through the ECL model includes the probability of default ("PD"), loss given default ("LGD") and exposure at default ("EAD"). The Company seeks to efficiently and effectively leverage as much as possible existing regulatory and capital frameworks where overlap is present for IFRS 9. Differences observed between content in existing frameworks and requirements under IFRS 9 have been identified and are adjusted accordingly. The inputs to the ECL model capture historical datasets and a reasonable and supportable forecasting horizon to estimate expected credit losses.	The Company assesses at each balance sheet date whether there is any objective evidence that a financial asset or portfolio of financial assets is impaired. A financial asset or portfolio of financial assets is deemed to be impaired if, and only if, there is objective evidence of impairment as a result of one or more events that has occurred after the initial recognition of the asset and that event (or events) has an adverse impact on the estimated future cash flows of the financial asset or group of financial assets that can be reliably estimated. Impairment losses on loans and receivables are measured as the difference between the financial asset's carrying amount and the present value of the estimated future cash flows discounted at the financial asset's effective interest rate. The loss is recognised in the income statement against the carrying amount of the impaired asset on the balance sheet. Interest continues to be accrued on the reduced carrying amount based on the original effective interest rate of the financial asset. Specific provisions are raised against loans and receivables when the Company considers that the credit worthiness of the borrower has deteriorated such that the recovery of the whole or part of an outstanding advance is in serious doubt. Impairment provisions are also raised to cover losses which, although not specifically identified, are known from experience to have occurred in the portfolio of loans and receivables at the balance sheet date. These provisions are adjusted on a monthly basis by an appropriate charge or reversal of the provision following an assessment of the loans and receivables portfolio. Impairment provisions are determined by modelling the current exposure, taking into account such factors as duration and probabilities of default. If, in a subsequent period, the amount of the impairment loss decreases and the decrease can be related objectively to an event occurring after the impairment was recognised, the previously recognised impairment loss shall be reversed in the income statement. The amount of reversal shall not result in a carrying amount of the financial asset that exceeds what the amortised cost would have been had the impairment not been recognised at the date the impairment is reversed.

J.P. MORGAN MANSART MANAGEMENT LIMITED

Notes to the financial statements (continued)

4. Significant accounting policies (continued)

4.9 Financial instruments (continued)

4.9.3 Interest income and expense

IFRS 9	IAS 39
Interest income and interest expense	Interest income and interest expense
Unless a financial asset is credit-impaired, interest income is recognised by applying the effective interest method to the carrying amount of a financial asset before adjusting for any allowance for expected credit losses. If a financial asset is credit-impaired, interest income is recognised by applying the effective interest rate to the carrying amount of the financial asset including any allowance for expected credit losses.	Interest income and expense are recognised on an effective interest rate basis. All contractual terms of a financial instrument are considered when estimating future cash flows.
Interest expense on financial liabilities is recognised by applying the effective interest method to the amortised cost of financial liabilities.	

4.10 Derecognition of financial assets and financial liabilities

Financial assets are derecognised when the contractual right to receive cash flows from the asset has expired, or has been transferred with either of the following conditions met:

- a) the Company has transferred substantially all the risks and rewards of ownership of the asset; or
- b) the Company has neither retained nor transferred substantially all of the risks and rewards; but has relinquished control of the asset.

Financial liabilities are derecognised when they are extinguished, that is when the obligation is discharged, cancelled or expires.

4.11 Share Capital

The share capital of the Company consists of ordinary shares, classified as equity.

5. Segmental analysis

The Company is not in scope of IFRS 8 'Operating segments', as its debt or equity instruments are not traded on a public market, therefore segmental analysis of the Company's revenue and assets is not necessary.

6. Operating income and expense

	2018	2017
	\$	\$
Asset management fees		
Investment management fees	2,298,136	3,651,421
Fund costs	(1,829,170)	(1,879,542)
	468,966	1,771,879

Investment management fees represents fees for risk management and strategic asset management services, via its fund solutions business. Previous year income includes fees received of \$603,114 from other JPMorgan Chase undertakings pertaining to backstop agreements. Fund costs includes operating costs paid by the Company on behalf of the fund. This arrangement may include payment of all the expenses or those expenses exceeding specific limit which has been agreed upon.

The Company has disclosed operating income instead of turnover as this reflects more accurately the results and nature of the Company's activities.

Presented within Investment management fees in 2017, interest income of \$46,813 and interest expenses of \$4,775 have been reclassified to interest and similar income and interest expenses and similar charges respectively, to better reflect the substance of the balance and to conform with current year presentation, with a net income statement impact of \$nil (Refer to note 8 and 9).

J.P. MORGAN MANSART MANAGEMENT LIMITED **Notes to the financial statements (continued)**

7. Other income

	2018	2017
	\$	\$
Foreign exchange translation gain	33,904	2,487

8. Interest and similar income

	2018	2017
	\$	\$
Interest and similar income:		
Financial instruments at amortised cost	117,398	46,813

Prior year amounts have been restated to conform to current year presentation, refer note 6.

9. Interest expenses and similar charges

	2018	2017
	\$	\$
Interest expense and similar charges:		
Financial instruments at amortised cost	18,674	4,775

Prior year amounts have been restated to conform to current year presentation, refer note 6.

10. Loss before income tax

	2018	2017
	\$	\$
Loss before income tax is stated after charging:		
Auditors' remuneration for the audit of the Company's annual financial statements	83,430	24,567
Audit-related assurance services	28,680	24,055
Wages and salaries	1,625,099	1,436,386
Social security costs	262,064	242,178
Other pension and benefit costs	154,951	141,404
Share based payments	278,572	227,569

The average monthly number of persons providing services to the Company during the year was 6 (2017: 6).

Administrative expenses include professional fees of \$540,332 (2017: \$806,310), other expenses of \$498,626 (2017: \$206,257).

11. Income tax

	2018	2017
	\$	\$
(a) Analysis of tax charge for the year		
Current taxation		
UK Corporation tax on loss for the year	—	—
Total tax expense for the year	—	—

J.P. MORGAN MANSART MANAGEMENT LIMITED

Notes to the financial statements (continued)

11. Income tax (continued)

(b) Factors affecting the current tax charge for the year

The tax charge for the year differs from the standard rate of corporation tax in the UK 19% (2017: 19.25%). The differences are explained below:

	2018	2017
	\$	\$
Loss before income tax	(2,870,160)	(1,292,322)
Loss before income tax multiplied by standard rate of UK corporation tax 19% (2017: 19.25%)	(545,330)	(248,728)
Effects of:		
Non deductible expenses	14,582	2,792
Loss surrendered for nil consideration	530,748	245,936
Total tax expense for the year	—	—

12. Directors' emoluments and staff costs

	2018	2017
	\$	\$
Emoluments*	34,318	480,935
Total contributions to a defined contribution plan	742	15,261
Total value of long term incentive plans (LTIPs) (including deferred cash) for all directors	4,355	185,653
Number of directors with shares received or receivable under LTIPs	3	1
Number of directors to whom defined contribution pension rights accrued	3	3

*The amounts shown above in respect of emoluments paid to directors exclude amounts paid or due to directors under long term incentive plans, the value of share options granted or exercised and benefits to which directors are entitled under any pension schemes.

In accordance with the Companies Act 2006, the directors' emoluments above represent the proportion paid or payable in respect of qualifying services only. Directors also received emoluments for non-qualifying services, which are not required to be disclosed.

Highest paid director

For 2018, the emoluments of the highest paid director is under £200,000 which is not required to be disclosed under the requirements of the Companies Act 2006.

For 2017, the emoluments (excluding amounts paid or due to directors under long term incentive plans ("LTIPs") and the value of share options granted or exercised) of the highest paid director were \$455,276.

The contribution to the defined contribution scheme for the highest paid director in 2017 was \$14,716.

13. Cash and cash equivalents

All bank balances are held with JPMorgan Chase undertakings.

J.P. MORGAN MANSART MANAGEMENT LIMITED**Notes to the financial statements (continued)****14. Debtors**

	2018	2017
	\$	\$
Trade debtors	1,366,872	633,641
Amounts owed by JPMorgan Chase undertakings	—	603,114
	1,366,872	1,236,755

15. Creditors: amounts falling due within one year

	2018	2017
	\$	\$
Trade creditors	1,455,104	523,711
Accruals	1,076,467	972,040
	2,531,571	1,495,751

Trade creditors and accruals includes balances owed to JPMorgan Chase undertakings of \$543,543 (2017: \$439,542).

16. Called-up share capital

	2018	2017
	\$	\$
Issued and fully paid share capital		
1 (2017: 1) Ordinary share of £1	2	2
25,000,000 (2017: 25,000,000) Ordinary shares of \$1 each	25,000,000	25,000,000
	25,000,002	25,000,002

17. Pension costs

The Company participates in a defined contribution pension scheme in the United Kingdom.

The Company recorded a total pension expense of \$104,923 for the year 2018 (2017: \$93,268).

18. Share based payments**Employee stock-based awards**

The ultimate parent of the Company, JPMorgan Chase & Co. (the "Firm") has granted long-term stock-based awards to certain key employees under its LTIP (Long Term Incentive Plan), as amended and restated effective May 19, 2015 and further amended and restated effective May 15, 2018. Under the terms of the LTIP, as of 31 December 2018, 86 million shares of common stock were available for issuance through May 2022 (2017: 67 million shares). The LTIP is the only active plan under which the Firm is currently granting stock-based incentive awards. In the following discussion, the LTIP, plus prior Firm plans and plans assumed as the result of acquisitions, are referred to collectively as the "LTI Plans" and such plans constitute the Firm's stock-based incentive plans.

J.P. MORGAN MANSART MANAGEMENT LIMITED**Notes to the financial statements (continued)****18. Share based payments (continued)****Employee stock-based awards (continued)**

The Firm separately recognises compensation expense for each tranche of each award as if it were a separate award with its own vesting date. For each tranche granted, compensation expense is recognised in line with how awards vest from the grant date until the vesting date of the respective tranche, provided that the employees will not become full-career eligible during the vesting period. For awards with full-career eligibility provisions and awards granted with no future substantive service requirement, the Firm accrues the estimated value of awards expected to be awarded to employees as of the grant date without giving consideration to the impact of post-employment restrictions. For each tranche granted to employees who will become full-career eligible during the vesting period, compensation expense is recognised in line with how awards vest from the grant date until the earlier of the employee's full-career eligibility date or the vesting date of the respective tranche.

Restricted stock units

Restricted stock units ("RSUs") are awarded at no cost to the recipient upon their grant. RSUs are generally granted annually and generally vest at a rate of 50% after two years, 50% after three years, and convert into shares of common stock at the vesting date. In addition, RSUs typically include full-career eligibility provisions, which allow employees to continue to vest upon voluntary termination, subject to post-employment and other restrictions based on age or service-related requirements. All of these awards are subject to forfeiture until vested and contain clawback provisions that may result in cancellation prior to vesting under certain specified circumstances. RSUs entitle the recipient to receive cash payments equivalent to any dividends paid on the underlying common stock during the period the RSUs are outstanding.

Compensation expense for RSUs is measured based upon the number of shares granted multiplied by the stock price at the grant date, and for employee stock options and SARs (stock appreciation rights), is measured at the grant date using the Black-Scholes valuation model. Compensation expense for these awards is recognised as described above.

Broad-based employee stock options

No broad-based employee stock options were granted in 2017 or in 2018. In prior years, awards were granted by the Firm under the Value Sharing Plan, a non-shareholder-approved plan. For each grant, the exercise price was equal to the Firm's common stock price on the grant date. The options become exercisable over various periods and generally expire 10 years after the grant date.

The weighted-average share price during the year ended 31 December 2018 was \$110.72 (2017: \$92.01).

Compensation expense related to stock-based incentives

The total expense for the year relating to share based payments was \$278,572 (2017: \$227,569), all of which relates to equity settled share based payments.

19. Transition to IFRS 9

The adoption of IFRS 9 has resulted in no material impact to the Company.

4【利害関係人との取引制限】

前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク（1）リスク要因 ② 利益相反」をご参照されたい。

5【その他】

（1）定款の変更等

管理会社の定款の変更に関しては、臨時株主総会の決議が必要である。

（2）事業譲渡または事業譲受

該当事項はない。

（3）出資の状況

該当事項はない。

（4）訴訟事件その他の重要事項

本書提出前1年以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

管理会社の会計年度は毎年1月1日に開始し12月31日に終了する。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) インタートラスト・コーポレート・サービスズ（ケイマン）リミテッド（Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited）（「受託会社」）

(イ) 資本金の額

2019年10月4日現在、48,554.88米ドル（約529万円）

(ロ) 事業の内容

受託会社は、ケイマン諸島法に基づき設立され、その登記上の事務所をケイマン諸島、KY1-9005 グランド・ケイマン ジョージ・タウン エルジン・アベニュー190に有する会社である。

受託会社は、30か国3,500人の専門家からなる海外ネットワークを有する信託および法人業務の大企業グループの一社である。インタートラスト・グループは企業および高額資産を有する個人に対して、商業、法務、税務および事務管理に及ぶ広範な業務を提供している。

受託会社はケイマン諸島の法律に基づき適法に設立され、受託者として正当に行為するための認可を受けている。

(2) （シンガポール支店を通じて行為する）BNPパリバ・セキュリティーズ・サービスズ（BNP Paribas Securities Services (acting through its Singapore branch)）（「保管会社」兼「管理事務代行会社」）

(イ) 資本金の額

2019年10月末日現在、約183百万ユーロ（約22,229百万円）

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、2019年10月31日現在の株式会社三井住友銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝121.47円）による。

(ロ) 事業の内容

（シンガポール支店を通じて行為する）BNPパリバ・セキュリティーズ・サービスズは、その登記上の事務所をシンガポール 049319 #01-01 コルヤー・キー 20に有し、保管会社兼管理事務代行会社として選任されている。

保管会社兼管理事務代行会社は、一定の法域において直接市場にアクセスできるグローバル・カスタodianであり、他の市場については副保管会社を選任している。保管会社は、その副保管会社に関して、財務健全性に関する評判、ならびに通信機能、決済、保管、コーポレート・アクションに関する通知および処理、配当の回収および支払、顧客サービスの提供、マーケット情報の管理、資産分別および事業継続計画等の提供サービスの範囲および質を含む定められた基準に基づいた選定および継続的監視プログラムを実施している。保管会社兼管理事務代行会社は、シンガポールにおいて規制当局の規制を受ける。

(3) BNPパリバ・トラスト・サービスズ・シンガポール・リミテッド（BNP Paribas Trust Services Singapore Limited）（「名義書換事務代行会社」）

(イ) 資本金の額

2019年10月末日現在、約12百万米ドル（約1,306百万円）

（ロ）事業の内容

名義書換事務代行会社は、シンガポール法に基づき設立され、その登記上の事務所をシンガポール 049319 #01-01 コルヤー・キー 20に有する会社である。名義書換事務代行会社はシンガポールにおいて規制当局の規制を受ける。

（４）株式会社三井住友銀行（「販売会社」）

（イ）資本金の額

2019年10月末日現在、約17,709億円

（ロ）事業の内容

銀行法に基づき、監督庁からの免許を受け銀行業を営んでいる。

（５）三井住友DSアセットマネジメント株式会社（Sumitomo Mitsui DS Asset Management Company, Limited）（「管理会社代行サービス会社」）

（イ）資本金の額

2019年9月末日現在、20億円

（ロ）事業の内容

管理会社代行サービス会社は、2019年4月1日付で、三井住友アセットマネジメント株式会社および大和住銀投信投資顧問株式会社が三井住友アセットマネジメント株式会社を存続会社として合併し、商号を「三井住友DSアセットマネジメント株式会社」に変更した会社である。

管理会社代行サービス会社は、株式会社三井住友フィナンシャルグループ、株式会社大和証券グループ本社、三井住友海上火災保険株式会社、住友生命保険相互会社および三井住友信託銀行株式会社により出資されている。その主要業務は、投資運用業、投資助言・代理業および第二種金融商品取引業である。

管理会社代行サービス会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っている。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っている。

（６）JPモルガン証券株式会社（「代行協会員」）

（イ）資本金の額

2019年10月末日現在、73,272百万円

（ロ）事業の内容

日本の法人であるJPモルガン証券株式会社は、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニー（JPMorgan Chase & Co.）およびJPモルガン・チェース・バンク・ナショナル・アソシエーション（JPMorgan Chase Bank, National Association）の間接的な完全子会社である。代行協会員は、日本の金融庁に登録された金融商品取引業者として規制を受けている。代行協会員は、金融庁および証券取引等監視委員会による規制を受けるとともに、東京証券取引所、大阪取引所、名古屋証券取引所および東京金融取引所の会員として登録されている。

代行協会員の登記上の事務所は、東京都千代田区丸の内二丁目7番3号東京ビルディングである。

2【関係業務の概要】

- (1) インタートラスト・コーポレート・サービスズ（ケイマン）リミテッド（「受託会社」）
信託証書に基づき本サブ・ファンドの受託業務を行う。
- (2) （シンガポール支店を通じて行為する）BNPパリバ・セキュリティーズ・サービスズ（「保管会社」
兼「管理事務代行会社」）
保管契約および管理事務代行契約に基づき本サブ・ファンド資産の保管業務および本サブ・ファンド
の管理事務代行業務を行う。
- (3) BNPパリバ・トラスト・サービスズ・シンガポール・リミテッド（「名義書換事務代行会社」）
名義書換事務代行契約に基づき登録事務代行業務および名義書換事務代行業務を行う。
- (4) 株式会社三井住友銀行（「販売会社」）
受益証券販売・買戻契約に基づき日本における受益証券の販売および買戻しの取扱業務を行う。
- (5) 三井住友DSアセットマネジメント株式会社（「管理会社代行サービス会社」）
管理会社代行サービス契約に基づき、管理会社に対する助言、補助業務を行う。
- (6) JPモルガン証券株式会社（「代行協会員」）
代行協会員契約に基づき代行協会員としての業務を行う。

3【資本関係】

J.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッドとJPモルガン証券株式会社は、いずれもJPモルガン・チェース・アンド・カンパニーを最終親会社とするグループ会社である。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島におけるミューチュアル・ファンド法の概要

ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）（「ミューチュアル・ファンド法」）が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてあるいはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法（改正済）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてあるいはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、会社管理法（改正済）または地域会社（管理）法（改正済）の下で規制されていた。

ケイマン諸島はかつて連合王国の属領（現在は連合王国の海外領）であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープンエンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（「設立計画推進者」）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社、およびリミテッドパートナーシップのファンドを設定した。

2018年12月31日現在、規制を受けているオープンエンド型投資信託の数は約10,992であった。かかる投資信託の総資産あるいは純資産の総計の正確な数字は入手できない。

ケイマン諸島は、カリブ金融行動課題実行部隊（マネーロンダリング）およびオフショアバンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2. ケイマン諸島の投資信託制度の記述

A. 投資信託規制

1. 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社および保険会社をも監督しており金融庁法（改正済）（「金融庁法」）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（「CIMA」）が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
2. 投資信託とは、会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップで、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
3. ミューチュアル・ファンド法の第4（4）条のもとで規制を免除されている投資信託は、（a）その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはゼネラルパートナーを選任および解任することができる投資信託、または（b）ケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において、当該区分においてCIMAが規制している受益権の公募を、証券投資業法（改正済）に基づく免許の保有者によってまたはその者を介して実施するファンドで、かつ（i）受益権がCIMAがケイマン諸島の官報に掲載する通達で指定する証券取引所（店頭市場を含む。）に上場されている、または（ii）当該区分において規制される、および公募の目的でCIMAが承認する海外規制当局により規制されるファンドである。
4. ミューチュアル・ファンド法のもとにおいて規制を受ける投資信託には次の三つの型が存在する。

4.1 免許投資信託

この場合、ファンドによってCIMAに対して、CIMAのレギュラトリー・エンハンスド・エレクトロニック・フォーム・サブミッション（「REEFS」）システムを通じて、目論見書をそのオンライン登録手続に必要なファンドの主要事項を詳述した関連様式とともに提出し、登録時および毎年

4,268.29米ドルの手数料を納入する。また、登録時に課される365.85米ドルの事務手数料も支払う。設立計画推進者が健全な評判を有し、ファンドを運営するための十分な専門性を有する健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、ファンドの取締役、受託会社およびゼネラルパートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している。（下記4.2項参照）

4.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者およびファンドにより作成され、ファンドおよび業務提供者の詳細を要約した目論見書が、オンライン登録手続に必要なファンドの主要事項を詳述した関連様式とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者が設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託管理の十分な専門性を有する者が存在すること、受益権を募る方法が適切に行われていること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合、投資信託がCIMAにより承認または他に規制された国もしくは領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268.29米ドルである。また、登録時に課される365.85米ドルの事務手数料も支払う。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはゼネラルパートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

4.3 登録投資信託（第4条3項投資信託）

規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。

- (i) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドル超であるもの
- (ii) 受益権が承認された証券取引所に上場されているもの
- (iii) マスター・ファンド（ミューチュアル・ファンド法において定義される）でかつ一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドル超であるかまたはマスター・ファンドの受益権が承認された証券取引所に上場されているもの

上記（i）および（ii）の場合には、投資信託は、その販売書類を、オンライン登録手続に必要なファンドの主要事項を詳述した関連様式とともにCIMAに対して届け出て、かつ4,268.29米ドルの当初手数料および年間手数料を登録時に課される365.85米ドルの事務手数料とともに支払う。

上記（iii）の場合で販売書類が存在しない場合、投資信託は、オンライン登録手続に必要なマスター・ファンドの主要事項を詳述した関連様式をCIMAに対して届け出て、かつ3,048.78米ドルの当初手数料および年間手数料を支払う。また、登録時に課される365.85米ドルの事務手数料も支払う。ミューチュアル・ファンド法は、ケイマン諸島において設立または設定され、一または複数の投資者に受益権を発行し、規制フィード・ファンドのすべての投資方針を遂行するという主たる目的のために投資対象を保有し、取引活動を行っており、一または複数の規制フィード・ファンドを直接もしくはマスター・ファンドに投資するために設立した媒介法人を通じて保有し、銀行・信託会社法（改正済）もしくは保険法（改正済）に基づく免許を有しておらず、または住宅金融組合法（改正済）もしくは共済会法（改正済）に基づく登録を有しない投資信託について、マスター・ファンドとして定義している。

B. 投資信託の現行要件

1. いずれの規制投資信託（規制マスター・ファンド以外）も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。
2. すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならない、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程でファンドが以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると考えるときはCIMAに対し迅速に書面により通知を送付する法的義務を負っている。
 - 2.1 ファンドが、その義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
 - 2.2 ファンドの投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行っているかもしくは行おうとしている場合、または任意にその事業を解散する場合。
 - 2.3 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - 2.4 詐欺または犯罪行為により事業を行っているかまたは行おうとしている場合。
 - 2.5 ミューチュアル・ファンド法（改正済）もしくはミューチュアル・ファンド法に基づくその他の規則、金融庁法（改正済）、マネー・ロンダリング防止規則（改正済）または投資信託業免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
3. すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。

C. 投資信託管理者

1. 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてあるいはケイマン諸島から投資信託の管理を行おうとする場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、（会社型であると契約型であるとを問わず）投資信託の資産のすべてあるいは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社またはファンドの取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。
2. いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、評判がよく、かつ適切な方法で規制投資信託を管理するという法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつその所有権と財務構造およびその取締役と役員を詳細に記載した申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低487,804.87米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者（ただし制限的投資信託管理者ではない。）は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する主たる事務所をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行うことができる。制限的投資信託管理者の免許を有する事業体は、ケイマン諸島に登録上の事務所を有さなければならない。
3. 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、かかる投資信託のすべてにつきCIMAに通知し、第二に上記A第4.2項に定めた事態をCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
4. 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができる。この類型は、ケイマンにファンドマネジャーの会社を創設したファンド設立推進者がファンドに関連した一連のファミリーファンドを管理することを認める。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。このため、制限的投資信託

託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4（3）条（上記A4.3参照）または第4（4）条（上記A4.3参照）に規制されていない場合は、別個に免許を受けなければならない。

5. 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた現地の監査人を選任しなければならない。決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者に以下のいずれかに該当する事由があることを知るに至りまたはかかる事由があると信ずる理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

5.1 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できないおそれがある場合。

5.2 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようともくろんでいる場合。

5.3 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。

5.4 詐欺または犯罪行為により事業を行っているかまたはそのようにもくろんでいる場合。

5.5 ミューチュアル・ファンド法、投資信託管理者免許の条件またはケイマン諸島のその他の法律を遵守せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。

6. CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。

7. 投資信託管理者の株主、取締役、または上級役員の変更についてはCIMAの承認が必要である。

8. 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初および年間の手数料は、24,390.24米ドル（当初）／36,585.37米ドル（年間）（50ファンド以下の場合）または30,487.80米ドル（当初）／42,682.93米ドル（年間）（50ファンド超の場合）であり、制限的投資信託管理者の支払う当初および年間手数料は8,536.59米ドルである。

3. ケイマン諸島におけるタイプ別の投資信託の仕組みの概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

A. 免税会社

最も一般的な投資信託の手段は、会社法（改正済）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免税会社は、投資信託に最もよく用いられており、以下の特性を有する。

1. 設立手続きには、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これを取締役として提案されている者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。

2. 存続期限のある／存続期間限定会社 — 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。

3. 投資信託がいったん登録された場合、会社法の下での主要な要件は、以下のとおり要約される。

3.1 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。

3.2 取締役と役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。

3.3 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。

3.4 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。

3.5 会社の手続きの議事録は、利便性のある場所において維持する。

3.6 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。

4. 会社は、存続期間の限られた会社でありかつ株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモンロー上の忠実義務に服すものとし、とりわけ、注意を払ってかつ会社の最善の利益のために行為しなければならない。

5. 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。

6. 額面株式の発行は認められない。

7. いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。

8. 株式の買戻しも認められる。

9. 株式の償還または買戻しの支払いに加えて、収益または払込剰余金から、会社は株式の買戻しをすることができるが、会社は、資本の支払いの後においても、通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有しなければならない。

10. 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、会社が通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。

11. 免税会社は、今後20年間（さらに10年間の延長が可能）税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。

12. 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、会社登記官に報告しなければならない。

13. 免税会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

B. 免税ユニット・トラスト

1. ユニット・トラストは、（税金または規制の理由により）ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。

2. ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者により形成される。また、投資運用会社がトラストを設立する信託証書の当事者となり、信託証書に基づく権利、義務および債務を有することが一般的になりつつある。

3. ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する英国判例法のほとんどを採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（改正済）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者の利益のために（受益者と称する。）投資運用会社が運用する間、受託会社は、一般的に保管者としてこれを保持する。ユニット・トラストの信託証書の特別条項に従い、各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。

4. 受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

5. 大部分のユニット・トラストは、信託法（改正済）に基づく「免税信託」として信託登記官に登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とししない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。

6. 免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間ケイマン諸島における課税に服しないと約定を取得することができる。

7. 信託は、150年まで存続することができるが、財産永久所有法（Perpetuities Law）（改正済）に規定されている一定の制限的例外に従う。

8. 免税信託は、信託証書の変更を信託登記官に提出しなければならない。

9. 免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

C. 免税リミテッドパートナーシップ

1. 免税リミテッドパートナーシップは、幅広い種類の投資ストラクチャーにおいて用いられる。
2. リミテッドパートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、当該法は、英国の1907年リミテッドパートナーシップ法に基礎を置く。ケイマン諸島の免税リミテッドパートナーシップ法（改正済）は、他の法域のリミテッドパートナーシップ法の諸側面を組み込んでいる。
3. 免税リミテッドパートナーシップは、免税リミテッドパートナーシップ契約を締結するゼネラルパートナー（その一人はケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかあるいは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッドパートナーにより、免税リミテッドパートナーシップ法（改正済）により登録されることによって形成される。登録はゼネラルパートナーが、免税リミテッドパートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
4. 登録にかかわらず、免税リミテッドパートナーシップはそのパートナーから独立した個別の法人ではない。ケイマン諸島法の下では、免税リミテッドパートナーシップのすべての種類の権利または財産（無形資産ならびにキャピタル・コールを行う権利および一もしくは複数のゼネラルパートナーに譲渡されるか帰属するか、その代理で保有されるか、または免税リミテッドパートナーシップの名義で譲渡されるか帰属する当該資産の手取金を受領する権利を含む。）は、ゼネラルパートナーにより保有されるか保有されるとみなされるものとし、ゼネラルパートナーが複数いる場合には、パートナーシップ契約の条件に従い免税リミテッドパートナーシップの資産として信託することによりゼネラルパートナーにより共同名義で保有されるか保有されるとみなされるものとする。同様に、免税リミテッドパートナーシップの業務の遂行においてゼネラルパートナーにより発生する債務または義務は、免税リミテッドパートナーシップの債務または義務であるとみなされるものとする。
5. ゼネラルパートナーは、リミテッドパートナーを除外して免税リミテッドパートナーシップの業務の運営を行う。またリミテッドパートナーが積極的に免税リミテッドパートナーシップの業務の遂行に参加するなどの例外的な状況がなければ、リミテッドパートナーは有限責任を享受する。ゼネラルパートナーの機能、義務および責任の詳細は、免税リミテッドパートナーシップ契約に記載される。
6. ゼネラルパートナーは、誠意をもって、かつ、免税リミテッドパートナーシップ契約とは異なる明確な条項に従いパートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、あるいはパートナーシップ法（改正済）の下での、ゼネラルパートナーシップの法理が適用される。
7. 免税リミテッドパートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - 7.1 ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - 7.2 名称、住所、リミテッドパートナーとなった日付の詳細を含むリミテッドパートナーの登録簿を維持する。
 - 7.3 各リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびにリミテッド・パートナーへの出資額の全部または一部の返還としての支払金額および支払日の記録を維持する。
 - 7.4 リミテッドパートナーによるリミテッドパートナーシップ権益に対する担保設定の詳細を示す担保記録簿を維持する。
8. パートナーシップ契約に従い、各リミテッドパートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
9. パートナーシップ契約に従い、リミテッドパートナーシップ権益は、パートナーシップを解散せずにパートナーシップの出資から何時でも買い戻すことができる。ただし、パートナーシップが支払不能にならないことを条件とする。リミテッドパートナーが自己の出資額のいずれかの部分の返還としての支払金額に相当する支払を受領し、かつ支払が行われる時点でリミテッドパートナーシップが支

払不能でありリミテッドパートナーがかかる支払不能を実際に認識している場合は、かかる支払日から6か月間、リミテッドパートナーは、出資がパートナーシップの資産となる期間内に発生した免税リミテッドパートナーシップの債務または義務を履行するために返済が必要な範囲内で、当該支払金額をパートナーシップに支払う義務を負う。

10. 免税リミテッドパートナーシップは、50年間の期間について将来のケイマン諸島における税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
11. 免税リミテッドパートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッドパートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
12. 免税リミテッドパートナーシップは、リミテッドパートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

4. ケイマン諸島の投資信託に関する準拠法令

A. ミューチュアル・ファンド法および金融庁法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

1. CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までにCIMAにそれを提出するように指示できる。
2. 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはゼネラルパートナー）は、上記1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ12,195.12米ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき609.75米ドルの罰金刑に処せられる。
 - 3.1 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行できるようにするために合理的に要求する情報または説明をCIMAに対して提供するように指示することができる。
 - 3.2 何人でも第3.1項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ121,951.21米ドルの罰金に処せられる。
 - 3.3 第3.1項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、あるいは知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ121,951.21米ドルの罰金に処せられる。
4. 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしているとCIMAが判断したる場合は、CIMAは、グランドコートに投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有している。
 - 5.1 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、5.3項に定めるいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
 - 5.1.1 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合。
 - 5.1.2 規制投資信託がその投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行っているかもしくは行おうとしている場合、または任意にその事業を解散する場合。
 - 5.1.3 免許投資信託である規制投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合。
 - 5.1.4 規制投資信託の指示および管理が適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
 - 5.1.5 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員を務める者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合。

- 5.2 第5.1項に言及した事由が発生したか、あるいは発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- 5.2.1 CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること。
- 5.2.2 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること。
- 5.2.3 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと。
- 5.2.4 CIMAに指示されたときに、会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに対して提出すること。
- 5.3 第5.1項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとりうる行為は以下のとおりとする。
- 5.3.1 投資信託に関するミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託の免許または登録を撤回すること。
- 5.3.2 投資信託が保有するいずれかの投資信託の免許に対して条件を付し、あるいは条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること。
- 5.3.3 投資信託の推進者または運用者の入替えを求めること。
- 5.3.4 事務を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること。
- 5.3.5 投資信託の事務を支配する者を選任すること。
- 5.4 CIMAが5.3.3項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 5.5 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関し第5.3項および第5.4項によりみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 5.6 第5.3.4項または第5.3.5項により選任された者は、当該ファンドの費用負担において選任される。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 5.7 第5.3.5項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 5.8 第5.7項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 5.9 第5.3.4項または第5.3.5項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- 5.9.1 CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
- 5.9.2 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、投資信託の業務についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
- 5.9.3 第5.9.2項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定するその他の情報、報告書および勧告をCIMAに対して提供する。
- 5.10 第5.3.4項もしくは第5.3.5項により選任された者が第5.9項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 5.11 投資信託に関する第5.9項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- 5.11.1 CIMAが特定する方法で投資信託に関する事柄を再編するよう投資信託に要求すること。
- 5.11.2 投資信託が会社の場合、会社法（改正済）の第94（４）条によりグランドコートに対して同会社が同法の規定に従い解散されるように申し立てること。
- 5.11.3 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドの解散を受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること。

5.11.4 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること。

またCIMAは、第5.3.4項.または第5.3.5項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為を実行することができる。

5.12 CIMAが第5.11項の措置を執った場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第5.3項に定めたその他の措置を執るように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。

5.13 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第5.3.1項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。

5.14 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを停止したことまたは任意清算もしくは解散に付されるものと確信したときは、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。

5.15 グランドコートが第5.11.3項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払いを認めることができる。

5.16 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、投資信託が事業を行うこともしくは行おうとすることを停止しまたは任意清算もしくは解散に付されるものと確信したときは、いつでも投資信託の免許または登録を取り消すことができる。

6. CIMAは、あらゆる合理的な時期に、（a）規制法（金融庁法に定義されている。）に基づき規制される者、（b）関係者または（c）問い合わせに関係する情報を有するとCIMAが合理的に信じる者に対し書面で通知を交付することにより、ミューチュアル・ファンド法、金融庁法、その他の規制法またはその他の法律によるかこれらに基づき付与された職務のCIMAによる実行に関連しCIMAが合理的に請求するところにより、上記の者に対し（i）指定情報もしくは指定された種類の情報の提供または（ii）指定文書もしくは指定された種類の文書の提出を請求し、かつケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則に対する遵守の監視を請求することができる。

7. 金融庁法に従い、海外規制当局による請求に応じ援助を提供すべきことにつきCIMAが納得する場合、CIMAは書面により、（a）規制法に基づき規制される者、（b）関係者、（c）規制法に基づき規制に従うべき業務に従事している者または（d）請求が関連する問い合わせに関係する情報を有すると合理的に信じる者に対し、所定の時間内に、（i）請求が関連する問い合わせに関係する事項に係る指定情報もしくは指定された種類の情報をCIMAに提供すること、（ii）上記の問い合わせに関係する指定文書もしくは指定された種類の文書を提出すること、または（iii）上記の問い合わせに係るCIMAが書面で特定する援助をCIMAに対して与えることを書面で指示することができる。

8. ある者が請求もしくは指示の行われた日から3日以内またはCIMAが認めるこれより長い期間内に、第6項に基づく請求または第7項に基づき付与される指示に従わない場合、CIMAは請求または指示の遵守をその者に要求する命令を裁判所に申し立てることができる。

9. 第6項に基づく請求または第7項に基づき付与される指示に関連し、ある者の宣誓による審問が必要であるとCIMAが考える場合、CIMAは裁判所がその者を審問し、審問の結果をCIMAに送付させるよう即決裁判所に申請することができる。

10. 裁判所は第9項に基づく申請をその受領から7日以内に処理し、審問から14日以内に審問結果をCIMAに送付する。

11. 第6項または第7項に基づき文書が提出される場合、CIMAはこれらの謄本または抄本を作成することができる。

12. 弁護士がその依頼人または本人の住所および氏名の提供を請求される場合を除き、いかなる者も、法的手続において法律上の専門家特権に基づき開示または提供を拒絶する権利を有する情報の開示または文書の提供を本項により要求されない。

13. 合理的な理由なく（a）第6項によるCIMAの請求もしくは第7項によるCIMAの指示に従わない者、（b）第6項もしくは第7項の規定を無効とする意図を持って、文書の破棄、汚損、毀損、隠蔽もしくは除去を行う者、または（c）第6項もしくは第7項に従って実行されるCIMAによる問い合わせを故意に妨害する者は、罪に問われ、12,195.21米ドルの罰金の略式処分および121,951.21米ドルの罰金の起訴処分を課され、同人が有罪と決せられる違犯が処分後も継続する場合、同人はさらに違犯を犯していることになり、かかる違犯が継続する一日につき12,195.21米ドルの罰金を課せられる。
14. （a）法人の犯した第6項および第7項に基づく違犯が、法人の取締役、マネージャー、秘書役もしくはその他の類似役員またはかかる資格で行為するとされるあらゆる者の同意もしくは黙認を得て実行されたか、またはこれらの側の過失に帰せられると証明された場合、法人の他、これらの者はかかる違犯について罪を問われ、これに従い法的手続に処せられかつ処罰される。
- （b）法人の業務がその社員により管理される場合、当該社員の管理職務に関連する同人の行為および不履行について、同人が法人の取締役であるものとして第14条（a）項が適用される。
15. ある者が第6項に基づく請求、第7項に基づく指示もしくは第8項に基づく命令に従う場合または第9項に基づく証拠を提供する場合、かかる遵守は、法律によるかまたはこれに基づく情報の開示制限の違犯とはみなされず、民法上の責任を生じるものではない。
16. CIMAは、一定の状況下において、かつ、海外規制当局による求めに応じ援助を提供すべきことにつきCIMAが納得する場合、（a）適格者に対し、CIMAの協力権能の一部の行使を授権しかつ、（b）その協力権能の行使において警察庁長官の支援を求めることができる。
17. 海外の規制当局またはその代理人により実行される問い合わせの対象となる者またはかかる対象の主題である（a）CIMAにより指定された者の業務もしくは業務の側面または（b）CIMAにより指定された主題の調査を目的とする場合を除き、第16項に基づく支援を求めてはならずまたは職権は授与されるものではない。
18. いかなる者も、要求された場合に自己の権限の証拠を提出しない限り、第16項により授与される職権により権限を行使する者が課した要求に従う義務を負うものではない。
19. CIMAが第16項に基づき支援を求めるかまたは権限を授与する場合、支援または権限は、CIMAが決定する方法で提供されるかまたは実行される。またCIMAがかかる権限をある者に授与する場合、同人は当該権限の行使およびその行使結果についてCIMAが要求する方法でCIMAに報告を行う。

B. ミューチュアル・ファンドの取締役の登録および免許

1. 取締役登録及び免許法（改正済）（以下「DRLL」という。）に従い、ミューチュアル・ファンド法に基づき規制されるミューチュアル・ファンドおよび証券投資事業法に基づく「適用除外者」としてまたは同法第5（4）条に基づき登録される大半の会社（以下、併せて「対象会社」という。）の全取締役は、（i）CIMAに登録するかまたは（ii）かかる取締役が（a）20社以上の対象会社の取締役を務める場合または（b）一定の例外に基づく法人取締役である場合は、CIMAによる免許を受けなければならない、いずれの場合も、適切な登録料または免許料を支払わなければならない。
2. DRLLは現時点において、パートナーシップまたはユニット・トラストに該当する対象会社には適用されない。
3. 登録取締役は、専門取締役のカテゴリーに該当しない自然人である。登録取締役は、DRLLに基づき登録を受ける必要がある。
4. 専門取締役は、20社以上の対象会社の取締役として任命されている自然人である。専門取締役は、DRLLに基づき免許を受ける必要がある。ただし、専門取締役が、
- （a）会社管理法に基づき発行される会社管理の免許またはミューチュアル・ファンド法に従い発行されるミューチュアル・ファンド管理会社の免許を保有する会社、または

- (b) 「ファンド管理者」（すなわち、投資運用サービス、投資顧問サービスを提供するかまたはプロモーター（ミューチュアル・ファンド法に定義される。）を務める。）であり、特定の海外規制当局により登録され、または免許を受けている会社（かかる取締役の任命がファンド管理者との関係により発生する場合）

の取締役、従業員、構成員、役員、パートナーまたは株主である場合を除く。

(a) または (b) の場合、専門取締役は、認可の申請ではなく、DRLLに基づく登録を行う必要がある。

5. 法人取締役は、対象会社の取締役に任命された法人である。法人取締役は、会社管理の免許またはミューチュアル・ファンド管理会社の免許（専門取締役にに関して上記に概説されている。）を保有していない限り、免許を受ける必要がある。さらに、一定のその他の登録要件が適用される場合がある。

6. 登録に際し、取締役は、CIMAのオンライン登録システムによりCIMAに対して以下を提出しなければならない。

(a) 以下を含む申請書

- (i) 申請者の氏名、生年月日、国籍および出生国
- (ii) 申請者の主たる居住地の住所および郵送先の住所（居住地の住所と異なる場合）
- (iii) 詐欺行為または不正行為等の刑事上の有罪判決の内容
- (iv) 規制当局、自主規制団体または専門規制機関による不利な指摘、罰金、制裁措置または懲戒処分の内容
- (v) 申請者が取締役を務めるまたは務める予定の対象会社の商号および登録番号

(b) 返金不可の申請料および登録料：853.69米ドル

上記に加え、上記第4項に記載される理由のうちいずれかに基づき免許要件を免除される専門取締役は、個人情報に記載した質問書のすべての項目に記入し、免除の根拠を裏付ける追加の内容および確認書類を提供する必要がある。CIMAは、登録の処理を行うために追加の情報を要求することができ、申請者が (i) 詐欺または不正行為等の犯罪行為を犯している場合または (ii) 規制当局、自主規制団体または専門懲戒機関による不利な指摘、罰金、制裁措置または懲戒処分を受けている場合、通常、申請者の申請を却下することができる。

7. 免許申請に際し、取締役は、CIMAのオンライン登録システムによりCIMAに対して以下を提出しなければならない。

(a) 以下を含む申請書および補足書類

- (i) 申請者の氏名、生年月日、国籍および出生国
- (ii) 申請者の主たる居住地の住所および郵送先の住所（居住地の住所と異なる場合）
- (iii) 個人情報を記載した質問書
- (iv) 3通以上の照会状。うち1通は申請者の人柄に関するもの、1通は申請者の財務状態が健全であることを証するもの、1通は犯罪経歴証明書（またはこれに相当するもの）
- (v) 申請者が取締役を務めるまたは務める予定の対象会社の商号および登録番号
- (vi) 保険加入を証するもの

(b) 返金不可の申請料および認可料：3,658.54米ドル

CIMAは、認可申請の処理を行うために必要なその他の情報を要求することができるが、通常、申請者の (i) 誠実さ、高潔さおよび評判、(ii) 適正および能力、(iii) 財務の健全性を考慮し、申請者が適格であるかを判断する。

8. 会社取締役の免許申請に際し、取締役は、CIMAのオンライン登録システムによりCIMAに対して以下を提出しなければならない。

a. 以下を含む申請書および補足書類

- (i) 外国会社の場合は申請者を代理して送達または通知を受ける権限を有する1名以上の者の氏名および住所
- (ii) 申請者の設立証明書
- (iii) 申請者が取締役を務めるまたは務める予定の対象会社の商号および登録番号
- (iv) 申請者のすべての取締役、管理職および役員の氏名、住所および国籍
- (v) 申請者の発行済株式資本または議決権総数の10%を超えて保有する各株主の氏名、住所および国籍
- (vi) (i) 取締役、管理職および役員、(ii) 申請者の発行済株式資本または議決権総数の10%を超えて保有する株主および実質株主それぞれの個人情報に記載した質問書
- (vii) (i) 取締役、管理職および役員、(ii) 申請者の発行済株式資本または議決権総数の10%を超えて保有する株主および実質株主それぞれに関し、3通以上の照会状。うち1通は人柄に関するもの、1通は財務状態が健全であることを証するもの、1通は犯罪経歴証明書（またはこれに相当するもの）
- (viii) 申請者の基本定款および通常定款（またはこれに相当する設立文書）の写しならびに取締役1名による宣誓書
- (ix) すべての親会社および子会社の商号、主たる事務所および登録事務所の住所
- (x) 海外規制当局で認可または登録されている申請者のすべての親会社および子会社の存続証明書
- (x i) 申請者を規制しているすべての海外規制当局が発行した存続証明書
- (x ii) 保険加入を証するもの
- (b) 返金不可の申請料および認可料：9,756.10米ドル

CIMAは、認可申請の処理を行うために必要なその他の情報を要求することができるが、通常、申請者の(i)誠実さ、高潔さおよび評判、(ii)適正および能力、(iii)財務の健全性を考慮し、申請者が適格であるかを判断する。

認可を受けた場合、法人取締役は、新たな取締役会構成員を任命する前にCIMAの書面による承認を得なければならない。

- 9. 専門取締役および法人取締役は、公認保険会社（すなわち、2010年保険法上認可を受けている保険会社またはCIMAが認めるその他の保険会社）の最小の付保を維持しなければならない。

C. 投資信託管理者に対するCIMAの規制および監督

- 1. CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を受け、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 2. 免許投資信託管理者は、第1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ24,390.24米ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき609.75米ドルの罰金刑に処せられる。
- 3. ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理者として行為し、あるいは事業を営んでいると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対し、ミューチュアル・ファンド法のもとでCIMAの義務を実行できるようにするためにCIMAが合理的に要求する情報および説明をCIMAに対して提出するように指示することができる。
- 4. 第3項により付与された指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ121,951.21米ドルの罰金に課せられる。
- 5. 第3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、あるいは知るべきであるのかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ121,951.21米ドルの罰金に処せられる。

6. CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- 6.1 ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- 6.2 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
7. CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第9項に定める行為を行うことができる。
- 7.1 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないときまたは履行できないおそれがある場合。
- 7.2 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行っているかもしくは行おうとしている場合、または任意にその事業を解散する場合。または、
- 7.3 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
- 7.4 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
- 7.5 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合。
- 7.6 免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合。
8. 第7項に言及した事由が発生したか、あるいは発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- 8.1 免許投資信託管理者の以下の不履行
- 8.1.1 CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うことまたは所定の手数料を支払うこと。
- 8.1.2 CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること。
- 8.1.3 投資信託、またはファンドの設立計画推進者もしくは運用者に関し、条件が満たされていること。
- 8.1.4 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと。
- 8.1.5 CIMAによる指示に従い、名称を変更すること。
- 8.1.6 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること。
- 8.1.7 少なくとも2人の取締役をおくこと。
- 8.1.8 CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること。
- 8.2 CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること。
- 8.3 CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、類似の上級役員またはゼネラルパートナーを選任すること。
- 8.4 CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること。
9. 第7項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りとする。
- 9.1 その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは撤廃すること。
- 9.2 管理者の取締役、類似の上級役員またはゼネラルパートナーの交代を請求すること。
- 9.3 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること。
- 9.4 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること。
- 9.5 投資信託管理者が保有している投資信託管理者免許を取り消すこと。

10. CIMAが第9項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているファンドの投資者とその債権者および当該ファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
11. 第9.3項または第9.4項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任される。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
12. 第9.4項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（清算人または管財人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を管理するために必要な一切の権限を有する。
13. 第12項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
14. 第9.3項または第9.4項により免許投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
 - 14.1 CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - 14.2 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、投資信託の管理者の管理についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理者に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - 14.3 第14.2項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定するその他の情報、報告書および勧告をCIMAに対して提供する。
15. 第9.3項または第9.4項により選任された者が、以下の事由に当たる場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
 - 15.1 第14項の義務に従わない場合、または
 - 15.2 満足できる形で投資信託管理者に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合。
16. 免許投資信託管理者に関する第14項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
 - 16.1 投資信託管理者に対し、CIMAが特定する方法でその業務を再編するように要求すること
 - 16.2 投資信託管理者が会社の場合、会社法（改正済）の第94条によりグランドコートに対して同会社が同法の規定に従い解散されるように申し立てること。またCIMAは、第9.3項または第9.4項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
17. CIMAが第16項の措置を執った場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置を執るよう命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
18. CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
 - 18.1 CIMAが、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことあるいは行おうとすることを停止したことを納得した場合。
 - 18.2 免許保有者が、解散、または清算に付された場合。
19. 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第9項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
20. 投資信託管理者が信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、投資信託管理者は、銀行・信託会社法に基づきCIMAにより規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

D. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

1. 執行官が、CIMAまたは検査官と同じレベル以上の警察官がミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびCIMAまたは警察官が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。

- (i) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること。
- (ii) それらの場所またはその場所にいる他の者を搜索すること。
- (iii) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をすること。
- (iv) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること。
- (v) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録を点検し写しをとること。これが実行できない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと。

2. CIMAが記録を持ち去ったか、またはCIMAに記録が引き渡された場合、CIMAはこれを点検し、写しを取り、抜粋することができるために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

3. 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ243,902.43米ドルの罰金に処せられる。

E. CIMAによる金融庁法上の開示

金融庁法により、CIMAの取締役、役員、従業員、代理人または顧問は、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

- 1. CIMAに関する事柄。
- 2. 規制法に基づきCIMAまたは政府に対してなされた申請。
- 3. 規制法に基づき免許を保有する者（住宅金融組合または信用組合を含む。）に関する事柄。
- 4. 免許保有者により管理されている会社または投資信託の顧客、構成員、依頼人または保険契約者に関する事柄。
- 5. 海外の規制当局によって共有されている情報またはこれに関する通信情報。

ただし、これらの情報は、CIMAが金融庁法またはその他の法律により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

- 1. 例えば秘密情報公開法にもとづき、ケイマン諸島内の管轄裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されあるいは許可された場合。
- 2. 金融庁法、その他の法律またはこれらに基づき制定された規則により付与された職務の実行においてCIMAを補助することを目的とする場合。
- 3. 免許所有者の業務に関する場合、または免許所有者によるか、その同意が任意に付与されている免許所有者、顧客、依頼人、保険契約者、会社もしくは投資信託（場合による。）の権限をもって管理・運用される会社もしくは投資信託の顧客、依頼人、保険契約者の業務に関する場合、またはかかる会社もしくは投資信託に関する場合。
- 4. CIMAが金融庁法またはその他の法律に基づきその職務を実行する際に金融庁法もしくはこれに基づき制定された規則によるかまたは長官とCIMAの間の取引に関連し長官に付与された職務を長官が実行することを可能とするかまたはこれを助ける目的の場合。
- 5. 開示された情報が他の源泉から公衆に提供されるかまたは提供された場合。
- 6. 開示された情報が、免許所有者の身元、または当該情報の関連する免許所有者により管理される会社もしくは投資信託の顧客、依頼人もしくは保険契約者の身元、またはかかる会社もしくは投資信託の身元の確認を可能としない方法で表明された要約または統計に含まれている場合。

7. (i) 刑事手続のためにケイマン諸島の法務長官または法執行機関に対して適法に行われる場合、
(ii) いずれかの者に対する金融庁法に基づき適法に行われる場合、または (iii) 第9項に基づき海外規制当局に適法に行われる場合。
8. (i) 免許所有者の解散もしくは清算または (ii) 免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合。
9. ケイマン諸島外の投資信託規制当局により管理される法令および規則を執行するための民事または行政調査および手続の実行を含む規制上の職務を当該当局が実行することを可能とするために必要な情報を、かかる当局に提供する場合。

上述に規定された認められた状況におけるもの以外の情報を開示するCIMAの取締役、役員、従業員、代理人または顧問は、12,195.12米ドルの罰金および1年間の懲役の略式処分または起訴処分の場合は60,975.60米ドルの罰金および3年間の懲役の処分を課せられる。

F. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な民法上の債務

1. 過失による誤った事実表明

投資信託に係る販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、受託会社、運用者、ゼネラルパートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、かかる者に対し、販売書類中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている部分における不実表示による損失の請求を招く可能性がある。

2. 欺罔的不実表明

事実の欺罔的不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながら、または表明が事実であるとは思わずに、または表明が真実であるか虚偽であるかについて信じることなく注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

3. 契約法（改正済）

契約法の第14（1）条では、当該表明が欺罔的に（意図的に）行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。契約法の第14（2）条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。

一般的事柄としては、当該契約はファンドそのもの（または受託会社）と結ぶので、ファンド（または受託会社）は運用者、ゼネラルパートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者はファンドである。

4. 欺罔に対する訴訟提起

損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下のことを示すならば、欺罔による損害賠償を得ることができる。

(i) 重要な不実の表明が欺罔的になされた。

(ii) そのような不実の表明の結果、受益権を申し込むように仕向けられた。

「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながら、または表明が真実であるとは思わずに、または表明が真実であるか虚偽であるかについて信じることなく注意を払わずに行ったことを意味する。だます意図があったことまたは不実の表明が投資者が受益権を購入するようにさせられた唯一の原因であったことを証明する必要はない。

情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。

表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該表明を明確に訂正せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。

事実の表明に対し、意見または期待の表明は、本項の債務を発生せしめないであろうが、その誤りがあれば不実の表明となるような形で、現存の事実の表明となる方法で文言を作成することができる。

5. 契約上の債務

販売書類はファンド（または受託会社）と受益権分の成約申込者との間の契約の基礎も形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除し、および／または損害賠償を求めてファンド（または受託会社）ならびに／または運用者、設立計画推進者、ゼネラルパートナーおよび／もしくは取締役に対し訴えを提起することができる。

一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと結ぶので、ファンドは取締役、運用者、ゼネラルパートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

6. 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ゼネラルパートナー、取締役、役員または代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

G. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な刑法上の債務

1. 刑法（改正済）第257条

会社の役員（あるいはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者（申込者を含む。）を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるかまたは欺罔的であるような声明または計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、同人は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

2. 刑法（改正済）第247条および第248条

欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、あるいは他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。

この目的上、同人が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」とは、他の者のための取得または他の者をして取得もしくは保有させることを含む。両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、一切の欺罔（未必の故意または故意によるものかを問わない）をいい、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

5. 解散

会社の解散は、会社法（改正済）（および会社法に基づく解散規則）、会社の基本定款および定款に準拠する。解散は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者もしくは会社の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理者が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：上記第4. A. 5. 11. 2項および第4. B. 16項）。剰余資産は、もしあれば、基本定款および定款の規定に従い、株主に分配される。

ユニット・トラストの解散は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託であるトラストを解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第4. A. 5.11.3項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

免税リミテッドパートナーシップの解散および清算は、免税リミテッドパートナーシップ法（改正済）およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、投資信託であるパートナーシップを解散および清算させるべしとの命令を求めて裁判所に申立をする権限を有している（参照：第4. A. 5.11.4項）。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ゼネラルパートナーは解散後、パートナーシップを清算する法的責任を負っている。

6. 税金

1. ユニット・トラスト

現在ケイマン諸島には、トラストの収益に適用される法人税、所得税、キャピタル・ゲイン税、利益税その他の税は存在しない。ケイマン諸島には、贈与税、遺産税または相続税も存在しない。受託者は、信託法（改正済）81条にもとづく保証をケイマン諸島政府から受領しており、トラスト設定日から50年間、所得、資本資産、利益または評価益に対する税、その他遺産税または相続税の性質を有する税を課税する、その後に制定されたケイマンの法律が、ファンドを構成する資産またはトラストに発生する収益に適用されない旨、またはかかる資産または収益についてファンドの受託者または受益者に適用されない旨が保証されている。

2. パートナーシップ

ケイマン諸島の現行法のもとでは、パートナーシップの利益に適用される法人税、所得税、キャピタル・ゲイン税、利益税その他の税は、ケイマン諸島に存在しない。ケイマン諸島においては、贈与税、遺産税または相続税も存在しない。ゼネラル・パートナーは、総督の決定する期間（ただしかかる保証の日から50年を超えない）、所得、収益、利益または評価益に対する税を課税する制定されたケイマン諸島の法律が、パートナーシップまたはリミテッド・パートナーのリミテッド・パートナーシップ権益に適用されない旨、また所得、収益、利益または評価益に課される税、または遺産税または相続税の性質を有する税が、かかるパートナーシップまたはリミテッド・パートナーのリミテッド・パートナーシップ権益について課されない旨の保証をケイマン諸島政府に対し申請し、当該保証をケイマン諸島政府から受領することができる。

3. 会社

現在、ケイマン諸島には直接税は存在せず、免税会社に支払われる利息、配当および利益は、いずれのケイマン諸島の税も課されることなく受領することができる。ケイマン諸島において設立された免税会社は、課税特例法（改正済）6条にもとづく免税について保証をケイマン諸島政府に申請することができ、かかる保証をケイマン諸島政府から受領する予定である。課税特例法第6条は、保証の発行された日から30年以下の期間において、所得、収益、利益または評価益に課税する、ケイマン諸島においてその後に制定された法律が、当該会社の収益または資産に適用されない旨規定する。

（注）投資信託制度の概要において、ケイマン諸島ドルの金額は、便宜上、1ケイマン諸島ドル = 0.82米ドルのレートで換算されている。

第4【参考情報】

ファンドについては、以下の書類が関東財務局長に提出されている。

2018年12月28日 有価証券報告書

2019年3月29日 半期報告書

第5【その他】

該当事項なし。

別紙

定 義 集

「管理事務代行契約」	管理会社と（シンガポール支店を通じて行為する）BNPパリバ・セキュリティーズ・サービスズの間で2014年12月10日付で締結された契約（およびその修正または補足）をいう。
「管理事務代行会社」	本サブ・ファンドの管理事務代行会社としての（シンガポール支店を通じて行為する）BNPパリバ・セキュリティーズ・サービスズをいう。
「AIFM」	本トラストのオルタナティブ投資ファンド運用者としてのJ.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッドをいう。
「AIFMD」	オルタナティブ投資ファンド運用者指令（指令2011／61／EU）（その後の改正を含む。）をいう。
「AIFMD委任規則」	AIFMDを補足する2012年12月19日の委員会委任規則（EU）No. 231／2013をいう。
「AIFMD規則」	2013年英国オルタナティブ投資ファンド運用者規則（その後の改正を含む。）をいう。
「希薄化防止賦課金」	正味申込みまたは買戻しが発生した営業日において、資産の取得または場合により売却に関連する費用によるサブ・ファンドの価値の希薄化から、すべての受益者の利益を保護するために適切であると管理会社が判断することのある金額をいう。
「申込書」	名義書換事務代行会社または募集代行会社（該当するもの）から投資予定者に提供される、サブ・ファンドの受益証券の購入に関する申込書をいう。
「監査人」	本トラストの監査人としてのグラントソントン ケイマン諸島をいう。
「基準通貨」	本サブ・ファンドの基準通貨をいい、オーストラリア・ドルを指す。
「営業日」	東京、ロンドン、シンガポールおよびシドニーにおいて銀行休業日ではない日であって、ニューヨーク証券取引所が業務を行っている日をいう。
「計算代理人」	本件スワップ取引に基づく計算を行う責任を負う事業体としてのJ.P.モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーをいう。
「クラス」	本トラストまたはサブ・ファンドが随時発行する受益証券のクラスをいう。
「クロージング日」	2016年9月29日または管理会社とその絶対的な裁量により決定し、申込者に通知するその他の日をいう。
「本件担保」	スワップ相手方当事者もしくは金融デリバティブ商品のその他の相手方当事者が提供する担保（該当する場合）、および／または場合により資金調達投資をいう。

「相手方当事者」	スワップ相手方当事者、または本トラストがサブ・ファンドのために、サブ・ファンドの勘定で金融デリバティブ商品および／または場合により資金調達投資の取引を行うその他の相手方当事者をいう。
「保管会社」	本サブ・ファンドの保管者としての（シンガポール支店を通じて行為する）BNPパリバ・セキュリティーズ・サービシズをいう。
「保管契約」	受託会社と（シンガポール支店を通じて行為する）BNPパリバ・セキュリティーズ・サービシズの間で2014年12月10日に締結された契約（およびその修正または補足）をいう。
「取引期限」	本サブ・ファンドの受益証券の申込みまたは買戻しの申請に関して、本トラストが関連する申込日または買戻日（該当するもの）に関連する受益証券の申込みまたは買戻しを行うために、本トラストに代わり名義書換事務代行会社が当該申請を受領しなければならない日時をいう。詳しくは本書「第一部 ファンド情報 第2 管理及び運営 1 申込（販売）手続等（1）海外における販売 ②申込手続」をご参照されたい。
「取締役」	管理会社の取締役をいう。
「混乱日」	市場混乱事由が発生した評価日をいう。
「販売会社」	本サブ・ファンドの販売者としての株式会社三井住友銀行をいう。
「賦課金および手数料」	サブ・ファンドに関して、当該サブ・ファンドの資産の当初取得もしくは増加、もしくは追加権利の購入、または受益証券の設定、発行、販売、交換もしくは買戻し、または投資の売却、購入もしくは一部解約に関連してか、または当該賦課金および手数料の支払義務のある取引もしくはディーリングに関し、もしくはそれに先立ち、もしくはそれに関連し、もしくはそれに起因し、もしくはその実行時に支払義務が発生し、もしくは発生する可能性のある証書その他のものに関してかを問わず、一切の印紙税およびその他の賦課金、税金、公租公課、仲介料、銀行手数料、為替スプレッド、利子、名義書換手数料、登録手数料その他の賦課金および手数料をいう。疑義を避けるために付言すると、申込みおよび買戻しの価格の計算時においては、差額準備金（純資産価額を計算する目的で資産が評価された価格と、当該資産が申込みの結果として購入され、買戻しの結果として売却される見積価格との差を考慮したもの）を含むが、これに限定されず、受益証券の販売および購入時に代理人に支払うコミッション、または関連するサブ・ファンドの受益証券の純資産価額を確定する際に考慮されることのあるコミッション、税金、手数料もしくは費用は含まないものとする。
「ERISA」	1974年米国従業員退職所得保障法（その後の改正を含む。）をいう。
「EU」	欧州連合をいう。
「ユーロ」	欧州連合加盟国の単一通貨をいう。

「FATCA」	米国外国口座税務コンプライアンス法（一般に「FATCA」と呼ばれる。）源泉徴収税とは1986年米国内国歳入法第1471項ないし第1474項（その後の改正を含み、以下「歳入法」という。）、その現在または将来の規制もしくは公式解釈、歳入法第1471（b）項に従い締結された合意または財政または規制上の法律、規則もしくは歳入法の当該項の適用に関して締結された政府間合意に従って採用された実務に従い課され、または徴収される米国連邦源泉徴収税をいう。
「金融デリバティブ商品」	金融派生商品をいう（店頭金融デリバティブ商品を含む。）。
「FCA」	英国の金融行為監督機構をいう。
「資金調達投資」	金融市場商品、譲渡可能な有価証券、レポ取引、売戻条件付購入取引、スワップ取引その他これらに類する取引等の金融商品をいう。
「フル・ファンデッド・スワップ」	サブ・ファンドが取引開始時に1回限りの支払を行い、当該スワップのスワップ相手方当事者から裏付資産のパフォーマンスに連動した1回限りまたは複数回の支払を受領する店頭金融デリバティブ商品（スワップとして記録される。）をいう。
「発行価格」	サブ・ファンドの受益証券の当初募集が行われる際の受益証券1口当たりの価格（申込手数料を含まない。）である100豪ドルをいう。
「募集期間」	サブ・ファンドに関して当初発行価格でサブ・ファンドの受益証券の募集が行われた当初の募集期間（2016年9月12日から2016年9月28日まで）をいう。
「仲介人」	（a）第三者のために投資事業により支払いを受ける業務またはそれを含む業務、または（b）第三者のために投資事業において受益権を保有する者をいう。
「管理会社」	本トラストの管理会社としてのJ.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッドをいう。

「市場混乱事由」

ETFエフィシエント指数との関係では、「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針（1）投資方針 — 本債券（d）ETF構成要素」に定める場合をいう。その他の場合、本件スワップ取引に基づき、計算代理人の合理的な商業的意見において、以下のいずれかの事由が発生した場合をいう。

- （a）本件スワップ取引の計算代理人が、本件スワップ取引の時価を計算し、公表することができない場合。
- （b）取引所で取引されている参照資産またはその構成資産について、当該取引所またはその他により取引の停止または制限が課された場合。
- （c）取引所で取引されていない参照資産について、店頭市場における取引の流動性が消滅した場合。
- （d）参照資産については取引所で、または取引所で取引されていない参照資産については店頭市場で、一般にその取引を実行し、またはその時価を取得する市場参加者の能力を混乱させ、または損なう事由が発生した場合。
- （e）予定されていたか否かにかかわらず、取引所が開かれなかった場合。
- （f）予定終了時間前に取引所が終了した場合（実際の終了時間の1時間以上前に当該終了時間の繰上げが発表された場合を除く。）。
- （g）該当する法域内の大手商業銀行の多数が、平日の予定営業終了時刻より前に営業を終了した場合。

取引時間の制限は、関連する取引所または市場の通常営業時間の変更が十分な事前通知をもって発表された結果行われた場合には、市場混乱事由を構成しない。

「最低追加投資額」

各受益者が（最低当初投資額を投資した後に）サブ・ファンドに投資することを管理会社が適宜要求する最低現金額、または場合により受益証券の最低口数（もしあれば）をいい、本サブ・ファンドの最低追加投資額は10口である。

「最低当初投資額」

募集期間中に、サブ・ファンドの受益証券に関する当初投資として各受益者が投資することを管理会社が適宜要求する最低当初現金額、または場合により受益証券の最低口数（もしあれば）をいい、本サブ・ファンドの最低当初投資額は10口である。

「最低買戻金額」

常時買戻可能なサブ・ファンドの受益証券の最低口数または場合により最低価額（もしあれば）をいい、本サブ・ファンドの最低買戻金額は10口である。

「最低保有条件」

英文目論見書または場合によっては関連する英文目論見書補遺に定める、受益者が常時保有しなくてはならないサブ・ファンドの受益証券の最低口数または場合により最低価額（もしあれば）をいい、常に最低買戻金額以上となる。

「金融市場商品」	通常金融市場で取引され、以下のすべての条件を満たす商品という（マネー・マーケット・ファンドの受益証券を含む。）。 （a）流動性が高い、すなわち、7営業日以内に現在価値に近い価格で現金化できること。 （b）常に正確に算定可能な価値を有すること。
「純資産価額」	本書「第一部 ファンド情報 第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要（1）資産の評価」に記載する方法に従い計算される、本トラスト、本サブ・ファンド、クラスまたはシリーズ（該当するもの。）の純資産価額をいう。
「1口当たり純資産価格」	サブ・ファンド（または該当する場合には、当該サブ・ファンドのクラスもしくはシリーズ）の受益証券について、当該サブ・ファンド（または該当する場合には、クラスもしくはシリーズ）の受益証券に帰属する純資産価額を当該サブ・ファンド（または該当する場合には、クラスもしくはシリーズ）の発行済受益証券口数で除したものをいう。
「OECD」	経済協力開発機構をいう。
「募集」	サブ・ファンドの受益証券への申込みの募集をいう。
「普通決議」	本トラストもしくは関連するサブ・ファンドの受益者集会もしくは関連する受益証券に影響を及ぼす事項に関する集会のいずれか該当するものに出席し投票する権利を有する受益者の単純多数により、または本トラストもしくは関連するサブ・ファンドの受益証券の50%以上を表章する、受益者集会に出席し投票する権利を有する受益者の書面による同意により可決された決議をいう。
「店頭金融デリバティブ商品」	店頭取引金融デリバティブ商品をいう。
「PRA」	英国の健全性規制機構をいう。
「英文目論見書」	本トラストに関する英文目論見書（随時の修正および補足を含む。）をいう。
「買戻日」	サブ・ファンドの受益証券の買戻しが可能な関連する営業日を行い、本サブ・ファンドの買戻日は各評価日（ただし、満期日を除く。）および／または管理会社が受益者に事前に通知の上随時決定するその他の日である。
「買戻価格」	本書「第一部 ファンド情報 第2 管理及び運営 2 買戻し手続等」に記載のとおり、受益証券が買い戻される価格（買戻手数料またはその他の手数料、費用もしくは税金の控除前）をいう。
「買戻代金」	本書「第一部 ファンド情報 第2 管理及び運営 2 買戻し手続等」に記載のとおり、買戻価格から買戻手数料およびその他の手数料、コスト、費用、または税金を差し引いた金額をいう。
「買戻請求」	本書「第一部 ファンド情報 第2 管理及び運営 2 買戻し手続等」に記載のとおり提出される、受益証券の買戻しの請求をいう。

「参照資産」	サブ・ファンドが本件スワップ取引を締結した場合において、当該サブ・ファンドが当該本件スワップ取引を通じてエクスポージャーを有する資産（受益証券、指数、金利、その他のレート、外国為替レート、ファンド、コモディティおよび／またはその他の種類の証券もしくは資産を含むが、これらに限定されない。）をいう。
「関連機関」	（a）EEA（欧州連合加盟国、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン）内で認可された信用機関、 （b）（EEA加盟国以外の）1988年7月のバーゼル自己資本比率規制合意の調印国（スイス、カナダ、日本、米国）内で認可された信用機関、または （c）ジャージー島、ガーンジー島、マン島、オーストラリアまたはニュージーランドで認可された信用機関
「シリーズ」	管理会社が設定する受益証券のクラスのシリーズをいう。
「特別決議」	本トラストもしくは関連するサブ・ファンドの受益者集会に出席し投票する権利を有する受益者により当該決議につき投じられた議決権総数の75%以上を構成する多数により、または、本トラストもしくは関連するサブ・ファンドの受益証券の75%以上を表章する、本トラストもしくは当該サブ・ファンドの受益者集会に出席し投票する権利を有する受益者の書面による同意によりそれ相応に承認された決議をいう。
「英ポンド」	英国の法定通貨である英ポンドをいう。
「本サブ・ファンド」	信託証書の条件に従い補遺信託宣言により設定された本トラストのサブ・ファンドであり、独立した別個のトラストを構成する、豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201609をいう。
「申込日」	本サブ・ファンドの受益証券の購入が可能な関連する営業日をいう。
「英文目論見書補遺」	サブ・ファンドに関して、当該サブ・ファンドの受益証券に付随する権利を記載した英文の目論見書補遺をいい、英文目論見書の一部を構成する。
「スワップ相手方当事者」	JPモルガン・チェース・バンク・ナショナル・アソシエーションまたは本件スワップ取引のスワップ相手方当事者として投資運用会社が随時選任するその他の者をいう。JPモルガン・チェース・バンク・ナショナル・アソシエーションは、PRAにより認可されており、FCAによる規制およびPRAによる限定的規制を受けている。
「本件スワップ取引」	サブ・ファンドについて、本トラストのために、本トラストに代わり行為する投資運用会社とスワップ相手方当事者の間のフル・ファンデッド・スワップまたはアンファンデッド・スワップをいう。詳しくは本書「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針（1）投資方針」をご参照されたい。
「譲渡可能な有価証券」	株式およびその他の株式と同等の証券、債券およびその他の形式の証券化された負債、ならびに申込みまたは交換により当該譲渡可能な有価証券を取得できる権利を伴うその他の有価証券をいう。

「名義書換事務代行会社」	本サブ・ファンドの名義書換事務代行者としての（シンガポール支店を通じて行為する）BNPパリバ・セキュリティーズ・サービスズをいう。
「本トラスト」	信託証書に従い設定されたアンブレラ型ユニット・トラストであるパッシム・トラストをいう。
「信託証書」	管理会社と受託会社の間で締結され、2016年4月26日付修正および改訂信託宣言により修正および改訂された2014年12月2日付の本トラストを設定する信託証書（随時の修正を含む。）をいう。
「信託期間」	本トラストの設定日に開始し、当該日から150年間満了後の日から1日引いた日に終了する期間をいう。
「受託会社」	本トラストの受託会社としてのインタートラスト・コーポレート・サービスズ（ケイマン）リミテッドをいう。
「アンファンデッド・スワップ」	サブ・ファンドが定期的に支払を行い、スワップの満期日にスワップ相手方当事者から裏付資産のパフォーマンスに連動した現金支払を受領する店頭金融デリバティブ商品（スワップとして記録される。）をいう。
「英国」	グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国をいう。
「米国」	アメリカ合衆国、その領土および属領、米国の州、ならびにコロンビア特別区をいう。
「受益者」	受益証券の登録保有者をいう。
「受益証券」	信託証書に従い発行された、本サブ・ファンドの資産の受益持分を表章する無額面の受益証券をいい、受益証券の端数を含む。
「米ドル」	米国の法定通貨である米ドルをいう。
「米国人」	管理会社が別段の決定を行わない限り、1933年米国証券法（その後の改訂を含む。）に基づき公布されたレギュレーションSに規定される「米国人」の定義に該当する者をいう。
「評価日」	各営業日をいう。
「評価時点」	本サブ・ファンドの純資産価額が決定される各評価日の該当する時間であり、各評価日に午後11時59分（グリニッジ標準時）をいう。

独立監査人報告書**パッシム・トラストの受託会社御中****監査意見**

我々は、2019年6月30日現在の財政状態計算書、2019年6月30日に終了した年度の包括利益計算書、資本／買戻可能参加型受益証券の保有者に帰属する純資産変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書ならびに関連する財務書類に対する注記から構成される、パッシム・トラスト（以下「トラスト」という。）のサブ・ファンドである、ブラジルリアル建て2倍ブル・ファンド、ブラジルリアル建て2倍ベア・ファンド、中国2倍ブル・ファンド、中国2倍ベア・ファンド、ゴールド2倍ブル・ファンド、ゴールド2倍ベア・ファンド、インド2倍ブル・ファンド、インド2倍ベア・ファンド、リソーシズ・ツイン・アルファ・ブラジルリアル建てファンド、リソーシズ・ツイン・アルファ・トルコリラ建てファンド、リソーシズ・ツイン・アルファ・米ドル建てファンド、豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201609および豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201612（以下、総称して「サブ・ファンド」という。）の財務書類について監査を行った。当該財務書類は、その中に記載される会計方針の下に作成されている。

我々の意見では、添付の財務書類は、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して2019年6月30日現在のサブ・ファンドの財務状態ならびに同日に終了した年度の財務実績およびキャッシュ・フローについて、すべての重要な点において公正に表示しているものと認める。

監査意見を含む本報告書は、全体としてのトラストの受益者のためにのみ、および規制当局への報告目的にのみ作成されている。意見を述べるにあたり、我々が事前に同意書で明確に同意している場合を除き、我々は、その他の目的に対して責任を負わず、また、本報告書を閲覧するその他の者または本報告書を入手する可能性のあるその他の者に対して責任を負うものではない。

意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を行った。これらの基準の下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。我々は国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（以下「IESBA規程」という。）に従ってトラストから独立した立場にあり、また我々はIESBA規程に従って他の倫理的な責任も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

財務書類に対する経営陣および統治責任者の責任

経営陣は、IFRSに準拠して、財務書類の作成および公正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると経営陣が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣は、トラストが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、経営陣がトラストの清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

統治責任者は、トラストの財務報告プロセスを監督する責任を負う。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の監査の目的は、全体としての財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を表明することにある。

合理的な保証は、高い水準の保証であるが、ISAに準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは全体としてみると、当該財務書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

我々は、ISAに準拠して実施する監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持し、また、以下を行う。

- ・不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示を発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、取引等の記録からの除外、虚偽の陳述、または内部統制の無効化が伴うためである。
- ・状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、トラストの内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・経営陣が継続企業を前提として財務書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、トラストの継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務書類の開示に注意を喚起すること、または重要な不確実性に関する財務書類の開示が適切でない場合は、財務書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、トラストは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が対象となる取引および事象を公正表示を実現する方法で表示しているかについて評価する。

我々は、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項について、統治責任者に対して報告を行う。

グラントソントン
ジョージ・タウン、
グランドケイマン
2019年12月19日

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE TRUSTEE OF PASSIM TRUST

Opinion

We have audited the financial statements of the sub-funds BRL 2x Bull Fund, BRL 2x Bear Fund, China 2x Bull Fund, China 2x Bear Fund, Gold 2x Bull Fund, Gold 2x Bear Fund, India 2x Bull Fund, India 2x Bear Fund, Resources Twin Alpha BRL Fund, Resources Twin Alpha TRY Fund, Resources Twin Alpha USD Fund, AUD Target Maturity Bond Fund 201609 and AUD Target Maturity Bond Fund 201612 (together the “sub-funds”) of the PassIM Trust (the “Trust”), which comprise the statement of financial position as at 30 June 2019, statement of comprehensive income, statement of changes in equity/net assets attributable to holders of redeemable units and statement of cash flows for the year ended 30 June 2019 and the related notes to the financial statements. These financial statements have been prepared under the accounting policies set out therein.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects the financial position of the sub-funds as at 30 June 2019 and its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with International Financial Reporting Standards (“IFRS”).

This report, including the opinion, has been prepared for and only for the Trust's unitholders as a body and for regulatory filing purposes only. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (“ISA”). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements section of our report. We are independent of the Trust in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants (“IESBA Code”), and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of Management and Those Charged with Governance for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with IFRS, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Trust's financial reporting process.

Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion.

Reasonable assurance is a high level of assurance but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISA will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISA, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Grant Thornton
George Town,
Grand Cayman
19 December 2019

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

(訳文)

独立監査人の監査報告書

J.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッドのメンバー各位

財務書類の監査に対する報告**監査意見**

J.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッドの財務書類に対する私どもの意見は、以下の通りである。

- ・ 2018年12月31日現在の当社の財政状態および同日に終了した年度における当社の損失について真実かつ公正な概観を提供している。
- ・ 英国において一般に公正妥当と認められる会計慣行（FRS第101号「開示減免のフレームワーク」）により構成される英国会計基準および適用される法律）に準拠して適正に作成されている。
- ・ 2006年会社法の規定に準拠して作成されている。

私どもは、2018年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了した年度における損益計算書、包括利益計算書および株主資本変動計算書ならびに重要な会計方針の記載を含む財務書類に対する注記により構成されている、財務書類について監査を行った。

監査意見の根拠

私どもは、国際監査基準（英国）（以下「ISA（英国）」という。）および適用される法律に準拠して監査を行った。ISA（英国）のもとでの私どもの責任は、当報告書の「財務書類監査に対する監査人の責任」において詳述されている。私どもは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

独立性

私どもは、FRC倫理基準を含む、英国における財務書類の監査に関連のある倫理規定に基づき当社に対して独立性を保持しており、また、当該規定で定められるその他の倫理上の責任を果たしている。

継続企業の前提に関する結論

私どもは、ISA（英国）により以下の場合について報告を求められる：

- ・ 取締役が財務書類の作成において、継続企業の前提により会計処理を実施することが、適切ではない場合。
- ・ 取締役が、財務書類の公表が承認される日から12か月以内の期間に、当社が継続企業の前提に基づいた会計処理を引き続き適用する能力について重要な疑義を生じさせ得る、特定された重要な不確実性を財務書類に開示していない場合。

私どもは、上記について、報告すべきものはない。

しかしながら、将来のすべての事象または状況を予見することはできないため、当報告書は当社の継続企業として存続する能力を保証するものではない。例えば、英国のEU離脱に関する条件が不明であり、当社の取引、顧客、取引先および経済全体に対して起こり得るすべての関連事項を評価することは困難である。

その他の記載内容の報告

年次報告書のうち財務書類および監査報告書以外のすべての情報は、その他の記載内容を構成する。取締役は、その他の記載内容に対して責任を有している。私どもの財務書類に対する監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって私どもは、当該その他の記載内容に対して、監査意見、または当報告書で明確に記載された範囲を除き、いかなる保証も表明しない。

財務書類監査における私どもの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務書類または私どもが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか考慮すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な虚偽記載の兆候があるかどうか留意することにある。私どもは、明らかに重要な不一致または重要な虚偽記載を識別した場合には、財務書類の重要な虚偽表示であるのか、またはその他の記載内容の重要な虚偽記載であるのかを結論付けるための手続を実施するよう求められている。私どもは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽記載があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。私どもは、これらの責任に基づき報告すべき事項はない。

私どもは、戦略レポートおよび取締役報告書について、英国における2006年会社法が求める開示事項が含まれているかについても検討した。

また私どもは、ISA（英国）により、上記の責任および監査の過程において実施した作業に基づいて、以下に記載される特定の意見および事項を報告することが求められている。

戦略レポートおよび取締役報告書

監査の過程において行った作業に基づく私どもの意見では、2018年12月31日をもって終了した年度における戦略レポートおよび取締役報告書に含まれる情報は、当該財務書類と整合しており、適用法の要件に準拠して作成されている。

監査の過程で入手した当社の知識および理解ならびにその状況を考慮した上で、私どもは、戦略レポートおよび取締役報告書においていかなる重要な虚偽表示も認識しなかった。

財務書類および監査に関する責任

財務書類に関する取締役の責任

取締役の責任の記載に詳述の通り、取締役は適切なフレームワークに準拠して財務書類を作成し、当該財務書類が真実かつ公正な概観を提供するものであることを充足させる責任を有している。また取締役は不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するために取締役が必要と判断した内部統制に対する責任を有している。

財務書類を作成するに当たり、取締役は、当社が継続企業として存続する能力があるかどうかを評価し、必要がある場合には当該継続企業の前提に関する事項を開示する責任を有し、また、取締役が当社の清算もしくは事業停止の意図があるか、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除き、継続企業の前提に基づいて財務書類を作成する責任を有している。

財務書類の監査に関する監査人の責任

私どもの監査の目的は、全体としての財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を含む監査報告書を作成することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、ISA（英国）に準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

財務書類監査に関する私どもの責任の詳細については、FRCのウェブサイト

www.frc.org.uk/auditors_responsibilitiesに示されている。当記載は私どもの監査報告書の一部を構成する。

当報告書の利用

監査意見を含む当報告書は、2006年会社法第3章第16条に準拠して機関としての会社のメンバーのためにのみ作成されたものであり、その他の目的はない。意見を述べるにあたり、私どもが事前に同意書で明確に同意している場合を除き、私どもは、その他の目的に対して責任を負わず、また、当報告書を閲覧するその他の者または当報告書を入手する可能性のあるその他の者に対して責任を負うものではない。

報告を要求されているその他の事項

2006年会社法による例外事項の報告

2006年会社法に基づき、私どもは、以下に該当する事項がある場合、私どもの意見としてその報告を要求されている。

- ・ 私どもの監査に必要なすべての情報および説明を私どもが受領していない場合。
- ・ 当社が適切な会計記録を保持していない、あるいは私どもが往査をしていない支店から私どもの監査に対して十分な回答を得ていない場合。
- ・ 法で定められた取締役報酬の一定の開示が行われていない場合。
- ・ 財務書類が会計記録および回答と一致していない場合。

この責任に基づき報告すべき例外事項はない。

シーナ・コウチャーニョ

プライスウォーターハウスクーパース エルエルピーを代表して

勅許会計士、法定監査人

ロンドン

2019年4月18日

注：この監査報告書の訳文は、英語で作成された原文監査報告書を翻訳したものです。訳文が原文監査報告書の内容を正確に表すことを確保するために相当な注意が払われていますが、情報、見解または意見のあらゆる解釈において、英語版の原文監査報告書がこの訳文に優先します。

Independent auditors' report to the members of J.P. Morgan Mansart Management Limited**Report on the audit of the financial statements****Opinion**

In our opinion, J. P. Morgan Mansart Management Limited's financial statements:

- give a true and fair view of the state of the company's affairs as at 31 December 2018 and of its loss for the year then ended;
- have been properly prepared in accordance with United Kingdom Generally Accepted Accounting Practice (United Kingdom Accounting Standards, comprising FRS 101 Reduced Disclosure Framework, and applicable law); and
- have been prepared in accordance with the requirements of the Companies Act 2006.

We have audited the financial statements, included within the Annual Report, which comprise: the Balance Sheet as at 31 December 2018; the Income statement, the Statement of comprehensive income, the Statement of changes in equity for the year then ended; and the notes to the financial statements, which include a description of the significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK) ("ISAs (UK)") and applicable law. Our responsibilities under ISAs (UK) are further described in the Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements section of our report. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We remained independent of the company in accordance with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the UK, which includes the FRC's Ethical Standard, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements.

Conclusions relating to going concern

ISAs (UK) require us to report to you when:

- the directors' use of the going concern basis of accounting in the preparation of the financial statements is not appropriate; or
- the directors have not disclosed in the financial statements any identified material uncertainties that may cast significant doubt about the company's ability to continue to adopt the going concern basis of accounting for a period of at least twelve months from the date when the financial statements are authorised for issue.

We have nothing to report in respect of the above matters.

However, because not all future events or conditions can be predicted, this statement is not a guarantee as to the company's ability to continue as a going concern. For example, the terms on which the United Kingdom may withdraw from the European Union are not clear, and it is difficult to evaluate all of the potential implications on the company's trade, customers, suppliers and the wider economy.

Reporting on other information

The other information comprises all of the information in the Annual Report other than the financial statements and our auditors' report thereon. The directors are responsible for the other information. Our opinion on the financial statements does not cover the other information and, accordingly, we do not express an audit opinion or, except to the extent otherwise explicitly stated in this report, any form of assurance thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If we identify an apparent material inconsistency or material misstatement, we are required to perform procedures to conclude whether there is a material misstatement of the financial statements or a material misstatement of the other information. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report based on these responsibilities.

With respect to the Strategic Report and Directors' Report, we also considered whether the disclosures required by the UK Companies Act 2006 have been included.

Based on the responsibilities described above and our work undertaken in the course of the audit, ISAs (UK) require us also to report certain opinions and matters as described below.

Strategic Report and Directors' Report

In our opinion, based on the work undertaken in the course of the audit, the information given in the Strategic Report and Directors' Report for the year ended 31 December 2018 is consistent with the financial statements and has been prepared in accordance with applicable legal requirements.

In light of the knowledge and understanding of the company and its environment obtained in the course of the audit, we did not identify any material misstatements in the Strategic Report and Directors' Report.

Responsibilities for the financial statements and the audit

Responsibilities of the directors for the financial statements

As explained more fully in the Statement of directors' responsibilities set out on page 10, the directors are responsible for the preparation of the financial statements in accordance with the applicable framework and for being satisfied that they give a true and fair view. The directors are also responsible for such internal control as they determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the company's ability to continue as a going concern, disclosing as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the directors either intend to liquidate the company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs (UK) will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

A further description of our responsibilities for the audit of the financial statements is located on the FRC's website at: www.frc.org.uk/auditors-responsibilities. This description forms part of our auditors' report.

Use of this report

This report, including the opinions, has been prepared for and only for the company's members as a body in accordance with Chapter 3 of Part 16 of the Companies Act 2006 and for no other purpose. We do not, in giving these opinions, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

Other required reporting**Companies Act 2006 exception reporting**

Under the Companies Act 2006 we are required to report to you if, in our opinion:

- we have not received all the information and explanations we require for our audit; or
- adequate accounting records have not been kept by the company, or returns adequate for our audit have not been received from branches not visited by us; or
- certain disclosures of directors' remuneration specified by law are not made; or
- the financial statements are not in agreement with the accounting records and returns.

We have no exceptions to report arising from this responsibility.

Sheena Coutinho
for and on behalf of PricewaterhouseCoopers LLP
Chartered Accountants and Statutory Auditors
London
18th April 2019

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本証明書付き写しは本書提出代理人が別途保管している。